令和２年２月定例会

長 崎 県 議 会 会 議 録

長 崎 県 議 会

令和２年２月定例会

令和２年２月定例会日程表（結果）

月　日	曜	内　　容　　等	備　　考
２．２５	火	**本会議**（議案上程） （開会、新任の幹部職員紹介 、選挙管理委員紹介、議席の一部変更、会期決定、会議録署名議員指名、議長報告、各特別委員長報告、意見書上程、質疑・討論、採決、常任委員会及び議会運営委員会の委員並びに正副委員長選任、特別委員会設置の件、特別委員会委員及び正副委員長選任、長崎県病院企業団議会議員選挙、議案一括上程（第1号議案乃至第93号議案）、知事議案説明、上程議案のうち、第72号議案、第91号議案及び第92号議案・予算決算委員会に付託、散会） 予算決算委員会 議会運営委員会 常任委員会（総務、文教厚生、環境生活、農水経済）	質問通告締切
２６	水	常任委員会・予算決算委員会（分科会） （総務、文教厚生、環境生活、農水経済）	
２７	木	予算決算委員会 議会運営委員会 **本会議**（開議、予算決算委員長審査結果報告、質疑・討論、採決、散会） 予算決算委員会（概要説明）	
２８	金	（議案調査）	質問通告内容事前調整期限
２９	土	常任委員会（文教厚生）	
３．１	日		
２	月		請願受付締切
３	火	議会運営委員会 **本会議**（開議、一般質問、散会）	予算総括質疑質疑通告締切
４	水	**本会議**（開議、一般質問、散会）	陳情受付締切
５	木	**本会議**（開議、一般質問、上程議案委員会付託、請願上程、委員会付託、散会） 議会運営委員会	会派･議員提出決議案等締切
６	金	予算決算委員会（総括質疑）	
７	土		
８	日		

月　日	曜	内　　容　　等	備　　考
９	月	常任委員会・予算決算委員会（分科会） （総務、文教厚生、環境生活、農水経済）	
１０	火	常任委員会・予算決算委員会（分科会） （総務、文教厚生、環境生活、農水経済）	
１１	水	常任委員会・予算決算委員会（分科会） （総務、文教厚生、環境生活、農水経済）	
１２	木	常任委員会・予算決算委員会（分科会） （総務） 常任委員会（文教厚生）	
１３	金		
１４	土		
１５	日		
１６	月	議会運営委員会	
１７	火	予算決算委員会（分科会長報告、採決） 議会運営委員会	
１８	水		
１９	木	**本会議**（議案採決） （開議、議長報告、追加議案上程（第94号議案）、知事追加議案説明、第94号議案、質疑・討論、採決、第93号議案、質疑・討論、採決、委員長審査結果報告、質疑・討論、採決、意見書等上程、質疑・討論、採決、発議第194号乃至発議第196号上程、質疑・討論、採決、議会閉会中委員会付託事件の採決、知事あいさつ、議長あいさつ、閉会）	

（会期　２４日間）

目　　次

第１日目（２月２５日）本会議（議案上程）

一、議事日程 …… 1
一、出席議員 …… 2
一、説明のため出席した者 …… 2
一、開　　会 …… 3
一、新任の幹部職員紹介 …… 3
一、長崎県選挙管理委員紹介 …… 3
一、議席の一部変更・決定 …… 3
一、会期の決定 …… 3
一、会議録署名議員指名 …… 3
一、議長報告 …… 3
一、各特別委員会委員長の報告（付議事件の調査に関する経過報告） …… 3
一、離島・半島地域振興特別委員長報告 …… 3
一、ＩＲ・観光振興対策特別委員長報告 …… 5
一、九州新幹線西九州ルート・交通対策特別委員長報告 …… 7
一、各特別委員会から、知事あて、意見書提出方の動議・提出 …… 8
一、上記・離島・半島地域振興特別委員会より、「離島・半島地域の振興対策について」・動議提出 …… 8
一、上記・動議・可決 …… 9
一、上記・ＩＲ・観光振興対策特別委員会より、「ＩＲ推進及び観光振興について」・動議提出 …… 9
一、上記について、質疑・討論 …… 9
一、堀江ひとみ議員、上記について、反対討論 …… 9
一、前田哲也議員、上記について、賛成討論 …… 9
一、上記・動議・可決 …… 11
一、上記・九州新幹線西九州ルート・交通対策特別委員会より、「九州新幹線西九州ルートの整備促進・交通対策について」・動議提出 …… 11
一、上記について、質疑・討論 …… 11
一、堀江ひとみ議員、上記について、反対討論 …… 11
一、小林克敏議員、上記について、賛成討論 …… 12
一、上記・動議・可決 …… 12
一、常任委員会及び議会運営委員会の委員並びに正副委員長の選任・決定 …… 12
一、「離島・半島地域振興特別委員会」、「観光振興・交通対策対策特別委員会」、「人口減少・雇用対策特別委員会」、設置・決定 …… 13
一、特別委員会の付議事件等一覧表・決定 …… 13
一、各特別委員会委員並びに正副委員長の選任・決定 …… 13
一、長崎県病院企業団議会議員選挙 …… 13

一、上記、当選（近藤智昭議員、大場博文議員）…… 14
一、議案一括上程（第1号議案乃至第93号議案）…… 14
一、上記・知事議案説明 …… 14
一、上記・上程議案のうち、第72号議案、第91号議案及び第92号議案・予算決算委員会に付託 …… 28
一、散　　会 …… 28

予算決算委員会
議会運営委員会
常任委員会（総務、文教厚生、環境生活、農水経済）

第２日目（２月２６日）常任委員会・予算決算委員会（分科会）
（総務、文教厚生、環境生活、農水経済）

第３日目（２月２７日）予算決算委員会（分科会長報告、採決）
議会運営委員会
本会議

一、議事日程 …… 29
一、出席議員 …… 30
一、説明のため出席した者 …… 30
一、開　　議 …… 31

△委員長報告

一、予算決算委員長報告 …… 31
一、第72号議案・原案可決 …… 32
一、その他の議案・原案可決 …… 32
一、散　　会 …… 32

予算決算委員会（概要説明）

第４日目（２月２８日）（議案調査）
第５日目（２月２９日）常任委員会（文教厚生）
第６日目（３月　１日）
第７日目（３月　２日）（議案調査）
第８日目（３月　３日）議会運営委員会
本会議

一、議事日程 …… 33
一、出席議員 …… 34
一、説明のため出席した者 …… 34
一、開　　議 …… 35

△県政一般に対する質問

一、八江利春議員質問 …… 35

・令和2年度の当初予算について …… 35
（当初予算案にどのような思い、決意を込めて編成されたのか） …… 35
・九州新幹線西九州ルート全線フル規格化への取り組みについて …… 35
（現状認識と今後の対応についての考えは） …… 36
・新型コロナウイルス感染拡大と長崎県の対応について（新型コロナウイルス感染症対策について） …… 36
（新型コロナウイルス感染症に対して、相談窓口や医療体制について、現在どのような対応を行っているのか、今後の感染拡大に備えて、どのような対策を考えているのか） …… 36
・新型コロナウイルスの観光面への影響について …… 36
（新型コロナウイルスの本県観光への影響とその対応はどうか） …… 36
・ＩＲ誘致促進について …… 36
（ＩＲ導入による経済波及効果や雇用創出効果をどのように見込んでいるのか） …… 37
・文化芸術の振興と国民文化祭の誘致について …… 37
（地域における文化芸術振興への取組と国民文化祭の長崎での開催について、どのように考えているか） …… 37
・ドローンの普及と県の管理組織について（県の管理組織について） …… 37
（ドローンの活用と管理を担う担当組織を設置することを提案したいが、県の考えを伺いたい） …… 37
・ドローンによる農薬散布の現状と今後の推進方策について …… 38
（本県でのドローンによる農薬散布の現状はどうなっているのか、また県として、今後どのように推進するのか） …… 38
・有明海沿岸道路建設の促進について …… 38
（有明海沿岸道路としての鹿島から諫早間の位置づけについては） …… 38
・県央振興局の組織再編と移転建設について …… 38
（振興局の見直しの計画と進捗状況及び早期の建設への意気込みを） …… 38
・諫早湾干拓事業と本明川利活用による日本一のボート場整備について …… 38
（県として、どのように本明川のボート場を整備しようとしているのか） …… 38
（地域経済の活性化や諫早湾干拓地のイメージアップにつながるよう、本明川のボート場で全国規模の大会を開催してはどうか） …… 39
・農業振興と施設園芸の環境制御技術の普及について …… 39
（「いちご」での環境制御技術の確立と普及を図るための事業について、その取組内容と将来的な成果をどのように考えているのか） …… 39
・日本の商業捕鯨再開の現状と今後の取り組みについて …… 39
（本県で捕鯨の許可を取得することはできないのか。また、鯨肉消費日本一の長崎を鯨肉の流通基地とすることを目指すべきではないのか） …… 39
・健康長寿日本一への取り組みについて …… 39
（高齢者の社会参加は生きがいや健康にもつながる重要な取組であるが、県としてどのように考えているのか） …… 40
知事答弁 …… 40

文化観光国際部長答弁 …… 42
総務部長答弁 …… 42
農林部長答弁 …… 43
土木部長答弁 …… 43
企画振興部長答弁 …… 44
水産部長答弁 …… 44
福祉保健部長答弁 …… 45
八江利春議員質問 …… 45
・新型コロナウイルス感染拡大について …… 45
・本明川下流域のボート場の施設整備について …… 45
平田副知事答弁 …… 46
八江利春議員質問 …… 46
企画振興部長答弁 …… 46
八江利春議員質問 …… 46
・国民文化祭の開催について …… 47
知事答弁 …… 47
八江利春議員質問 …… 47
・九州新幹線西九州ルートの問題について …… 47
知事答弁 …… 48
一、休　　憩 …… 48
一、再　　開 …… 49
一、山本啓介議員質問 …… 49
・令和2年度当初予算編成について（本県の財政状況） …… 49
（令和2年度当初予算における本県の財政は、どのような状況であるのか） …… 49
・当初予算のポイントと県勢発展のための投資について …… 50
（令和2年度当初予算における投資的観点からの施策はどのように講じられているのか） …… 50
・重要政策の推進について（人口減少社会対策） …… 50
（本県人口の推移について、産業ごと、地域ごとにどう把握しているのか） …… 50
（将来を考えた時、集落・コミュニティが維持され、その価値が再評価されることが重要と考えるが、その観点で、令和2年度予算に計上された事業があるのか） …… 50
・九州新幹線西九州ルートの整備 …… 50
（整備新幹線の今後の見通し及びスケジュールについて） …… 51
（長崎駅周辺の交通結節対策の事業化や完成の目途、また、完成までの間の利便性をどのように確保していくのか） …… 51
・特定複合観光施設区域整備 …… 51
（九州各県や経済界とのトップ会談等を積極的に行い、九州や県内の準備等を進める必要があるのではないか） …… 52
・県庁舎跡地の活用 …… 52
（ホール整備が市役所跡地となる中、「広場」、「交流･おもてなしの空間」、「文化芸術

ホール」を柱とする現在の活用策をどのように見直していくのか）…… 52
・石木ダムの建設　…… 52
（司法判断も示される中で、石木ダムをどのように推進していくのか）…… 53
・犯罪被害者等支援条例について　…… 53
（長崎県犯罪被害者等支援条例施行後のこれまでの取組と、県民の理解の増進等にかかる今後の取組について）…… 53
・将来の国の新しい形との連動（地球温暖化などの気候変動に関する取り組み）…… 53
（地球温暖化による影響及び壱岐市の気候非常事態宣言に対する認識はどうか、また県の動きにつながるものはあるのか）…… 53
・国際的な取り組みに機能する体制づくり　…… 53
（国際課の位置づけ、国際的な人材の確保の取組、国際課が主体的に取り組んでいる事業について）…… 53
・人材確保対策について
（産業界の人材確保の進め方について）…… 53
（知事が掲げる新産業の推進について、分野ごとのスケジュールやエリア、具体的な展望は）…… 54
・離島振興について（有人国境離島法による成果と今後の対策）…… 54
（有人国境離島法による取組の成果）…… 54
・水産業の振興　…… 54
（漁家子弟に対する県の認識と支援について）…… 54
・新型コロナウイルス感染症について　…… 54
（新型コロナウイルス感染症対策について、こども政策局における新たな情報及び取り組みについて、説明いただきたい）…… 54
知事答弁　…… 54
企画振興部長答弁　…… 57
土木部長答弁　…… 58
県民生活部長答弁　…… 59
文化観光国際部政策監答弁　…… 59
産業労働部長答弁　…… 59
水産部長答弁　…… 60
こども政策局長答弁　…… 60
山本啓介議員質問　…… 60
・新型コロナウイルスの対策の取組について　…… 60
・総合計画期間のこの4年間の取組について、総合計画、予算編成、財政状況の評価と最終年度の結果に対する思いについて　…… 61
知事答弁　…… 61
山本啓介議員質問　…… 62
・有人国境離島法による成果と今後の対策について　…… 62
（3年間の成果をさらに伸ばすためには、これまでどおりでは足りない。国の制度の活用だけではなく、それを重層的にしていくための県の取組、今後の打ち込みどこ

ろを踏まえた改善点として、どういったことが考えられるか） …… 62
企画振興部政策監答弁 …… 62
山本啓介議員質問 …… 62
・五島市が社会増に転じた中身を見ると雇用や移住の取組において成果を生み出したポイントがあるはず、それらの情報を互いに共有することが重要であるが、今こそ県がリーダーシップを発揮し、連携体制の構築に努めるべきと思うが、いかがか … 62
企画振興部政策監答弁 …… 62
山本啓介議員質問 …… 63
・いか釣り不振で緊急対策は講じてもらったが、不漁が長期化した場合の継続的な支援を求めたい …… 63
水産部長答弁 …… 63
山本啓介議員質問 …… 64
・民間の力も取り入れながら、官民や自治体間の連携による組織をつくり、国際戦略を進めるべき …… 64
文化観光国際部政策監答弁 …… 64
山本啓介議員質問 …… 64
・総合計画について、いま一度、全地域がしっかりと発展する取組について、伺いたい …… 64
知事答弁 …… 64
一、休　　憩 …… 65
一、再　　開 …… 65
一、中島廣義議員質問 …… 65
・人口減少対策について …… 65
（過去10年間の企業誘致と工業団地の整備の状況について、また、今後、若者の県内流出に歯止めをかけるため、どのような企業誘致に取り組んでいくのか） …… 65
（高校生や大学生に対する、長崎県の暮らしやすさや都会で生活する場合と比べた収支などのＰＲについて） …… 65
（移住実績について、ＵＩターン別、性別、年齢、前住所、移住先、移住後の職業、定住率がどうなっているのか） …… 65
（移住実績の詳細の結果を受け、どのように移住者の増加に向けて取り組むのか） …… 66
（条件不利地域における集落の現状と、集落を消滅させないため集落の維持・活性化対策の強化にどのように取り組んでいるのか） …… 66
（今年度、県の結婚支援策により、何組が結婚に至ったのか。次年度、成婚数の増加に向け、どのような取組を展開していくのか） …… 66
・県民所得向上対策について …… 66
（県民所得向上対策の現在の状況はどうか） …… 67
（県民所得向上対策において、個人の所得を引き上げるために、どういった取組を行っていくのか） …… 67
・石木ダムについて …… 67
（石木ダム事業を取り巻く様々な状況を踏まえ、今後、事業にどのように取り組んで

いくのか） …… 67
・林業の振興について …… 67
（市町の森林環境譲与税の活用状況と県の支援体制について） …… 68
（林業の担い手確保に対する県の考え方について） …… 68
・県庁舎跡地活用について …… 68
（これまでの議論の積み重ねを県としてどのように認識し、今後の活用策の検討を進めていくつもりなのか、確認したい） …… 68
（早期の賑わいを創出してほしいとの声もあるが、県としてどのように対応していくのか） …… 68
・道路整備について …… 68
（東彼杵道路及び国道205号の整備促進に向けた県の考えについて） …… 68
・陶磁器産業の振興について …… 69
（型製造業者や生地製造業者への支援とともに、伝統技術の承継に対する支援も必要と考えるが、現在の取組は） …… 69
（「陶磁器産業活性化推進本部」の今年度の状況について） …… 69
・千綿女子高等学園跡地活用について …… 69
（千綿女子高等学園跡地の活用策について、県としてどのように考えているのか） …… 69
知事答弁 …… 69
産業労働部長答弁 …… 71
産業労働部政策監答弁 …… 72
企画振興部長答弁 …… 72
こども政策局長答弁 …… 74
農林部長答弁 …… 74
土木部長答弁 …… 75
中島廣義議員質問 …… 75
・今後の企業誘致について …… 75
産業労働部長答弁 …… 76
中島廣義議員質問 …… 76
・人口減少対策について …… 76
知事答弁 …… 77
一、休　　憩 …… 77
一、再　　開 …… 77
一、深堀ひろし議員質問 …… 77
・長崎県2040年研究会からの提言について …… 78
（研究会からの提言に対する知事の所感） …… 78
知事答弁 …… 78
深堀ひろし議員質問 …… 79
・県政策への反映 …… 79
（具体的な手法） …… 79
企画振興部長答弁 …… 79

深堀ひろし議員質問　…… 79
・県独自のビジョン策定　…… 80
企画振興部長答弁　…… 81
深堀ひろし議員質問　…… 81
・2040年問題について　…… 81
企画振興部長答弁　…… 82
深堀ひろし議員質問　…… 82
企画振興部長答弁　…… 82
深堀ひろし議員質問　…… 82
・公共交通対策について（地域公共交通活性化再生法等の見直しについて）…… 82
（国の検討状況）…… 82
企画振興部長答弁　…… 82
深堀ひろし議員質問　…… 83
・熊本市での取り組み　…… 83
企画振興部長答弁　…… 83
深堀ひろし議員質問　…… 83
・新規事業の地域公共交通再編推進事業　…… 83
企画振興部長答弁　…… 84
深堀ひろし議員質問　…… 84
・交通結節等検討会議について　…… 84
（2/19第2回検討会議の検討状況は）　…… 84
土木部長答弁　…… 84
深堀ひろし議員質問　…… 85
・官と民の役割分担をどのように考えているのか　…… 85
土木部長答弁　…… 85
深堀ひろし議員質問　…… 85
・人口減少対策について（社会減の状況）…… 85
（達成状況の確認）…… 85
企画振興部長答弁　…… 85
深堀ひろし議員質問　…… 86
・目標未達予定に対する見解・原因分析　…… 86
企画振興部長答弁　…… 86
深堀ひろし議員質問　…… 86
・女性対策　…… 86
企画振興部長答弁　…… 86
深堀ひろし議員質問　…… 87
・若者対策　…… 87
産業労働部政策監答弁　…… 87
深堀ひろし議員質問　…… 87
産業労働部政策監答弁　…… 88

深堀ひろし議員質問 …… 88
・県外に進学する学生のＵターン就職について …… 88
産業労働部政策監答弁 …… 88
深堀ひろし議員質問 …… 88
知事答弁 …… 89
深堀ひろし議員質問 …… 89
・県内の高校と専修学校の生徒数の割合について …… 89
産業労働部政策監答弁 …… 90
深堀ひろし議員質問 …… 90
・長崎南北幹線道路について（事業の現状） …… 91
（ルートや建設費の概要） …… 91
土木部長答弁 …… 91
深堀ひろし議員質問 …… 91
・着工までの道筋と工期の考え方 …… 91
土木部長答弁 …… 91
深堀ひろし議員質問 …… 92
・国道206号の交通量は、一日4万台から5万台だが、10年ぐらい先を見越して、
この交通量は、変わるのか、変わらないのか …… 92
土木部長答弁 …… 93
深堀ひろし議員質問 …… 92
・川平有料道路の料金値下げについて …… 92
土木部長答弁 …… 93
深堀ひろし議員発言 …… 93
一、散　　会 …… 93
第９日目（３月４日）本会議
一、議事日程 …… 95
一、出席議員 …… 96
一、説明のため出席した者 …… 96
一、開　　議 …… 97

△県政一般に対する質問

一、久保田将誠議員質問 …… 97
・移住促進と持続可能な地域づくりについて（さらなる移住促進対策に向けた
取組について） …… 97
（移住をさらに促進するため、現状や課題を踏まえた必要な改善を図ることが、
移住者のさらなる拡大につながると思うが、県の考えを） …… 97
・集落維持・活性化について …… 97
（人口減少や高齢化が国より早く進んでいる本県の集落対策について、どのように
取り組もうとしているのか） …… 98

・新たな過疎法の制定について …… 98
（新たな過疎法の制定に向け、これまでどのような要望活動を行ってきたのか、
また今後どのように取り組んでいくのか） …… 98
・水産業の振興について（漁港の防災・減災対策について） …… 98
（防災・減災の観点から、水産基盤整備のあり方について、県としての考えは） …… 98
・漁業協同組合の合併推進について …… 98
（県は漁協合併をどのように捉え、どのように対応するのか） …… 99
・水産物の輸出促進について …… 99
（水産物の輸出の現状と今後の取組について） …… 99
・農業の振興について（新規就農者の確保について） …… 99
（本県の農業を担う新規就農者の確保について、これまでの取組実績と今後どのような
対策を進めていくのか） …… 99
・「長崎和牛」の銘柄確立について …… 99
（長崎和牛を県内外にアピールして、生産者の所得向上につなげていくために、県は
どのような取組をしているのか） …… 100
・国際航空路線誘致と観光人材の確保・育成について（台湾からのチャーター誘致の
取組状況について） …… 100
（台湾からの路線誘致に向けた取組状況について） …… 100
・観光人材の確保・育成について …… 100
（宿泊施設の人材確保対策について） …… 100
・若者の県内定着について（県内大学生の県内就職促進について） …… 100
（県内大学生の県内就職促進に係る取組状況と今後の取組について） …… 101
・県外に進学した大学生のＵターン就職促進について …… 101
（県外に進学した大学生のＵターン就職に係る取組状況と今後の取組について） …… 101
・海岸漂着物対策について …… 101
（本県における漂着ごみの実態と回収処理、発生抑制対策にどのように取り組まれて
いるか） …… 102
・消費生活苦情相談の状況と被害防止の取組について …… 102
（県消費生活センターにおける苦情相談の状況と被害防止の取組について） …… 102
・県庁組織の見直しについて（令和2年度本庁組織の改正について） …… 102
（来年度の組織改正の目的は何か） …… 102
・振興局の見直しについて …… 102
（振興局の見直しの目的は何か） …… 103
・ふるさと教育の充実について …… 103
（地域を担って立つような人材を育成するために、現在、中学校で、どのような
取り組みが行われているか） …… 103
知事答弁 …… 103
企画振興部長答弁 …… 104
企画振興部政策監答弁 …… 104
水産部長答弁 …… 105

農林部長答弁 …… 106
文化観光国際部政策監答弁 …… 106
文化観光国際部長答弁 …… 107
産業労働部政策監答弁 …… 107
環境部長答弁 …… 107
県民生活部長答弁 …… 108
総務部長答弁 …… 108
教育委員会教育長答弁 …… 109
久保田将誠議員質問 …… 109
・2月7日の長崎新聞で、「ながさき移住倶楽部」の記事が掲載されているが、移住者拡大に向けた良い取組だと思う。「ながさき移住倶楽部」の現状と課題、今後の登録拡大に向けた取組について …… 109
企画振興部長答弁 …… 109
久保田将誠議員質問 …… 110
・「住民主体による移動サービスのあり方研修会」の開催状況及び成果等について、聞きたい …… 110
企画振興部長答弁 …… 110
久保田将誠議員質問 …… 110
・台湾線が就航した場合、安定した路線として、いかに利用者を確保していくかが重要である。県として利用促進にどのように取り組んでいくのか …… 110
文化観光国際部政策監答弁 …… 111
久保田将誠議員質問 …… 111
・リピーターの確保という観点では、既に働いている従業員のおもてなし向上などのスキルアップも重要、県の取組について聞きたい …… 111
文化観光国際部長答弁 …… 111
久保田将誠議員質問 …… 112
・県民全体の県内就職に対する意識の醸成が必要と考えるが、どのように取り組むのか …… 112
産業労働部政策監答弁 …… 112
久保田将誠議員質問 …… 112
・ふるさと教育の充実について …… 112
（この取組を県内全ての中学校へ拡げるために、今後どのように展開していくのか。県内の中学校へ拡げてほしい） …… 112
教育委員会教育長答弁 …… 112
久保田将誠議員発言 …… 112
一、休　　憩 …… 112
一、再　　開 …… 112
一、吉村　洋議員質問 …… 112
・地場中小・小規模企業振興について（小規模事業者振興について） …… 113
（新型コロナウイルスの影響について） …… 113

（経営発達支援計画等について） …… 113
（地方交付税措置と小規模事業者支援について） …… 114
（販路拡大について） …… 114
・県北地域の産業振興へ向けた人材育成について …… 114
（佐世保工業高校への造船系学科の新設について） …… 114
産業労働部長答弁 …… 114
文化観光国際部長答弁 …… 115
教育委員会教育長答弁 …… 116
吉村　洋議員質問 …… 116
産業労働部長答弁 …… 116
吉村　洋議員質問 …… 117
総務部長答弁 …… 117
吉村　洋議員質問 …… 117
総務部長答弁 …… 117
吉村　洋議員質問 …… 118
・「さいたま長崎屋」と日本橋 長崎館」の連携について …… 118
文化観光国際部長答弁 …… 118
吉村　洋議員質問 …… 118
・佐世保工業高校の造船系学科について …… 119
平田副知事答弁 …… 119
吉村　洋議員質問 …… 119
教育委員会教育長答弁 …… 119
吉村　洋議員質問 …… 120
・公の施設の見直しについて（見直しの考え方について） …… 120
・県立世知原少年自然の家の運営について …… 120
（今後の運営について） …… 120
総務部長答弁 …… 120
教育委員会教育長答弁 …… 121
吉村　洋議員質問 …… 121
教育委員会教育長答弁 …… 122
吉村　洋議員質問 …… 122
・地域振興について（過疎対策事業債について） …… 122
（県下過疎地域における活用状況について） …… 122
（県の関わりについて） …… 122
・難視聴地域の環境改善について …… 122
（対応状況について） …… 122
（今後の対策について） …… 122
企画振興部政策監答弁 …… 123
総務部長答弁 …… 123
吉村　洋議員質問 …… 124

・過疎対策事業債について …… 124
企画振興部政策監答弁 …… 124
吉村　洋議員質問 …… 125
・難視聴地域の環境改善について …… 125
・農林業振興について（農業振興について） …… 125
（肉用牛繁殖経営支援について） …… 125
・林業振興について …… 126
（里山整備拡大） …… 126
（主伐に向けた環境整備） …… 126
農林部長答弁 …… 126
一、休　　憩 …… 126
一、再　　開 …… 126
一、北村貴寿議員質問 …… 126
・骨髄ドナー及び骨髄移植患者の支援について（骨髄ドナー支援制度について） …… 127
（市町におけるドナー助成制度への支援について） …… 127
福祉保健部長答弁 …… 127
北村貴寿議員質問 …… 127
・骨髄移植患者の支援について …… 128
（二次性免疫不全について） …… 128
福祉保健部長答弁 …… 128
北村貴寿議員質問 …… 128
・人口減少対策について（結婚・妊娠・出産・子育てを応援する機運の醸成について） …… 129
（長崎県における婚活支援について） …… 129
こども政策局長答弁 …… 129
北村貴寿議員質問 …… 129
こども政策局長答弁 …… 130
北村貴寿議員質問 …… 130
・知事部局における男性の育児休業の取得について …… 130
総務部長答弁 …… 131
北村貴寿議員質問 …… 131
・子育てを応援する機運の醸成について …… 131
こども政策局長答弁 …… 131
北村貴寿議員質問 …… 132
こども政策局長答弁 …… 132
北村貴寿議員質問 …… 132
こども政策局長答弁 …… 132
北村貴寿議員質問 …… 132
・待機児童の解消について …… 132
こども政策局長答弁 …… 132

北村貴寿議員質問 …… 133
こども政策局長答弁 …… 133
北村貴寿議員質問 …… 133
・働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進について（県庁の取り組みについて） …… 133
（多様なワークスタイルの推進、ＩＣＴの活用について） …… 133
総務部長答弁 …… 134
北村貴寿議員質問 …… 134
総務部長答弁 …… 134
北村貴寿議員質問 …… 134
・民間企業への取り組みについて …… 135
（誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度について） …… 135
産業労働部政策監答弁 …… 135
北村貴寿議員質問 …… 135
産業労働部政策監答弁 …… 135
北村貴寿議員質問 …… 136
・介護人材確保の取組について（介護人材確保の取組について） …… 136
（介護の仕事についての理解や関心を高める取組について） …… 136
福祉保健部長答弁 …… 137
北村貴寿議員質問 …… 137
・介護ロボットやＩＣＴ導入について …… 137
福祉保健部長答弁 …… 137
北村貴寿議員質問 …… 138
・外国人介護人材について …… 138
福祉保健部長答弁 …… 138
北村貴寿議員質問 …… 138
福祉保健部長答弁 …… 139
北村貴寿議員質問 …… 139
・障がいのある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくりについて（障がい者雇用の推進について） …… 139
（障がい者就労支援施設等からの物品等の調達拡大について） …… 139
福祉保健部長答弁 …… 139
北村貴寿議員質問 …… 140
・手話言語条例の制定について …… 140
福祉保健部長答弁 …… 140
北村貴寿議員質問 …… 140
福祉保健部長答弁 …… 141
北村貴寿議員質問 …… 141
・鷹島水中遺跡について（鷹島水中遺跡の保存活用について） …… 141
（研究機関の誘致について） …… 141

教育委員会教育長答弁　…… 141
北村貴寿議員質問　…… 141
教育委員会教育長答弁　…… 141
北村貴寿議員質問　…… 141
・主要農作物種子法の廃止について（主要農作物種子法の廃止について）…… 142
（主要農作物種子法の廃止における長崎県の対応について）…… 142
農林部長答弁　…… 142
北村貴寿議員質問　…… 142
農林部長答弁　…… 142
北村貴寿議員質問　…… 142
・ＳＤＧｓの推進について（ＳＤＧｓの推進について）…… 142
企画振興部長答弁　…… 143
北村貴寿議員発言　…… 143
一、休　　憩　…… 143
一、再　　開　…… 143
一、大場博文議員質問　…… 143
・観光振興について（インバウンド対策について）…… 144
（インバウンド対策について、どのように取り組んでいるか）…… 144
・東京2020オリンピック・パラリンピック期間中、終了後の誘客・ＰＲ対策について　…… 144
（オリンピック･パラリンピック終了後の需要拡大につなげるために、期間中どのようなインバウンド対策を考えているのか）…… 144
・新型コロナウイルスの影響による修学旅行など国内対策について　…… 144
（新型コロナウイルスの感染拡大による修学旅行などの団体旅行に対する影響、またその対策、国内旅行への今後の取組について、どう考えるのか）…… 144
・「宿フェス」を活用した本県観光のＰＲについて　…… 144
（8月29日、30日に上野恩賜公園で開催される「宿フェス」への参加を検討してはどうか）…… 144
・アクセシビリティ推進事業補助制度の実施について　…… 145
（本県もアクセシビリティを推進する取組を実施してはどうか）…… 145
・宿泊施設との災害協定締結について　…… 145
（宿泊事業者との災害協定締結について、どのように考えるか）…… 145
・島原半島の振興について（振興局の統合による影響について）…… 145
（振興局の見直しに対する県の考え、また今後の進め方は）…… 145
・島原道路の進捗状況と今後の見通しについて　…… 145
（有明瑞穂間の新規事業化に対する取組みについて）…… 146
・過疎法の延長について　…… 146
（新たな過疎法制定に向けた積極的な取り組みをお願いしたいが、どのように考えているのか）…… 146
・東京2020パラリンピックのキャンプ受入支援について　…… 146

（パラリンピックのキャンプ受入にあたっての県の支援）…… 146
・農水産業の振興について（株式会社エヌの状況について　…… 147
（エヌの派遣就労が計画より遅れた要因と現在の就労状況、そして、今後の取組については、どのように考えているのか）…… 147
・長崎和牛の輸出拡大と食肉センターの現状について　…… 147
（厳しい経営状況にある肥育農家への対応策について）…… 147
（海外への輸出にも力を入れていくべきだと考えるが、輸出の強化について、県としてどう考えているのか）…… 147
（食肉センターの現状と今後の取組について）…… 147
・漁業の振興について　…… 147
（ヒラメやクルマエビ漁獲減への対応を伺いたい）…… 147
・災害対策について（雲仙直轄砂防事業完了後の施設管理について）…… 148
（雲仙直轄砂防事業完了後の施設管理についての県の考えと取り組みは）…… 148
・極楽谷・炭酸水谷における治山ダム建設について　…… 148
（極楽谷・炭酸水谷における今後の治山ダム建設の考え方）…… 148
・交通安全対策について（本県の高齢者ドライバーの事故状況と免許返納状況について）…… 148
（高齢運転者の事故状況と免許返納状況、並びに事故抑止のための取組は）…… 148
知事答弁　…… 149
文化観光国際部政策監答弁　…… 149
文化観光国際部長答弁　…… 150
危機管理監答弁　…… 151
総務部長答弁　…… 151
企画振興部政策監答弁　…… 151
企画振興部長答弁　…… 152
農林部長答弁　…… 152
水産部長答弁　…… 154
土木部長答弁　…… 154
警察本部長答弁　…… 155
大場博文議員質問　…… 155
・インバウンドを伸ばすためには長崎空港の活用は必要不可欠であり、そのためには長崎空港国際線を充実させるべき　…… 155
文化観光国際部政策監答弁　…… 156
大場博文議員質問　…… 156
・大会期間中は混雑や旅行費用の高騰を懸念した旅行控えにより、国内観光需要が抑制されると推察されるため、対策が必要ではないか　…… 156
文化観光国際部長答弁　…… 157
大場博文議員質問　…… 157
・漁業従事者の減少や高齢化が進む中で、漁業の担い手の確保や漁業の振興を図るうえでも、将来に向けた長期的な取組が必要　…… 157

水産部長答弁 …… 157
大場博文議員発言 …… 158
一、散　　会 …… 158
第１０日目（３月５日）本会議
一、議事日程 …… 159
一、出席議員 …… 160
一、説明のため出席した者 …… 160
一、開　　議 …… 161

△県政一般に対する質問

一、坂本　浩議員質問 …… 161
・被爆75年の平和・被爆者行政について（核廃絶へ向けた被爆県・長崎の取り組み） … 161
（節目の年の決意と具体的な平和事業の内容は） …… 161
知事答弁 …… 162
坂本　浩議員質問 …… 162
文化観光国際部政策監答弁 …… 162
坂本　浩議員質問 …… 162
・ＮＰＴ運用検討会議や8月9日に向けた被爆県からの発信は …… 163
（核兵器禁止条約への参加について） …… 163
文化観光国際部政策監答弁 …… 164
坂本　浩議員質問 …… 164
・資料や証言の保存・活用など被爆体験継承の課題をどう考えるか …… 164
文化観光国際部政策監答弁 …… 165
坂本　浩議員質問 …… 165
・被爆体験者問題の解決に向けた取り組み …… 165
（対象合併症の拡大や手続きの簡素化など、被爆体験者支援事業の課題に対する
認識と取り組みは） …… 165
福祉保健部長答弁 …… 165
坂本　浩議員質問 …… 166
・ＰＴＳＤ関連の疾病に対する健康管理手当の新設を国に要望できないか …… 166
福祉保健部長答弁 …… 166
坂本　浩議員質問 …… 166
・新たな訴訟を提起しなければならない被爆体験者の立場をどう認識しているか …… 167
福祉保健部長答弁 …… 167
坂本　浩議員質問 …… 167
・子どもの未来のための職場体制の確立について（教職員の労働時間規制〔「給特法」
改正〕に伴う取り組み） …… 168
（超勤改善等対策会議等による進捗状況と今後の課題は） …… 168
教育委員会教育長答弁 …… 168

坂本　浩議員質問　…… 169
教育委員会教育長答弁　…… 169
坂本　浩議員質問　…… 169
教育委員会教育長答弁　…… 169
坂本　浩議員質問　…… 169
教育委員会教育長答弁　…… 169
坂本　浩議員質問　…… 169
教育委員会教育長答弁　…… 170
坂本　浩議員質問　…… 170
教育委員会教育長答弁　…… 170
坂本　浩議員質問　…… 170
教育委員会教育長答弁　…… 170
坂本　浩議員質問　…… 170
・「給特法」改正に伴う県教委・地教委の対応は　…… 170
・上限規制の実現のためには大胆な業務削減か人員増が必要だと考えるが、認識は
どうか　…… 170
教育委員会教育長答弁　…… 171
坂本　浩議員質問　…… 171
教育委員会教育長答弁　…… 171
坂本　浩議員質問　…… 171
教育委員会教育長答弁　…… 171
坂本　浩議員質問　…… 171
教育委員会教育長答弁　…… 172
坂本　浩議員質問　…… 172
・児童虐待防止のための児童相談所の体制強化の取り組み　…… 172
（虐待相談件数の増加に伴う業務量の増など職員の負担増についての認識と
対策は）…… 172
こども政策局長答弁　…… 172
坂本　浩議員質問　…… 172
・児童虐待防止緊急対策や防止法改正にもとづく計画的かつ適正な人員配置は　…… 173
福祉保健部長答弁　…… 173
坂本　浩議員質問　…… 173
・大型事業をめぐる課題について（石木ダム建設事業について）…… 174
（反対地権者との話し合いを求めていくのか）…… 174
知事答弁　…… 174
坂本　浩議員質問　…… 174
・行政代執行は中村知事の汚点となりかねない　…… 174
・ＩＲカジノ統合型リゾート施設の誘致について　…… 175
（カジノが収益のエンジンであり、ＩＲの一部とはならないと考えるがどうか）…… 175
（依存症や周辺地域への影響をどう考えて、対策を打つのか）…… 175

企画振興部長答弁 …… 175
坂本　浩議員質問 …… 175
・長崎駅周辺をはじめ長崎市中心部の開発・整備について …… 176
（行政と事業者による交通結節についての認識は一致しているか） …… 176
土木部長答弁 …… 176
一、休　　憩 …… 176
一、再　　開 …… 176
一、宅島寿一議員質問 …… 176
・国体・全国障害者スポーツ大会について …… 177
（結団式・解団式の合同開催について） …… 177
福祉保健部長答弁 …… 177
宅島寿一議員質問 …… 177
教育委員会教育長答弁 …… 177
宅島寿一議員質問 …… 178
知事答弁 …… 178
宅島寿一議員質問 …… 178
・定額タクシー制度の導入について …… 178
（他県の状況について） …… 178
（導入へ向けた本県の取り組みについて） …… 178
企画振興部長答弁 …… 178
宅島寿一議員質問 …… 179
・国土強靭化対策について …… 179
（農業用ため池の整備について） …… 179
（橋やトンネルの老朽化対策について） …… 180
（河川内の浚渫及び伐木について） …… 180
農林部長答弁 …… 180
土木部長答弁 …… 181
宅島寿一議員質問 …… 181
・製造業の振興について …… 181
（造船関連産業の振興について） …… 181
（航空機関連産業の振興について） …… 182
産業労働部長答弁 …… 182
宅島寿一議員質問 …… 183
・千千石漁港海岸対策について …… 183
（高潮対策について） …… 183
水産部長答弁 …… 183
宅島寿一議員質問 …… 183
・建設業における人材育成について …… 184
（長崎県における取り組み状況について） …… 184
土木部長答弁 …… 184

宅島寿一議員質問 …… 185
・食品ロス削減の推進について …… 185
（長崎県における現状と今後の取組について） …… 185
環境部長答弁 …… 186
宅島寿一議員質問 …… 186
環境部長答弁 …… 186
宅島寿一議員発言 …… 186
一、休　　憩 …… 187
一、再　　開 …… 187
一、石本政弘議員質問 …… 187
・地場企業の振興について（産業の育成について） …… 187
（県は、どのような取組を行っているのか） …… 188
産業労働部長答弁 …… 188
石本政弘議員質問 …… 188
・県内産業の人材確保について（重点戦略の考え方について） …… 188
（地元企業の人材確保について、今後、県はどのように取り組もうとしているのか） … 188
産業労働部長答弁 …… 188
石本政弘議員質問 …… 189
・高度人材の確保について …… 189
（プロフェッショナル人材戦略拠点のこれまでの実績について） …… 189
（大企業と中小企業別の割合） …… 189
（国の動きを踏まえたところで、県は、今後どのように取組んでいくのか） …… 190
産業労働部長答弁 …… 189
石本政弘議員質問 …… 190
・農山村集落の維持対策について …… 190
（農山村集落の現状について） …… 190
農林部長答弁 …… 190
石本政弘議員質問 …… 191
・農山村集落の維持対策について …… 191
農林部長答弁 …… 191
石本政弘議員質問 …… 192
・農山村集落における関係人口拡大について …… 192
農林部長答弁 …… 192
石本政弘議員質問 …… 193
・水害に対する河川の防災・減災対策について …… 193
（取組の現状と今後の対応について） …… 193
土木部長答弁 …… 194
石本政弘議員質問 …… 194
・二級河川志佐川の防災対策について …… 194
土木部長答弁 …… 194

石本政弘議員質問 …… 194
・新福島大橋の建設促進について …… 194
（現状と今後の対応について） …… 195
土木部長答弁 …… 195
石本政弘議員質問 …… 195
土木部長答弁 …… 196
石本政弘議員質問 …… 196
土木部長答弁 …… 196
石本政弘議員質問 …… 196
・幅員の拡幅及び歩道の設置について …… 196
土木部長答弁 …… 196
石本政弘議員質問 …… 197
・国史跡鷹島神崎遺跡の保存と活用について …… 197
（国の水中考古学専門の調査研究機関の設置について） …… 198
知事答弁 …… 198
石本政弘議員質問 …… 198
・調査研究機関の設置に向けた県民の認知度向上について …… 198
教育委員会教育長答弁 …… 199
石本政弘議員質問 …… 199
・水中遺跡と食をコラボした観光周遊対策について …… 199
文化観光国際部長答弁 …… 199
石本政弘議員発言 …… 200
・新型コロナウイルス感染症への具体的な対応について …… 200
（これまでの県の具体的な対応について） …… 200
一、休　　憩 …… 200
一、再　　開 …… 200
一、川崎祥司議員質問 …… 200
・新型コロナウイルス対策（県内経済悪影響への対策） …… 201
（新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者への支援について） …… 201
（新型コロナウイルス対策に関し、適正な購買活動をとるよう、繰り返し周知すべきではないか） …… 201
・教育現場における対応 …… 201
（放課後児童クラブ等に入れない児童及び特別支援学校の児童生徒について、教育委員会はどう対応するのか） …… 201
・平和行政について（2020年、被爆75年の取り組み） …… 201
（オリンピック閉会式での黙祷と来日する各国要人の被爆地訪問要請をお願いしてきたが、県はどのように動いてきたのか、また必ず実現するとの決意を） …… 201
・県都・長崎市の街づくりについて（松が枝国際埠頭2バース化） …… 201
（松が枝2バース化の国への要望の決意について） …… 202
・県庁舎跡地活用 …… 202

（重層的な歴史を活かした利活用策を策定してもらいたい） …… 202
・大型ヨットの受入れ …… 202
（長崎港には大型ヨットが時々寄港しているが、今後の取り組みについて） …… 202
・川口町県営住宅の整備 …… 202
（川口町県営住宅は、入居したままの耐震改修工事を計画していたが、建替えも視野に入れ再検討しているが、早期に明確な方針を定め、入居者を安心させてほしい） …… 202
・交通渋滞対策 …… 202
（長崎スタジアムシティ周辺の交通渋滞対策） …… 203
（県道113号長与大橋町線における渋滞対策検討の進捗状況について） …… 203
・公文書管理について（公文書管理条例の制定） …… 203
（公文書の取扱については、公文書管理条例を制定すべきと考えるが、県の見解は） … 203
・サイクルツーリズムの推進について（サイクルロードの整備） …… 203
（南島原市が計画している自転車歩行者専用道路を早期に完成させるためには、県の支援が必要では） …… 203
・危機管理について（非常用電源の確保） …… 203
（県や市町の庁舎や避難所等における非常用電源の取組状況について） …… 203
（信号機用の非常用電源の整備状況は） …… 203
・高校生の教育環境について（長期入院生徒への学習支援） …… 204
（長期入院により通学できなかったり、転学や退学を余儀なくされた県立の高校生はどのくらいいるのか。また、入院期間中の学習はどのように行っているのか） …… 204
・ＳＤＧｓを踏まえた施策の推進について（理解促進） …… 204
（県内の間伐材を使用した長崎県オリジナルのバッジ等を作成し、啓発を行ってはどうか） …… 204
・性の多様性への理解促進 …… 204
（性の多様性について、県民の理解を促進するため、県はどう取り組んでいくのか） … 204
（性の多様性への理解の輪を広げるため、県はどのように取組んでいくのか） …… 204
・ユニバーサルツーリズムの構築 …… 204
（ユニバーサルツーリズムをどのように構築し、今後成長させていこうとしているのか） …… 204
・ドローンの活用について（災害や事故現場等における活用） …… 205
（災害時におけるドローンの活用のため関係団体等との災害協定を締結すべきではないか） …… 205
・産業界での活用 …… 205
（ドローンの活用に向け、県はどのように取り組むのか） …… 205
・就職氷河期世代への支援について（県内の就職氷河期世代の実態。支援の在り方） … 205
（バブル崩壊後の不況で希望するが就職に恵まれなかった、いわゆる就職氷河期世代の方々が、長崎県内にどれぐらいいるか） …… 205
（県は、就職氷河期世代の課題にどう向きあっていくのか） …… 205
知事答弁 …… 205
産業労働部長答弁 …… 206

県民生活部長答弁 …… 207
教育委員会教育長答弁 …… 208
土木部長答弁 …… 209
総務部長答弁 …… 210
危機管理監答弁 …… 210
警察本部長答弁 …… 211
企画振興部長答弁 …… 211
文化観光国際部長答弁 …… 211
川崎祥司議員質問 …… 211
・新型コロナウイルスについて …… 212
・ＩＣＴ技術を活用し、長期入院している生徒に対して、学習支援を行うべきではないか …… 212
教育委員会教育長答弁 …… 212
川崎祥司議員質問 …… 212
・松が枝2バースの背後地の再開発をどのように進めていく考えか …… 212
土木部長答弁 …… 213
川崎祥司議員質問 …… 213
・路面電車を松が枝地区と長崎駅方面に直通運行のための軌道新設は、長崎市の出島復元の長期計画も見据えるべきではないか …… 213
土木部長答弁 …… 213
川崎祥司議員質問 …… 214
・県が保有する歴史的文書は、現在計画中の県立図書館郷土資料センター（仮称）の中の「公文書コーナー」において公開するとのことだが、県民の活用・研究に供するためには「公文書館」を設置すべきと考える。県の見解を問う …… 214
総務部長答弁 …… 214
川崎祥司議員質問 …… 215
・県が推進しようとするＭａａＳについて、バスや電車、タクシーといった公共交通機関に加え、観光振興に寄与するよう自転車も含めたＭａａＳ構築を視野に入れるべき …… 215
企画振興部長答弁 …… 215
川崎祥司議員質問 …… 215
・ＭａａＳの検討に当たっては、バスロケーションシステムの導入も視野に入れて、利用者に満足してもらえるような仕組みとなるよう検討していただきたい …… 215
企画振興部長答弁 …… 216
川崎祥司議員発言 …… 216
一、議案（第1号議案乃至第71号議案及び第73号議案乃至第90号議案）・委員会付託 …… 217
一、第93号議案「長崎県監査委員の選任について議会の同意を求めることについて」・委員会付託・省略 …… 217
一、第1号請願「長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例改定を求める請願書」・文教厚生委員会に付託 …… 217

一、散　　会 …… 217

議会運営委員会

第１１日目（３月　６日）予算決算委員会（総括質疑）

第１２日目（３月　７日）

第１３日目（３月　８日）

第１４日目（３月　９日）常任委員会・予算決算委員会(分科会)
（総務、文教厚生、環境生活、農水経済）

第１５日目（３月１０日）常任委員会・予算決算委員会(分科会)
（総務、文教厚生、環境生活、農水経済）

第１６日目（３月１１日）常任委員会・予算決算委員会(分科会)
（総務、文教厚生、環境生活、農水経済）

第１７日目（３月１２日）常任委員会・予算決算委員会(分科会)（総務）
常任委員会（文教厚生）

第１８日目（３月１３日）

第１９日目（３月１４日）

第２０日目（３月１５日）

第２１日目（３月１６日）議会運営委員会

第２２日目（３月１７日）予算決算委員会（分科会長報告、採決）
議会運営委員会

第２３日目（３月１８日）(議事整理)

第２４日目（３月１９日）本会議（議案採決）

一、議事日程 …… 219
一、出席議員 …… 220
一、説明のため出席した者 …… 220
一、開　　議 …… 221
一、追加議案上程（第94号議案） …… 221
一、上記、知事議案説明 …… 221
一、上記、第94号議案、原案可決 …… 222
一、第93号議案（長崎県監査委員の選任について議会の同意を求めることについて）・
原案同意 …… 222

△委員長報告

一、総務委員長報告 …… 222
一、第23号議案・原案可決 …… 223
一、第27号議案・原案可決 …… 223
一、第29号議案・原案可決 …… 223
一、その他の議案・原案可決 …… 224
一、文教厚生委員長報告 …… 224
一、第18号議案・原案可決 …… 226

一、第32号議案・原案可決 …… 226
一、第38号議案・原案可決 …… 226
一、第60号議案・原案可決 …… 226
一、第75号議案・原案可決 …… 226
一、第76号議案・原案可決 …… 226
一、その他の議案・原案可決、請願・採択 …… 226
一、環境生活委員長報告 …… 226
一、第46号議案・原案可決 …… 228
一、第64号議案・原案可決 …… 228
一、その他の各議案・原案可決 …… 228
一、農水経済委員長報告 …… 228
一、第19号議案・原案可決 …… 229
一、第53号議案・原案可決 …… 229
一、第54号議案・原案可決 …… 229
一、第56号議案・原案可決 …… 230
一、その他の議案・原案可決 …… 230
一、予算決算委員長報告 …… 230
一、第1号議案「令和2年度長崎県一般会計予算」について、質疑・討論 …… 231
一、堀江ひとみ議員・上記・第1号議案について、反対討論 …… 231
一、前田哲也議員・上記・第1号議案について、賛成討論 …… 232
一、上記・第1号議案・原案可決 …… 233
一、第13号議案・原案可決 …… 233
一、第77号議案・原案可決 …… 233
一、その他の議案・原案可決 …… 233
一、各委員会から、政府・国会あて、意見書提出の動議・提出 …… 233
一、議会運営委員会より、「新型コロナウイルスの感染拡大防止等を求める意見書案」・
動議・提出 …… 233
一、上記、動議について、中島浩介委員長・朗読 …… 233
一、上記、動議・可決 …… 234
一、議会運営委員会より、「新型コロナウイルスの感染拡大防止等に関する決議案」・
動議・提出 …… 234
一、上記、動議について、宅島寿一副委員長・朗読 …… 235
一、上記、動議・可決 …… 235
一、議会運営委員会より、発議第194号「長崎県議会委員会条例の一部を改正する
条例案」、発議第195号「長崎県議会会議規則の一部を改正する規則案」、発議
第196号「知事の専決処分に属する軽易な事項の指定の一部改正案」・一括提出 …… 235
一、上記、発議第194号・原案可決 …… 236
一、上記、発議第195号及び発議第196号・原案可決 …… 236
一、知事あいさつ …… 236
一、議長あいさつ …… 238

一、閉　　会 …… 238

第　1　日　目

令和２年２月定例会　　令和２年２月２５日

議　　事　　日　　程

第　１　日　目

◇　　◇

１　開　　会

２　開　　議

３　議席の一部変更

４　会 期 決 定

５　会議録署名議員指名

６　議 長 報 告

７　各特別委員長報告

８　意見書上程、質疑・討論、採決

９　常任委員会及び議会運営委員会の委員並びに正副委員長選任

１０　特別委員会設置の件

１１　特別委員会委員及び正副委員長選任

１２　長崎県病院企業団議会議員選挙

１３　第１号議案乃至第９３号議案一括上程

１４　知事議案説明

１５　第７２号議案、第９１号議案及び第９２号議案　委員会付託

１６　散　　会

令和２年２月２５日（火曜日）

出　席　議　員（４６名）

１番	宮　島　大　典　君
２番	宮　本　法　広　君
３番	赤　木　幸　仁　君
４番	中　村　泰　輔　君
５番	饗　庭　敦　子　君
６番	堤　　典　子　君
７番	下　条　博　文　君
８番	山　下　博　史　君
９番	北　村　貴　寿　君
１０番	浦　川　基　継　君
１１番	久保田　将　誠　君
１２番	石　本　政　弘　君
１３番	中　村　一　三　君
１４番	大　場　博　文　君
１５番	山　口　経　正　君
１６番	麻　生　　隆　君
１７番	川　崎　祥　司　君
１８番	坂　本　　浩　君
１９番	深　堀　ひろし　君
２０番	山　口　初　實　君
２１番	近　藤　智　昭　君
２２番	宅　島　寿　一　君
２３番	松　本　洋　介　君
２４番	ごう　まなみ　君
２５番	山　本　啓　介　君
２６番	前　田　哲　也　君
２７番	山　本　由　夫　君
２８番	吉　村　　洋　君
２９番	大久保　潔　重　君
３０番	中　島　浩　介　君
３１番	浅　田　ますみ　君
３２番	山　田　博　司　君
３３番	堀　江　ひとみ　君
３４番	山　田　朋　子　君
３５番	西　川　克　己　君
３６番	外　間　雅　広　君
３７番	瀬　川　光　之　君
３８番	坂　本　智　徳　君
３９番	中　村　和　弥　君
４０番	徳　永　達　也　君
４１番	中　島　廣　義　君
４２番	溝　口　芙美雄　君
４３番	中　山　　功　君
４４番	小　林　克　敏　君
４５番	田　中　愛　国　君
４６番	八　江　利　春　君

説明のため出席した者

知事	中　村　法　道　君
副知事	上　田　裕　司　君
副知事	平　田　　研　君
統轄監	濱　田　厚　史　君
危機管理監	荒　木　　秀　君
総務部長	平　田　修　三　君
企画振興部長	柿　本　敏　晶　君
文化観光国際部長	中　﨑　謙　司　君
県民生活部長	木　山　勝　己　君
環境部長	宮　﨑　浩　善　君
福祉保健部長	中　田　勝　己　君
福祉保健部こども政策局長	園　田　俊　輔　君
産業労働部長	廣　田　義　美　君
水産部長	坂　本　清　一　君
農林部長	中　村　　功　君
土木部長	岩　見　洋　一　君
会計管理者	野　嶋　克　哉　君
交通局長	太　田　彰　幸　君
企画振興部政策監	前　川　謙　介　君

文化観光国際部政策監	浦　　真　樹　君
産業労働部政策監	貞　方　　学　君
教育委員会教育長	池　松　誠　二　君
選挙管理委員会委員長	葺　本　昭　晴　君
代表監査委員	濵　本　磨毅穂　君
人事委員会委員	本　田　哲　士　君
公安委員会委員長	片　岡　瑠美子　君
警察本部長	迫　田　裕　治　君
監査事務局長	下　田　芳　之　君
人事委員会事務局長(労働委員会事務局長併任)	大　﨑　義　郎　君
教育次長	本　田　道　明　君
財政課長	早稲田　智　仁　君
秘書課長	伊　達　良　弘　君
選挙管理委員会書記長	井　手　美都子　君
警察本部総務課長	多　田　浩　之　君

議会事務局職員出席者

局長	木　下　　忠　君
次長兼総務課長	柴　田　昌　造　君
議事課長	川　原　孝　行　君
政務調査課長	太　田　勝　也　君
議事課長補佐	永　田　貴　紀　君
議事課係長	梶　谷　　利　君
議事課主任主事	天　雨　千代子　君

― 午前１０時　１分　開会 ―

○議長（瀬川光之君）　ただいまから、令和2年2月定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

この際、知事並びに警察本部長より、新任の幹部職員を紹介をしたい旨、申し出があっておりますので、これを受けることにいたします－知事。

○知事（中村法道君）　さきの令和元年11月定例県議会におきまして、ご同意をいただき、任命いたしました特別職をご紹介いたします。

教育委員会委員 森　百合子君でございます。（拍手）

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（瀬川光之君）　警察本部長。

○警察本部長（迫田裕治君）　2月14日付で発令いたしました警察本部の幹部職員をご紹介いたします。

警務部長　菅谷大岳君でございます。（拍手）。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（瀬川光之君）　次に、昨年11月定例会において、選挙の結果、当選されました長崎県選挙管理委員をご紹介申し上げます。

葺本昭晴君（拍手）。堀江憲二君（拍手）。髙比良末男君（拍手）。久原巻二君（拍手）。

以上でございます。

次に、議席の一部変更を行います。

議席の一部変更につきましては、お手元の議席表のとおり決定をいたします。

次に、会期の決定をいたします。

本定例会の会期は、本日より3月19日までの24日間とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、会期は、24日間と決定されました。

次に、会議録署名議員の指名をいたします。

本定例会の会議録署名議員につきましては、山本由夫議員及び浦川基継議員を指名いたします。

次に、知事より、知事専決事項報告書が、さきに配付いたしましたとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、現在設置いたしております離島・半島地域振興特別委員会、ＩＲ・観光振興対策特別

委員会、九州新幹線西九州ルート・交通対策特別委員会の付議事件の調査に関する経過等について、順次、報告を求めることにいたします。

まず、離島・半島地域振興特別委員長に報告を求めます。

近藤委員長―21番。

○離島・半島地域振興特別委員長（近藤智昭君）（拍手）〔登壇〕 離島・半島地域振興特別委員会の審査結果について、ご報告いたします。

本委員会の付議事件は、「離島・半島地域振興対策」、「有人国境離島法対策」、「離島地域航路・航空路対策」及び「人口減少対策」であります。

昨年6月以降、これまでに、委員会を6回実施いたしました。また、県内現地調査を実施した際には、雇用機会拡充事業採択事業者の皆様などから貴重なご意見を頂戴し、その後の委員会審査に反映させております。

それでは、各付議事件に対しての調査結果及び主な論議事項について、ご報告いたします。

はじめに、「離島・半島地域振興対策」について、ご報告いたします。

離島・半島地域は、豊かな自然や独自の歴史・文化を有し、自然環境の保全や食料の安定的な供給などで我が国にとって重要な役割を担っており、県民のみならず国民共通の財産であります。

まず、世界遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」について、構成資産へといざなう交通アクセスについては、道路などの整備を促進すること、また、九州内からの来訪者の拡大、インバウンド対策としての受入環境の整備、構成資産の維持管理などについても対策を講じ、交流人口の拡大を図ることとの意見がありました。

また、ＵＩターンの促進、雇用の増加などを図るため、離島におけるケーブルインターネットへの対応や半島を含めた超高速ブロードバンドの整備を市町と連携して進め、情報インフラの格差解消に努めることとの意見がありました。

長崎市野母崎地区の振興策について、長崎市が整備する恐竜博物館等を核として、地域の交流人口の拡大が図られるよう、長崎市や地域住民などと連携して取り組むこととの意見がありました。

また、対馬における韓国人観光客の減少対策については、国の予算等を活用した切れ目のない支援や両国の地域間交流を継続するとともに、国内観光客の誘客強化などを図ることとの意見がありました。

次に、「有人国境離島法対策」では、特定有人国境離島地域において、「有人国境離島法」の施行を受け、雇用機会の拡充などに取り組んだ結果、人口の社会減の抑制が図られるなど一定の効果があらわれていますが、これを一過性とすることなく継続し、さらに拡充させていくことが必要であります。

まず、雇用機会拡充事業については、採択事業者のフォローアップなどを十分に行うとともに、人材確保や新たな事業者の掘り起こし、関係市町との情報共有などに引き続き努めること、また、島外からの創業や事業を拡大する事業者を増やすための情報発信の強化を図るとともに、若者の島内定着を図るため、新規高校卒業者の採用を促進することとの意見がありました。

また、航路・航空路の運賃低廉化に関しては、島民以外にも運賃の割引がなされるよう必要な支援制度の充実などを国へ要望することとの意見がありました。

次に、「離島地域航路・航空路対策」では、

ジェットフォイルにおける船舶共有建造制度において、事業者の自己負担が大きいため、補助制度の創設を国に要望するなど、ジェットフォイルの更新に必要な取組を進めることとの意見がありました。

次に、「人口減少対策」では、若年層は、子どもの教育、医療、福祉等に対する支援を期待しており、子どもを産み育てやすい環境を整備し、女性の県内定着の促進及びＵＩターンの拡大促進に結びつけることとの意見がありました。

また、県立高校に配置しているキャリアサポートスタッフについては、高校生の県内就職の促進に有効なことから、現状を確認するとともに、スタッフの人数を含め改善を図ることとの意見がありました。

ＵＩターンについては、ながさき移住サポートセンターを中心にきめ細かな対応などを行った結果、一定の成果が確認されており、今後も市町と連携し、さらなる移住相談体制の充実・強化を図ることとの意見がありました。

また、農業分野における外国人材の活用について、株式会社エヌを設置し、受け入れを実現したものの、当初目標からの遅れが見られるため、より早期に要望に沿った受け入れが行われるよう努めることとの意見がありました。

このほか、種々活発な論議がございましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

なお、これまでご報告した事項について、本委員会から、別途、「離島・半島地域の振興対策について」の意見書提出方の動議を提出しておりますので、議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、離島・半島地域振興特別委員会のご報告といたします。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（瀬川光之君）　次に、ＩＲ・観光振興対策特別委員長に報告を求めます。

松本委員長―23番。

○ＩＲ・観光振興対策特別委員長（松本洋介君）（拍手）〔登壇〕　ＩＲ・観光振興対策特別委員会の活動経過について、ご報告いたします。

本委員会の付議事件は、「ＩＲ対策」、「観光振興対策」及び「国際戦略」でございます。

昨年6月以降、これまでに、委員会を7回、県内現地調査を2回、県外現地調査を1回実施いたしました。

委員会では、観光関係団体の皆様との意見交換を行ったほか、韓国のＩＲ施設やギャンブル依存症対策施設の視察、県北地区における世界遺産関連施設や民泊体験施設、ＩＲ整備予定地の視察などを実施し、委員会の審査に反映してまいりました。

また、10月には、長崎県ＩＲ推進議員連盟及び佐世保市議会・特定複合観光施設（ＩＲ）推進特別委員会と合同で、九州・長崎ＩＲの推進を求める要望活動を実施いたしました。

それでは、各付議事件に対しての調査結果及び主な論議事項について、ご報告いたします。

近年の本県における観光客数は、「明治日本の産業革命遺産」と「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の2つの世界遺産登録による効果に加え、旺盛なクルーズ客船の寄港等もあり、増加傾向にあります。

しかしながら、県内各地に点在する観光地への交通アクセスや、宿泊者数及び観光消費額の伸び悩みは、本県にとって長年の課題であり、いまだ改善できておりません。

国は、観光を成長戦略の柱、地方創生の切り札との認識のもと、2030年に訪日外国人旅行者

数を6,000万人、旅行消費額を15兆円にすることを目標に掲げ、その受入環境の整備に関する事業を展開しており、本県においても、この機会を捉え、国の補助金を活用して様々な事業に取り組んでいるところであります。

また、国の目標達成に大きな貢献が見込まれる九州・長崎ＩＲは、最大3カ所が上限とされる国の区域認定を受けるべく、民間・行政・議会が一体となった「オール九州」による誘致活動を展開しているところでありますが、本年は共同で区域整備計画を策定する事業者を選定するなど、認定申請に向けた諸準備を進める重要な年であります。

まず、「ＩＲ対策」に関しまして、ＩＲの整備は、観光振興や地域経済の活性化、新たな雇用の創出など、九州・長崎の地方創生の起爆剤となる千載一遇の好機である。さらには、アジアからの新たなゲートウェイとして、インバウンドを飛躍的に増加させるものであり、我が国の成長にも大きく貢献するものであることから、上限3カ所とされる区域認定の獲得に向け、庁内各部局が一丸となって諸準備を加速させ、万全を期すこととの意見がありました。

また、交通アクセスの強化は、区域認定の獲得に向けた重要な課題の一つであることから、国や交通事業者との連携を密にしながら、ＩＲ区域周辺の国道や県道における交通量増加を見据えた対策案を検討するとともに、ＩＲ区域への主要な交通インフラである道路や鉄道、港湾、空港の整備や機能拡大など、陸海空それぞれのアクセス強化を図ることとの意見がありました。

さらに、ＩＲの整備に当たっては、県民の理解促進に取り組むとともに、懸念される社会的リスクの最小化に向け、ギャンブル依存症対策や青少年の健全育成、周辺環境の保全等について、国や関係団体等と連携し、十分な対策を講じることとの意見がありました。

次に、「観光振興対策」について、ご報告いたします。

観光県長崎のさらなる魅力アップや経済振興のため、観光関連予算の拡充や国、九州各県及び県内市町との連携強化に努めること、県内各地に点在する世界遺産の効率的な周遊ルートや、世界遺産に限らず複数の観光地を巡る周遊ルートの開発、さらには朝型観光の推進など、旅行者に県内周遊や延泊を促す取組に力を入れることとの意見がありました。

また、国内の人口減少や高齢化が進む中、ユニバーサルツーリズム市場の対象となる高齢者や障害者等は人口の約3分の1を占めており、今後、宿泊客の維持・拡大を図るためには、この方々を受け入れる窓口をはじめとした環境づくりが急務であることから、市町や観光及び福祉関係団体・事業者と連携し、ユニバーサルツーリズムの推進に引き続き取り組んでいくこととの意見がありました。

次に、「国際戦略」についてであります。

中国発着クルーズのビジネスモデルが確立された中にあっても、ランドオペレーターに対する周遊プランの提案や県産品販売の機会創出等により、県内経済への波及効果を最大限高めるよう努めることとの意見がありました。

また、韓国人観光客の減少が本県の観光にも大きく影響する中、既に様々な対策に取り組んでいるところであるが、今後とも現場の声を聴き、多面的かつ効果的な支援を続けていくこととの意見がありました。

さらに、観光資源の多言語解説やＷｉ－Ｆｉ環境の整備、洋式トイレの増設等、インバウンド受入体制の強化に向けた取組を、国の事業も

活用しながら、市町や民間事業者とともに進めること、また、整備した受入体制とともに県内各地の魅力を外国人観光客に広く知ってもらい、実際に訪問してもらうため、海外へのＷＥＢ、ＳＮＳ等による積極的な情報発信を強化、継続することとの意見がありました。

このほか、種々活発な論議がございましたが、その詳細については、この際、省略をさせていただきます。

なお、これまでご報告した事項について、本委員会から、別途、「ＩＲ推進及び観光振興について」の意見書提出方の動議を提出しておりますので、議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、ＩＲ・観光振興対策特別委員会のご報告といたします。

ご清聴まことにありがとうございました。（拍手）

○議長（瀬川光之君）　次に、九州新幹線西九州ルート・交通対策特別委員長に報告を求めます。

八江委員長―46番。

○九州新幹線西九州ルート・交通対策特別委員長（八江利春君）〔登壇〕　皆さん、おはようございます。

九州新幹線西九州ルート・交通対策特別委員会の活動経過について、ご報告いたします。

本委員会の付議事件は、「九州新幹線西九州ルート整備対策」、「地域二次交通対策」、「交通弱者対策」及び「長崎空港対策」でございます。

昨年5月以降、本日までの間に、委員会6回、県外現地調査及び県内現地調査をそれぞれ1回、さらに、本県選出国会議員との意見交換会を実施いたしました。

それでは、各付議事件に対しての調査結果及び主な論議事項について、ご報告いたします。

まず、「九州新幹線西九州ルート整備対策」について、ご報告いたします。

本件につきましては、新鳥栖・武雄温泉間の整備のあり方における国の動向及び県の取組、また、武雄温泉・長崎間の令和4年度開業に向けた取組等について審査いたしました。

新鳥栖・武雄温泉間の整備のあり方については、武雄温泉駅での対面乗換を早期に解消し、一刻も早くフル規格による整備を実現するため、早期にルートを決定するとともに、地方負担、並行在来線等の課題解決に向けて、関係者間の合意形成が図られるよう、政府等へ働きかけを行っていただきたいとの意見がありました。

また、令和4年度の開業に向けては、沿線地域において、官民が一体となって、ソフト・ハード両面から新幹線を活用した魅力あるまちづくりに懸命に取り組んでいる中、整備効果等に対する県民の理解促進や市町等との連携強化などに努め、開業効果を高めるための受入体制の構築を図っていただきたいとの意見がありました。

また、本県選出国会議員と本委員会との意見交換会を開催し、九州新幹線西九州ルートの整備に関する今後の進め方について、ご助言をいただきました。

次に、「地域二次交通対策」について、ご報告いたします。

本件につきましては、地域公共交通網形成計画の国の方針や、自治体の動向等に対する県の取組について審査をいたしました。

人口減少や少子・高齢化の進展により、地域交通を取り巻く環境が年々厳しさを増しており、輸送人員の減少によるサービス水準の低下が懸念される中、地域公共交通網形成計画について、快適な地域の暮らしや活性化のためには、市町

が速やかに計画を策定する必要があり、県が総合調整の役割を果たし、市町の取組の後押しを図っていただきたいとの意見がありました。

次に、「交通弱者対策」について、ご報告いたします。

本件につきましては、高齢者交通安全対策に関する取組について審査いたしました。

近年、高齢者による重大交通事故が社会問題化している中、運転免許返納者が増えており、返納者や公共交通空白地域の住民、高齢者などの交通弱者に対し、各地域の実情に応じ、公共交通利用等の支援策が講じられるように努めていただきたい。また、コミュニティ交通について、市町と連携し、利用促進を図っていただきたいとの意見がありました。

次に、「長崎空港対策」について、ご報告いたします。

本件につきましては、空港24時間化や空港活性化に関することについて審査いたしました。

近年、訪日客が増加している現状において、長崎空港が担う役割が大きくなっている中、交流人口拡大や地域活性化のため、航空路線の誘致等の推進が求められており、国際線利用者の増加に向け、定期便化を見据えたチャーター便の誘致に取り組んでいただきたい。また、空港24時間化を目指す中で、一部リモート化による運用時間の延長を進めるとともに、空港の活性化に向けてコンセッション方式を含めた運営手法についても検討を継続していただきたいとの意見がありました。

また、昨年8月の県外現地調査では、「新幹線の整備促進、並行在来線対策」等について調査を実施し、長野県では、新幹線駅周辺のまちづくりや交通ネットワーク構築の取組、石川県では、新幹線の開業効果や並行在来線の運営状況、新大阪延伸に向けた取組などを伺うことができました。

また、11月の県内現地調査では、雲仙温泉観光協会や島原半島観光連盟及び「女将の会」の皆様から直接実態等をお伺いし、意見交換を行いました。

関係団体からの主な意見として、「新幹線西九州ルート開通にあわせ、諫早駅駅名の一部に雲仙温泉の名前を入れていただくよう関係諸機関への要望の協力をいただきたい」、「諫早駅、長崎駅、長崎空港から雲仙温泉までの公共交通機関の利便性の拡充について、関係諸機関に対しての働きかけをお願いしたい」などがありました。

このほか、種々活発な論議がございましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

なお、これまでご報告した事項について、本委員会から、別途、「九州新幹線西九州ルートの整備促進・交通対策について」の意見書提出方の動議を提出しておりますので、議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、九州新幹線西九州ルート・交通対策特別委員会のご報告といたします。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（瀬川光之君）　以上で、各特別委員長の報告は終わりました。

次に、お手元に配付いたしております動議件名一覧表のとおり、各特別委員会から、知事あて意見書提出の動議が提出されております。

まず、離島・半島地域振興特別委員会から提出されております「離島・半島地域の振興対策について」、これを議題といたします。

お諮りいたします。

本動議は、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本動議は、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、本動議は、可決されました。

次に、ＩＲ・観光振興対策特別委員会から提出されております「ＩＲ推進及び観光振興について」、これを議題といたします。

これより、質疑・討論に入ります。

堀江議員―33番。

○３３番（堀江ひとみ君）〔登壇〕　日本共産党の堀江ひとみです。

ただいま、議題となりました「ＩＲ推進及び観光振興について」。

観光県長崎のさらなる魅力アップや経済振興のため、観光関連予算の拡充など必要な手立てをとることは当然です。しかし、本意見書には、ＩＲ、カジノの推進を求めており、同意できません。

一昨日、「カジノ（賭博場）は、日本のどこにも要らない」と呼びかける全国シンポジウムが横浜市内で開かれました。「全国でも、長崎でもカジノ（賭博場）は要らない」が県民の声です。

カジノ誘致をめぐっては、カジノ担当内閣府副大臣だった秋元　司衆議院議員が、今月、カジノ参入企業から賄賂を受け取ったとして、収賄罪で起訴されました。

さらに、開会中の国会で日本共産党が明らかにしましたが、萩生田光一文部科学大臣が、カジノ関連事業者から政治資金の提供を受けたうえ、一度、開設した後は、住民や自治体が拒否しても訴訟リスクが生じるとして、開設した後も初回は10年、以後5年ごとの更新制を骨抜きにする発言も問題になっています。

ニューヨーク在住で、建築デザイナーとして活動し、これまでに30近いカジノの誘致や建設、実際の運営状況を見てきたという村尾武洋氏は、「カジノの実態を知る限り、わざわざ日本にカジノを誘致する必要はないと思う。カジノはもうかると言われるが、もうけは全て他のお客がすったお金だ。ただ、カジノがパチンコと違うのは、1回の賭けに1,000万円くらい賭けることができ、1分ほどで勝ち負けが決まる。1億円くらいを、あっという間にすってしまう危険性がある点だ。そもそも、カジノという施設は、そうせんがための仕掛けがし尽されている。いわゆるカジノを中心にホテルやレストラン、店舗、劇場が配置され、家族連れでも数日が楽しめる。ソファーやベンチは置かない。お客にギャンブルの場に座っていただき、徹底して、お金をつぎ込んでいただく。誘致する人たちは、『市税が増える、雇用も増える』とＰＲするが、その原資は全て全財産をなくしたお客の代償によっていることを自覚してほしい。カジノとは、つまるところ賭博場だ。魅力的な観光財源があふれている日本にカジノは必要ない」と語っています。

カジノに頼らない観光振興策を強く求め、カジノ推進に反対する討論といたします。

○議長（瀬川光之君）　前田議員―26番。

○２６番（前田哲也君）〔登壇〕　自由民主党の前田哲也です。

会派を代表いたしまして、「ＩＲ推進及び観光振興に関する意見書案」について、賛成の立

場で意見を申し述べ、議員各位のご賛同を得たいと存じます。

2016年12月に、カジノを含むＩＲ整備の基本的な考え方や理念を盛り込む「ＩＲ推進法」が議員立法で成立しました。18年7月には、カジノの違法性を阻却する規定をはじめ、カジノ管理委員会の設置など、厳格なカジノ規制、監視、ＩＲの設置数や選定手続、カジノの収益金規定、日本人のカジノ施設への入場制限などを広く定めた「ＩＲ整備法」が成立し、本県においても、誘致に向けて、現在、積極的な取組を展開しているところであります。

そもそも、国は、ＩＲを観光立国実現のための国際拠点として整備し、2030年、訪日外国人旅客数6,000万人目標達成の起爆剤として位置づけています。

九州並びに本県は、今後の観光需要が急速に拡大するアジアに近く、国内外から観光客を惹きつける質の高い観光資源を有しており、そこにＩＲという国内外からの新たな玄関口を設けることで、今までにない人の流れを生み出すことができると確信しております。

また、ＩＲは、関連する業種が多岐にわたり、すそ野が広い産業であることから、その経済効果を多くの業種に波及し、さまざまな分野において、新たな雇用の創出が見込まれるものであります。

本県において、人口の減少は喫緊の課題でありますが、ＩＲが生み出す新たな雇用は、若者の地元定着を後押しするとともに、進学や就職で転出した若者が地元に戻ってくる受け皿となるものであり、九州並びに本県の地方創生の契機となる千載一遇の好機であります。

事実、先日、佐賀県議会議員の方々との意見交換の機会を得、ＩＲの内容について説明した折、限定的な場ではありましたが、大いに関心があり、「佐賀県の経済活性にもつながればと思う。しっかり応援します」という趣旨のご意見もいただきました。

ちなみに、ＩＲが実現した場合の九州全域への経済効果は3,200億円から4,200億円、延べ集客人数は、年間最大930万人、雇用創出効果も2万8,000人から3万6,000人と試算がなされています。さらに、カジノのあら収益の15％が納付金として本県へ歳入となりますが、納付金については、観光振興、地域経済振興、社会福祉増進及び文化・芸術の振興等に関する施策に充てることが、「ＩＲ整備法」に明記されており、収益が地域社会に還元される仕組みは、既存の公営競技と同様であります。

一方、ＩＲ導入に際しては、依存症の増加や治安の悪化などの懸念をどう払拭していくかという視点が重要であり、しっかりした対策を講じる必要があることは言うまでもありません。

とりわけ、ギャンブル依存症対策については、「ＩＲ整備法」等において、マイナンバーカードによる厳格な入場制限やＩＲ事業者による相談窓口の設置など、重層的、多段階的な対策を講じることとされております。

本県においても、本年1月、ほかの候補地に先駆けて「ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定し、医療機関や大学、関係団体とも連携しながら、「相談」、「普及啓発」、「教育」、「回復支援」の4つを施策の柱として取り組まれているところでありますが、ＩＲ整備を見据え、引き続き、しっかりとした対策を講じていかなければなりません。

最後に、今後のＩＲの設置運営を担う民間事業者の決定に当たっては、自治体と国による二重の選抜体制を敷く中で、県においては、さら

に厳格な規制と監視等の高度な関与が不可欠であり、また、誘致実現の大前提である地元の合意形成、つまり県民の中で、例えばＩＲイコールカジノのイメージが一部先行しがちでありますが、カジノ施設は、ＩＲ全体の延べ床面積の3％以下に過ぎず、国際会議場や展示場、ショッピングモール、美術館ほか、さまざまな施設からなる総合的な観光施設であるというような基本的な認識や、先ほど述べた依存症や青少年への悪影響、治安の悪化などへの不安や心配に対して丁寧に説明を継続して、本県がＩＲ誘致に向け取り組んでいくことへ、県民の理解促進に注力せねばなりません。

今回、提出された意見書は、県に対し、こうした取組を強く求めるものであり、九州・長崎ＩＲの推進、ひいては本県の観光振興に重要な役割を果たすものであることから、賛意を表明するものであります。議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（瀬川光之君）　質疑・討論をとどめて、採決いたします。

本動議は、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬川光之君）　起立多数。

よって、本動議は、可決されました。

次に、九州新幹線西九州ルート・交通対策特別委員会から提出されております「九州新幹線西九州ルートの整備促進・交通対策について」、これを議題といたします。

これより、質疑・討論に入ります。

堀江議員―33番。

○３３番（堀江ひとみ君）〔登壇〕　ただいま、議題となりました意見書「九州新幹線西九州ルートの整備促進・交通対策について」は、住み続けられる長崎県とするために、乗合バスなどの地域二次交通対策、交通弱者対策を推し進めていくことは当然必要です。しかし、本意見書で要望している九州新幹線西九州ルートの整備促進については同意できません。

長崎から特急かもめで乗り換えることなく博多まで行けるものを、2022年暫定開業予定の長崎新幹線は、武雄温泉で必ず乗り換えなければなりません。特急かもめもなくなります。長崎から武雄温泉間はフル規格のため料金が上がります。必ず乗り換えなくてはならず、料金も上がる長崎だけ新幹線、県民にとっていいことはありません。

意見書は、「武雄温泉・新鳥栖間を一刻も早く全線フル規格で整備してほしい」と求めています。

長崎新幹線は、フリーゲージトレイン導入で合意をし、進められてきた事業です。佐賀県は、時間短縮効果がわずかしかないのに合意をしたのは、在来線を活用するという合意があったからです。「武雄温泉・新鳥栖間については、フル規格整備を」との与党検討委員会の基本方針が示され、長崎県が賛同していますが、佐賀県は、これまで新幹線整備を求めたこともなく、現在も求めていない区間です。フル規格にした場合、武雄温泉・新鳥栖間の工事費は約6,200億円と算出され、地元負担については、長崎県がゼロ円に対して、佐賀県は2,066億円と算出されています。

山口佐賀県知事は、「佐賀県は、これまでスーパー特急、フリーゲージトレイン、リレー方式には合意してきた。その他の選択肢も含めて議論するのであれば、フル規格ありきではなく、しっかり時間をかけ、ゼロベースから幅広

く議論をされなければならない」と主張しています。

長崎新幹線事業、武雄温泉・新鳥栖間のフル規格化は、合意の見通しも、実現の見通しもありません。この際、長崎新幹線計画は、凍結すべきです。一旦、立ち止まって、県民の声をよく聞くこと。長崎本線の整備、新幹線に頼らない交通網の整備、県内どこに住んでも確保される地域公共交通体系の充実などを進めるべきです。

以上、長崎新幹線整備促進に反対する討論といたします。

○議長（瀬川光之君）　小林議員―44番。

○４４番（小林克敏君）〔登壇〕　自由民主党・県民会議の小林克敏でございます。

会派を代表いたしまして、「九州新幹線西九州ルートの整備促進・交通対策に関する意見書案」について、賛成する立場をもって意見を申し上げたいと思います。

我々は、これまで、なぜ長崎新幹線が必要なのか、あらゆる機会を捉えて、幾度となく訴えてきたことは、新幹線は、地域の振興や交流人口の拡大を図るため絶対に欠かすことのできない重要な交通基盤であるということであります。

実際、鹿児島新幹線及び北陸新幹線の開業によって、観光客やビジネス客が相当数増加し、それぞれの地域がどれだけ大きく盛り上がっているのか、ご案内のとおりであります。

今、我々は、令和4年の対面乗換方式による開業を控えて、長崎県及び沿線自治体は、新幹線開業効果を高め、「新幹線を活かした魅力あるまちづくり」を合言葉に、アクションプランを策定し、官民一体となって推進体制を構築し、県民の機運醸成を図りながら、誘客促進などの取組が熱心に進められているのであります。

改めて言うまでもありませんが、新幹線の整備は国家プロジェクト、いわゆる国策であり、西九州ルートは、全国の高速鉄道ネットワークにつながって、はじめて、その効果が大きく発揮されるものであります。

そのためにも、一刻も早く時間短縮効果、投資効果、さらに収支改善効果が最も高いフル規格で整備し、新大阪までの直通運行を実現することが必要不可欠であり、国におかれましては、フリーゲージ等のこれまでの経過をよくよく踏まえ、佐賀県等との協議を全力で進めていただくことを強く要望したいと思うのであります。

今回提出された意見書は、二次交通や交通弱者対策、長崎空港等整備の必要性についても言及されており、その役割は十分果たすものと確信いたす次第であります。

以上、賛成意見を申し上げ、議員各位のご賛同を賜りますよう、切にお願い申し上げ、賛成討論といたします。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（瀬川光之君）　質疑・討論をとどめて、採決いたします。

本動議は、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬川光之君）　起立多数。

よって、本動議は、可決されました。

次に、各常任委員会及び議会運営委員会の委員並びに正副委員長の改選を行います。

本改選につきましては、お手元の名簿のとおり、それぞれ選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり選任することに決定され

ました。

次に、特別委員会について、お諮りいたします。

現在、設置いたしております特別委員会について、「離島・半島地域振興特別委員会」につきましては、引き続き存置し、「ＩＲ・観光振興対策特別委員会」、「九州新幹線西九州ルート・交通対策特別委員会」につきましては、これを「観光振興・交通対策特別委員会」に改組し、「人口減少・雇用対策特別委員会」につきましては、設置することとし、付議事件等は、お手元の特別委員会の付議事件等一覧表のとおりとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定されました。

これより、各特別委員会の委員並びに正副委員長の選任を行います。

「離島・半島地域振興特別委員会」及び「観光振興・交通対策特別委員会」、並びに「人口減少・雇用対策特別委員会」は、10名をもって構成し、お手元の名簿のとおり、それぞれ選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり選任することに決定されました。

これより、長崎県病院企業団議会議員の選挙を行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（瀬川光之君）　ただいまの出席議員は、46名であります。

お諮りいたします。

選挙立会人2名を、議長において指名いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、石本政弘議員及び久保田将誠議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○議長（瀬川光之君）　投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　配付漏れ なしと認めます。

石本政弘議員及び久保田将誠議員の立ち会いをお願いいたします。

〔選挙立会人・立ち会い〕

○議長（瀬川光之君）　投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（瀬川光之君）　異状なしと認めます。

本選挙につきましては、地方自治法第118条第1項の規定に基づき、公職選挙法を準用いたします。

この際、念のため申し上げます。

投票は、単記無記名でありますので、投票用紙に、被選挙人の氏名1名のみを記載のうえ、点呼に応じて順次、ご投票を願います。

氏名を点呼いたさせます。

〔点呼・投票〕

○議会事務局長（木下　忠君）　宮島議員、宮本議員、赤木議員、中村泰輔議員、饗庭議員、堤議員、下条議員、山下議員、北村議員、浦川議員、久保田議員、石本議員、中村一三議員、大場議員、山口経正議員、麻生議員、川崎議員、坂本　浩議員、深堀議員、山口初實議員、近藤議員、宅島議員、松本議員、ごう議員、山本啓介議員、前田議員、山本由夫議員、吉村議員、

大久保議員、中島浩介議員、浅田議員、山田博司議員、堀江議員、山田朋子議員、西川議員、外間議員、瀬川議員、坂本智徳議員、中村和弥議員、徳永議員、中島廣義議員、溝口議員、中山議員、小林議員、田中議員、八江議員。

○議長（瀬川光之君）　投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　投票漏れ なしと認めます。

投票を終了いたします。

これより、開票をいたします。

〔開　　票〕

○議長（瀬川光之君）　選挙の結果を報告いたします。

投票総数46票。うち有効投票45票、無効投票1票であります。

有効投票中、近藤智昭議員24票。大場博文議員20票。山田博司議員1票。

以上のとおりであります。

本選挙の法定得票数は、6票であります。

この結果、近藤智昭議員、大場博文議員が、長崎県病院企業団議会議員に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖解除〕

○議長（瀬川光之君）　次に、知事より、第1号議案乃至第93号議案の送付がありましたので、これを一括上程いたします。

ただいま、上程いたしました議案について、知事の説明を求めます－知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕　本日、ここに、令和2年2月定例県議会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご健勝にてご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

説明に入ります前に、このたびの新型コロナウイルス感染症により、湖北省をはじめ中国国内では、多くの尊い命が失われ、国内においても、感染者の方がお亡くなりになるなど、依然として感染拡大が続いております

県民を代表して、お亡くなりになられた方々に深く哀悼の意を表しますとともに、治療を受けられている皆様に心からお見舞いを申し上げます。

中国と深い友好交流の絆で結ばれている本県としては、できる限りの支援を行ってまいりたいと考え、長崎市と合同で医療関係物資を湖北省等へお送りしたところであり、一日も早く事態が収束し、中国の皆様方が平穏な生活を取り戻されることを心からお祈りいたします。

それでは、開会に当たり、県政運営について所信を申し述べますとともに、令和2年度当初予算案について、その概要をご説明申し上げます。

来年度は、「長崎県総合計画 チャレンジ2020」の最終年度を迎え、計画に掲げられている目標達成の実現に向けた集大成の年度となります。

この間、私は、総合計画の基本理念である「人、産業、地域が輝く たくましい長崎県づくり」に力を注ぎ、県民の皆様と思いを共有しながら、総力を結集し、福祉・医療・子育て支援の充実、産業の活性化と雇用の場の拡大、地域の創意工夫を活かした地域づくりなどに全力で取り組んでまいりました。

特に、人口減少や県民所得の低迷、地域活力の低下という本県の抱える構造的課題については、「県民所得向上対策」や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定のうえ、目標を明らかにして、各種施策を積極的に展開してきたところであります。

現状においては、大学新卒者の県内就職率の伸び悩みに加え、世界的な海運市況低迷による

県内造船の受注量減少等の影響を受け、基幹産業である造船関連の従業員数が減少するなど、人口減少等の課題解決までには至っていない状況であります。

しかしながら、県外からの移住者数並びに企業誘致等による雇用創出は順調に推移するとともに、県民所得の増加や高校新卒者の県内就職率の上昇に加え、一部の離島地域における人口の社会減の大幅な改善など、明るい兆しも見え始めております。

さらに今日、本県では、九州新幹線西九州ルートの開業を見据えた県下各地での新たなまちづくりや、長崎港松が枝国際観光船埠頭の2バース化、特定複合観光施設（ＩＲ）区域認定に向けた取組など、様々なプロジェクトが同時並行的に進められているところであります。

また、産業面では、研究開発型の企業立地や成長分野における企業の事業展開など、新たな産業構造への転換に向けた動きも出てきており、県としては、100年に一度とも言うべき、こうした変革の流れを県内経済の活性化に結びつけてまいりたいと考えております。

このような中、予算編成に当たっては、まず、地域経済の下支えと県民の安全・安心の観点から、国の経済対策に迅速に取り組むこととし、経済活動の基盤となる道路整備、河川等の防災・減災対策、県立学校の高速通信ネットワーク整備及び対馬地域における交流人口の拡大施策等に力を注いでまいります。

そして、経済対策補正予算と令和2年度当初予算を一体的に編成し、「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、本県の未来を切り拓くための力強い政策群を投入することにより、地方創生が大きく前進するよう、県議会のご支援とご協力を賜りながら、この一年、全力を尽くしてまいります。

－人口減少対策の推進－

我が国では、長年にわたり増加してきた人口が、減少に転じたことから、政府においては、総合戦略を策定し、人口減少を克服して、将来にわたって成長力を確保するための対策を進めてきたところであります

現状において、国の総合戦略の期間である平成27年度から30年度までの4年間は、東京圏への一極集中が依然として続いており、地方における生産年齢人口の減少は著しく、全体的な人口減少を女性や高齢者の社会進出が補う状況にあります。

一方、本県では、平成27年度に「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、様々な対策を講じた結果、企業誘致や県内製造業等への支援を通した雇用が創出されているものの、大学新卒者の県内就職率の伸び悩み等もあり、引き続き、その課題解決に向けた対策を強化する必要があると考えております

そのため、若者の県内定着に向けて、県内就職の促進と県内企業の採用力強化の両面から対策を講じることとし、大学生に向けては、本県及び福岡県を中心に県内就職を促す情報発信を強化するとともに、インターンシップ等を通して学生と企業との交流を促進し、合同企業面談会や合同就職説明会に至るまで、一体的に施策を推進してまいります。

併せて、企業の採用力強化に向け、新たに人材活躍支援のための体制を整備し、個々の企業の特性に応じたきめ細かな支援を実施するほか、県内外の多様な求職者と県内企業を結びつけてまいります。

一方、移住促進に向けては、本県に移住された方々の暮らしなどの情報発信を充実するほか、

県外からの創業希望者の掘り起こし、農業・漁業の集落移住促進のための農漁村生活体験、住まいの確保対策及び農業・漁業へのＵ・Ｉターン者の就業支援等を強化するとともに、移住者の裾野拡大を目指して、新たに「関係人口」の創出に向けた施策を展開してまいります。

そして、妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援や社会全体で結婚・子育てを応援する機運の醸成を行うほか、待機児童解消に向けた受け皿の整備と担い手となる保育人材の確保に取り組んでまいります。

さらに、人々が互いに支え合いながら、幸せに日々の暮らしを送り、産業や地域に活気が溢れる長崎県であり続けるため、Society5.0時代を見据えて、ＡＩ・ＩｏＴを活用し、未来技術につながるための基盤整備を積極的に進めるとともに、「持続可能で、誰一人取り残さない」社会の実現というＳＤＧｓの理念も踏まえ、産業、福祉及び教育施策等を推進してまいります。

それでは、このような基本的姿勢に基づく、新年度の主な施策について、「長崎県総合計画チャレンジ2020」の5つの将来像と10の基本戦略に沿って、ご説明いたします。

－長崎県総合計画 チャレンジ2020の推進－

１　交流でにぎわう長崎県

（交流を生み出し活力を取り込む施策の推進）

本県観光の動向については、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の登録効果により観光客が大きく増加した地域がある一方、昨年7月以降の韓国人観光客の減少や台風・大雨などの影響から厳しい状況も見受けられます。

また、外国人観光客については、過去最高を記録しておりますが、九州各県と比較して低い伸び率に留まっております。

本年は、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を契機として、訪日外国人観光客のさらなる拡大が期待されることから、本県の魅力発信と併せ、ハード・ソフト両面での受入環境の質を向上させ、満足度を高めてリピーターの増加につなげられるよう各種施策を強力に推進してまいりたいと考えております。

インバウンドの誘客拡大については、個人旅行化が急速に進展している中、東アジアにおいて、訪日旅行に関心がある階層などターゲットを絞り込んだうえで、ＰＲ動画をウェブ上で配信し、効果検証を行うなどのデジタルマーケティングに新たに取り組んでまいります。

また、東アジア、東南アジア及び欧米豪の地域において、各市場の特性に応じ、メディアや旅行会社、航空会社などと連携した情報発信を充実・強化することとしております。

国際航空路線については、昨年、連続チャーターとして運航された台湾線の定期化に取り組むとともに、就航1周年を迎えた香港線や週3便へ増便された上海線の安定的な搭乗率の確保に向けて、利用促進に努めてまいります。

国内の誘客拡大については、誰もが安心して旅行を楽しむ環境を整備するため、旅行者への事前案内機能を備えたユニバーサルツーリズムセンターの長崎空港内への開設や宿泊施設での入浴介助等のネットワーク構築を支援するほか、観光地や宿泊施設のバリアフリー情報の発信や県内外の旅行需要の開拓に取り組むなど総合的な対策を推進してまいります。

また、令和4年度に開業を迎える九州新幹線西九州ルートについては、その開業効果を最大限に高めるため、「新幹線開業に向けたアクションプラン」に基づき、市町・民間団体と連携し、2次交通対策や観光資源の活用策等を推進するとともに、新たなモビリティサービスの

導入に向けた指針を策定してまいります。

一方、中華人民共和国駐長崎総領事館が開設35周年を迎えることから、訪中団の派遣や長崎県美術館における「日中絵画展」の開催等を通して、長年にわたり築いてきた本県と中国との友情を深め、交流の絆をさらに強固なものにしてまいりたいと考えております。

このほか、朝鮮通信使を活用した情報発信や交流イベントにより、韓国との交流を促進するとともに、ベトナムについては、ホイアン市と連携した情報発信や御朱印船を活用した民間交流を促進することにより、本県の認知度向上や交流拡大に取り組んでまいります。

さらに、本年は、被爆75年を迎え、発効後50年となる核不拡散条約（ＮＰＴ）運用検討会議が開催される節目の年であることから、長崎市や関係団体と連携しながら被爆の実相をより多くの方に理解していただけるよう、ローマ教皇の平和のメッセージや長崎訪問の状況を発信することと併せ、被爆体験の県内外への周知及び核兵器廃絶に向けた活動を推進してまいります。

（交流を支える地域を創出する施策の推進）

令和4年度の新幹線開業に向けて、長崎駅周辺の魅力あるまちづくりが進められておりますが、来る3月28日、長崎市川口町から長崎駅までの在来線約2.5㎞の区間が高架線路へと切り替わり、併せて、長崎駅、浦上駅の新駅舎が開業する運びとなりました。

高架線路への切替えにより、踏切での交通渋滞や事故の危険性が解消され、安全で円滑な交通環境が確保されるとともに、東西市街地の一体化により、地域の発展と賑わいの創出が図られるものと考えております。

一方、本県は、若年層を中心とした県外への転出者が多いことから、若者の県内定着対策と併せて、本県へ移住を希望する方々の裾野を広げていくことが、重要な課題であり、地域間競争が激しくなる中、対策の一層の強化が必要であります。

そのため、地域おこし協力隊による情報発信員を新たに配置し、県内各地のひと・しごと・くらしの実情を移住者の視点で発信するとともに、移住者の方々と協働し、ＳＮＳ等を活用した情報発信の仕組みづくりに取り組むことで、移住希望者のさらなる掘り起こしを進めてまいります。

このほか、「ながさき移住サポートセンター」を通した、移住検討段階から定住までのワンストップ支援体制によるきめ細かなサポートの充実に加え、東京23区からの移住支援や住宅支援員による賃貸物件のマッチング、空き家を改修・提供する民間団体の育成などに引き続き取り組んでまいります。

また、人口減少が進み、地域を支える担い手の確保が課題となる中、地域と都市部の住民・企業等が継続的に多様な形で関わる「関係人口」の創出・拡大を進めることも重要であります。

そのため、市町と連携したパブリシティ活動や地域・産業の魅力を積極的に情報発信することで、本県に興味・関心を持つファン層を掘り起こすことと併せ、地方において、仕事と休暇を組み合わせた滞在型テレワークを行う都市部企業とのマッチングツアーを推進してまいります。

加えて、本県スタートアップ企業の交流拠点である「ＣＯ－ＤＥＪＩＭＡ」において、首都圏の交流拠点との連携を強化し、県内の課題解決に向けた提案や実証に向けた交流事業を展開してまいります。

これらの施策に加え、人口減少が著しい半

島・過疎地域等では、新たな雇用創出につながる事業拡大にチャレンジする事業者などを支援しておりますが、関係団体と連携した事業者の掘り起こしの強化や採択事業者のフォローアップ等に努め、雇用創出効果をさらに高めてまいります。

２　地域のみんなが支え合う長崎県

（互いに支えあい見守る社会をつくる施策の推進）

人口減少と少子・高齢化が進行する中、人生100年時代の到来を間近に控え、障害がある方や高齢者など、県民の誰もが、地域でお互いに支えあいながら、心豊かな生活ができるよう、医療・介護・福祉サービスの充実を図るとともに、誰もが安心して暮らし、生きがいを持って生活できる地域づくりの推進が大切であると考えております。

そのため、地域医療構想に基づく効率的で質の高い医療提供体制の整備を推進するとともに、地域医療で求められている総合診療医を養成するための研修資金の貸与や、へき地診療所に勤務する前の医師に対する研修支援のほか、ヘリコプターを活用した離島への医師派遣など、地域における医療体制づくりを推進してまいります。

また、地域包括ケアシステムについては、令和5年度末までの県内全域での構築に向けて、将来の人口推計や福祉資源の情報を地図上に可視化し、地域の課題把握や分析に取り組むほか、医療資源が不足する地域における在宅医療提供体制の構築を進めることとしております。

さらに、2040年問題に対応する観点から、地域住民主体による集落維持の仕組みづくりに向けた地域運営組織の立ち上げや育成の強化を図るとともに、民間企業やＮＰＯ団体等と連携した地域における生活支援サービスの推進に努めてまいります。

一方、子どもの貧困対策については、長崎県ひとり親家庭等自立促進センターに総合相談窓口を設置するとともに、市町や民間団体とも協働しながら、子どもの居場所づくりや学習支援並びにフードバンクシステムの普及促進に努めてまいります。

加えて、児童や家庭に関する問題について、地域に密着した相談・支援体制を強化するため、県内3カ所目となる児童家庭支援センターを島原地区に設置いたします。

また、ギャンブル等依存症対策については、去る1月29日に公表した「長崎県ギャンブル等依存症対策推進計画」に基づき、相談支援体制の強化や予防教育・啓発等に関する施策を推進するとともに、治療拠点機関となる長崎大学病院と連携のうえ、ギャンブル等依存症患者が適切な治療を受けられるよう、医療提供体制の整備を進めてまいります。

さらに、特別支援学校と農業法人等が連携し、障害のある生徒の農業分野における就労支援とキャリア教育の充実を図るほか、新たに芸術文化活動を通じた障害者の社会参加を推進するための拠点を設置し、相談体制の整備や人材育成、発表の機会の拡大に力を注いでまいります。

（生きがいを持って活躍できる社会をつくる施策の推進）

県民の皆様がいつまでも健康で、生きがいを持って活躍できる環境づくりを進めるためには、県民の健康寿命の延伸や女性の活躍の場を拡大し、多様な主体が支えあう体制を構築していく必要があります。

そのため、健康長寿日本一の長崎県づくりについては、「食」と「運動」を通した健康づく

りや県内企業への健康経営の普及促進並びに高齢者の口腔ケアの推進などに取り組むとともに、健康長寿メイト制度やポータルサイトの充実など、県民の皆様お一人おひとりの健康を支え、楽しく取り組める環境づくりを推進してまいります。

また、元気で生きがいを持って活躍できる社会に向けて、引き続き、「ながさき生涯現役応援センター」における、就業・社会参加意欲がある高齢者を対象とした相談対応や市町等と連携したセミナーの開催など、元気な高齢者の社会参画を支援してまいります。

さらに、女性の職業生活における活躍を目指し、一般事業主行動計画の策定を加速するとともに、女性登用や働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む女性活躍推進企業の認知度向上を図るほか、女子大学生の企業訪問及び女性社員との意見交換を実施するなど、「ながさき女性活躍推進会議」と連携しながら、女性が働きやすい職場環境づくりを進めてまいります。

このほか、義務教育段階の教育を十分に受けていない方々に対し、その能力に応じた教育の機会を確保するため、夜間中学の設置にかかる調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

３　次代を担う『人財』豊かな長崎県

（次代を担う子どもを育む施策の推進）

人口の自然減に歯止めをかけるには、少子化の最大の要因である未婚化・晩婚化の進行を抑え、県民の皆様が希望どおりに結婚、妊娠・出産し、安心して子育てができる地域社会を実現していく必要があると考えております。

そのため、結婚を希望する方々や子育て家庭を県全体で応援する機運の醸成を図るため、各企業や団体の皆様方に、従業員の方々の結婚や子育ての応援を宣言いただく取組を引き続き推進するほか、マスメディアと連携した効果的な情報発信に力を注いでまいります。

また、結婚支援については、長崎県婚活サポートセンターの開所日時の拡大やお見合いシステム登録料の割引キャンペーンにより、利便性の向上及び新規会員の獲得を目指すとともに、会員向けのセミナーや独身者の親世代に向けた相談会の実施など、個人への結婚支援や職域結婚の活性化に向けた企業間交流を一体的に行うなど、総合的な結婚支援を実施してまいります。

子育て施策については、妊娠期から子育て期まで、切れ目のない支援を提供する「子育て世代包括支援センター」の市町への設置を促進するほか、育児負担の軽減のため、子育て世代に対し、地域における育児支援や男性の家事参画等にかかる情報発信を充実することとしております。

また、保育人材の確保については、就職合同面談会や修学資金の貸付を行うとともに、子育て支援員の養成や潜在保育士の再就職支援に取り組んでまいります。

このほか、子育て世代の住環境の改善に向け、多子世帯等のリフォーム工事や中古住宅の取得を市町と連携して支援してまいります。

一方、子どもたちが、グローバル化や技術革新の進展など変化の激しい社会を主体的・創造的に生き抜いていくためには、多様な人々との協働を通して課題を解決できる資質・能力を備えた「確かな学力」を身につけることが必要であると考えております。

そのため、情報技術が急速に進化する中、Society5.0時代に向けた学校教育の一層の充実を図るため、全ての県立学校に、高速・大容量の教育用通信ネットワークの整備を進めてまい

ります

また、国際的な視野を持って社会を牽引する人材を育成するため、海外での語学研修とグローバル企業への訪問研修並びに県内の大学と連携し、生徒の能力や関心に応じて大学で高度な学びに取り組むことができる教育カリキュラムを構築することとしております。

さらに、高校生の離島留学については、広報活動の強化や体験入学制度の充実により、入学者が増加しておりますが、県外からの進学を積極的に受け入れることとし、新たに帰省費支援を行うなど、制度のさらなる充実を図ってまいります。

一方、今年度の幼児教育・保育の無償化に続き、来年度から、学生・生徒が、経済的理由により進学等を断念することがないよう、高等教育の修学支援にかかる新たな制度が開始されます。

県においては、県立大学及び私立専門学校において、その経済的負担を軽減することにより、修学の機会が幅広く得られるよう、支援を行ってまいります。

また、私立高校等についても、来年度から、年収目安が一定額未満の世帯における生徒を対象として、授業料に対する就学支援金制度が拡充されます。

県では、国の制度拡充の対象とならない一定の世帯に対して、本県独自に授業料の軽減措置を講ずることにより、国の施策と一体的に制度の充実を図ってまいりたいと考えております。

さらに、高校生の遠距離通学にかかる支援制度を大幅に拡充し、子どもたちが安心して学ぶことができる教育環境の整備に力を注いでまいります。

（産業を支える人材を育て、活かす施策の推進）

全国的に人手不足が深刻化する中、産業振興や地域の活性化を図るうえで、人材の安定的な育成・確保が大きな課題となっており、県内企業においても、一層の人材採用力の強化が求められております。

そのため、県内企業の皆様には、求人票の早期提出や雇用環境の改善並びに昇進等の道筋を示したキャリアパスの導入推進を働きかけてまいりましたが、こうした動きをさらに促進するため、総合就業支援センターの機能を見直したうえで、新たに人材活躍支援センターを設置し、勤務条件等の改善など企業の採用力強化に向けて、関係機関と連携した伴走型の支援を実施してまいります。

併せて、同センターに無料職業紹介機能を新たに付加し、県内外の卒業後数年以内の既卒者や就職氷河期世代の方々を含む多様な求職者と県内企業とのマッチングを図ることで、産業人材の確保を後押ししてまいります。

一方、若者の県内就職対策については、大学生対策として、県内外へ進学した大学生の保護者あてに、県内就職支援に関する県の施策を紹介するお手紙を送付するとともに、民間放送局と連携した企業ＣＭの放映及び交流会等の就職イベントの集中的な開催等を通して、県民全体の県内就職促進に対する意識の醸成を図ってまいります。

さらに、県内大学等との協定締結を推進し、大学発の県内定着対策の支援や女子学生を対象とした企業との交流会を実施してまいりたいと考えております。

高校生対策としては、県内高校へのキャリアサポートスタッフの配置を拡充し、生徒の希望に沿った県内求人の開拓に取り組むとともに、校内企業説明会や企業見学会を通して県内企業

に関心を持っていただけるよう就職支援策を講じてまいります。

Ｕターン就職対策については、本県出身の学生が多い福岡地区への対策を強化することとし、新たに学生の県人サークルを設置し、学生と企業との交流会や大学での学生相談会を開催するほか、県外からのインターンシップ参加等にかかる旅費を支援してまいります。

このほか、県内の中学生が地元企業の協力を得ながら、仮想会社設立等に取り組む職業体験学習を推進することにより、ふるさとへの理解を深め、本県の将来を担うための実践力を育む学習プログラムの展開を進めてまいります。

一方、県立大学においては、高い専門性と実践力を身につけた情報セキュリティ人材の育成に努めておりますが、大学の特色強化と企業との連携を一層推進するため、本県の強みを生み出す拠点として、県立大学情報セキュリティ産学共同研究センター（仮称）を整備してまいります。

また、令和3年4月に、情報セキュリティ学科の入学定員を40名から80名に増員する予定としており、産学の共同研究機能とＩＴ人材の育成を強化してまいります。

農林水産業の人材確保については、農業分野において、新規就農者の半数を占める農家出身のＵターン対策を強化することとし、新たに産地自ら研修生の受入れを行う「産地主導型就農ルート」を構築するなど地域の就農支援体制を強化するとともに、新規就農相談センターによる技術習得支援研修の受入れを拡大してまいります。

水産業分野においては、漁業就業のための技術習得研修について、受入促進や独立前の支援期間の延長に取り組むほか、さらなる漁業就業者の確保を図るため、県内高校生はもとより、県外の高校生へも水産事業者と連携し、県内への就職を働きかけることとしております。

このほか、外国人の活用においては、各産業での人材の育成・確保を図るため、昨年10月に人材交流に関する覚書を締結したベトナム国クァンナム省からの技能実習生の受入れ等を進めるほか、特に、高い日本語能力が求められる介護分野では、受け入れを行う介護施設等に対し、入国後の日本語教育に対する支援を実施してまいります。

また、農業分野においては、農業サービス事業体からの外国人材の派遣による安定的な労力確保システムの構築を目指しており、昨年から島原半島をモデルとして受け入れを開始しておりますが、引き続き各地域への受入拡大に力を注いでまいります。

4　力強い産業を創造する長崎県

（たくましい経済と良質な雇用を創出する施策の推進）

ＡＩ・ＩｏＴを活用したイノベーションにより世界中で革新的なビジネスやサービスが生み出される中、本県においても、産学官の連携を深めながら、造船関連産業を中心に培われてきた優秀な人材や高い技術力など本県の強みを活かした基幹産業の創出に力を注いでいく必要があると考えております。

そのため、新たな基幹産業の創出に向けた、今後10年間のロードマップを策定し、企業間連携の促進や専門人材の育成など、積極的な施策を推進しているところであります。

海洋エネルギー関連産業については、昨年12月に本県五島市沖が「再エネ海域利用法」に基づく促進区域に指定されたところであり、洋上風力発電の商用化に備えた共同受注体制の整備

を推進するとともに、日本財団の支援をいただきながら、専門人材の育成を行う長崎海洋アカデミーの開講を目指してまいります。

航空機関連産業については、さらなるサプライチェーンの充実・強化を図るため、設備投資や技術力向上、ビジネスマッチングの支援に加え、企業と大学との技術革新を見据えた共同研究の促進など、県内企業の状況に応じた支援に努めるとともに、今後の一貫生産体制構築に向けた国内外の市場環境調査などを実施してまいります。

また、ＡＩ・ＩｏＴ・ロボット関連産業については、様々な産業分野への普及を図るための新製品や新サービスの創出、事業拡大の推進に加え、県内のサプライヤーとユーザー企業をつなぎ、先端技術の導入効果を検証する対策と併せ、産学官による研究会を設置し、新技術の開発や人材育成について協議してまいりたいと考えております。

一方、地域経済における雇用の担い手や多様な技術・技能の担い手として、小規模事業者は重要な役割を果たしており、その振興や後継者対策が重要であると考えております。

そのため、小規模事業者の持続的発展等を目指す商工団体等の支援計画づくりの推進や地域の事業者が連携した外貨獲得に向けた事業に対する支援のほか、事業承継の課題に直面する事業者への個別支援体制の充実や県外からの移住者を含む創業希望者と廃業希望者とのマッチングの強化などに力を注いでまいります。

一方、企業誘致については、去る2月18日、福岡県に本社を置く株式会社ゼンリンが、長崎市への立地を決定されました。同社は、5年間で12人を雇用して、ＡＩを活用した地図データ作成に関する研究開発を行うこととされております。

また、昨年11月に「長崎イノベーションラボ」を開設した京セラコミュニケーションシステム株式会社は、オフィスを拡張して、地元大学等との共創の場となるオープンラボを新たに設置することを決定されました。これにより、同社の雇用計画数は50人増加して100人となり、クレインハーバー長崎ビルは満床となりました。

さらに、2月4日には、平成27年に大村市に立地した大川原製作所の子会社である、オーカワラテック株式会社の新工場が西諫早産業団地内に完成し、竣工式が執り行われました。同社は、21人体制で、医薬・食品・化学関連装置の製造等を行うこととされております。

このほか、大村市への立地が決定しておりました、株式会社電溶工業と1月28日に立地協定を締結したところであります。

今後とも、雇用の拡大と地域経済の活性化につながるよう地元自治体等と連携しながら、企業誘致の推進に努めてまいります。

（元気で豊かな農林水産業を育てる施策の推進）

環太平洋パートナーシップ協定や日本・欧州連合経済連携協定の発効に続く日米貿易協定など、我が国の第一次産業を取り巻く環境が大きく変化する中、たくましい農林水産業を育成するためには、産地計画、地域別施策展開計画を基軸としながら、先端技術の活用による生産性向上や経営力強化に向けた施策を推進していく必要があります。

そのため、農林業においては、園芸産出額1,000億円の達成を目指し、県内企業との連携により、コストを抑えた本県独自の統合環境制御技術の開発を目指すとともに、高収量を実現するための栽培指針を作成し、普及・拡大に努

めてまいります。

さらに、ＡＩ・ＩｏＴを活用した高度な環境制御技術の開発を目指した拠点施設を農林技術開発センター内に整備し、花き栽培技術の高度化を推進するとともに、ドローンやロボットなど先端技術を活用したスマート農業の普及並びに機械導入支援等に取り組み、農作業の効率化等による就業環境の改善を図ることとしております。

また、畜産産出額600億円の達成に向け、畜産クラスター計画に基づく牛舎や鶏舎等の整備、優良家畜の導入、全国和牛能力共進会鹿児島大会に向けた出品候補牛の確保と併せ、担い手の規模拡大や生産性向上に向けた農業生産基盤の整備、新規就業者の確保・育成に力を注いでまいります。

一方、水産業については、近年の台風の大型化等による定置網漁具の被害の増加に対し、新たに定置網経営体が行う気象変化に備えた漁具改良や省力化にかかる対策を支援することとし、海域及び操業形態に応じた経営モデルの確立を目指してまいります。

このほか、養殖業の成長産業化に向け、国の支援事業を積極的に活用しながら、大規模漁場創出のための漁場再編や利用度の低い遊休漁場等への新規参入、施設整備への支援等による産地強化を推進してまいります。

また、県産品の輸出においては、さらなる輸出拡大を目指し、中国向け鮮魚等の新たな輸送ルートの開拓、商材の掘り起こし及びトップセールスによる既存取引先との関係強化に取り組むこととしております。

さらに、中国や韓国、香港を中心に、総合フェアや飲食店での販売促進プロモーション活動の展開と併せ、県産品をはじめとした本県の魅力の総合的な発信により、本県への誘客拡大並びに輸出促進を図ってまいります。

５　安心快適な暮らし広がる長崎県

（快適で安全・安心な暮らしをつくる施策の推進）

県民の皆様に住み慣れた地域で安心して暮らし続けていただくためには、犯罪や交通事故のないまちづくりを推進するとともに、頻発・激甚化している自然災害から県民の皆様の生命・財産を守るための総合的な防災・減災、国土強靭化対策を講じていくことが大切であります。

そのため、自主防災組織の活動支援や消防団員の確保対策の推進に加え、将来の消防力の維持・強化に向けた消防の広域化に関する研究を進めるとともに、河川・土砂災害のハザードマップや要配慮者利用施設の避難確保計画づくりなどソフト面の対策を推進してまいります。

一方、ハード面の対策については、国の「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」を踏まえ、土木、農林関係をはじめとする防災インフラの積極的な整備を進めてまいります。また、新たに創設された有利な地方債を活用し、河川の浚渫に重点的に取り組むとともに、急傾斜地及び道路法面等の防災対策に力を注いでまいります。

石木ダムについては、川棚川の抜本的な治水対策と佐世保市の慢性的な水源不足解消のためには必要不可欠な事業であり、全国各地で自然災害が頻発する中、その重要性は一層高まっているものと考えております。

現場の安全を確保しながら、事業の着実な進捗に努めるとともに、地元の方々に対し、県民の安全・安心確保のため、事業に協力していただけるよう、粘り強く働きかけを続けてまいります。

今後も、本事業を取り巻く状況の変化を見極めながら、適切に対処し、令和7年度末の完成を目指して、佐世保市及び川棚町と一体となって事業の推進に努めてまいります。

一方、国境離島地域の振興については、平成29年の「有人国境離島法」施行以降、新設された国の交付金を有効に活用しながら、地元市町と一体となって、雇用機会の拡充や滞在型観光の促進などに取り組んでまいりました。

国境離島地域の人口については、計画を上回る改善が図られており、令和元年の関係5市町の社会減は644人となり、特に五島市においては、市町村合併後初となる社会増が実現されるなど、「有人国境離島法」に基づく各種施策の成果が着実にあらわれているものと考えております。

今後、こうした成功事例が他の地域へ波及するよう関係市町と情報共有を十分に図りながら、国境離島地域の振興と人口減少の抑制に全力を注いでまいります。

また、しまの産品の振興による地域活性化を図るため、食品流通専門の団体と連携しながら、消費者視点を重視した商品開発やブランド化の推進並びに販路拡大を見据えた生産力の向上など官民一体となったプロジェクトを展開してまいります。

（にぎわいと暮らしを支える社会基盤を整備する施策の推進）

多くの離島・半島を有する本県において、交流人口の拡大や産業の振興による地域の活性化を図るためには、それを支える新幹線や道路等の社会基盤の計画的な整備を推進していく必要があります。

幹線道路の整備については、島原道路の諫早インター工区において、九州横断自動車道と接続する諫早インターから小船越インター間の約1.6kmが来月22日に完成供用し、既に部分供用している栗面インター間と合わせて工区全体の約4.3kmが完成することとなりました。この整備により、諫早市街地の国道34号、57号の交通混雑が緩和されるとともに、高速性・定時性が確保され、地域活性化や救急搬送支援に大きく寄与するものと期待しております。

今後も残る工区について、早期完成が図られるよう、引き続き、全力で取り組んでまいります。

一方、人口減少や少子・高齢化など多くの課題を抱える本県にとって、ＡＩ・ＩｏＴなど急速に進展する先端技術を積極的に取り込み、産業振興や地域課題の解決に活用していくことが重要であります。

そのため、先進的な活動を行っている団体や事業者、大学、通信事業者など、官民が連携した組織を立ち上げ、「ながさきＩＣＴ戦略」に代わる新たな戦略づくりを推進し、Society5.0社会を展望しながら、各分野における先端技術導入の促進に力を注いでまいりたいと考えております。

それでは、次に、これまでの5つの将来像に沿った事業以外の主な施策や懸案事項などについて、ご報告を申し上げます。

（特定複合観光施設（ＩＲ）区域整備の推進）

ＩＲ区域の整備については、去る1月7日、カジノ管理委員会が内閣府の外局として新たに設置され、カジノ免許の付与や事業者の監督などに関する具体的なルールづくりが進められているところであります。

こうした中、去る2月1日、本県のＩＲ区域整備を見据え、九州への波及効果の最大化に向けた方策等を議論する「日経統合型リゾートセミ

ナーｉｎ九州」が日本経済新聞社の主催により、九州地方知事会、九州経済連合会及び九州観光推進機構の後援のもと、福岡市において開催され、経済界の皆様をはじめ、約300名の方々が参加されました。

当日は、本県から、九州・長崎ＩＲの目指す姿や県・市の取組を紹介するとともに、その実現に向けて、強く協力を呼び掛けたところであります。

今後とも、県議会や県民の皆様のご意見を伺いながら、本県のみならず、九州の観光及び地域経済の活性化に寄与し、我が国の発展にも貢献する九州・長崎ＩＲの実現に力を注いでまいります。

（九州新幹線西九州ルートの整備促進）

九州新幹線西九州ルートについては、昨年8月に与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム九州新幹線（西九州ルート）検討委員会から、整備のあり方等に関する基本方針が示され、フル規格により整備することが適当であり、国土交通省に対して、関係者間での協議を実施するよう求めたところであります。

これを受け、昨年12月には、国土交通大臣と佐賀県知事との会談が行われ、新鳥栖・武雄温泉間の整備にかかる協議のあり方について、事務的な確認を行うことで意見が一致し、現在、国土交通省と佐賀県との間で調整が行われておりますが、いまだ協議の開始には至っていない状況であります。

県としては、早期に具体的な協議が開始されることを期待しており、西九州ルートの関係者として、議論の前進に向け、積極的に対応するなど、全線フル規格による整備の実現に力を注いでまいりたいと考えております。

（県庁舎の跡地活用）

県庁舎の跡地活用については、この地の歴史を活かしながら、新たな賑わいの場を創出するため、「広場」、「交流・おもてなしの空間」、「質の高い文化芸術ホール」をはじめとする活用策を検討してまいりました。

旧県庁舎の解体工事終了後、昨年10月から、予定していた埋蔵文化財調査を実施し、旧県庁本館部分の中央から東側にかけて、遺構等を含まない地山を確認したところであります。

また、過去の調査で確認されていた石垣のほか、跡地西側や旧県庁南門付近では、江戸時代の瓦などを含む土の層や町屋の礎石などの遺構が確認され、今回委嘱した専門家からは、確認された遺構を壊さないよう配慮する必要がある、さらに詳細な調査の実施を検討してほしいとの意見をいただきました。

県としては、今回、出土した遺構の周辺について、さらに詳細な調査を行う必要があると考えており、現時点では、この周辺に建物を建てる決断を行うことは難しいものと認識しております。

このような中、去る1月31日、長崎市からは、専門家の意見や今後の整備スケジュールを考慮すると、新たな文化施設を県庁舎跡地で実現することは難しいことから、現市庁舎跡地に整備したいとの考えが示されました。

文化芸術ホールについては、県市双方のニーズを満たすようなホールの整備を念頭に協議を重ねてきたところであり、今回、長崎市が現市庁舎跡地に質の高いホールを整備されるのであれば、県において、県庁舎跡地に同様の機能を有するホールを整備する必要はないものと考えております。

県庁舎跡地活用については、この間、懇話会や県議会などにおいて様々なご議論をいただき、

今日に至っているところであり、引き続き、埋蔵文化財調査の結果や幅広いご意見等を踏まえながら、歴史を活かし、賑わいの創出につながるような活用策の検討を進めてまいります。

（対馬市の韓国人観光客減少に伴う対策）

昨年7月以降、対馬市を訪れる韓国人観光客が急激に減少し、島内経済を支える観光産業に深刻な影響が及んでおります。

そのため、県では、中小企業者に対して資金繰り支援を行うとともに、国境離島交付金等を活用して、「行っ得！つしま宿泊割引キャンペーン」を展開するなど、対馬市と連携しながら、国内観光客の誘致促進等に取り組んでおります。

また、観光誘客等の対策については、谷川自民党離島振興特別委員長をはじめ、本県選出国会議員や関係国会議員の皆様に多大のご尽力をいただいた結果、今年度の国の経済対策補正予算において、対馬地域の振興に特化した関連予算を措置していただいたところであります。

県としては、こうした国の予算を対馬市とともに積極的に活用して、旅行商品の造成・販売への支援や個人向けの宿泊料の割引などの施策を推進し、観光客の誘致に全力を注いでまいりたいと考えております。

（新型コロナウイルス感染症の影響と対策）

中華人民共和国湖北省武漢市において、昨年12月以降、新型コロナウイルス感染症が発生し、中国を中心に、日本を含む多くの国と地域へ感染が拡大しております。

このような事態を受け、県では、水際対策としての検疫体制及び県内10カ所の感染症指定医療機関での患者受入れ等の医療体制などについて、医療関係者を交えた対策会議を開催し、感染の疑いのある患者の早期発見から、患者搬送、入院治療まで速やかに対応できる体制を整えたところであります。

併せて、交通事業者や宿泊事業者等に対し、予防・まん延防止の徹底を呼びかけるとともに、新型コロナウイルス感染症に関する情報や相談窓口・連絡先を県のホームページ等で適宜提供することとしております。

一方、中国政府は、中国から海外への団体旅行を当面禁止する措置を講じており、本県においても、長崎・上海線の国際定期航空路線の2月7日からの欠航及びクルーズ船の寄港中止のほか、中国の小中学校の修学旅行や団体ツアーのキャンセルなど観光産業への影響が生じております。

県としては、引き続き新型コロナウイルス感染症関連の動向を注視し、関係機関と連携しながら、県民の安全・安心の確保に努めるとともに、必要な対策に万全を期してまいります。

（バチカン市国及びフランスへの訪問）

去る1月22日、昨年11月にご来県いただいたローマ教皇フランシスコ台下に直接お礼を申し上げるため、瀬川県議会議長とともにバチカン市国を訪問し、県を代表して教皇台下に謁見してまいりました。

教皇台下からは、「これからも共に平和への道を歩み続けていきましょう」とのお言葉をいただきました。

併せて、ローマ教皇庁要人の方々にもお会いし、教皇ご来県のお礼とともに、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界遺産登録にかかるこれまでのご支援に対する謝意をお伝えしてまいりました。

また、バチカン市国訪問に先立ち、1月20日にはユネスコ本部のあるパリにおいて、世界遺産登録を支持いただいたユネスコ各国代表部大

使や関係者にもお礼を申し上げたところであります。併せて、メディアや旅行会社等に、フランスと縁の深い潜伏キリシタン関連遺産をはじめとした長崎県の歴史・文化、自然や食など多彩な魅力を発信してまいりました

今後も様々な機会を捉え、世界遺産の価値や本県の魅力を世界に向けて発信し、誘客につなげてまいります。

（国内定期航空路線の新規就航）

去る1月28日、ピーチ・アビエーション株式会社から、長崎～東京（成田）路線の新規就航が発表されました。

運航については、本年3月29日から毎日1往復を予定しており、昨年度就航のジェットスター･ジャパン社と合わせると、成田空港への路線は毎日2往復が運航されることとなり、長崎と成田を結ぶ路線が強化されることで、国内外からの観光客等の増加や県民の皆様の利便性が高まるものと期待しております。

県としては、今回の就航を契機に、首都圏はもとより、成田・関西など国際空港からの乗り継ぎによるインバウンド客の誘致促進に努めるとともに、長崎空港の24時間化に向けて路線誘致を強化し、交流人口の拡大や地域の活性化を目指してまいります。

（県立高等学校教育改革の推進）

現在の高校改革基本方針が令和2年度で終期を迎えることから、県議会でのご議論や有識者による推進会議、県民の皆様等のご意見を踏まえ、「第三期長崎県立高等学校改革基本方針」を策定し、本議会に議案として提出しております。

この基本方針案では、生徒が「変化の激しい社会において自立的に生き、社会の形成に参画する力」や「ふるさと長崎への愛着と誇りを持ち、本県の未来を担う力」を身につけることを目指した、県立高校の教育制度の改革並びに適正配置等に関する基本的な考え方を示しております。

今後は、同基本方針の内容について、県民の皆様への周知を図り、ご理解とご協力をいただきながら、活力と魅力に溢れた高等学校づくりに取り組んでまいります。

（東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた取組）

本年7月から9月にかけて、いよいよ「東京2020オリンピック・パラリンピック」が開催されます。本県は、これまでにベトナム、スペイン、フィリピン、ポルトガル、ラオスのホストタウンとして登録を受け、関係市町や競技団体等と連携を図りながら、大会事前キャンプの誘致はもとより、トレーニングキャンプの受け入れや、県民とのスポーツ交流等を進めてまいりました。

今後、事前キャンプの受入準備に万全を期すとともに、こうしたキャンプの受け入れをきっかけとして、相手国との信頼関係を醸成することにより、将来にわたって人的・経済的・文化的な国際交流を推進してまいります。

オリンピックの聖火リレーについては、5月8日から9日にかけて、本県の離島を含む17市町において実施され、幅広い分野から選定されたランナーが県内を走行することとなっております。

また、パラリンピックの聖火についても、県内9市で採火された火を集めて東京へ送り出す出立イベントを、8月16日に長崎県庁横の「おのうえの丘」で開催することとしております。

これらの取組については、県民に夢や希望を与え、本県の魅力を広く発信できるものである

ことから、大会組織委員会や関係市町等と連携を密にして準備を進めてまいります。

次に、議案関係について、ご説明いたします

まず、令和2年度予算については、「長崎県総合計画 チャレンジ2020」や、さきの11月定例会での長崎県重点戦略案に対する議論、政策評価の結果等を踏まえて編成いたしております。

一般会計の予算額は、7,259億8,838万4,000円、特別会計の予算額は、2,074億455万2,000円、企業会計の収益的支出及び資本的支出の総額は、98億3,191万5,000円となっております。

次に、令和元年度補正予算でありますが、今回の補正予算は、国の経済対策補正予算への対応と国庫支出金の決定等に伴う事業費の増減、その他年度内に執行を要する緊急な事業費等について計上いたしました。

一般会計3億9,218万3,000円の増額、特別会計13億266万5,000円の増額、企業会計21億2,712万3,000円の減額補正をしております。

この結果、令和元年度の一般会計の累計予算額は、7,164億8,714万8,000円となっております。

次に、予算以外の議案のうち、主なものについて、ご説明いたします。

第23号議案「内部組織の設置に関する条例の一部を改正する条例」は、重要施策の企画立案及び連携体制並びに地域振興関連施策等の推進体制を強化するため、所要の改正をしようとするものであります。

第28号議案「ふるさと長崎応援寄附金基金条例」は、ふるさと納税制度を活用して、本県に寄せられた寄附金を適切に管理するため、基金を造成しようとするものであります。

第63号議案「契約の締結について」は、高田南宅地整備事業の請負契約を締結しようとするものであります。

第93号議案は、長崎県監査委員の選任について議会の同意を得ようとするものであります。

委員といたしまして、砺山和仁君、浅田ますみ君、ごうまなみ君を選任しようとするものであります。

いずれの委員も適任と存じますので、ご決定を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、監査委員を退任されます山田朋子君、山本由夫君には、在任中、多大のご尽力をいただきました。この機会に厚くお礼申し上げます。

その他の案件については、説明を省略させていただきますので、ご了承を賜りたいと存じます。

以上をもちまして、本日提出いたしました議案の説明を終わります。

何とぞ、慎重にご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（瀬川光之君） ただいま上程いたしました議案のうち、第72号議案、第91号議案及び第92号議案につきましては、お手元の議案付託表のとおり、予算決算委員会に付託いたします。

本日の会議は、これにて終了いたします。

2月27日は、午後1時より本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

― 午後零時　８分　散会 ―

第　3　日　目

令和２年２月定例会　　令和２年２月２７日

議　事　日　程

第　３　日　目

◇　◇

１　開　　議

２　委員長審査結果報告、質疑・討論、採決

３　散　　会

令和２年２月２７日（木曜日）

出　席　議　員（４６名）

１番	宮　島　大　典　君	３４番	山　田　朋　子　君
２番	宮　本　法　広　君	３５番	西　川　克　己　君
３番	赤　木　幸　仁　君	３６番	外　間　雅　広　君
４番	中　村　泰　輔　君	３７番	瀬　川　光　之　君
５番	饗　庭　敦　子　君	３８番	坂　本　智　徳　君
６番	堤　　典　子　君	３９番	中　村　和　弥　君
７番	下　条　博　文　君	４０番	徳　永　達　也　君
８番	山　下　博　史　君	４１番	中　島　廣　義　君
９番	北　村　貴　寿　君	４２番	溝　口　芙美雄　君
１０番	浦　川　基　継　君	４３番	中　山　　功　君
１１番	久保田　将　誠　君	４４番	小　林　克　敏　君
１２番	石　本　政　弘　君	４５番	田　中　愛　国　君
１３番	中　村　一　三　君	４６番	八　江　利　春　君
１４番	大　場　博　文　君		
１５番	山　口　経　正　君		
１６番	麻　生　　隆　君		
１７番	川　崎　祥　司　君		
１８番	坂　本　　浩　君		
１９番	深　堀　ひろし　君		
２０番	山　口　初　實　君		
２１番	近　藤　智　昭　君		
２２番	宅　島　寿　一　君		
２３番	松　本　洋　介　君		
２４番	ごう　まなみ　君		
２５番	山　本　啓　介　君		
２６番	前　田　哲　也　君		
２７番	山　本　由　夫　君		
２８番	吉　村　　洋　君		
２９番	大久保　潔　重　君		
３０番	中　島　浩　介　君		
３１番	浅　田　ますみ　君		
３２番	山　田　博　司　君		
３３番	堀　江　ひとみ　君		

説明のため出席した者

知事	中村法道　君
副知事	上田裕司　君
副知事	平田　研　君
統轄監	濱田厚史　君
危機管理監	荒木　秀　君
総務部長	平田修三　君
企画振興部長	柿本敏晶　君
文化観光国際部長	中﨑謙司　君
県民生活部長	木山勝己　君
環境部長	宮﨑浩善　君
福祉保健部長	中田勝己　君
福祉保健部こども政策局長	園田俊輔　君
産業労働部長	廣田義美　君
水産部長	坂本清一　君
農林部長	中村　功　君
土木部長	岩見洋一　君
会計管理者	野嶋克哉　君
交通局長	太田彰幸　君
企画振興部政策監	前川謙介　君

文化観光国際部政策監	浦　　真　樹　君
産業労働部政策監	貞　方　　学　君
教育委員会教育長	池　松　誠　二　君
選挙管理委員会委員長	葺　本　昭　晴　君
代表監査委員	濵　本　磨毅穂　君
人事委員会委員	本　田　哲　士　君
公安委員会委員長	片　岡　瑠美子　君
警察本部長	迫　田　裕　治　君
監査事務局長	下　田　芳　之　君
人事委員会事務局長(労働委員会事務局長併任)	大　﨑　義　郎　君
教育次長	本　田　道　明　君
財政課長	早稲田　智　仁　君
秘書課長	伊　達　良　弘　君
選挙管理委員会書記長	井　手　美都子　君
警察本部総務課長	多　田　浩　之　君

議会事務局職員出席者

局長	木　下　　忠　君
次長兼総務課長	柴　田　昌　造　君
議事課長	川　原　孝　行　君
政務調査課長	太　田　勝　也　君
議事課長補佐	永　田　貴　紀　君
議事課係長	梶　谷　　利　君
議事課主任主事	天　雨　千代子　君

― 午後　１時　０分　開議 ―

○議長（瀬川光之君）　ただいまから、本日の会議を開きます。

これより、さきに、予算決算委員会に付託して審査をお願いいたしておりました議案について、審議することにいたします。

予算決算委員長の報告を求めます。

大久保委員長―29番。

○予算決算委員長（大久保潔重君）（拍手）〔**登壇**〕　予算決算委員会の審査の結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

今回、本委員会で審査いたしました案件は、国の経済対策補正に伴い付託されました第72号議案、第91号議案及び第92号議案の3件の議案でございます。

慎重に審査いたしました結果、いずれも、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、総務分科会では、国境離島振興事業費に関し、対馬観光誘客対策事業費において、対馬市内への国内客の誘致目標が3万人となっているが、その数値の根拠はどのようなものかとの質問に対し、昨年の9月補正による対策も含め、年間で約1万8,000人の誘客の実績見込みであることから、その数字をもとに、事業を進めてきた旅行代理店や国とも協議し、目標値を立てているとの答弁がありました。

これに対し、本県において観光振興対策は重要な役割を担っている。この国内客の誘致により経済対策としての効果が十分あらわれるよう事業を進めてもらいたいとの意見がございました。

次に、文教厚生分科会では、すいすいスクールネットワーク整備事業費に関し、高速通信ネットワーク環境を整備することで、現状の教育環境がどのように改善されるのか。また、経済対策という観点から、環境整備に係る工事等においては、本県への経済波及効果を最大限に発揮させるため、県内企業への発注を考えているのかとの質問に対し、全ての普通教室等の通信環境が向上するため、通信障害の改善はもとより、複数台のパソコンや電子黒板などを活用した教育活動が、これまで以上にスムーズに実

施することができる。また、この整備に関する工事等については、県内企業への発注を考えているとの答弁がありました。

次に、環境生活分科会では、土木部の経済対策補正予算全般に関し、今回の補正予算額約147億円及び国の補正予算額に占める本県への内示割合は、前年度と比較してどのようになっているのかとの質問に対し、本県への内示額については、今回が約147億円に対し、昨年は約90億円で、約57億円増加し、国から本県への内示割合は、国土交通省の公共事業関係予算の補正予算額1兆7,074億円に対し、長崎県への交付額は約147億円と0.86％を占めている。

昨年の交付割合は0.72％だったので、大きく上回った内示であり、道路補助事業では、全国で2番目、九州ではトップの交付額となっているとの答弁がありました。

次に、農水経済分科会では、環境林整備造林事業費に関し、松くい虫の被害木については、伐採し、焼却するとのことだが、事業実施後に植栽は行っているのかとの質問に対し、防風林として重要な役割を果たしている海岸線では、松くい虫に抵抗性のある松の植栽を行っているところであり、そのほかの箇所においては、植栽の必要性を判断しながら取り組んでいるところであるとの答弁がありました。

これに対し、事業実施後のフォローアップについて、今後もしっかり取り組んでいただきたいとの意見がありました。

以上のほか、補正予算に関し、熱心な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、予算決算委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、お願いいたします。（拍手）

○議長（瀬川光之君）　お諮りいたします。

各議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決されました。

本日の会議は、これにて終了いたします。

明日から3月2日までは、議案調査等のため本会議は休会、3月3日は、定刻より本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

― 午後　１時　６分　散会 ―

第　8　日　目

令和２年２月定例会　　令和２年３月３日

議　　事　　日　　程

第　８　日　目

◇　　◇

１　開　　議

２　県政一般に対する質問

３　散　　会

令和２年３月３日（火曜日）

出　席　議　員（４６名）

１番	宮　島　大　典　君
２番	宮　本　法　広　君
３番	赤　木　幸　仁　君
４番	中　村　泰　輔　君
５番	饗　庭　敦　子　君
６番	堤　　典　子　君
７番	下　条　博　文　君
８番	山　下　博　史　君
９番	北　村　貴　寿　君
１０番	浦　川　基　継　君
１１番	久保田　将　誠　君
１２番	石　本　政　弘　君
１３番	中　村　一　三　君
１４番	大　場　博　文　君
１５番	山　口　経　正　君
１６番	麻　生　　隆　君
１７番	川　崎　祥　司　君
１８番	坂　本　　浩　君
１９番	深　堀　ひろし　君
２０番	山　口　初　實　君
２１番	近　藤　智　昭　君
２２番	宅　島　寿　一　君
２３番	松　本　洋　介　君
２４番	ごう　まなみ　君
２５番	山　本　啓　介　君
２６番	前　田　哲　也　君
２７番	山　本　由　夫　君
２８番	吉　村　　洋　君
２９番	大久保　潔　重　君
３０番	中　島　浩　介　君
３１番	浅　田　ますみ　君
３２番	山　田　博　司　君
３３番	堀　江　ひとみ　君
３４番	山　田　朋　子　君
３５番	西　川　克　己　君
３６番	外　間　雅　広　君
３７番	瀬　川　光　之　君
３８番	坂　本　智　徳　君
３９番	中　村　和　弥　君
４０番	徳　永　達　也　君
４１番	中　島　廣　義　君
４２番	溝　口　芙美雄　君
４３番	中　山　　功　君
４４番	小　林　克　敏　君
４５番	田　中　愛　国　君
４６番	八　江　利　春　君

説明のため出席した者

知事	中　村　法　道　君
副知事	上　田　裕　司　君
副知事	平　田　　研　君
統轄監	濱　田　厚　史　君
危機管理監	荒　木　　秀　君
総務部長	平　田　修　三　君
企画振興部長	柿　本　敏　晶　君
文化観光国際部長	中　﨑　謙　司　君
県民生活部長	木　山　勝　己　君
環境部長	宮　﨑　浩　善　君
福祉保健部長	中　田　勝　己　君
福祉保健部こども政策局長	園　田　俊　輔　君
産業労働部長	廣　田　義　美　君
水産部長	坂　本　清　一　君
農林部長	中　村　　功　君
土木部長	岩　見　洋　一　君
会計管理者	野　嶋　克　哉　君
交通局長	太　田　彰　幸　君
企画振興部政策監	前　川　謙　介　君

文化観光国際部政策監	浦　真樹　君
産業労働部政策監	貞方　学　君
教育委員会教育長	池松誠二　君
選挙管理委員会委員	久原巻二　君
代表監査委員	濵本磨毅穂　君
人事委員会委員長	水上正博　君
公安委員会委員	川口博樹　君
警察本部長	迫田裕治　君
監査事務局長	下田芳之　君
人事委員会事務局長(労働委員会事務局長併任)	大﨑義郎　君
教育次長	本田道明　君
財政課長	早稲田智仁　君
秘書課長	伊達良弘　君
選挙管理委員会委員	久原巻二　君
警察本部総務課長	多田浩之　君

議会事務局職員出席者

局長	木下　忠　君
次長兼総務課長	柴田昌造　君
議事課長	川原孝行　君
政務調査課長	太田勝也　君
議事課長補佐	永田貴紀　君
議事課係長	梶谷　利　君
議事課主任主事	天雨千代子　君

― 午前１０時　０分　開議 ―

○議長（瀬川光之君）　ただいまから、本日の会議を開きます。

これより、一般質問を行います。

八江議員―46番。

○４６番（八江利春君）（拍手）〔登壇〕　皆さん、おはようございます。

自由民主党・県民会議、諫早市選出の八江利春でございます。

年に一度の割り当て、質問でありますので、たくさんの質問をさせていただきますので、中村知事はじめ関係部長のご答弁をよろしくお願い申し上げておきたいと思います。

1、令和2年度の当初予算について。

県は、一般会計の総額約7,260億円、対前年度283億円増となる令和2年度当初予算案を編成され、本定例会県議会に提案されたところであります。

その当初予算案の基本方針や重点的な取り組み事項においては、「長崎県総合計画 チャレンジ2020」の最終年度を迎え、計画の目標達成に向けた施策を展開するとともに、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」のスタートに当たり、人口減少対策のさらなる充実・強化を図ることとされております。

具体的には、「新規学卒者」と「県内企業」のマッチング促進や県内企業の採用力強化などの施策について、重点的に取り組まれています。

また、県民の生命・財産を守るための防災・減災対策を強化され、公共事業費や県単独の緊急自然災害防止対策事業、緊急しゅんせつ推進事業を積極的に計上されるなど、全般的にきめ細かな予算措置がなされており、大変評価ができるものであります。

そこで、知事は、当初予算案にどのような思いや決意を込めて編成されたのか、お尋ねをいたします。

2、九州新幹線西九州ルート全線フル規格への取り組みについて。

私は、長年にわたり整備促進に取り組み、特に特別委員会、長崎新幹線建設推進実行委員会としての議論の進展に努め、地元負担や在来線の問題など、佐賀県の課題について、一緒になって解決に努めたいという思いで、政府・与

党への働きかけや佐賀県議会議員との意見交換など、多くの関係団体の方々とさまざまな活動を行ってまいりました。

現在の佐賀県内では、国土交通省は、県及び県議会に対し国の計画の説明を行い、また、フル規格の推進派によるシンポジウムの開催がされるなど、西九州ルートの全線フル規格化への実現に向け、活発な活動が行われているところであります。

武雄温泉―長崎間については、令和4年度の開業に向けて、着実に整備が進められていますが、一方で、未整備区間の新鳥栖―武雄温泉間の整備のあり方については、昨年8月、与党ＰＴ西九州ルート検討委員会から基本方針が示され、この中で本県が求めてきたフル規格による整備が適当とされるとともに、関係者による協議が求められているところであります。

これまで国土交通大臣と佐賀県知事の会談が2回にわたり行われ、協議のあり方や進め方の確認作業を行うことで一致し、現在もなお、国土交通省と佐賀県の間で協議の前段階の調整が行われていますが、国土交通省が回答したものに、佐賀県は、「確認したいことに対する回答になっていない」などとして難航しており、このような現在の状況において、長崎県として、どのように認識しておられるのか、また、今後どのように対応しようと考えておられるのか、知事の考えをお伺いしておきたいと思います。

3、新型コロナウイルス感染拡大と長崎県の対応について。

（1）新型コロナウイルス感染症対策について。

昨年12月の中華人民共和国湖北省武漢市での発生報告以降、世界中に感染が拡大しており、1月30日には、国際保健機関（ＷＨＯ）において、国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態が宣言されたところであります。

我が国においても、横浜港に停泊したダイヤモンド・プリンセス号では、船内で集団感染が発生し、全国各地で感染者の報告が相次いでいる状況であり、国は、国内の複数地域で、感染経路が明らかではない患者が発生しており、現時点では、大規模な感染拡大を防止するうえで重要な局面であるとの見解を示しております。

2月25日には、国の対策本部から、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針が発令され、2月27日に安倍首相は、全国の小・中学校、高等学校等を一斉休校するよう要請、発表されたところであります。

また、本県においても、2月28日、中村知事から、「まさに今が健康被害を最小限に抑えるうえで極めて重要な時期」との見解が示されたところであり、今後の国内、県内での感染拡大防止対策が問われるところであります。

そこで、県として、新型コロナウイルス感染症に対して、相談窓口や医療体制について、現在どのような対応を行っているのか、また、今後の感染拡大に備えてどのような対策を考えているのか、お尋ねをいたします。

（2）新型コロナウイルスの観光面への影響について。

観光は、本県の基幹産業でありますが、今回のコロナウイルスが観光面にはどのように影響を及ぼしているのか、また、県はどのように対応するのか、その対策をお尋ねいたします。

4、ＩＲ誘致促進について。

政府においては、観光は、我が国の成長戦略と地方創生の大きな柱と位置づけており、観光先進国の実現に向け、国と地方が一丸となって積極的に取り組む必要があるものと考えており

ます。

ＩＲ導入は、その実現を大きく後押しするものであり、2030年に訪日外国人旅行者数を6,000万人、観光消費額を15兆円とする政府目標の達成に大きく貢献し、我が国の新たな観光の原動力となるものであります。

また、ＩＲが実現すると、本県の地域振興のみならず、九州全体の観光振興や地域経済に寄与することで、その経済効果は多くの業種に波及するとともに、さまざまな分野において新たな雇用の創出が期待されるものであります。

本県において、人口減少は喫緊の課題でありますが、ＩＲが生み出す新たな雇用は、進学や就職で県外へ転出した若者が地元に戻ってくる受け皿となるものであり、若者の地元定着を後押しするとともに、九州及び本県の地方創生の起爆剤であり、千載一遇の好機であります。

そこで、ＩＲ導入による経済波及効果や雇用創出効果をどのように見込んでいるのか、お尋ねをいたします。

5、文化芸術の振興と国民文化祭の誘致について。

文化芸術は、人々の心豊かな活力ある社会の形成にとって、極めて重要な意義を持ち、少子・高齢化が進む中、地域自らがその特色ある文化芸術資源を磨き上げ、地域の活性化のために活用していくことは、今後ますます重要になっていくものと考えております。

このような中、文化庁では、地域の文化資源の特色を活かした全国規模の文化の祭典として、毎年都道府県との共催により「国民文化祭」を開催し、地域の伝統文化の継承、担い手の育成とその拡大など、多くの効果をもたらしています。

九州・沖縄では、未開催県は本県と佐賀県のみとなっております。豊かな歴史文化を持つ長崎県が、これまでどうしてできなかったのか。国体のように、47都道府県の優秀な芸術作品を一堂に集めた展覧会等を加えて実施すべきだと思います。そして、文化芸術の質の向上や、観客の動員では、本県の交流人口の拡大にも大きく資するものと思われます。

県は、これ以上の遅れをとることなく、また、2022年度の九州新幹線西九州ルート開業の効果も見据え、国民文化祭を誘致すべきであると考えますが、地域における文化芸術の振興への取組と国民文化祭の長崎での開催について、県はどのようにお考えなのか、お尋ねをいたします。

6、ドローンの普及と県の管理組織について。

（1）県の管理組織について。

ドローンは、農業分野、土木分野など既に実用化されており、今後、それ以外でも物流や災害対応など、さらに、さまざまな場面での活用が期待されております。

他県においては、さまざまな分野のドローンの活用や、ドローン産業の集積を目指して、民間企業や各種団体が一緒になって協議会を立ち上げているところもありますが、本県においては離島・半島等の地域があり、先んじた取組が必要であると思います。

現況のドローン飛行に関するトラブルや事故も発生している状況を踏まえると、ドローンの普及を進めるためにも、必要に応じた適切な規制を行い、また、適正な利用、操縦に関する人材育成も求められている状況であります。

そこで、本県においてもさまざまな分野でのドローンの活用を積極的に推進するとともに、ドローンの適切な規制や管理面を担う担当組織を設置することをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（2）ドローンによる農薬散布の現状と今後の推進方策について。

農業分野におけるドローンの活用は、病害虫防除をはじめ栽培管理において、労力の軽減や作業の効率化につながる有効な手段と考えております。

そこで、本県におけるドローンによる農薬散布の現状はどうなっているのか、また、県として、今後どのように推進をしようと考えているのか、お尋ねをいたします。

7、有明海沿岸道路建設の促進について。

有明海沿岸地域の道路整備について、島原道路や有明海沿岸道路、熊本天草幹線道路といった、有明海を環状に結ぶ高速の交通ネットワークを形成する地域高規格道路の整備が進められております。

このうち、福岡県大牟田市から佐賀県鹿島市を結ぶ有明海沿岸道路については、これまで福岡県の大牟田から大川の区間、佐賀県の一部の区間が供用されており、地域間の移動時間短縮に大きく貢献しているところであります。

しかしながら、鹿島から諫早間については明確な計画がなく、災害に強い道路のネットワークや広域的な交流、物流ネットワークの確保など、環状交通網の本来の機能が発揮されない状況にあります。

さらには、新幹線の並行在来線の問題を抱えている当地域の住民からは、高速交通体系区間から取り残されているのではないかとの懸念を抱く声も聞いております。

このような中、昨年12月には、諫早市議会より国に対し、有明沿岸道路の鹿島から諫早間の新たな広域道路交通計画で幹線道路としての位置づけ、並びに重要物流道路、地域高規格道路としての路線指定を求める意見書が提出されているところでありますが、有明海沿岸道路としての当区間の位置づけなど、県はどのように対応していこうとしているのか、お尋ねをいたします。

8、県央振興局の組織再編と移転建設について。

県が平成20年3月に策定した「長崎県地方機関再編の基本方針」に基づく振興局の見直しについては、県北地域は平成21年度に実施済みですが、県南地域は庁舎の確保が問題となっております。この庁舎の確保については、かねてから、諫早市が諫早駅前の市先行取得用地への建設を要望してまいりました。

2022年の新幹線開業が迫る中、諫早駅前のにぎわいづくりを早く進めるためにも、1年でも早く振興局の移転建設を地元では求めているところであり、その計画と取組及び進捗状況はどのようになっているのか、また、早期の建設に向けての知事の決意をお聞かせいただきたいと思います。

9、諫早湾干拓事業と本明川利活用による日本一のボート場整備について。

諫早湾干拓は、最高裁で「開門してはならない」という方向が定まった今、諫早湾干拓事業で創出された干陸地や調整池などの利活用について、これまで以上に積極的に取り組み、地域振興につなげていくべきだと考えます。

こうした中、本明川下流域は、5,000メートルの直線が確保でき、波が立ちにくい自然護岸であるなど、ボート場としてのポテンシャルの高さは全国一と言われており、近年、県外からの合宿も増加している状況にあります。

このような恵まれた地形を活かし、これまで県と諫早市においてボート場の整備に向けた協議が進められてきたところです。

このたび、来年度当初予算案に、この整備に関する予算は計上されていないようであります。合宿誘致による交流人口の増加や競技力向上のために、常設ブイや艇庫の整備が早急に必要と考えますが、県としてどのようにこのボート場を整備しようとしているのか、お尋ねいたします。

また、ボート競技は、1854年に長崎海軍伝習所で教科として採用され、そして、1861年には、長崎湾で日本で初の大会となる「長崎レガッタ」が開催されるなど、日本におけるボート競技の歴史は長崎からはじまったと言えます。

そのような歴史を背景として、地域経済の活性化や諫早湾干拓地のイメージアップにつながるためにも、このボート場で全国規模の大会を開催することが必要ではないか、見解をお尋ねいたします。

10、農業振興と施設園芸の環境制御技術の普及について。

施設園芸の生産拡大が続く中、施設そのものも大きく変化してきており、新しい技術の導入で省力化、増収化へつながる事例も多く見られるようになりました。

高生産分野の施設園芸において、施設内の温度や湿度、炭酸ガスなどの環境を植物の成長に適した状態に制御した、環境制御技術の実証により、輪菊で増収効果が確認されたと、前回、答弁をいただいております。

今後、増収性の高い施設園芸の確実にもうかる農業を実現し、人を呼び込むためには、環境制御技術の導入により、収量や品質を上げていくことが重要な取組であると考えます。

そこで、県は、産出額が全国第5位となり、県内施設園芸での産出額、シェア第1位の品目である「いちご」の環境制御技術の確立と普及を図るための事業を行うと聞いておりますが、その取り組み内容と将来的な成果をどのように考えているのか、お尋ねをいたします。

11、日本の商業捕鯨再開の現状と今後の取り組みについて。

長崎県と鯨の関係は、大変深いものがあります。江戸時代には、各地に鯨組が組織され、浜を潤し、昭和40年代まで沿岸捕鯨基地が稼働していたなどの長い歴史があり、現在でも鯨に関わる行事や食文化が継承され、消費量は全国トップクラスであると聞いております。

県議会でも、20年ほど前に、鯨を食べる文化の承継を目的に議員団を結成し、私自身も、地元諫早において「諫早くじら食文化を守る会」をつくり、定期的に会合を開催し、鯨を食べる文化の承継に、微力ながら貢献しているところであります。

さて、国では、昨年6月末に、ＩＷＣから脱会し、7月から国際機関と連携して、鯨類の資源管理に貢献しながら、日本周辺での商業捕鯨を再開しているところです。

そこで、長崎県として、商業捕鯨を行う事業体を結成し、船団による商業捕鯨に名乗りを挙げるべきだと考えます。そしてまた、本県で捕鯨の許可を得ることができないものか、また、消費日本一の長崎を商業捕鯨の流通基地とすることを目指すべきではないかと思いますが、県の考えをお尋ねいたします。

12、健康長寿日本一への取り組みについて。

全国に先駆けて高齢化が進む中、知事自ら、「健康長寿日本一の長崎県づくり」を旗印に、健康寿命をトップ水準まで引き上げる目標を掲げたことは、大いに評価するところであります。

本県の健康寿命は、全国平均を下回っている状況であり、日本一へ向けての道のりは簡単で

はありません。現在、県では、「ながさき3MYチャレンジ」をキャッチフレーズに、健診の受診や運動、食習慣の改善などを呼びかけておりますが、日本一の実現に向けては、もっと身近に実践できる取組も必要ではないかと考えます。

そこで、私は、前回の一般質問で、歌による健康づくりを提案しました。仲間でカラオケを楽しむなど、高齢者が地域や社会とつながることは生きがいとなり、健康増進にもつながる。高齢者の社会参加について、県としてどのように考えておられるのか、お尋ねし、壇上からの質問を終わらせていただきます。

必要によっては、対面演壇席から質問させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（瀬川光之君）　知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕　八江議員のご質問にお答えいたします。

まず、当初予算にどのような思いを込めて編成したのかとのお尋ねであります。

令和2年度は、総合計画の最終年度であり、目標達成に向けて各種施策を推進してまいりますとともに、第2期総合戦略のスタートの年でもありますことから、地方創生のさらなる充実・強化を図ってまいりたいと考えております。

そのため、予算編成に当たっては、人口減少対策において、若者の県内定着や移住促進、結婚、子育て支援に力を注ぐとともに、移住者のすそ野拡大を目指すための関係人口の創出やSociety5.0社会を展望した先端技術の導入促進など、新たな視点も織り込みながら、施策を構築したところであります。

さらに、新たな産業構造への転換に向けて、成長産業としての航空機関連、海洋エネルギー関連、ＡＩ・ＩoＴ・ロボット関連産業の育成に力を注ぐとともに、県民の生命・財産を守るため、道路・河川等の防災・減災対策を強化することとしております。

令和2年度においては、こうした施策の推進により、地域活力の創出や県内経済の活性化、県民生活の安全・安心確保など、県勢の発展に向けて全力を注いでまいりたいと考えております。

次に、九州新幹線西九州ルートについて、現状認識と今後の対応について、どう考えるのかとのお尋ねであります。

九州新幹線西九州ルートの新鳥栖―武雄温泉間の整備については、与党ＰＴ検討委員会が示した基本方針を受け、昨年12月に行われた国土交通大臣と佐賀県知事との会談において、協議のあり方についての確認を行うことで一致したことから、協議が進展していくものと考え、その動向に注目しておりましたが、現在も事務レベルでの調整が続いており、いまだ協議の開始には至っていない状況であります。

県としては、この調整が早期に整い、具体的な協議が開始されることを期待しているところであり、現在、赤羽国土交通大臣をはじめ国土交通省におかれては、佐賀県との調整に真摯に対応されておりますので、現段階では、その状況を注視してまいりたいと考えております。

また、今後は、協議の場において、佐賀県が重視されている在来線や地方負担の問題など、佐賀県と連携できるものについては協力関係を構築しつつ積極的に対応するとともに、本県の考え方をしっかりとお示ししながら議論の進展に努め、フル規格による整備の実現に力を注いでまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症について、相談窓口や医療体制について、どのような対応

を行っているのか、今後の感染拡大に備えてどのような対策を考えているのかとのお尋ねであります。

新型コロナウイルス感染症対策については、これまでに県内すべての保健所に24時間対応の健康に関する相談窓口や、福祉保健部には総合相談窓口を設置して、県民の皆様のさまざまな相談に対応できる体制を整備しております。

さらに、感染が疑われる方々に対しては、県内すべての保健所に24時間対応する相談窓口を設置して、専門医療機関を受診できる体制を既に整えております。

現在、県内では、感染者は発生していない状況でありますが、今後、県内で感染が拡大した場合に備えて、新型コロナウイルス患者を受け入れる医療機関の拡充に向けて、関係機関等と調整を進めているところであり、さらに、感染が拡大した場合には、一般の医療機関でも対応していただく体制を整備していくこととしております。

この2週間は、新型コロナウイルス感染症が大きく流行するか否かを決定づける非常に重要な時期であり、県民の皆様お一人おひとりに、手洗い、咳エチケット等の感染予防策の徹底、人混みや閉鎖的空間など感染しやすい環境に行くことを避ける、風邪や発熱の症状がある方は外出を控え、症状が続く場合には、かかりつけ医に相談したうえで受診するなど、感染拡大防止に取り組んでいただくことが何よりも大切であると考えております。

県といたしましては、今後とも、引き続き、新型コロナウイルスの現状を的確に把握し、正確でわかりやすい情報の提供に努め、国や関係団体、医療関係者、そして、県民の皆様と一丸となって県内の感染拡大防止にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ＩＲによる経済波及効果、雇用創出効果をどのように見込んでいるのかとのお尋ねであります。

九州・長崎ＩＲの経済波及効果及び雇用創出効果につきましては、ＩＲ整備法や同法施行令で示された、ＭＩＣＥや宿泊施設の規模及び6,000円の入場料といった要素を反映させるとともに、ＲＦＣを含む事業者からの提案等を踏まえ、基本構想案の検討の中で新たな試算を行ったところであります。

試算では、建設投資規模が3,500億円から4,600億円との想定のもと、年間の集客延べ人数を690万人から930万人と見込んでおり、これがＩＲに関連するさまざまな業種に波及してまいりますため、ＩＲ施設の運営による九州圏内への波及効果として、毎年3,200億円から4,200億円、雇用創出効果として2万8,000人から3万6,000人を見込んでいるところであります。

このように、ＩＲは、地域経済に大きなインパクトをもたらすものであり、新たな雇用、質の高い雇用を生み出すことで、若者の地元定着の機会が拡大してまいりますとともに、進学や就職で県外へ転出した若者が地元へ戻ってくる受け皿となることが期待されますことから、地域経済の発展や雇用創出効果による県勢浮揚の好機であると考えているところであります。

県としましては、地元佐世保市をはじめ、九州・山口各県並びに経済界と連携、協力して誘致活動に取り組み、地方創生に資する九州・長崎ＩＲの実現を目指してまいりたいと考えております。

次に、地域における文化芸術振興への取り組みと国民文化祭の長崎での開催についてのお尋ねであります。

県では、地域の誇りとなる魅力のある文化芸術活動による地域づくりや人材育成を推進するため、長崎県美術展覧会の開催、文化団体協議会を通した地域文化の振興、また、若者が主体となって取り組む文化芸術活動や離島各地域が行う文化芸術の多様な取組である「長崎しまの芸術祭」を実施してきているところであります。

ご提案のとおり、国民文化祭は、地域の特色ある文化芸術活動をさらに活発化し、本県固有の文化を全国へ発信するとともに、地域の魅力の再発見による観光振興やまちづくりの大きな契機となるものと考えております。

国民文化祭の誘致については、県だけではなく、市町や文化団体等の理解と協力、機運の高まりが不可欠でありますことから、これまでさまざまな機会を捉えて議論を重ねてきたところ、多くの市町、文化団体等からは、誘致に賛同するとのご意見をいただいているところであります。

県といたしましては、新幹線開業のほか、今後予定されております大型事業との関連も踏まえながら、国民文化祭の誘致に向け、開催時期や事業内容等について具体的に検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、県央振興局の見直し計画と進捗状況、早期建設に向けた決意についてのお尋ねであります。

平成20年3月に策定いたしました「長崎県地方機関再編の基本方針」に基づいて進めております、県南地区の振興局の見直しにつきましては、各地域において、税務関係窓口などの県民サービスを確保するために必要な機能を配置したうえで振興局を一つに集約し、新たな庁舎は諫早市に建設することといたしました。

今後、県議会や各市町等のご意見も踏まえながら、さらに検討を加え、来年度中をめどに再編の実施案を策定し、庁舎の設計、建設を経て、令和7年度ごろの再編実施を目指すこととしており、現在、関係市町等の考えをお聞きしているところであります。

新たな庁舎は、現時点の想定で、約500名程度が従事する、延べ床面積約1万3,000平方メートル程度の規模になると見込んでいるところであり、諫早駅前のにぎわい創出のためにも、できる限り早期の建設を目指してまいりたいと考えているところであります。

そのほかのお尋ねにつきましては、関係部局長からお答えをさせていただきます。

○議長（瀬川光之君）　文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（中﨑謙司君）　新型コロナウイルスの観光面への影響についてのお尋ねでございますが、新型コロナウイルス感染症の問題が表面化して以降、本県では、クルーズ船の入港キャンセルが、本年の入港見込み約440隻中60隻を超え、主要イベントも60件近く中止されております。

また、主な宿泊施設では、今後の予約も含め、約7万人泊のキャンセルが生じるなど、観光業への影響が顕在化している状況であります。

今後、こうした状況がさらに拡大するおそれもあるため、まずは、関係事業者と連携して、感染症の発生防止に努めるとともに、事態が収束に向かう時期には、効果的な誘客対策を講じることができるよう、しっかりと準備を進めてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　総務部長。

○総務部長（平田修三君）　ドローンの活用と管理を担う担当組織を設置することを提案したいが、県の考えをというお尋ねでございます。

今後、Society5.0の到来を見据えまして、A

ＩやＩｏＴなどの先端技術を活用し、地域活性化や産業振興、県民の利便性向上に向けて、各分野での施策のさらなる推進を図るため、新たに「次世代情報化推進室」を設置することとしております。

ドローンについても、その先端技術の一つとして、例えば林道作業道等の測量への活用を探る実証事業なども予定をしております。

一方で、ドローンの管理につきましては、国が航空法や小型無人機等飛行禁止法などにより、その使用方法や使用区域等に関する規制を行うなどの対応をしております。

また、ドローンの所有者情報等を登録し、機体ごとに発行された識別番号を飛行中に無線で発信することを義務づける航空法の改正も予定をされておるところでありまして、引き続き、国による今後のさらなる規制の動向等を注視してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　農林部長。

○農林部長（中村　功君）　私から2点、お答えをいたします。

まず、本県でのドローンによる農薬散布の現状と、県の今後の推進の考え方についてのお尋ねでございます。

平成30年度の防除実績では、無人ヘリコプター及びドローンを合わせて5,124ヘクタールで実施されており、うちドローンは125ヘクタールとなっております。その大半は水稲でありまして、栽培面積の約4割となる4,750ヘクタールで実施され、このうちドローンは105ヘクタールで活用されております。

航空防除の推進の考え方につきましては、平坦地の水田においては、作業の効率性を考慮し、受委託による無人ヘリコプターの活用を推進するとともに、中山間地域の水田や畑地においては、機体が軽量で小回りが効くドローンの導入を進めてまいりたいと考えております。

航空防除の導入拡大に向けましては、野菜や果樹においては、ドローンで使用できる農薬がまだ少ないことが課題でございまして、県といたしましては、露地野菜等に対する農薬登録の拡大に取り組んでいるところでございます。

あわせて、中山間地域の集落営農組織の育成やオペレーターの養成、国・県の事業を活用した導入促進などに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、いちごでの環境制御技術の確立と普及を図るための事業について、その取り組み内容と将来的な成果をどのように考えているのかとのお尋ねでございます。

県では、農業所得の向上に向けて、平成29年度から、いちごなどの施設園芸11品目で環境制御技術の実証圃を設置し、技術確立に取り組んできたところであり、いちごでは、27％の増収効果を確認したところでございます。

あわせて、県と県内企業が共同して、低コスト型の統合環境制御機器を開発し、農林技術開発センターにおいて、従来品と同等の機能を確認したところでございまして、来年度から、この機器の現地実証を県下6カ所のいちごハウスで行うとともに、指導員等の育成や生産マニュアルの策定を進め、生産者の勉強会を通じて普及を図っていくことといたしております。

このことで、いちごの農業所得600万円以上の農家数を、現在の200戸から、生産者の半数に当たる450戸へ増加を目指してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　土木部長。

○土木部長（岩見洋一君）　有明海沿岸道路鹿島諫早間の位置づけについてのお尋ねですが、鹿

島から諫早間の広域的な交通ネットワークの形成は、地域間の交流や連携を促すことはもとより、物流の効率化を図るうえでも重要であると認識していることから、これまでも地元期成会が開催する勉強会に佐賀県と参加するとともに、当該区間の計画の明確化について、国へ要望を行ってまいりました。

このような中、「重要物流道路制度」が創設されたことに伴い、現在、長崎県の新たな広域道路交通計画の検討を進めているところであり、佐賀県とも十分連携しながら、当該道路が本計画に位置づけできるよう、強い意思を持って国と協議してまいります。

○議長（瀬川光之君）　企画振興部長。

○企画振興部長（柿本敏晶君）　諫早湾干拓事業と本明川利活用によるボート場整備について、お答えをいたします。

まず、県として、どのように本明川のボート場を整備しようとしているのかとのお尋ねでございます。

議員ご指摘のとおり、本明川下流域につきましては、日本代表チームをはじめ、県外の実業団や大学のチームが連続して合宿に訪れるなど、ボートの練習場として、高い評価を受けているところでございます。

合宿、大会の誘致に向けた施設の整備については、地域活性化に資する事業として、基本的には、地元自治体が事業主体となって整備されておりますが、本明川下流域につきましては、現在、主に諫早市以外の競技者の練習場として活用され、広く県内ボート競技者の競技力向上に資する施設であることや、合宿大会の誘致による経済波及効果は諫早市内にとどまらず、広域的な効果が期待できますことから、必要な施設設備の整備及び維持管理等については、県と諫早市が共同で行い、その経費は、県と市で折半することを基本として整備を進めております。

当面必要な設備のうち、常設のセンターブイについては、県と市における協議のうえで事業内容が確定次第、補正予算対応も含めて早急に着手したいと考えており、艇庫につきましても、設置場所や整備方法について、県ボート協会の意向も踏まえながら、具体的な協議を進めてまいります。

次に、本明川のボート場で全国規模の大会を開催することが必要とのお尋ねでございます。

本明川下流域のボート場につきましては、練習場としての高い評価はいただいているものの、これまでに大会の開催実績がほとんどないため、県としましては、諫早市及び県ボート協会と連携のうえ、まずは、今後どれくらいの規模の大会が誘致できるのかを検証し、そのために、どのような施設設備が必要になるのかを明確にしてまいりたいと考えております。

また、今後も、県外チームの合宿受け入れの実績をさらに積み重ねることにより、誘致を目指す大会の関係者へ、本ボート場の優位性をアピールし、大会開催を働きかけてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　水産部長。

○水産部長（坂本清一君）　私の方からは、日本の商業捕鯨再開について、お答えいたします。

本県で捕鯨の許可を取得することができないのか、また、鯨肉消費日本一の長崎を鯨肉の流通基地とすることを目指すべきではないかとのお尋ねでございます。

商業捕鯨は、昭和63年以降中断されてきましたが、令和元年7月から領海及び排他的経済水域に限定して再開されました。

国は、日本周辺の鯨資源の分布状況や、これ

までの小型捕鯨の実績から、太平洋沖合域で調査捕鯨を担ってきた日新丸一船団、及び和歌山県以北を本拠地として太平洋沿岸で操業する小型捕鯨の5隻に捕獲枠を設定のうえ、捕鯨許可を発給しましたが、現状では、許可隻数等の拡大は行わない方針とされておりますので、本県での新たな捕鯨許可の取得は難しい状況となっております。

次に、鯨肉の流通につきましては、調査捕鯨時代に日新丸が長崎港に寄港した際、鯨肉が直接水揚げされるとともに、イベント等の実施により長崎がにぎわった経緯を踏まえ、長崎が鯨肉の流通拠点となるよう、まずは捕鯨船団の長崎港への寄港について、地元鯨肉流通業者等とともに働きかけてまいります。

○議長（瀬川光之君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　健康長寿日本一の取り組みについて、高齢者の社会参加は生きがいや健康につながる重要な取り組みであるが、県としてどのように考えているのかとのお尋ねでございます。

高齢者につきましては、仕事や趣味、ボランティアなどを通して社会と関わる活動に参加することが、介護予防や認知症予防などにつながるとの調査報告もあり、高齢者の皆様が楽しみながら、さまざまな活動に参加いただき、社会参加されることは大変意義のあることだと考えております。

県では、高齢者の皆様の生きがいづくりや健康づくりを推進するため、市町の老人クラブ連合会の活動を支援しており、その中で幾つかの地域で、趣味の活動としてカラオケが取り入れられていることも承知しております。

今後も、できるだけ多くの高齢者の方に、カラオケも含めた趣味などを通して、生きがいづくりや健康づくりの活動に参加していただきたいと考えており、引き続き、老人クラブ活動の支援や各市町に対するサロン形成の支援などに取り組み、高齢者の社会参加を促進してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　八江議員―46番。

○４６番（八江利春君）　たくさんな質問でありましたので、皆さんには大変ご迷惑かけたと思いますが、的確なご答弁ありがとうございました。

まずは、今話題であります、一番深刻な問題でもあります新型コロナウイルス感染拡大についてのことについては、2月28日、知事から、まさに今が健康被害を最小限に抑えるうえで極めて重要な時期だということを含めて、県内の感染拡大防止にいろいろ手を打っていただいていること、それを含めて、長崎県は今のところ感染者が一人もいないという状況にある中で、これは先手必勝というか、そういう意味で歯止めをかけていただいていることは、大変ありがたいなと思うし、これを引き続き、それぞれの地域で頑張っていただきたいなと思うし、また、学校等におきましても、教育委員会教育長から全校休校するということでもありますので、その点、学校、教育界においても、そのようにひとつ、全国の、あるいは総理が求めているそういったものと並行しながらやっていただきたいと、これは要望しておきたいと思います。

それから、ボートのことでありますけれど、先ほど企画振興部長から答弁をいただきました。私たちは諫早に住んでおる者でありまして、諫早湾干拓事業そのものが負の遺産だと言われる時期も非常にありました。私たちは良の遺産だと思っておりますけれども、取り方によっては、そういうことに受け止められる部分があって、

何とかこれを払拭したいなという思いの中で、今は有明海を、あるいは諫早湾を中心としたフルマラソンの計画とか、そして、いろいろなスポーツの関係で、諫早湾のよかところが伝わっていけばと思っております。

その中で、ちょうど有明海の中の、あるいは諫早湾の中の本明川の下流域が立派なコースになるということは、大変ありがたいなと思っております。

そこで、私たちがそういうことを求めておることもですけれど、やっぱりそこには精通した人がいなければならないのではないかなと、このように思って、いろいろ聞いておると、前回も答弁いただいておりましたけれども、平田副知事は、東大のボート部出身だということでありますので、知事、これのプロジェクトチーム長として指名をしていただいて、大会の開催はもちろんのこと、設備の充実などに努力していただきたいなと思いますけれども、よかったら、平田副知事の方から、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（瀬川光之君）　平田副知事。

○副知事（平田　研君）　本明川下流域のボート場は、諫早湾干拓地の恵まれた環境のもと、長距離の直線コースをとることができるという、他にはない優位性を有しておりまして、合宿誘致や大会誘致の大きな可能性を秘めていると考えております。

今後、その特性を活かして、本明川下流域が全国的なボート競技の拠点となれるよう、必要な施設整備にも取り組みながら、合宿や大会の誘致に向けて関係者への働きかけを積極的に進めてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　八江議員―46番。

○４６番（八江利春君）　せっかくの日本一、世界一立派なコースだと言われているものですから、あとは整備を進めていかなければ、いろんな大会も開くことができませんし、また、呼ぶこともできない。そういうことになりますので、それを十分肝に銘じながら、長崎県の今後のスポーツの振興も含めて、しっかり考えていただきたいと思います。よろしくお願いを申し上げておきたいと思います。

そしてまた、予算についてのご答弁もいただきました。県なのか、諫早市なのかと、両方が話し合いをしていくということで、過去ずっと続いておったようでありますけれど、先ほど企画振興部長の方から前向きな答弁をいただいておりますので、ぜひひとつ、それは県が大きなリーダーシップを発揮しながら、予算の格付けをして、そしてまた、市町に求めるものは、そういうようなこともお願いをしておきたいと思いますけれども、間違いなく、先ほど補正予算等も含めてということでありますけれども、もう一度確認しておきたいんですけれど、よろしいでしょうか。

○議長（瀬川光之君）　企画振興部長。

○企画振興部長（柿本敏晶君）　この本明川下流域のボート場の施設整備につきましては、これまでも諫早市との間で、県の方で協議をお願いしながら、具体的に議論を積み重ねてきているところでございます。

その中で、先ほど申し上げましたような整備についての方向性について、考え方が一致をしてきておりますので、繰り返しになりますけれども、今後、補正予算での対応もしっかりとやっていくということで、さらに進めてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　八江議員―46番。

○４６番（八江利春君）　よろしくお願いをいた

します。

それから、先ほど知事からのご答弁もありました、国民文化祭の開催についてでありますけれど、これは長い間、私はこの壇上でお願いもしてまいりました。

九州では、佐賀県と長崎県だけが開催してない。中には、大分県は2回も開催している。いろんな集客効果は100万人前後の効果でありまして、そして、どこも競ってやっておったのではないかと思いますけれど、これまで長崎県が少し遠ざかっておったのは、関係諸団体、ある市町村との話し合いがうまくいかなかったのかどうかということも考えられますけれど、それはもう済んだことであります。

これからは、市あたりの協力は得なければ、あるいは文化団体等の協力を得なければできませんけれど、やっぱりこれは県がやるぞと言って旗を振らなければ、なかなかついていきにくい部分があると思います。あとは、運営上は、予算措置とかいろんな問題もあると思いますけれど、その点は、もう一度確認しておきたいんですけれど、来年は宮崎県なんですよ。3年後は沖縄県です。それで、あと残りは長崎県、佐賀県なんです。それでしても、まだ4～5年後になるんですけれど、今から挙げてないとできないから、やるということにして、後、内輪は詰め合わせていかなければならないんですけれど、知事、その点をもう一度確認したいんですけれど、いかがですか。

○議長（瀬川光之君）　知事。

○知事（中村法道君）　議員ご指摘のとおり、今後の開催見込みについても、令和5年度まではほぼ開催地が決まっているような状況にあるものと理解をいたしております。

したがいまして、これから手を挙げるとすると、令和6年以降の開催地に手を挙げるということになろうと思いますけれども、新幹線の開業を機ににぎわいを創出し、全国からお客様をお迎えすると、そういったタイミングで、鹿児島県などにおいても取り組んでこられた実績があるわけでありまして、私どももそういった新幹線の開業という大きな節目もありますし、さらに、さまざまな施設が整備されてまいります。そういった事業、プロジェクトとの兼ね合いをつけて、どのタイミングで手を挙げた方が一番多くの方々にお出かけいただけるか、また、地元にとっても好ましい形になるのか、その点については、これからしっかり実務的に精査をしたうえで目標を定めて、開催の準備に取りかかっていければと考えているところであります。

○議長（瀬川光之君）　八江議員―46番。

○４６番（八江利春君）　今、お話にありましたように、4～5年後ということになりますから、準備期間というのはまだたくさんあるかと思いますけれども、先ほどのお話のように、しっかりお願いしておきたいと思います。

一つは、考え方は、国体は、2巡目の国体をもう各県やっております。これは文化の国体ということと同じ、文化の関係から考えればですね。体育の関係からすれば、国体、しかし、これは文化、文化というのは、長崎は文化の発祥の地じゃないかなと、西洋文化を含めての話になりますけれど。そういうことにした時に、過去の知事たちがあまり興味がなかったのかなと、振り返ることになりますから、これは中村知事がしっかり文化に興味を持ちというよりも、持っておられると思いますから、そこはしっかりやっていただきたいということで、これは要望しておきたいと思います。

最後に、新幹線の問題でもありますけれど、

新幹線については、先ほどご答弁がありましたように、なかなか難しい状況の中にあることは事実です。我々も議会に与えられた任務でいろいろやってまいりましたけれども、ここ1年、全く動きがとれないような状況にあります。それは、どこがどうなのかというのは、想像のとおりでありますけれども、なかなかうまくいかない。だから、国の方も、4者会談等を含めてなかなかうまくいかないのも、佐賀県と国土交通省の話が進んではおりますけれど、それがまだ前向きに取り組んでいない部分があります。

そういう中で、やっぱり刺激をしないためには、控え目の行動をこれまでもやってまいりました。これからも、それも必要です。また、そういうことを含めながら、佐賀県とどのように向きあいながらやっていくかということは、当然考えていかなければならないと思います。

よく言われるわけですけれど、フル規格に向かって長崎県民が知恵と汗をかけと、知恵と行動をせろと、知恵をもう少し使えと言われるような話さえ聞こえる部分があります。

ですから、我々は精いっぱい、県と議会も一緒になって知恵を出して佐賀県の同意を得られるように、何をすればいいかということになりますけれど、そこには、やっぱりトップ会談等が出てきます。

そこで、今までの経過はよくわかりますけれど、知事が、それぞれの知事会、あるいはそれぞれの会の時に、山口佐賀県知事にお会いする機会もたくさんあったかと思いますけれども、改めて、新年度を迎えるに当たって、あるいは今月末の年度末を迎えるに当たって、もう一度訪問し、いろんなことをしていくことが必要ではないかなと思いますけれど、そのことについて知事のお考えをお尋ねしておきたいと思います。

○議長（瀬川光之君）　知事。

○知事（中村法道君）　この九州新幹線西九州ルートの問題につきましては、いろいろな会議開催の機会にということだけではなくて、私はたびだびこの問題について、山口佐賀県知事と直接話し合うための機会をいただいてきたところであります。

昨年の12月におきましても、なかなか議論の進展が見えないということもありまして、そうであれば、佐賀県の課題認識、どういった点にどのような問題意識をお持ちであるのか、山口佐賀県知事のお話を直接お聞かせいただきたいと考えまして、会談の時間をいただきたいというお願いをさせていただいたところでありますけれども、その際にも、新たな提案があれば、お会いしてもいいんだけれどもといったようなご回答でありました。

したがいまして、まずは協議の場がスタートするということになると、佐賀県において、どのような課題認識をお持ちであるのか、それに対して、どう取り組んでいけば課題の解決に結びつくのかという協議が可能になってくるものと思いますけれども、ただ、まずは、やはり協議の場に参加をしていただくということが一番重要なことであろうと思っております。

今、国土交通省で精力的な調整作業を進めていただいておるものと受け止めているところでありますので、その動きを、今は見極めていく必要があるのではなかろうかと考えているところであります。

○議長（瀬川光之君）　これより、しばらく休憩いたします。

会議は、11時15分から再開いたします。

―　午前１１時　１分　休憩　―

― 午前１１時１５分　再開 ―

○議長（瀬川光之君）　会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

山本啓介議員―25番。

○２５番（山本啓介君）（拍手）〔登壇〕　自由民主党、山本啓介でございます。

早速、質問に入らせていただきます。一括質問方式にて一般質問を行います。

知事をはじめ副知事、関係部局長の明快な答弁を求めます。

議会棟から眺める窓の外には、日々刻々と変わっていく風景があります。長崎駅周辺の再開発です。この議会棟や県庁舎、県警本部も含め、短期間に「尾上町」という地名のこのエリアは、激しく様変わりを遂げています。その変化を目の当たりにする時、まちの躍動感や勢いを感じるとともに、県庁所在地の新しい空間の連続した創造に胸が高まってまいります。

私は、行政のトップである知事には導いていただきたいと思っています。行政を、県民を、産業を、地域を、時代を導いていただきたい。目の前に迫りくる事態の対応だけでなく、新たな展開を切り拓いていただきたいと期待を寄せております。

今日は、その姿を確認させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、令和2年度当初予算編成について、本県の財政状況をお尋ねします。

1、令和2年度当初予算編成について。

（1）本県の財政状況。

今回の予算編成も、大変厳しい財政状況の中での取組であったと受け止めます。

知事は、これらの編成について、開会日の知事説明において、「地域経済の下支えと県民の安全・安心の観点から、国の経済対策に迅速に取り組むこととし、経済活動の基盤となる道路整備、河川等の防災・減災対策、県立学校の高速通信ネットワーク整備及び対馬地域における交流人口の拡大施策等に力を注いでまいります」と述べられました。

そして、「経済対策補正予算と令和2年度当初予算を一体的に編成し、『第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略』に基づき、本県の未来を切り拓くための力強い政策群を投入することにより、地方創生が大きく前進するよう、この一年全力を尽くしてまいります」と力強く宣言されたことは、まさしく本県の課題を乗り越えることのみならず、新たな時代を自ら切り拓いていくという意気込みを示されたと思います。

予算の中身は、さまざまな分野において、打ち込むべき場所を見極め、きめ細かく施策を構築した、バランスと合理性を感じられる予算であると評価いたします。

今回の質問の聞き取りにおいて、担当者より、「入るを量りて出ずるを制す」という礼記の言葉を聞きました。これは、我が国の近世において、多くの藩の財政立て直しに活躍した二宮尊徳の報徳の思想のうち、中心的考えであるところの「分度」に通じる言葉であると理解しています。

しかしながら、これは財政の健全化を目指し縮小均衡の緊縮型にばかり向かうのではなく、不退転の決意で歳出を削減しつつも、同時に産業育成に取り組んだ二宮翁の姿がそこにはあります。

そこで、令和2年度当初予算における本県の財政はどのような状況であるのか、お尋ねいたします。

（2）当初予算のポイントと県勢発展のための投資について。

知事は、3期目の選挙に際し、厳しい経営環境にある造船業に比肩する産業として、新産業の活性化に努力すると表明されました。そのような考えに対し、私は、これからの変わりゆく本県の未来を見据え、長崎県のグランドデザインを求めてきました。

こうした中、県では新産業に係るロードマップが示され、民間企業との連携を活発化し、県内の資源や人材、特性を十分熟知した同時多発的な企業誘致に関する仕掛けなど熱心に取り組まれたことにより、精密機器やＩＴ関連、研究開発型などの企業誘致が実現し、新たな産業の育成に結びついております。

そして今、議会棟から見える風景を中心に知事が掲げる長崎県の近未来像に国内外から大変多くの可能性が寄せられ、さらに九州新幹線西九州ルートの開業、ＩＲの誘致、松が枝観光埠頭の2バース化、長崎スタジアム構想、離島地域におけるホテルなどの開発、雇用創出・移住促進など、県選出国会議員のご努力や民間の新しい発想など、まさしく官民大小さまざまな取組が相まって、現在、最も外需が期待できる展開が訪れているのだと思うのであります。

私は、財政を健全化するためには、歳出削減を踏まえつつ県勢の発展、すなわち人口を増やし、産業を活性化させ、自主財源を増やすためには、いわゆる攻めの予算が必要であると思います。

そこで、令和2年度当初予算における投資的観点からの施策はどのように講じられているのか、お尋ねいたします。

2、重要政策の推進について。

（1）人口減少社会対策。

本県の人口は、個々の21市町においては増加している団体もあるものの、1960年の176万人が2015年には138万人と、この間一貫して減少しております。

それは、県庁所在地である長崎市の人口ダム機能が他県に比べて弱く、若い世代を中心に県外に人口が流出するとともに、本県が離島・半島地域を多く有し、経済的な波及効果が県内域に及びにくい地理的、地形的な特徴があることも要因であると考えております。

また、日本全国共通の問題でもありますが、農山漁村地域における第一次産業の衰退に加え、都市部においても機械化、省力化によって多くの人間の手による作業や仕事が不要になった影響もあるのではないかと考えます。

他方、それぞれのコミュニティを見てみますと、本県が長年取り組んできた第一次産業対策や企業誘致などの施策効果により、人口増加が数値としてあらわれている地域があるのも、また確かであります。

そこで、まず、本県人口の推移について、産業、地域ごとにどう把握されているのか、お尋ねします。

次に、本県の将来を考えた時に、先ほど述べたような、それぞれの集落、コミュニティが維持され、その価値が再評価されることは極めて重要であると思うのですが、そのような観点で令和2年度予算に計上された事業があるのか、お伺いします。

（2）九州新幹線西九州ルートの整備。

整備新幹線は、新幹線の計画路線のうち昭和48年に決定した、青森市から札幌市までの北海道新幹線、盛岡市から青森市までの東北新幹線、上信越・北陸地方を経由して東京と大阪を結ぶ北陸新幹線、九州新幹線の鹿児島ルートと西九

州ルートの5路線を指します。

一部報道によると、自民党北陸新幹線整備プロジェクトチームの中間取りまとめ案了承の記事において、23年度予算における大幅な国費確保などが言及されたとあります。

本県においても、令和4年度新幹線開業に向けて、真新しい駅が姿をあらわし始め、それらを中心とした各駅周辺のまちづくりや、刻一刻と変化していく見慣れた風景に、地元市民のみならず心を躍らせています。

昭和48年から始まった整備新幹線の今後の見通し及びスケジュールについて、お尋ねします。

また、長崎駅周辺においては、九州新幹線西九州ルート、ＪＲ長崎本線連続立体交差事業と長崎駅周辺土地区画整理事業の3つが一体となって、交通混雑の解消や土地の有効活用を図ることにより、地域の交流と賑わいの創出を目指しています。

県の連続立体交差事業により在来線が3月28日に高架に切り替わり、新しい長崎駅が西側に150メートルほど移動します。

2008年12月に決定した長崎市の都市計画では、トランジットモール線に路面電車が新しい長崎駅まで乗り入れる計画でありました。

その後、バスターミナルも駅のそばに移転する計画になったと聞いております。

しかし、路面電車の乗り入れの計画は廃止されており、現在は、県と市、交通事業者、国土交通省などでつくる「長崎市中心部の交通結節等検討会議」において、ＪＲと路面電車、バスの乗り継ぎの利便性確保策として、現在地でのバスターミナルの再整備と併せて、国道にデッキを設け、動く歩道を設置する方向で検討されていると聞いております。

そこで、事業化や完成のめどをお尋ねします。

このままでは、22年度の九州新幹線西九州ルートの暫定開業には間に合わないと思われますが、なぜ新幹線開業に合わせたスケジュールに取り組まれなかったのでしょうか。デッキや動く歩道が完成するまでの間、ＪＲと路面電車、バスの乗り継ぎの利便性をどう確保していくのか、重ねてお尋ねします。

（3）特定複合観光施設区域整備。

ＩＲ区域整備について、お尋ねします。

本年1月7日にカジノ管理委員会が内閣府の外局として新たに設置され、カジノ免許の付与や事業者の監督などに関する具体的なルールづくりが進められていると説明がありました。

また、本県へのＩＲ区域整備を見据え、2月1日に福岡市において「日経統合型リゾートセミナー」が開催され、経済界をはじめ多くの方々が参加されました。

ＩＲは、もはや長崎だけの取組ではなく、九州地域経済の活力につながる要素の一つであります。立地自治体だけでなく、九州の多くの生産者や企業が、ＩＲにどのような人材が必要で、どのようなものが必要なのか、そのことを知ることによって、県内はもちろん多くの事業者の準備も進むのではないかと考える次第です。

水面に投じる石は、大きければ大きいほど広い範囲に波紋を広げます。投資規模が大きければ大きいほど広がりも期待できますが、県下のみならず、九州全域にわたって各産業、経済界が、その波紋を待つのではなく、波紋を広げる側になれないだろうかと考えています。要するに、九州各県及び経済界と情報を共有し、ＩＲ事業者が決定されると直ちにスタートできるよう、未来を見据えた準備を行い、アイドリング状態でいることが大切だと思うのであります。

そこで、ＩＲ事業者が決定されるまでの間に、

知事におかれましては、九州各県並びに経済界とのトップ会談、トップセールスなどに積極的に取り組まれますことをご提案いたします。

九州及び県内の早い段階での準備、そして体制づくりが必要であると考えますが、知事の認識をお伺いします。

（4）県庁舎跡地の活用。

開港前のかの地は、多くの木々が茂る長い森の岬で小さな漁村でありました。県庁舎建物に接する位置には、豊漁と安全を祈願する恵比寿さんが祀られていたと考えられます。そして、その地に、今でも多くの文献に残る森崎神社が鎮座されていました。

その後、教会を中心とした村が形成されるわけでありますが、森崎神社をはじめ多くの神社仏閣は姿を消します。

歴史認識は、さまざまな書物や発掘などの調査によって明らかになりますが、どの部分をスタートにするかで情報の受け止めの印象は大きく変わります。

県庁舎跡地の活用について、お尋ねします。

県庁舎跡地においては、旧県庁舎の解体工事終了後、昨年10月から実施された埋蔵文化財調査の結果、跡地南側において、江戸時代の石垣や町屋の一部と思われる遺構が確認されました。

また、跡地西側では江戸時代の瓦などを含む土の層が複数確認され、県で委嘱した埋蔵文化財の専門家からは、「確認された遺構を壊さないように配慮する必要がある。さらに詳細な調査の実施を検討してほしい」などの意見が述べられました。

これを受け、先般、県においては、引き続き予断を持つことなく、出土した遺構周辺について、さらに詳細な調査を行う必要があるといった考え方を示されたところです。

こうした専門家の意見等を踏まえ、長崎市から、ホールについては現市庁舎跡地に整備したいとの考えが示され、先般、知事からも、県において県庁舎跡地に同様の機能を有するホールを整備する必要はないものと考えている旨の説明があったところです。

ついては、ホール整備が市役所跡地となる中、「広場」、「交流・おもてなしの空間」、「文化芸術ホール」を柱とする現在の活用策をどのように見直していくのか、お尋ねします。

（5）石木ダムの建設。

石木ダム事業につきましては、近年、気象変動の影響により、県内を含む全国各地で自然災害が頻発する中、地域住民の生命・財産を守るという事業の目的が、さらに重要性を増していることは言うまでもありません。

しかし、この事業については、それだけでなく、反対住民の方々が提起した訴訟に対して司法はどのような判断をしているのか、押さえる必要があります。

また、令和2年2月の佐世保市議会において、朝長佐世保市長が「石木ダム以外に水源不足の抜本的解決策がない」と表明されていますが、25万人の人口を有する本県第二の都市ということだけでなく、県北地域全体の中心となって発展すべき佐世保市の今後をどのように考えるかなどの視点が極めて重要であり、そのような観点も踏まえたうえで、今後進むべき事業展開を考えることが肝要であります。

昨年11月には、反対住民の方々が国を相手に提起した事業認定取消訴訟の控訴審判決において、福岡高裁は、第1審の長崎地裁判決に続き、「石木ダム完成により得られる公共の利益は、住民の生命の安全にも関わる大きなものであって、失われる利益に優越している」として、事

業の公益性を全面的に認めたうえで地元住民らの請求を棄却しており、この判断は非常に重要な意義があると考えております。

このような司法の判断がなされる状況においても、依然として反対住民の方々の協力は得られていませんが、県は、昨年の公共事業再評価によって見直された新たな工事工程に沿って、ダム本体工事にかかる経費の一部を新年度予算案に計上されています。

そこで、このような状況を踏まえ、今後、県として、ダムの令和7年度完成に向け、事業をどのように推進していくのか、お尋ねします。

（6）犯罪被害者等支援条例について。

誰もが犯罪被害者等になり得るとの認識を県民が共有し、犯罪被害者等に対する問題を社会全体で考え、ともに支えあい、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することなどを目的とした「犯罪被害者等支援条例」が公布され、7カ月が過ぎました。

これまでどのような取組が行われたのか、21市町との連携や県の窓口の設置などについて、お尋ねします。

また、条例には県の役割として、県民の理解の増進や学校における教育と支援とありますが、これまでの実施例や、これからの取組などについて、お尋ねします。

3、将来の国の新しい形との連動。

（1）地球温暖化などの気候変動に関する取り組み。

壱岐市は、令和元年9月25日、我が国自治体初の「気候非常事態宣言」を行いました。水産資源の変化や枯渇、異常気象による農業への影響、局地的な大雨などによる災害の多発など、壱岐市民の暮らしに目に見えて影響が出ています。漁業者が困っています。農業者が困っています。災害が暮らしを脅かしています。事態の深刻さを感じることが多くあります。

知事は、現在の状況をどのように感じていますか。温暖化などによる産業や地域への影響、壱岐市の宣言に対しての認識と、県の動きとつながるものはあるのか、お尋ねします。

（2）国際的な取り組みに機能する体制づくり。

本県に限らず多くの都道府県、市町村が、さまざまな分野において国際的な取組を展開しています。

一般財団法人自治体国際化協会クレアの発表によると、令和2年2月現在、883もの自治体が1,762件もの姉妹都市提携を結んでいるとのことですが、交流の内容も教育、文化、スポーツ、医療、農業、工業、商業、行政などさまざまです。

本県の交流都市のある国々は、中国、韓国、オランダ、ベトナムであります。

県庁国際課は、共有する歴史的なゆかりなどを核とし、交流の積み上げによって地道な取組を継続的に展開しています。それらの歩みは時間がかかるものばかりでありますが、途切れることのない関係性が構築できているのだと思います。

また、ビジネスの世界では、県内においてもスピード感のある展開もあります。県庁内においても、特定の分野についてはそれぞれの部局が主体的に進めている事柄もあります。

国際課の位置づけと国際的な人材の確保、県が主体的に進めている国際的な事業をお示しください。

4、人材確保対策について。

長崎県の近未来像を示すことによって、本県の方向性が広く知られ浸透しつつあります。

次に広く示すべき事柄は、長崎県に集まる可能性に必要な人材であると考えます。

どのようなスキルが必要であるのか、そしてどのくらいの数が必要であるのか、産業ごとの人材確保の数字を明確な数字として示すことができれば、そのことが県外からの人流のターゲットとなる要素もあると考えられます。

一次産業、サービス業、ものづくり、ＩＴなどの職業、また、多言語やＡＩ、ＩｏＴなどの必要なスキルなど、日本中が足りない状況にあります。そのような中、本県は必要な人材をどのように確保するのか。

今回は産業界における人材確保の進め方について、お示しください。

また、知事が掲げる新産業の推進について、新産業における一貫体制の構築を期待するところでありますが、それはどのような姿なのでしょうか。構築される分野ごとのスケジュールやエリア、具体的な展望について、お尋ねします。

5、離島振興について。

（1）有人国境離島法による成果と今後の対策。

平成29年からの有人国境離島法による取組の成果について、知事の総括をいただきたいと思います。

（2）水産業の振興。

水産業の担い手対策における、漁家子弟に対する再評価と現状の取組について、お尋ねします。

改めて言うまでもなく、本県において、一次産業は大変重要な産業であります。従事する方々は、地域産業の牽引者であるだけでなく、コミュニティの原動力であり、リーダーであることも多くあります。そのことが地域に腰を据え、長年にわたって取り組んでいる漁家であれば、なおのことであります。

新たな人材育成や移住者による人材確保も当然重要でありますが、漁業を承継する漁家子弟は担い手の基本であり、環境や技術を受け継ぐうえでも大変重要であります。

漁家子弟の承継について、県の認識と支援について、お尋ねします。

6、新型コロナウイルス感染症について。

こども政策局におかれましては、新たな情報及び取組についてのご説明を求めたいと思います。

そして、最後に産業労働部長に、企業支援についての説明を求めます。

以上で、本壇からの質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（瀬川光之君）　知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕　山本啓介議員のご質問にお答えいたします。

令和2年度当初予算における本県の財政状況はどのような状況であるのかとのお尋ねであります。

令和2年度当初予算において、歳入面では、消費税率引上げや法人関係税の伸びにより、県税収入が過去最高額となるとともに、地方法人課税の偏在是正措置等によって、実質的な地方交付税が令和元年度並みの見通しとなり、自主財源比率は前年度を上回っております。

歳出面では、前年度と比較し義務的経費の割合が減少する一方、幼児教育・保育の無償化、高等教育への修学支援等により消費的経費が増加したほか、防災・減災対策の強化により投資的経費も増加したところであります。

また、予算編成に当たっては、国の有利な財源措置を積極的に活用するとともに、行財政改

革等の取組により財政調整基金の取崩しは、対前年度比14億円減の142億円に圧縮し、最終的な取崩しも2億円と見込まれるため、一定の改善が図られたものと認識をいたしております。

今後においても、引き続き施策の選択と集中に努めるなど、財政の健全化を着実に推進してまいりたいと考えております。

次に、投資的観点からの施策はどのように講じているのかとのお尋ねであります。

当初予算編成においては、県勢の発展に向けて、さまざまな環境変化をチャンスに変えていくよう、投資的な経費についても工夫を重ねたところであります。

例えば、成長産業など新たな産業構造への転換を目指し、航空機、海洋エネルギー及びＡＩ、ＩｏＴ、ロボット関連産業において、各企業連携のもと、共同受注体制の構築支援等を図ってまいります。

また、首都圏の交流拠点との連携によるスタートアップ支援施策の強化や、研究開発型の企業立地を踏まえた県立大学の情報セキュリティ産学共同研究センターの整備など、新たな時代に対応した力強い産業を育成してまいりたいと考えております。

さらに、社会資本の整備にかかる公共投資については、県庁舎建設経費を除き、知事就任後最大となる約1,540億円の規模により、経済活性化の基盤となる広域幹線道路の整備や、担い手確保につながる農地整備など積極的に投資施策を推進することといたしております。

次に、ＩＲについて、九州各県や経済界とのトップ会談等を積極的に行い、九州や県内の準備等を進める必要があるのではないかとのお尋ねであります。

ＩＲは、観光振興の起爆剤となることはもとより、関連する業種が多岐にわたる、すそ野が広い産業でありますことから、海外での事例では、ＩＲ施設内で使用される多種多様な物品やサービスが地元企業に発注されております。

ＩＲが地域にもたらす、こうした高い経済効果を、九州並びに県内経済界の皆様が幅広く取り込むことができるよう、あらかじめ準備を進めることが重要であります。

このため、私と副知事が、九州・山口各県の知事、副知事並びに経済界のトップの皆様を訪問のうえ、ＩＲの高い経済効果を説明し協力を要請するとともに、九州地方知事会議並びに九州地域戦略会議においても同様の要請を行ってきたところであります。

その結果、昨年6月に開催された知事会議並びに戦略会議において、本県ＩＲを九州第一弾のＩＲとして応援することが決議されるとともに、戦略会議のもとにプロジェクトチームが設置され、広域周遊や九州各地からの食材調達などについて検討が進められているところであります。

経済界のさらなる機運醸成を図るため、現在、私と副知事が、経済界トップの皆様を改めて訪問し、九州・長崎ＩＲの高い経済効果や今後のスケジュール等について説明を行っているところであり、九州・山口各県に対しても、今後の事業者選定時期などを踏まえながら、知事会議などさまざまな機会を通して、九州・長崎ＩＲの経済効果をしっかりと波及させるための協力を要請してまいりたいと考えております。

次に、県庁舎跡地の活用についてのお尋ねであります。

県庁舎跡地の活用については、活用策の検討と併せ、旧県庁舎の解体後、予定していた埋蔵文化財調査を実施し、石垣や町屋の礎石、江戸

時代の瓦などを含む土の層などが確認され、専門家からは、さらに詳細な調査の実施を検討してほしいなどの意見をいただいたところであります。

県としては、こうした専門家の意見を踏まえ、出土した遺構の周辺について、詳細な調査を実施する必要があると判断したところであります。

また、先般、長崎市からは、県庁舎跡地でのホールの整備を断念し、現市庁舎跡地で整備するとの考え方が示され、今後さらに活用策の検討を行っていく必要があると考えております。

県庁舎跡地の活用については、この間、懇話会や県議会などにおいて、さまざまなご議論をいただいてきており、今後の検討に当たっても、賑わいの創出につながるものとして、ご議論いただいてきた「広場」、経済界や地元関係者の皆様からも要請のあっている観光客などを呼び込むための「交流・おもてなしの空間」の整備を基本としつつ、検討を進めてまいりたいと考えております。

さらに、新たにどういった機能を付加するかという点につきましても、専門家等にご意見を伺い、議論を深めてまいりたいと考えており、埋蔵文化財調査結果や県議会におけるご議論などを踏まえて、歴史を活かし賑わいの創出につながるような活用策を検討してまいりたいと考えております。

次に、石木ダムの建設についてのお尋ねであります。

石木ダム建設事業は、近年、全国各地で自然災害が頻発する中で、その必要性が一層高まっているものと考えております。

また、佐世保市において、都市の基盤となる水道水源を確保するダムの建設は、県北地域全体の発展にとっても必要不可欠な事業であります。

今後の事業の進捗につきましては、令和7年度末のダム完成に向け、令和2年度は、現場の状況等も勘案しながらダム本体工事の一部に着手し、進捗を図ってまいりたいと考えております。

また、先般、11月の事業認定取消訴訟の控訴審判決において、事業の公益上の必要性が認められているところであり、反対住民の方々には、自ら提訴された訴訟の司法判断も受け止めていただき、早期に事業に協力していただけるよう粘り強く働きかけてまいりたいと考えております。

今後も、本事業を取り巻く状況の変化を見極めながら適切に対処し、ダムの早期完成を目指して、佐世保市、川棚町と一体となって事業の推進に全力を注いでまいります。

次に、地球温暖化に関連し、壱岐市の「気候非常事態宣言」に対する認識等についてのお尋ねであります。

近年、気候変動による自然災害の激甚化が見られ、壱岐市においても、平成30年には公共土木施設や農林水産業に被害を受けているところであります。

また、水産業においては、アラメ、カジメ類の藻場の減少が見られ、これらは地球温暖化による影響とも言われております。

このような気候変動に対処し、県民の生命・財産を守り、経済等の持続可能な発展を図るためには、温室効果ガスの削減とともに、その影響を予防、軽減するための対策を進める必要があると考えております。

こうした中、壱岐市においては、明確なビジョンに基づき、「気候非常事態宣言」をなされたものと受け止めております。

また、宣言にある再生可能エネルギーへの完全移行について、県としても、壱岐市とともにその実現を目指してまいりたいと考えております。

次に、産業界の人材確保の進め方についてのお尋ねであります。

全国的に人口減少で人手不足の状況が続く中で、本県においては、特に、医療・福祉、卸・小売業、製造業、宿泊業、飲食サービス業、建設業等の分野において厳しい状況となっております。

このような中、若者等の県内定着促進と併せて喫緊の課題である各産業の人材確保を支援するため、新年度においては、高校生及び大学生の県内就職促進対策に注力するとともに、県内企業の採用力向上や女性の県内定着促進、外国人材の確保対策などに取り組んでまいります。

特に、4月に開設する「人材活躍支援センター」においては、無料職業紹介機能を備え、第二新卒を含む県内外の多様な求職者と企業とのマッチングを図るとともに、人手不足企業に対して、市町や商工団体と連携して採用力向上への伴走型の支援を実施することとしております。

今後とも、産業界や市町、大学等と緊密に連携を図りながら、産業界の人材確保を積極的に支援してまいりたいと考えております。

次に、有人国境離島法による取組の成果についてのお尋ねであります。

この有人国境離島法は、自民党離島振興特別委員長の谷川衆議院議員をはじめ、本県選出国会議員の皆様の多大なるご尽力により、議員立法で制定されたものであります。

県では、国境離島地域の人口減少に歯止めをかけるという法律に込められた強い思いを酌み取り、市町と一体となって、新設された国の交付金を有効に活用し、雇用機会の拡充や滞在型観光の促進などに取り組んでまいりました。

平成29年の法施行以降、850人を超える雇用の場が創出され、これに伴い、昨年度の県外からの移住者も約4倍となる457人に増えるとともに、平成30年の延べ宿泊者は約91万9,000人、14％増と県平均を大幅に上回る伸び率となっております。

法律に基づく国の基本目標であります人口の社会減に関しては、令和元年の実績で計画を上回る644人となっており、法関連施策の成果が着実にあらわれているものと考えております。

さらに、世界遺産登録等の効果も相まって、質の高い宿泊施設の新設など民間投資の動きも活発化しており、若年層を中心に意欲のある移住者も増加傾向にあるなど好循環の兆しも見え始めているところであります。

今後とも、国境離島交付金をはじめ、国の手厚い支援制度を余すことなく活用し、関係市町とともに国境離島地域の社会増の実現に向けて全力を注いでまいりたいと考えております。

そのほかのお尋ねにつきましては、関係部局長からお答えをさせていただきます。

○議長（瀬川光之君）　企画振興部長。

○企画振興部長（柿本敏晶君）　3点、お答えをさせていただきます。

人口減少対策について、本県人口の推移、産業、地域ごとにどう把握しているのかとのお尋ねでございます。

本県では、自然減、社会減合わせて、毎年1万人を超える人口減少が続いており、長崎市、佐世保市の都市部で減少が全体の半数を占めるほか、離島・半島地域においても人口減少が厳しい状況にあります。

そのうち都市部においては、近年、製造業のうち汎用機械、輸送用機械の従業者数が減少傾向にあるほか、離島・半島地域においては、基幹産業である農業や漁業の従業者数が減少傾向にありますが、一方で地域によっては、農業の収益性向上や生産基盤強化のための支援により、農業所得や地域の子どもの数が増加した地区もあります。

また、離島地域においては、有人国境離島法の施策の効果などにより、五島市が令和元年に転入超過に転じるなど、具体的な成果につながってきております。

今後は、各地域の特性に応じた産業振興を図ることなどにより、人口減少の抑制につながる効果的な対策を講じていくことが重要だと考えております。

次に、集落、コミュニティが維持され、価値が再評価される、そういった観点で計上された事業があるのかとのお尋ねでございます。

県としては、地域での支えあいや住民主体の地域運営を促進するため、市町に対して住民等の意識醸成を図るワークショップの開催やアドバイザー派遣等の支援を行ってきたところであります。

令和2年度においては、このような取組に加え、ＮＰＯや民間事業者と連携した取組に対しても市町とともに支援をするほか、地域住民のさらなる意識醸成を進めるということにいたしております。

住民同士が支えあう「共助」の力を促すことが、地域で安心して暮らすことができるまちづくりや地域の活力を取り戻すことにもつながるため、今後も集落、コミュニティ対策の強化に努めてまいります。

次に、九州新幹線西九州ルートの整備について、整備新幹線の今後の見通し、スケジュールについてのお尋ねでございます。

整備計画5路線のうち、現在、西九州ルートの武雄温泉－長崎間をはじめ3路線で工事が進められており、未着工区間は北陸新幹線、敦賀－新大阪間と西九州ルート、新鳥栖－武雄温泉間の2区間のみであり、今後、建設財源の議論が行われることとなってまいります。

北陸新幹線については、フル規格による整備を前提として、沿線自治体などは、令和4年度末の敦賀開業に引き続き、令和5年度の敦賀－新大阪間の着工を求めており、既に今年度から環境影響評価調査が行われ、着工に向けて財源確保の議論が行われる見込みであります。

一方、西九州ルートについては、昨年8月に与党ＰＴ検討委員会から基本方針が示されて以降、現在も国土交通省と佐賀県との間で協議のあり方について、事務レベルでの調整が続けられており、具体的な協議の開始には至っておりません。

こうしたことから、県としては、できるだけ早期に整備方針についての議論を進めていただく必要があると考えており、そのため、国土交通省と佐賀県との調整が進展し、早期に関係者の議論につなげていただきたいと考えているところでございます。

○議長（瀬川光之君）　土木部長。

○土木部長（岩見洋一君）　長崎駅周辺の交通結節対策の事業化や完成のめど、また、完成までの間の利便性をどのように確保していくのかとのお尋ねですが、長崎駅周辺の交通対策については、長崎市が主体となって検討がなされてきましたが、路面電車の乗入れや国道の平面横断は困難と整理された経緯があります。

一方、昨年2月の長崎サミットで経済界から

交通結節の充実を求める声が挙がったこともあり、8月に県と市が共同で「長崎市中心部の交通結節等検討会議」を立ち上げ、国の助言も受けながら再検討を進めているところです。

会議では、大黒町側にバスターミナルを再整備し、歩行者デッキで駅側と接続する案など、複数の対策案が検討されていますが、いずれも実現には相当な時間を要し、新幹線開業には間に合わないと考えられます。

新幹線開業時の対策としましては、新駅舎の東西両側に整備する交通広場への一定数のバスの乗入れや長崎駅前電停へのエレベータの設置などを検討しており、利用者の利便性の確保を図ってまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　県民生活部長。

○県民生活部長（木山勝己君）　長崎県犯罪被害者等支援条例施行後の取組についてのお尋ねでございますが、条例施行後、県においては、「長崎県市町犯罪被害者等支援推進協議会」や総合的対応窓口を設置するとともに、担当職員に対する研修会を開催するなど、県及び市町との連携強化を図っております。

また、県民の理解の増進を図るため、「長崎県犯罪被害者等支援シンポジウム」を開催するほか、中学、高校においては、「命（いのち）の大切さを学ぶ教室」を開催し、学校における教育等支援にも取り組んでおります。

今後は、新たに策定した「犯罪被害者等支援計画」に基づき、犯罪被害者遺族による講演会の開催など、市町関係団体と連携した犯罪被害者等支援のさらなる充実に努めてまいります。

○議長（瀬川光之君）　文化観光国際部政策監。

○文化観光国際部政策監（浦　正樹君）　国際課の位置づけ、国際的な人材の確保及び主体的に取り組んでいる事業についてのお尋ねですが、国際課は、国際施策の企画・推進、海外との窓口、庁内各課並びに関係機関との総合調整機能などを担っております。

また、国際施策を円滑に推進するため、海外の大学への語学研修や自治体国際化協会への派遣を通じた人材育成に取り組みますとともに、海外からの国際交流員を配置し、多様な視点からの施策を展開しているところであります。

国際課の主な事業といたしましては、海外の政府機関や青少年の交流推進、海外とのネットワークの構築・強化、県内企業・団体の現地活動の支援等を行う海外事務所の運営などであります。

今後も関係機関と連携しながら、本県の国際施策が着実に推進するよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君）　私の方からは、2点お答えをいたします。

知事が掲げる新産業推進に関し、分野ごとのスケジュールやエリア、具体的な展望についてのお尋ねですが、新たな基幹産業の創出に向け、各クラスター協議会を中心に、専門人材の育成やサプライチェーンの構築を支援しているところです。

海洋関連につきましては、昨年12月に、五島市沖が再エネ海域利用法に基づく国内初となる促進区域の指定を受けたところであり、県内企業の共同受注体制の構築支援を強化するとともに、海洋人材育成センターの開講に向けた準備に取り組んでまいります。

ＡＩ・ＩｏＴ・ロボット関連については、新サービス創出に向けた開発実証支援等により具体な事業化の動きが出はじめているとともに、今後は、県立大学に「情報セキュリティ産学共

同研究センター（仮称）」を整備し、人材育成や共同研究機能の強化を図ってまいります。

航空機関連については、10年以内に九州内で県内企業を中核とするサプライチェーンの構築を目指しており、三菱重工航空エンジンの新工場建設決定等もあり、県内企業の令和10年度売上目標125億円は、前倒し可能と考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症に係る企業支援についてのお尋ねですが、県内中小企業者に対する資金面の支援として、県では、昨日、国のセーフティネット保証4号の指定と連動させる形で、県制度資金で最も貸付条件が有利な「緊急資金繰り支援資金」を発動したところであります。

県では、既に商工団体や制度資金の取扱い金融機関等と連携して相談窓口を設置しており、今後とも、国や県の支援策について、しっかりと周知を図り、支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　水産部長。

○水産部長（坂本清一君）　私の方からは、漁家子弟に対する支援について、お答えいたします。

新規就業者の5年後の定着率は約7割ですが、その中でも漁家子弟は9割と高く、また、親の漁業技術や漁船等を承継できることから、漁業の担い手として重要と認識しております。

漁家子弟に対する就業前研修については、親と同一生計の場合でもＵターン者を対象とするなど支援を順次強化し、さらに今年度からは、全ての漁家子弟を支援対象といたしました。

この結果、支援対象のうち漁家子弟の占める割合は年々増加しているところであり、今後とも市町や関係団体と連携を強化し、漁家子弟の漁業承継に力を注いでまいります。

○議長（瀬川光之君）　こども政策局長。

○こども政策局長（園田俊輔君）　こども政策局における新型コロナウイルス感染症対策についてのお尋ねですが、今回の学校の臨時休校に当たり、共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している子どもを対象とする放課後児童クラブは、感染の予防に留意したええで、夏休みなどの長期休暇に準じて開所していただくこととなっており、追加で生じる運営費用や保護者負担については、国において措置されることとなっております。

なお、開所時間の延長や受入児童の増加に対応するための職員の確保については、各市町において、放課後児童クラブ等関係団体への協力要請や、小学校教員の業務従事など、実情に応じた対応を検討いただいているところであります。

職員の配置が困難な場合については、小学校低学年の児童を学校で受け入れることとしている市町もあり、県といたしましては、これらの状況を把握しながら必要な支援を行ってまいります。

また、感染予防策や発生した場合の対応等について、改めてわかりやすいマニュアルを作成し、放課後児童クラブの感染症対策の徹底にも努めてまいります。

○議長（瀬川光之君）　山本啓介議員―25番。

○２５番（山本啓介君）　ありがとうございました。少し時間がありますので、いただいた答弁に対しての再質問を行っていきたいと思います。

新型コロナウイルスの対策の取組については、非常に厳しい何かしらの制約や、取り組むに当たっては情報の収集など熱心にお取り組みをいただいておりますことに、まずは心から敬意を申し上げたいと思います。

議会もともに、そして県民一体となって、一丸となって、この難局にしっかりと闘っていかなければいけないのかなというふうに思っております。

そのうえで、ぜひとも、こども政策局長、さらには産業労働部長にもお話いただきますし、既に教育委員会教育長におかれては各学校の取組をいただいておりますので、それぞれの現場の声を丁寧に吸い上げて、丁寧に対応していくというところを心がけていただきたいというふうに思っております。

冒頭の令和2年度当初予算編成について、少し再質問をさせていただきます。総合計画と財政状況について、改めてお尋ねしたいと思います。

来年度は、「長崎県総合計画 チャレンジ2020」の最終年度を迎えます。総合計画の基本理念である人・産業・地域が輝くたくましい長崎県づくりに取り組み、計画に掲げられている目標達成、すなわち成果が問われる時であります。

現状は、人口減少などの課題の根本的な解決には至っていないものの、先ほど来申し上げますとおり、さまざまな取組や可能性によって、一部に改善の明るい兆しは確かに確認できます。

先ほど持ち出した礼記ですけれども、あれには、30年間の平均で国の予算を組み立てるというところがあります。

この4年間の取組について、総合計画、予算編成、財政状況の評価と最終年度の結果に対する思いをお尋ねします。

○議長（瀬川光之君）　知事。

○知事（中村法道君）　この4年間の予算編成についてでありますが、大変厳しい財政状況の中で、さまざまな課題が顕在化し、施策の集中・重点化に力を注ぐ必要があると考えてきたところであります。

そうした結果、職員給与費と公債費を除く一般歳出について考えてみます時に、総合計画に掲げる施策の関連予算の割合、これが約7割を占めるというような状況であり、一定重点化が進んできたということのあらわれではなかろうかと考えております。

それから、また財政状況でありますけれども、財政調整のための基金の最終的な取崩し額は、先ほどもお答えをいたしましたけれども、平成28年度の48億円から、令和2年度は最終的には2億円程度の取崩しに収めたいと、こう考えているところであり、圧縮に努めて総合計画関連施策に予算を振り向けつつ、財政の健全化にも意を配ってきたところであります。

そうした中、総合計画における平成30年度末のさまざまな数値目標の達成状況でありますけれども、「企業誘致等による雇用計画数」、あるいは「県内への移住者数」が目標を上回って推移するなど、約6割の項目で所期の目標を達成しているところであり、そういった面でも具体的な成果に結びつきつつあると受け止めているところであります。

しかしながら、一方で「県内高校生、大学生の県内就職率」、あるいは合計特殊出生率については、一向に目標どおり動かないというような状況がありますので、残り4割の項目については、さらに進捗に努めていく必要があるものと考えているところであります。

そうした状況を踏まえて、来年度予算では、新規学卒者と県内企業のマッチング促進、企業の採用力の強化、社会全体で結婚、子育てを応援する機運の醸成など、これまでの課題等を踏まえながら、施策の追加、拡充に努めたところであり、目標達成の実現に向けて、引き続き全

力を注いでまいりたいと考えているところであります。

○議長（瀬川光之君）　山本啓介議員―25番。

○２５番（山本啓介君）　ぜひとも本県が抱える課題を解決する、人口減少や、それぞれの所得の向上等々、常に挙げられている目標はあります。そういった事柄が、今の取組の最終年度にしっかりと成果として見える、そういったところを、総仕上げを求めたいと思います。

次に、ご答弁いただいた離島振興について、再質問を行います。

有人国境離島法による成果と今後の対策についての答弁をいただきました。3年間の成果をさらに伸ばすためには、これまでどおりの取組ではもちろん足りないわけであります。

効果が発現するポイントがどこにあり、国の制度の活用だけでなく、それを重層的にしていくためにどういったことを考えているのか、再度質問します。

○議長（瀬川光之君）　企画振興部政策監。

○企画振興部政策監（前川謙介君）　今後とも、社会減の抑制などの成果を着実に伸ばしていくためには、雇用機会の拡充、あるいは滞在型観光の促進に関する施策効果をさらに高めていく必要があると認識しております。

雇用機会の拡充につきましては、島内での人材確保が大きな課題となる中、県独自の新たな取組といたしまして、民間の大手求人広告会社と連携をいたしまして、島内事業者の採用力の向上や求人サイトへの登録促進に取り組むことで、都市部からの人材確保の強化に努めてまいりたいと考えております。

また、働き方の多様化が進む中、「関係人口」の創出拡大の一環といたしまして、近年広がりつつあるテレワークに着目し、都市部住民等を呼び込み、地域との関わりを創出する事業を市町とともに取り組むことといたしております。

移住促進と併せまして、都市部企業による交付金を活用した島内での事業展開につながっていくことも期待しているところでございます。

滞在型観光の促進につきましては、宿泊施設のハード、ソフト両面からのサービスの質の向上や観光人材の確保、育成の強化など、市町と一体となって足らざる部分の底上げを図るとともに、朝型・夜型観光など滞在期間の延長につながる市町の取組をこれまで以上に支援してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　山本啓介議員―25番。

○２５番（山本啓介君）　五島市が社会増に転じた中身を見ていくと、この法律の事業をフル活用して雇用を生み出し、移住を促進した取組があるわけですけれども、数字にならないまでも各離島には成果を生み出したポイントというのがあると思います。それらの情報を互いに共有し、学ぶことはまねることという姿勢が重要であろうと思いますが、今こそ広域連携、広域調整の核たる県が、それらのリーダーシップを発揮し、連携体制の構築に努めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（瀬川光之君）　企画振興部政策監。

○企画振興部政策監（前川謙介君）　昨年、社会増に転じました五島市におきましては、雇用拡充、あるいは移住促進等の分野で、他の離島市町を上回る実績が出ているところでございます。

その要因の一つといたしまして、それぞれの離島の市町と各振興局で組織をいたしましたプロジェクトチームによりまして、効果的な支援等が行われ、有人国境離島法関連事業を活用しようとする地域の事業者の意欲的な取組につながったものと考えております。

例えば、雇用機会拡充事業におきましては、農林、水産、観光など分野別のチームが、関係者の掘り起しやフォローアップに一体的に取り組んでおりまして、移住担当の部署も含め、互いに情報共有を徹底することで、多くの雇用創出と人材の確保に結びついているところでございます。

こうした取組を他の地域へも横展開していくことは、広域行政を担う県にとって重要な役割と考えております。この五島地域におけるプロジェクトチームの具体的な支援プロセス、あるいは各振興局で取り組んできた支援プロセス等を共有化し、それを実践していくことで、各地域の事業者の意欲の向上を図るなど、本県の国境離島地域全体でさらに成果を上げることができるように積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　山本啓介議員―25番。

○２５番（山本啓介君）　やっぱり必要なのは瞬発力だと思いますし、短期間に一気に取り組んで、一気に形をつくっていくと、そういったことが大事だと思います。

そのためには、スマートな方法は幾らでもあると思うんです。いろんな方法があると思うんです。

ただ、何よりも人が行うことだと考えれば、やはり島民の方々と、または地元市町行政と、さらにはそこの中の経済をつくっている方々、そして県が、我々も含めですけれども、いま一度、一体となってやるんだという気持ちの部分を醸成していくことが一番重要なのかなと。

3年目にして、いま一度、そういった部分について、しっかりと、気を引き締めて取り組んでいくことをともにやっていきたいというふうに思っています。

次に、水産業の振興について、再質問したいと思います。

水産業は、気候変動、魚価低迷、資源枯渇など、従事している漁業者ではどうにもならないことによって、衰退が今、続いています。これまで漁獲対象としていた魚種が、さまざまな要因で獲れなくなっていて、新たな魚種や漁法への転換が厳しく、漁業はやめて、ほかの仕事に就く人も出てきています。

昨年末には緊急的な対策を講じていただきましたが、そもそも経営的にさらなる融資を受けられる状況にない方が多く、地域を支える漁業を継いで地域に住もうと思う若者が新たにあらわれるほどの魅力を漁業に見出せるのかと思うところもあります。もはや待ったなしの状態の地域もあります。

不漁が長期化した時の継続的な支援や、魚種や漁法の転換が難しい人に対しての対応、特に、この時期に期待されながらも不漁であるいか漁について、県の支援を求めたいと思います。

○議長（瀬川光之君）　水産部長。

○水産部長（坂本清一君）　いか釣り漁業の不漁に対する県の支援についてのお尋ねでございますけれども、いか釣り漁業の不漁対策につきましては、関係機関と連携し、特認資金の運用の開始、漁業共済金の一部仮渡しなどの緊急的な対策を進めるとともに、去る1月28日に、いか不漁の窮状と支援策について、漁業者とともに水産庁等へ訴えてきたところでございます。

長引く不漁に対しては漁業共済制度や収入安定対策を活用した経営の安定化が急がれるため、浜回りを実施し加入促進に取り組んでいるところでございます。

また、漁業経営の多角化や操業の効率化のため、経営計画の策定や必要となる機器等の導入

支援を進め、経営計画のフォローアップを行い、優良経営体の取組事例の普及に継続的に取り組み、漁業者の所得向上につなげていくこととしております。

今後とも、漁模様や漁業者の経営状況を丁寧に聞き取り、必要な対策を検討するとともに、国に対し厳しい状況をお伝えしながら、いか不漁の原因究明や経営改善に必要な国の予算確保に努めてまいります。

○議長（瀬川光之君）　山本啓介議員―25番。

○２５番（山本啓介君）　時間がありませんので、ぜひとも聞き取りをしていただいてですね。いや、いつもしていただいています。浜回りもしていただいていますし、それぞれの地域のそれぞれの都合も聞いていただいています。しかし、何が今、必要なのかという部分を見出した時に、さらなる支援というものをやはり漁業者の方々が求めております。検討をお願いしたいと思います。

そして、先ほど、国際課のことについて、少しお尋ねしました。

国際的な取組に機能する体制づくりということで、私は、国際的な展開を主体に行える官民や自治体間の連携などによる組織の必要性というものを提案したいと思います。

外国人の存在が当たり前のものになるばかりではなく、人材として、またコミュニティにおいてもメンバーとして役割を果たしている地域もあります。今や必要な人材として、誰もが世界のことを考える機会に触れています。お考えを求めたいと思います。

○議長（瀬川光之君）　文化観光国際部政策監。

○文化観光国際部政策監（浦　正樹君）　海外向けの各種施策につきましては、これまでも国の関係機関、市町、団体等々とも連携しながら取り組んでまいりました。

ただ、今後さらに各分野における国際施策を推進し、これまで以上に本県の経済活性化につなげていくためには、海外との関係を有する金融機関をはじめとした民間企業の方々や大学等の意見、ニーズ等をしっかり集め、施策に反映させていくことが重要であると考えております。

また、その際に、施策を実施していくに当たりましては、市町や関係団体も含め一層の官民連携を図りながら取り組むことが必要不可欠でありますので、議員ご提案の趣旨も十分踏まえながら、より実効性の高い取組になるような形をとれるよう、しっかりと努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（瀬川光之君）　山本啓介議員―25番。

○２５番（山本啓介君）　ありがとうございました。

先ほど、新産業の観点で航空産業について、プロジェクトのロードマップの10年、125億円を前倒しにできるというような答弁があったと思います。

であれば、もともとの10年後の125億円が幾らに今度設定されるのか、非常に期待をもつところでありますが、知事、最後に、さまざまなそういった新しい産業の導入や取組ということが、長崎県の経済に非常に活気を与えている現状があると思います。他方で、国境離島法などによる支援によって、離島のそれぞれの数字にも変化が見出されてきております。

総合計画の最終年度、先ほど決意はいただきましたが、ぜひともいま一度、全地域がしっかりと発展する取組について、お言葉をいただいて終わりたいと思います。

○議長（瀬川光之君）　知事。

○知事（中村法道君）　私はいつも申し上げてい

るのでありますが、この県の総合計画を達成するためには、行政の力だけでは到底不可能な内容でありまして、幅広い分野の各関係団体の皆様、企業の皆様方、地域の皆様方と思いを一つにして目標を共有しながら、さまざまな施策の推進に力を注いでいく必要があるものと考えております。そういった中で長崎県の活性化を実現できるように、引き続き力を注いでまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　午前中の会議はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から再開いたします。

―　午後　零時　１６分　休憩　―

―　午後　１時３０分　再開　―

○議長（瀬川光之君）　会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

中島廣義議員―41番。

○４１番（中島廣義君）（拍手）〔登壇〕　自由民主党・県民会議、中島廣義でございます。

一括して質問をさせていただきます。

1、人口減少対策について。

本県の最重要課題であります人口減少について、まず、雇用の場の確保と若者の県内定着対策について、お伺いをいたします。

平成27年度に「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、さまざまな対策を講じてこられました。

企業誘致については、成果が上がっておりますが、県内高校卒業生の県内就職率は61％、大学生の県内就職率は41％と足踏み状態が続いており、合わせて3,200人を超える若者が県外へ就職し、県外大学進学者を含めると6,141人が本県を離れる状況にあります。

人口減少に歯止めをかけるためには、若者を県内にとどめる必要があり、若者が希望するような企業の誘致をさらに進めていく必要があると考えています。

そこで、過去10年間の企業誘致の状況と受け皿となる工業団地の整備状況について、お尋ねをいたします。

あわせて、若者の県外流出に歯止めをかけるため、どのような企業誘致に取り組んでいくのかもお尋ねをいたします。

一方で、若者に県内に定着してもらうためには、長崎県の暮らしやすさをもっと若い方に知ってもらう必要があると思っております。家族の近くで生活することの安心感や、都市部に比べて給料が安いということもあると思いますが、地元でも都会と余り変わらない生活ができるなど、もっとＰＲすべきではないかと考えます。

そこで、県として、高校生や大学生に対して、長崎県の暮らしやすさや都会で生活する場合と比べた収支などについて、どのようにＰＲしているのかをお尋ねいたします。

移住対策について。

移住の促進については、人口減少対策の柱の一つとして、これまで市町と連携し、さまざまな事業に取り組んできた結果、平成30年度の移住者実績は1,121人と過去最高であり、社会減対策に一定の成果が出ているものと理解しておりますし、今後も、この取組に私自身、期待をいたしているところであります。さらに移住を促進させるに当たっては、これまでの実績の詳細を踏まえ、次につなげていくべきだと思います。

そこで、これまで移住された方々のＵＩターン別の内訳、性別、年齢、前住所や移住先、移住後の職業がどうなっているのか、また定住率

がどうなっているのか、お尋ねをいたします。

さらに、これらの結果を新年度、どのような取組を進めようとしているのか、あわせてお尋ねをいたします。

集落維持・活性化の対策について。

本県は、多くの離島・半島を有し、全国を上回るスピードで人口減少、少子・高齢化が進んでおります。しかしながら、これらの地域においては、人々が生活し、田畑や山林の管理を行うことにより、集落としての機能が維持されてきましたが、今後、人が少なくなり、人が住まなくなれば、田畑や山林は荒れ、防災や防犯機能、生活支援サービスなどにも大きな影響が出てくるものと思われます。集落自体、ひいては地域コミュニティが維持できなくなるのではないかと危惧しているところであります。

私も平成28年11月定例会において、集落の機能維持の観点から、条件不利地域について質問をさせていただき、その際に、県内の条件不利地域は集落数で1,956集落あり、そのうち65歳以上の占める割合が50％以上となる集落が245集落あるとの答弁をいただきましたが、その後の状況はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

また、県においては、県内における小さな拠点づくりを市町と一体となって進めておりますが、人口減少、少子・高齢化が進展する中、集落を消滅させないため、集落の維持・活性化対策の強化にどのように取り組んでこられたのか、お伺いをいたします。

次に、結婚、出産、子育て支援について、お尋ねをいたします。

私は、人口減少対策を進めるに当たっては、若者の人口流出とともに、少子化に歯止めをかけることが最も重要であると認識しており、その克服に向けて、地域の皆さんへの結婚支援と夫婦が希望にかなった子どもをもうけていただけるような子育てしやすい環境整備を両輪として取り組んでいく必要があると考えます。

これまで、結婚支援については、県が開設した「長崎県婚活サポートセンター」での「お見合いシステム」によるひき合わせや地域の仲人さんである「縁結び隊」の養成などに取り組まれておりますが、これらの支援策により、今年度、何組の方が結婚に至ったのか、実績をお示しいただくとともに、次年度、さらなる成婚数の増加に向けて、どのような取組を展開していくのか、お尋ねをいたします。

2、県民所得向上対策について。

子育て環境の整備に当たっては、昨年10月からは、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化がはじまり、また待機児童の解消に向け、受け皿の整備やその担い手となる保育人材の確保にも努めていただくなど、子育て環境の整備に着々と取り組んでいただいておりますが、結婚した夫婦が2人目、3人目と子どもを産み、育てようと思っていただくには、やはり県民所得の向上を図り、子どもを養育できる生活基盤を整えることが非常に重要であると考えます。そこで、県民所得について、お尋ねをいたします。

知事は、一人当たり県民所得が全国40位台にとどまっている現状を打開するため、力強い産業を育て、県民の働く場を創出し、成長につなげる付加価値の高い産業群を構築できるよう、県民所得向上対策を県政の最重要課題と掲げ、積極果敢に取り組んでこられました。

平成28年度からは、製造業、農業、水産業、観光業、サービス産業を施策の対象として、令和2年度に県民所得を1,028億円増加させる目標

を掲げ各種施策を推進しており、県の重点戦略においても、令和2年度の取組がまとめられているところであります。

そこで、まずは県民所得向上対策の現在の状況について、お尋ねをいたします。

次に、私は、県民所得向上対策は、人口減少対策にもつながり、県民所得、とりわけ個人の所得が上がらないと、結婚も進まず、2人目、3人目と子どもを産み、育てていこうという気にもつながらないのではないか、県の長期人口ビジョンに掲げる県民の希望出生率2.08の達成のためにも、個人の所得を引き上げるよう取り組むことが重要ではないかと考えます。

そこで、県民所得向上対策において、個人の所得を引き上げるために、どういった取組を行っていくのか、お尋ねをいたします。

3、石木ダムについて。

石木ダムの建設については、これまでも申し上げてきたとおり、40年以上の長きにわたり、県と佐世保市、そして地元川棚町が取り組んでいる県の重要課題であります。

近年、全国各地で大きな被害を伴う自然災害が頻発しており、いつ起きても不思議ではない大きな洪水、渇水から県民を守り、防災・減災対策としての事業の必要性は言うまでもありません。

加えて、佐世保市においては、既存の水源が不足し、新たな地下水確保もままならず、水源不足が企業誘致の制約条件となっております。

このようなことから、いつでも水に困らない状態を確保することは、佐世保市だけでなく、通勤圏内となる県北地域全体の雇用確保による人口減少対策や若者の流出抑制を進めるためにも、石木ダムは必要不可欠なものであります。

昨年11月には、長崎県公共事業評価監視委員会から事業継続を認める答申がなされるとともに、事業に反対されている住民らが国を相手に提起されている事業認定取り消し闘争の訴訟審判判決において、福岡高裁は、第一審に続き原告の請求を棄却し、改めて事業の公益上の必要性を認めております。

反対されている方々には、このような司法の判断に加え、過去の洪水、渇水で大変な思いをされた方や事業に協力いただいた地域の皆さんが一日も早いダムの完成を願っていることもよく考えていただきたいと思います。

また、こういった事業の公益性をより広く県民の皆様にも知っていただき、事業推進の声を一つにして大きな力とするため、県議会としても、地元佐世保市、川棚町の当局や議会とより一層連携を深めなければならないと考えております。

このような状況を踏まえ、県として、今後、石木ダム建設事業にどのように取り組んでいくのか、知事の見解をお尋ねします。

4、林業の振興について。

本格的な利用期を迎えた県内の森林資源を循環利用し、林業の振興を図るため、県では、路網整備や高性能林業機械の導入による木材の生産量を拡大するとともに、県庁舎などの公共建築物の木造・木質化やバイオマス活用による県産材の利用拡大に取り組み、木材生産量を令和7年度には28万立方メートルまで倍増させる計画と聞いております。

しかしながら、森林現場には、所有者や境界不明森林の増加、木材価格の低迷による森林経営意欲の低下や担い手不足といった課題があり、森林の手入れが行き届かないことが一因となって、山腹崩壊等の被害などが発生するなど、森林整備の促進が喫緊の課題となっております。

こうした状況を踏まえ、国においては、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税が創設され、令和元年から森林環境譲与税が市町村と都道府県に譲与されています。

そこで、まず、森林環境譲与税について質問ですが、森林環境譲与税は、市町が主体となって取り組む間伐等の森林整備などに充て、県は、市町の支援等に充てるとされており、市町が森林環境譲与税を有効に活用することで、これまで手入れができていなかった森林の整備が進むと期待しておりますが、市町の森林環境譲与税の活用状況と県の支援体制はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

次に、森林環境譲与税により森林整備に安定的な財源が確保されることで、森林の適切な管理と林業の成長産業化の両立とともに、農山村地域の活性化にも大きく寄与するものと考えておりますが、県は、林業の担い手確保について、どのように取り組んでいこうとされるのか、お尋ねをいたします。

5、県庁舎跡地活用について。

県庁舎跡地の活用については、にぎわいと憩いの場を創出する広場、歴史・観光情報等の発信などを行う「交流・おもてなしの空間」、「質の高い文化芸術ホール」を主要機能とする活用策の検討が進められてきました。

このような中、昨年11月から今年の1月にかけて埋蔵文化財調査が行われ、石垣をはじめ、出土した遺構等に対する専門家からの意見を踏まえ、県として、出土した遺構等の周辺について、さらに詳細な調査を実施する必要があるとの考え方が示されました。

また、長崎市からは、専門家の意見や今後の整備のスケジュール等を考慮し、新たな文化施設については、県庁舎跡地ではなく、現市庁舎跡地で整備していきたいとの考えが示され、これに対し、県としても、長崎市が現市庁舎跡地に質の高いホールを整備されるのであれば、県庁舎跡地に同様の機能を有するホールを整備する必要はないものと考える旨の見解が示されたところであります。

そこで、お尋ねをいたします。

主要機能の一つであるホール機能がなくなり、改めて活用策を検討していくことになりますが、県庁舎跡地活用については、これまでも長年にわたりさまざまな議論がなされ、現在の主要機能が整理されてきているものと認識しています。

これまでの議論の積み重ねを県としてどのように認識し、今後の活用策の検討を進めていくつもりなのか、お尋ねをいたします。

また、今後、埋蔵文化財の詳細な調査を行うこととされていますが、早期のにぎわいを創出してほしいとの声もあります。県として、どのように対応していくのか、お伺いをいたします。

6、道路整備について。

佐世保市と東彼杵町を結ぶ国道205号は、慢性的な交通渋滞が発生しており、事故発生時や災害時には、大きく迂回路を余儀なくされ、長崎空港の定時性の確保など、産業や観光振興、日常生活の妨げになっている状況であります。

また、ハウステンボス地域へのＩＲ誘致が実現しますと、年間740万人もの集客人数が想定されており、東彼杵町からハウステンボスまでの区間においては、相当の交通量の増加が見込まれることから、この区間の渋滞対策や事故対策といった問題にさらに輪をかけることが予想されます。

この課題解決をして、県北地域の長年の悲願

であります東彼杵道路の整備が必要不可欠であり、また当面の対策として、国道205号の事故対策などの整備が必要と思われますが、県の考え方をお尋ねいたします。

7、陶磁器産業の振興について。

離島や半島からなる本県は、それぞれの地域に根づいた産業が発展することにより、県全体の経済や雇用を支えてきました。

私の地元波佐見町でも、陶磁器産業に多くの方々が従事し、その発展に努めてまいりました。

波佐見焼については、バブル崩壊など厳しい時代の後、行政と産業が一体となった取組を続け、週末には多くの観光客でにぎわい、東京で開催される日本最大の食器等の展示販売会においては、特集ブースが設けられるほどの知名度を得て、売上も上向いてきたところであります。

しかしながら、波佐見焼、三川内焼を支える生産現場に目を転じますと、おのおの課題を抱えております。

波佐見焼では、各生産段階において分業体制をとっていることが特徴であり、強みでもあります。型製造業者や生地製造業者などを経て、窯元で絵付けをし、さらに上絵付け業者が焼成して、商品へと仕上がります。

それぞれの工程を担う窯元、型製造業者、生地製造業者、上絵付け業者は、海外製品との価格競争に加え、破棄する型の費用処分等がかさむなど、厳しい状況が続いております。

さらに、高齢化の進展により、絵付けなど伝統技術の継承も難しくなるなど、生産の現場は揺らいでおります。

今後とも、消費者の皆様に魅力ある波佐見焼をお届けするためにも、窯元、型製造業者、生地業者、上絵付け業者への支援とともに、伝統技術の継承に対する支援も必要と考えておりますが、現在の取組をお尋ねいたします。

さらに、幅広く産地や企業の意見を聞くことが効果的な事業構築に欠かせないと考えています。

県においては、産地と意見交換を密にするために、「陶磁器産業活性化推進本部」を設置されておりますが、本年度の状況について、あわせてお伺いをいたします。

8、千綿女子高等学園跡地活用について。

千綿女子高等学園については、平成15年3月の閉園後、県は、その跡地の活用方法を長年検討され、利活用も公募されてきたところでありますが、いまだその有効活用には至っていない状況であります。

県においては、平成30年度において、農業生産による地域の農業振興への貢献等を条件として活用事業者の募集を行い、1件の応募者があったとお聞きをしておりました。

その一方で、東彼杵町における千綿女子高等学園跡地の活用を検討されていますが、県として、この活用策をどのように考えているのか、お尋ねをいたします。

以上で、壇上からの質問を終わり、あとは対面演壇席から質問をさせていただきます。

○議長（瀬川光之君）　知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕　中島廣義議員のご質問にお答えいたします。

石木ダムの建設について、今後、事業にどのように取り組んでいくのかとのお尋ねでございます。

石木ダムの建設は、川棚川の抜本的な治水対策と佐世保市の慢性的な水源不足解消のため必要不可欠な事業であり、近年、自然災害が頻発する中で、県民の安全・安心の確保は行政の重要な責務となっているところであります。

また、佐世保市民が渇水で不便な思いをしないためにも、県北地域全体の振興や活性化という観点からも、水道水源を確保するダム建設は欠かすことができない事業であると考えております。

さらに、反対住民の方々がダムは不要として提起された訴訟でも、さきの福岡高裁の判決において、事業の公益上の必要性が認められていることから、このことをしっかり受け止める必要もあるものと考えております。

また、ダムを必要としている地元の声もまた大切にしながら、これまで以上に地元市町や地域の皆様の代表である各議会とも連携をしていくことが肝要であると考えております。

県といたしましては、現在進めております工事の進捗に全力を尽くすとともに、反対住民の方々には、ダムの早期完成を望む方々の思いや昨今の自然災害の状況を御理解いただき、早期に推進に向けた話し合いに応じていただけるよう、粘り強く働きかけを続けてまいりたいと考えております。

今後も、ダムの令和7年度末の完成に向け、佐世保市、川棚町と一体となって事業の推進に全力を注いでまいりたいと考えております。

次に、県庁舎跡地活用について、これまでの議論の積み重ねをどのように認識し、活用策の検討を進めていくのかとのお尋ねであります。

県庁舎跡地活用については、懇話会の提言等を踏まえ、整備すべき機能等の整理を行い、県議会などにおいて、さまざまなご議論をいただきながら検討を進めてきたところであります。

具体的には、「広場」については、県内各地の物産展など、さまざまなイベントの開催や県民、市民の日常的な憩いの場づくり等により、これまで長崎になかった新たなにぎわいの創出につながるものとしてご議論をいただき、検討を進めてまいりました。

また、「交流・おもてなしの空間」については、経済団体をはじめ、関係者の皆様からも、県民、市民や観光客の交流によって、にぎわいを生み出す機能について要請をいただき、また、この地を訪れた観光客の皆様に、県内各地をめぐっていただくきっかけとなるような歴史や観光等の情報発信、カフェ等の飲食機能の整備などについてもご議論をいただき、検討を進めてきたところであります。

県といたしましては、こうしたご議論を踏まえたうえで、「広場」や「交流・おもてなしの空間」の整備を基本として、今後の活用策を検討していく必要があるものと考えております。

あわせて、新たにどのような機能を付加することができるかという点についても、民間デベロッパーや商業空間デザイナーなど、幅広い専門家の皆様のご意見もお聞きしながら、一定の考え方を整理したうえで、埋蔵文化財調査の結果や県議会におけるご議論などを踏まえて、効果的な整備のあり方を検討し、活用策に反映させてまいりたいと考えております。

また、早期ににぎわいを創出してほしいとの地元の声があるが、どのように対応していくのかとのお尋ねであります。

県といたしましても、経済団体や地域の皆様などから、県庁舎跡地に早期ににぎわいを創出してほしいとの声があることは十分認識をしているところであり、今後、活用策については、年内を目途に埋蔵文化財調査を実施しながら、並行して、整備すべき機能等について検討を進め、その配置や規模などを整理することといたしております。

さらに、少しでも早くにぎわいを創出するた

め、活用策を一定整理した時点で、石垣下の空間などを活用した先行的なにぎわいの創出についても検討を行い、ソフト面も含めた利活用の推進を図ってまいりたいと考えているところであります。

そのほかのお尋ねにつきましては、関係部局長からお答えをさせていただきます。

○議長（瀬川光之君）　産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君）　私からは、3点についてお答えをいたします。

まず、過去10年間の企業誘致と工業団地の整備の状況について、また若者の県外流出に歯止めをかけるため、どのような企業誘致に取り組んでいくのかとのお尋ねでございますが、企業誘致につきましては、リーマンショック後の雇用環境が大変厳しい中において、多くの良質な雇用の場を確保するため、自動車関連企業やコールセンター等の誘致に取り組み、その後、金融バックオフィス構想を作成し、金融、保険、ＢＰＯサービス、ＩＴ関連企業の誘致に力を入れてまいりました。

その結果、平成21年度から平成30年度までの10年間で、企業誘致は64件、その雇用計画数は6,237人となり、今年度においては、日本を代表する情報システム関連企業の立地が進んでいるところであります。

また、工業団地の整備につきましては、市町営工業団地整備支援事業により整備を進め、昨年、平戸市、大村市及び佐世保市での分譲が開始されたほか、現在、諫早市、西海市及び長崎市において整備が行われており、令和3年度までに、約40ヘクタールの工業団地が確保されることとなっております。

今後の企業誘致につきましては、若者に魅力のある良質な雇用の場と新たな基幹産業の創出を目指し、ＡＩ、ロボット、ＩｏＴ、航空機関連など、今後成長が見込まれる分野の企業誘致を積極的に進めるとともに、工業団地を活かした製造業の誘致にも引き続き力を入れ、人口減少に歯止めをかけてまいりたいと考えております。

次に、陶磁器産業にかかる型製造業者や生地製造業者など関連業者の支援、あわせて伝統技術の承継に対する支援についてのお尋ねでございますが、波佐見焼をはじめとする陶磁器産業は、地域を支える重要な産業であることから、生産体制を含めた維持・強化が必要と考え、県においても支援策を講じております。

窯業技術センターでは、石膏型を製作、加工する機器や３Ｄデータをもとに立体物を造形する機器などを導入し、これらを活用した支援を行うことにより、型製造業者の生産性向上に努めているところであります。

また、市町と産地が一体となって、生地製造業者への就業希望者に対し技術研修を行うとともに、伝統工芸士による絵付け等の研修を通じて伝統技術の承継を図っております。

今後とも、波佐見焼の生産現場を支えるため、地元の意見を踏まえた支援策を実施し、陶磁器産業の振興を図ってまいりたいと考えております。

次に、陶磁器産業活性化推進本部の今年度の状況についてのお尋ねでございますが、「陶磁器産業活性化推進本部」につきましては、今年1月14日、波佐見町で会議を開催いたしましたが、私も会議に出席をし、直接、産地の皆様からご意見をお伺いしたところでございます。

会議には、商社、窯元、型・生地製造業者の代表者や県、町などの関係者が参加し、県から、次年度の予算案の内容や各団体の取組状況につ

いて報告がありました。

団体からは、東京で開催されます日本最大の食器等の展示販売会について、波佐見焼の認知度向上などに効果的であり、今後とも、ぜひ支援を継続してほしいとの意見が出るなど、貴重な意見交換の場となっております。

一方で、各代表者が一堂に会する会議であり、各企業から個別の意見をお伺いする場となっていないことから、窯業技術センターを中心に、個別の企業訪問を実施しております。

今後とも、各団体の代表者などとの意見交換に加え、企業情報の把握に努め、陶磁器産業の振興策に反映してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　産業労働部政策監。

○産業労働部政策監（貞方　学君）　人口減少対策について、若者の県内定着対策に関し、高校生や大学生に対する長崎県の暮らしやすさなどのＰＲについてのお尋ねでございますが、若者の県内就職促進を図るためには、本県の暮らしやすさや魅力をわかりやすく伝えることが重要だと考えており、これまでも、健康や子育ての指標に係る全国順位などについて、パンフレットで周知を図ってきたところでございます。

今般、このパンフレットを改定し、家族の近くで生活することの良さを実感されている方や仕事が終わった後、同級生と趣味を楽しむ方の声、都市部と変わらない生活費の収支差や地震や犯罪の少なさなど、より多くの内容を盛り込むとともに、新たに、保護者向けパンフレットや全高校の教室に掲示するポスターを作成するなど、本県の暮らしやすさや魅力について、幅広くＰＲしていくことといたしております。

あわせて、高校や大学における講演のほか、ＳＮＳ等のさまざまな媒体を活用しながら、今後とも、広く本県の魅力をＰＲしてまいります。

○議長（瀬川光之君）　企画振興部長。

○企画振興部長（柿本敏晶君）　私から、5点お答えをいたします。

まず、人口減少対策について、移住実績について、ＵＩターン別、男女別、年齢、住所、移住後の職業、定住率がどうなっているのかとのお尋ねでございますが、平成30年度の移住実績の詳細については、Ｕターンが574人、Ｉターンが547人で、近年、特に、Ｕターン者が増加傾向にあります。

性別では、男性が617人、女性が504人と女性が若干少なく、年齢別では、40歳代以下の若い世代の移住者が8割を超えております。

移住者の前住所地は、福岡県が311人と全体の約3割を占め、次いで東京都、大阪府の順に多く、近年、Ｕターンでは福岡県が、Ｉターンでは東京都などが伸びております。

県内の移住先は、佐世保市、五島市、対馬市の順に多く、近年では、有人国境離島法による雇用拡大等で、離島地域が増えてきております。

また、移住後の職業については、民間会社・団体への就職や創業などによる自営業の方が多くを占めているほか、定住率については、平成28年度に実施した過去5年間の移住者を対象とした調査によると、89％の方が定住している状況にあり、前回調査と比べて若干増えたという結果になっております。

次に、移住実績の結果を受け、どのように移住者の増加に向けて取り組むのかというお尋ねでございます。

移住実績の状況を踏まえると、ＵＩターン別の特徴に応じた対策や若い世代向けの働く場の確保、女性視点も踏まえた対策などを積極的に推進していくことが重要と考えております。

このため、新年度は、さらなるＵターン促進

策として、「ながさき移住倶楽部」の登録者などに対して、誘致企業等の有益な企業・求人情報を発信する仕組みづくりに向け、移住専用サイトの改修などを進めるほか、本県からの転出が最も多い福岡県在住の本県出身者をターゲットに、情報発信の充実を図ることといたしております。

また、Ｉターン対策としては、地域おこし協力隊を情報発信員として配置し、女性視点も踏まえた地域の魅力や子育て情報等の発信に力を入れてまいります。

このほか、地域での創業や雇用創出を伴う事業拡充に取り組む市町を支援するなど、移住者の確保と定住促進に努めてまいります。

次に、集落維持・活性化対策について、集落の現状及び集落の維持・活性化対策の強化にどのように取り組むのかというお尋ねでございます。

県内の条件不利地域における集落数は、現在、1,955集落であり、そのうち「65歳以上の占める割合が50％以上の集落数」は全体の約2割となっており、4年前の前回調査時点では約1割であったことを踏まえると、集落の維持・活性化対策は、先送りできない重要な課題であると認識をいたしております。

県としては、平成27年度から、「小さな楽園プロジェクト」として、地域住民主体の小さな拠点づくりに取り組むとともに、平成30年度からは、こうした集落の維持・活性化対策を県下全域に拡大していく考えのもと、人口減少対策の柱の一つに位置づけ、市町と連携を図りながら、その取組を促進してまいりました。

今年度においては、関係部局によるプロジェクトチームを中心に、県内市町と密に意見交換を行いながら、研修会の開催や地域運営組織の立ち上げに向けた支援を行うなど、市町の集落対策を後押ししているところであります。

新年度からは、ＮＰＯや民間企業等の参画促進やボランティア活動を行う企業等と連携した中山間地域での集落維持活動の推進など、新たな取組も加え、強化を図ることとしており、持続可能な地域づくりに向けた対策を推進してまいります。

次に、県民所得向上対策について、現在の状況はどうかというお尋ねでございます。

直近の県民経済計算に基づく平成28年度の実績は、増加目標の223億円を大きく上回る1,097億円の増加となっております。

分野別では、製造業において、大企業の付加価値額が引き続き増加したことに加え、県が主な支援対象としている中堅企業も着実に増加したことから、増加目標である64億円を大きく上回る770億円の増加となっております。

また、農業、サービス業においても目標を上回って推移しているほか、水産業においても、漁場の縮小や資源の悪化などにより目標は達成できなかったものの、一定増加をしております。

一方で、製造業は、大企業の動向により大きく変動する要素があり、平成29年度の見込みについて、工業統計の状況を見ると、輸送用機械や汎用機械の付加価値額が減少していることから、今後の動向に留意する必要があるものと考えております。

次に、県民所得向上対策において、個人の所得を引き上げるために、どういった取組を行っているのかというお尋ねでございます。

県が実施している県民所得向上対策については、製造業などの産業分野ごとに、県内で生産される付加価値額を向上させることを目指しており、こうした取組を進めることにより、企業

等の収益を向上させ、最終的に個人の所得の改善につながるものと考えております。

これまでの取組の成果につきましては、製造業は、県が支援を行った中小企業の売上高や従業者数が支援前と比べて増加をしており、企業の業績も順調に推移しているところであります。

また、個別の農家、漁家の所得向上を目標に掲げて施策に取り組んだ結果、農業所得1,000万円以上が可能となる経営体数や一経営体平均の漁業所得も平成29年度は総合計画の目標を上回る実績となっております。

今後も、企業や生産者などの皆様方と連携しながら、産業の振興や企業等の収益向上を図るとともに、企業の採用力向上に向けた処遇改善などの取組を働きかけますことにより、個人の所得の改善にもつなげてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　こども政策局長。

○こども政策局長（園田俊輔君）　今年度の結婚支援事業による実績と次年度の取組についてのお尋ねですが、県の結婚支援事業における今年度の成婚数は、「お見合いシステム」、「縁結び隊」、「婚活イベント」によって出会いの場を提供する「ながさきめぐりあい」の3事業で目標100組に対し、1月末時点で85組となっております。

次年度は、さらなる成婚数の増加に向け、「長崎県婚活サポートセンター」の開所時間の拡大や市町と連携したセミナーの開催による会員の利便性の向上、お見合いシステム登録料の割引キャンペーンによる新規会員の獲得など、施策の充実を図ってまいります。

また、あわせて県民の結婚に対する希望をかなえるためには、行政と民間が一体となった取組を推進する必要があることから、昨年10月に立ち上げた、県と市町が共同で企業間のグループ交流を促進する「ウィズコンながさき」や、企業・団体で取り組んでいただく「ながさき結婚・子育て応援宣言」についても、さらなる推進を図り、県全体で県民の皆様が希望どおりに結婚、妊娠、出産し、安心して子育てができる社会の実現に向けて取り組んでまいります。

○議長（瀬川光之君）　農林部長。

○農林部長（中村　功君）　私から、3点お答えいたします。

まず、市町の森林環境譲与税の活用状況と県の支援体制についてのお尋ねでございます。

現在、市町においては、新たな森林管理制度を円滑に進めるため、19市町で872ヘクタールのモデル地区を設定し、所有者探索や森林経営の意向調査を実施しているところであり、これらの取組を進めるため、森林組合ＯＢなどのアドバイザー活用や森林調査委託等の経費に森林環境譲与税が活用されております。

県においては、市町に対して、森林管理の実務研修会やアドバイザーの育成研修会の開催、市町が森林整備を発注するための各種基準書や手引書の作成のほか、市町のモデル地区の取組に対して、各振興局が支援を行っているところであります。

県といたしましては、今後とも、森林環境譲与税を活用した市町の取組を積極的に支援し、未整備森林の整備を進めてまいります。

次に、林業の担い手確保に対する県の考え方についてのお尋ねでございます。

林業の担い手確保につきましては、林業事業体の労働生産性の向上により、事業量を拡大し、林業専業作業員の所得向上につなげ、さらなる民間の参入や作業員の確保を図っていくという好循環を生み出すことが重要と考えております。

具体的には、林業事業体への高性能林業機械等の導入支援、機械・技術研修の開催、森林施業プランナーによる施業集約化の促進、ＩＣＴ機器の導入支援などに取り組むことで生産量を拡大し、林業専業作業員の年収500万円の確保につなげてまいりたいと考えております。

これらの取組とあわせ、林業事業体に対して、新規雇用者の人件費や安全防護服、チェーンソーなどの装備、社会保険制度への加入など、処遇改善に対する支援とともに、給与を得ながら現場研修ができる「緑の雇用制度」の活用などに取り組むことで、林業専業作業員400名の確保を目指してまいります。

次に、千綿女子高等学園跡地の活用策についてのお尋ねでございます。

千綿女子高等学園跡地につきましては、平成30年10月に活用事業者を募集した結果、県外の畜産事業者から応募がありましたが、環境面への不安など、地元住民の理解を得られなかったことから、9月に東彼杵町から、同事業者の選定を見送るよう県に申し出があったところであります。

その際、東彼杵町から、ＵＩターンなどの地方移住を促進するため、跡地を町外からの利用も含めた町民農園として活用したいとの意向が示され、昨年12月に、具体的な事業計画の提案を受けたところであります。

この計画は、跡地を公共用に供するものとの説明であり、未利用地の有効活用により地域振興に寄与することが期待できることから、県としては、跡地を東彼杵町に譲与する方向で準備を進めているところであります。

○議長（瀬川光之君）　土木部長。

○土木部長（岩見洋一君）　東彼杵道路及び国道205号の整備促進についてのお尋ねですが、東彼杵道路は、県北地域と長崎空港を結び、観光振興など、地域活性化に大きく貢献する道路であり、ＩＲ誘致のためにも必要と考えております。

事業化に向けては、計画段階評価への着手が必要であるため、これまでも、県と地元自治体などで構成する期成会とともに、国に対し要望活動を行ってきたところであります。

昨年12月には、佐世保市において、地域の関係者など約550名の参加のもと、建設促進総決起大会が開催され、有料道路事業の活用を含め、早期に整備が実現できるよう国へ検討を要望していく旨の意思決定がなされたところであり、地元の機運も高まっております。

また、国道205号においては、これまで国において、交差点改良を中心に整備が行われてきており、現在も、川棚医療センター入口交差点の改良事業が進められております。

今後も、関係市町と協力して、東彼杵道路の早期着手に向けて積極的に取り組み、現道対策についても、国にしっかり要望してまいります。

○議長（瀬川光之君）　中島廣義議員－41番。

○４１番（中島廣義君）　人口減少対策については、今まで本当にさまざまな施策を講じてこられております。しかし、なかなかこれはどこに対してでも歯止めをかけるということは大変であると、そのように思っておりますけれども、過去5年間の長崎県の人口、これは平成26年から平成31年の1月、これで5万8,999人減少しているんです。年に平均しますと約1万1,780人、いろんな面で、企業誘致をやり、雇用を増やし、そして移住、ＵＩターンで、それぞれ雇用者も増えています、移住者も増えています。しかし、それ以上のスピードで長崎県の人口は減少しているんです。

平成26年から5年間を見ますと、社会減が大体5,000人台から6,000人台で減っています。これはほとんどが高校を卒業する若者たちが県外に就職なり、あるいは県外の大学に進学をしていると、そういう状況にあります。

特に、平成31年の3月に高校を卒業した人が1万2,289人、そのうち県内に61％、県外に39％高校生が就職されます。しかし、県内の大学と県内に就職される方、これを合わせますと5,927人、49％、そして県外の就職と県外の大学に進学される6,141人、51％なんです。やはりここをまず止めること。

ですから、今、産業労働部長から、10年間の企業誘致64件、そして雇用数も四千幾らと答弁をいただきました。そのうちの71％は雇用は女性なんですよ。県内に10年間のうちに呼び込んで、そしてそのうちに雇用された男女で見ますと、71％が女性雇用、女性の雇用も本当に必要です。しかし、男性のもっと働ける、そういう企業誘致、これもしっかりやるべきだと思います。

今度、市町が造成されていますね。そこにも先ほどお答えがありましたけれども、男性雇用に向けて、今からどういう取組をやっていかれるのか、企業誘致をやっていかれるのか、お尋ねをします。

○議長（瀬川光之君）　産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君）　今後の企業誘致についてのお尋ねでございますけれども、議員ご指摘のとおり、人口減少に歯止めをかけるためには、やはり男性の良質な雇用の場をつくっていくことが非常に大切かと思っております。そのようなことから、これまでも自動車関連産業でありますとか、そういった企業誘致に努めてまいりました。

昨今につきましては、先ほど答弁をいたしましたように、情報関係の企業でありますとか、そういった男性が多く働ける雇用の場というのもつくっております。

そしてまた、航空機関連産業、これも今後、成長産業として見込まれる分野でございますので、そういった男性が働けるような良質な雇用の場ということも念頭に置いて、積極的な企業誘致に努めてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　中島廣義議員―41番。

○４１番（中島廣義君）　それから、人口減少、長崎県の中で、人口が増えているのは大村なんですね。そして、長与とか時津、これは減少してもわずかなものです。こういうふうに人口が増えている地域、課税所得、これをいただきました。県民所得は企業の所得とか、あるいは企業の財産所得が入りますけれども、課税所得はそれを含んでいないですね。100万円いただける給料なら、税金が30万円かかれば、残りの70万円、こういう計算だそうです。より個人の所得に近い数字だそうです。これは長崎県の21市町の中で上位と下位、手取りの中で106万8,000円差があるんですよ。

そして、この上位というのは、人口が増えている地域、あるいは微増の地域、ここはいいんですね。やはり手取りの収入が多いところは、人口も余り減っていないんです。

それと、死亡者等の自然減、これも亡くなる方よりも、子どもさんが生まれる数の方が多い、大村、時津、長与。

人口を減らさないためには、やはり個人の所得が必要なんですよ。ですから、県民所得を上げていくとともに、個人の所得を上げるような、そういう働きかけも絶対必要だと、私はそのように思っております。

それと、長崎県健康長寿日本一、これを掲げて、なるだけ高齢者の方が元気で長生きしてもらおうという施策を一生懸命展開をされています。

しかし、人口減少は、まず少子化を止めなければ、今、各県で一生懸命移住対策をやっています。それは単なる人口の奪いあいなんですよ。あくまでも我が国全体から考えれば、少子化を止めなければ、本当に今の若い人たちの社会保障負担、これも増加していきます。ですから、我が国全体で、まず少子化を止めること、（発言する者あり）そのために、先ほど言いましたように、長崎県健康長寿日本一、これを掲げておいでになるように、まず、結婚、出産、子育て、ここに大胆な施策を打つべきだと。

例えば、さっき言いました健康長寿日本一、もう一つ、子育てにやさしい環境県日本一、そして大胆に少子化対策をやらなければ。

人口減少対策で特別枠で予算があるでしょう。それも大胆に子育て支援、少子化に予算をつぎ込むべきです。そして、少子化をまず止めること、お考えをお願いします。

○議長（瀬川光之君）　知事。

○知事（中村法道君）　確かに日本全体のことを考えますと、その要因は少子化に集約されるわけであります。

議員ご承知のとおり、長崎県は、合計特殊出生率全国で第6位と高い方の県ではありますが、なお、人口の安定的な推移には出生率が足りないという状況でありますので、そういった意味で、少子化の最大の要因がどこにあるのか分析をしたところ、やっぱり結婚年齢の高齢化が進む、あるいは未婚化が進む、そのために、まずは結婚していただこう、結婚の夢をかなえていただこう、そういった施策に全力を注いでいるわけであります。

あわせて、確かに子育て環境の整備を進めることによって、安心して子どもをもうけていただくような環境を整えるということが極めて重要であると思いますけれども、例えば、海外の例などを参考にいたしますと、相当の財政負担が求められてくるということになりますので、そこは私どももこれまでも申し上げてきたとおり、国策としての充実をこれまで以上に図っていただけるよう、要請活動を続けていかなければいけないと思っているところであります。

○議長（瀬川光之君）　中島廣義議員―41番。

○４１番（中島廣義君）　もちろん、知事がおっしゃるように、国策でしっかりとやっていただくことが必要だと私も思っておりますので、ぜひ国の方にも、そういう要望はしっかりとしていただきたい。

それから、石木ダムです。

私は地元ですので、毎回石木ダムをやらないわけにはいきません。

壇上でも申し上げたように、水はあり余っていなければ、本当に佐世保市なんか今…。もう時間ですか。

○議長（瀬川光之君）　時間です。

○４１番（中島廣義君）　終わります。（拍手）

○議長（瀬川光之君）　これより、しばらく休憩いたします。

会議は、2時45分から再開いたします。

― 午後　２時３１分　休憩 ―

― 午後　２時４５分　再開 ―

○副議長（西川克己君）　会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

深堀議員―19番。

○１９番（深堀ひろし君）（拍手）〔登壇〕　改革

21、国民民主党の深堀ひろしです。

質問に入る前に、感染拡大が懸念される新型コロナウイルス感染症について、知事をはじめ、県庁組織一丸となって、日夜、県民の健康・安全を第一に考えた対策を検討、実施されていることに、感謝と敬意を表したいと思います。

感染が拡大していくか、収束に向かうかは、ここ1～2週間が重要な時期であり、分岐点になるとも言われております。どうか引き続き、県議会とも連携を図りながら、万全の体制で取り組まれることをお願いいたします。

それでは、質問通告に従い、一問一答方式で質問させていただきます。

知事及び関係理事者の簡潔、明瞭な答弁をお願いいたします。

1、長崎県2040年研究会からの提言について。

（1）研究会からの提言に対する知事の所感。

私は、平成30年9月定例会の一般質問において、2040年問題を取り上げ、議論をさせていただきました。

ご案内のとおり、2040年問題とは、国内人口が1億1,092万人まで減少し、高齢者人口がピークを迎え、生産年齢人口は全体の53.9％まで減少するという、これまで経験したことのない状況となり、我が国が抱える最大の危機、「見えざる有事」と言われている問題です。

前回の質疑の際、私が要望した趣旨は、2040年問題という大きな課題について、国の議論を待つのではなく、本県独自に2040年を見据えて、過去の常識に捉われず、長崎県の目指すべき姿を想定し、それに向けた対応策を検討していくべきというものでした。

知事も、答弁では、「専門家の皆様のお知恵もおかりしながら、しっかりと研究を進めていく必要がある」と述べられております。

その後、長崎県においては、本県は、全国より早く、2025年に高齢者人口がピークを迎え、2040年頃には、生産年齢人口が5割を切ることが見込まれていることから、2040年頃に想定される課題を見据えるとともに、長崎県の今後の取組の構築に当たり、過去からの延長線で議論するのではなく、将来の危機と、その危機を克服する姿を想定するバックキャスティングの視点で、各種課題に対応する対策の方向性を検討するために、昨年4月に、「長崎県2040年研究会」を立ち上げられた次第です。

本県の有識者が集い、令和元年4月から8月まで議論を重ね、大変貴重な報告書が10月に取りまとめられております。これらの取組に対して、感謝と敬意を表したいと思います。

研究会においては、4つの視点で今後の対応の方向性を議論されたと伺っております。

一つは、地域において、医療、介護、インフラ、公共交通、コミュニティなどをどのように維持、確保していくのか。

次に、生産年齢人口の減少による労働力不足をいかに補うのか。

次に、新技術、ＩｏＴ、ＡＩ等の進化・発展をどのように活用し、また、どのような産業を伸ばしていくのか。

そして、人口減少、人口構造の変化に対応した自治体サービスのあり方について。

そこで、まず、この報告内容について、率直な知事の所感を伺いたいと思います。

以後の質問については、対面演壇席より行いますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（西川克己君）　知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕　深堀議員のご質問にお答えをいたします。

2040年研究会からの提言に対する所感につい

てのお尋ねでございます。

本県は、離島・半島を多く抱え、人口減少や少子・高齢化が国よりも早いスピードで進み、大変厳しい状況が見込まれますことから、今後、取り組むべき対応策を検討するため、有識者等で構成する「長崎県2040年研究会」を設置し、ご議論をいただいてきたところであります。

研究会からは、先ほど議員がお触れになられました4つの視点で、本県の特性や実情を踏まえた課題や、その対応の方向性について、ご提言をいただいたところでありますが、2040年頃を見据え、逆算して、今のうちから取り組んでいく必要があること、さらに、市町とも危機感を共有し、取り組んでいかなければならないことを強く認識したところであります。

県においては、昨年7月の「県・市町スクラムミーティング」において、市町との危機感の共有を図るとともに、ご提言いただいた視点に基づき、施策の検討を行い、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」へ反映させたところであり、今後も、引き続き、議論を重ねながら、次期総合計画にも、しっかりとその考え方に基づき、さまざまな施策の構築を図ってまいりたいと考えているところであります。

以後のご質問については、自席の方からお答えをさせていただきます。

○副議長（西川克己君）　深堀議員―19番。

○１９番（深堀ひろし君）　ありがとうございました。

知事が答弁で触れられたように、いろんな視点での議論がされ、非常に有益な報告書であったというふうに思います。

（2）県政策への反映。

ここで非常に重要になるのが、今、知事が、まち・ひと・しごと創生総合戦略や次期総合計画の中で反映をさせていくんだということをおっしゃられたわけですけれども、これを具体的に、これは、いろんな委員会の中でもこういった報告について、次期の戦略にどう織り込むのかという話をした経緯があるんですが、当然この報告書の中身については反映させていくんだというお話はあったんですけれども、具体的にどのような点に注目をして、この戦略の策定に当たって落とし込みをしたのかということについて、お伺いをしたいと思います。

○副議長（西川克己君）　企画振興部長。

○企画振興部長（柿本敏晶君）　「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に当たりましては、素案を作成する段階から、この2040年問題を新たな視点ということで位置づけをいたしまして、庁内の本部会議においても、研究会の報告書の内容を共有をし、課題意識を明確にするとともに、各部局とも議論を行いながら、第2期総合戦略に反映をさせてまいりました。

その結果、総合戦略において、集落などの維持・確保、健康長寿対策、地域の公共交通網の形成など、いち早く対応が必要な取組につきましては、具体的な施策を盛り込みますとともに、例えばSociety5.0の推進など、今後の戦略を検討するための体制が必要なものについては、そういった体制づくりも盛り込んだところでございます。

なお、今後は、その他の分野についても引き続き検討を行い、次期総合計画において、必要な施策を反映してまいりたいと考えております。

○副議長（西川克己君）　深堀議員―19番。

○１９番（深堀ひろし君）　改めて、もう一回質問しますけれども、報告書では、長崎県が2040年、どういう姿であるべきかという「目指すべ

き姿」というのが提言されているわけですね。

例えば、それを紹介しますと、一つは「民間・県民との連携・協働により、さまざまな課題解決が図られ、公・共・私の役割分担により、行政は選択と集中の考え方が確立されたサービスの提供が行われている」とか、「Society5.0の進展とその活用により、地理的ハンディが克服され、離島や僻地でも都会と遜色なく仕事ができる状況や、遠隔診療、自動運転なども普及しており、本土、離島、どこに住んでいたとしても、生活に地理的格差を感じることなく生活を送ることが可能となっている」とか、「人口減少下において、一定のまちのコンパクト化、集約化等が進み、さまざまな世代の人々が互いに支えあい、助けあう社会が構築されている」などの、非常に概念的な姿が示されているわけですね。

そして、その姿を実現するために、冒頭申し上げた4つの視点で議論がされているわけです。

医療、介護、インフラ、公共交通、コミュニティなど、どのように維持・確保していくかという一つの視点については、各研究会の中で34項目の方向性が示され、そして、生産年齢人口、労働力をいかに補うかについては19項目の方向性、新技術の進展・発展をどのように活用し、どのような産業を伸ばしていくかということについては29項目、人口減少、人口構造の変化に対応した自治体サービスのあり方については13項目、トータルで95項目の具体的な方向性が提起されているようです。

その具体的な提言を少し報告しますと、例えば、「県土に広がったインフラを人口減少下において、どのように縮めるか検討する際、現状、長崎県では、個人の住み替え等について後押しする施策はなく、個人の資産に対して規制や制限をかけるような大きな施策もない。コンパクトシティを機能させるため、今後は、個人の流動に対するインセンティブの付与など、施策も検討していく必要がある」とか、「日本における法規制が多いことにより、新技術の導入が遅れているという実態がある。長崎県に新技術を導入していくため、実証フィールドの提供なども含め、規制緩和を図り、民間企業の参入等を促していく必要がある」とか、「県の業務を、職員も含めて、基礎自治体である市町へ移管し、二重行政や類似した業務を解消していく必要があるのではないか。また、それが離島等の地域の人口増にもつながるのではないか。」

こういった95項目の方向性を見ると、何か頭にもう事業が浮かぶような、具体的な方向性が、ある意味エッジの効いた方向性が95項目、全てとは言いませんが、いろんなものが出ている。

しかし、この報告書では、この95項目は、最終的には10項目に収れんをされています。

そして、結局、10項目に収れんされた結果、どういった方向性になったかというと、これも少し紹介しますと、「県、市町、民間、住民を含めた広い範囲での危機意識の共有と同時に、危機意識を募らせるだけでなく、その解決に向けた展望や取り組む方向性を提示する」とか、「地域の問題は自分たちの問題として取り組む姿勢と意識の醸成を図る」とか、「社会の大きな変化を踏まえ、県、市町、民間、県民など、各主体が担う役割を改めて見直し、公助、自助や共助の意識を改めて醸成し、連携を図りながら、住民主体の地域運営体制を構築する。」

冒頭、目指すべき姿が非常に概念的と申し上げましたが、結局、95項目ほど具体的な方向性が示されたんだけれども、最終的な報告書の考察・提言においては10項目に収れんされ、それ

も非常に概念的といいますか、スローガン的な、抽象的な方向性にとどまっているのではないかというふうに私は思います。

当然、これは、研究会が事業を打ち出すわけではありませんので、そういうふうになったというのはわかるんですけれども、こういった抽象的な、概念的な方向性が示された中で、県として、先ほど部長が、「戦略や総合計画に反映させている」と言われたんだけれども、非常に抽象的な部分をどういうふうに咀嚼して戦略に活かしきれるのかなということを、率直な疑問として私は感じたんです。その点についての見解をお知らせください。

○副議長（西川克己君）　企画振興部長。

○企画振興部長（柿本敏晶君）　この2040年問題につきましては、ご指摘がございましたように、非常に広い分野にまたがる問題でございまして、多くの項目に関わってくるということでございます。

そして、その内容につきましても、いろんな国の制度の問題でありますとか、技術の進展、そういったところによって変化もしてくるというところがあると思っております。

そういったことも踏まえながら、現在、総合戦略の中に具体的に盛り込んでいくものについては、先ほど申し上げましたような点で、具体的に一緒に盛り込みをいたしまして、そして、さらに、それぞれの分野において検討を深めていく必要があるものを、先ほど申し上げたSociety5.0でありますとか、それから今度、市町と一体になって、どういった事務・事業のあり方を行っていくか、そういった問題もございまして、それぞれ、そういった分野については、体制を整えて、Society5.0については、また新たな体制で、民間も含めて、そういった具体的な対策を検討していくような体制をつくっていこうと思っておりますし、それから、市町との関係では、「人口減少社会に適応した行政サービスの提供のあり方研究会」、こういったものを今年度から既に立ち上げて検討をしておりまして、その議論も深めているといった状況でございます。

そういった形で、具体的に施策として方向性が見えているものについては、戦略として総合計画にも落とし込みながら、そして、さらに議論を深めていく必要があるものについては、そういった体制の中で議論を深めていくという形で今進めているところでございます。

○副議長（西川克己君）　深堀議員―19番。

○１９番（深堀ひろし君）　現時点の中で、2040年の姿をもっと具体的に示してすべきじゃないかというのが、私の意見といいますか、気持ちなんですけれども、当然のことながら、あと20年先の話、いろんな社会環境が変わってくる、技術の進展もあると、そういった中で、現時点でなかなかそういったものをつくり得ない、難しいというのも一定理解するんです。

ただ、これから5年単位の戦略や総合計画を策定する中で、では、2030年にはどの程度まで進展すべきなのか、長崎県の2040年のあるべき姿をしっかりとつくって、2030年までにどこまでそれに近づけていくのかということを考えた時に、そういった具体的なロードマップを考えなければいけないというふうに私は考えるんです。

確かに、5年ごとの計画を策定する時点で、その時点で考えるということも理解はするんですけれども、そういった長期的な2040年の姿をもう少し明確にして、2030年までにどこまでいくのか、そういった議論をぜひやってほしいと

思うんですよね。その点はいかがですか。

○副議長（西川克己君）　企画振興部長。

○企画振興部長（柿本敏晶君）　この2040年問題といいますのは、そういった状況、2040年頃でありますとか、そういった時点を、その姿を考えて、それに向けて逆算して取り組んでいくということでありますので、そういった視点は常に持っておく必要があると思っておりますし、例えば、この総合計画で5年間の計画を立てる際にも、必ずしもその5年間だけを見るのではなくて、そこから先の状況も当然想定しながら、この5年間で何を取り組んでいくかということを整理していくといった考え方で進めていく必要があると思っておりますし、今回の次期総合計画だけに限らず、その後も、そういった状況の変化を捉えながら、今後も議論を継続していくべきものだというふうにも考えております。

○副議長（西川克己君）　深堀議員―19番。

○１９番（深堀ひろし君）　この点については最後にしますが、今回、「2040年問題研究会」を立ち上げて、専門家の皆さんを交えていろんな意見交換をされたわけですけれども、ぜひ、次の5年後のいろんな次期計画や戦略策定時にも、こういった有識者の皆さんに、2040年を見据えた議論を専門家の皆さんにもぜひやってもらいたいというふうに思うんですけれども、その点はよろしいでしょうか。

○副議長（西川克己君）　企画振興部長。

○企画振興部長（柿本敏晶君）　今後、先ほど申し上げましたように、いろんな状況の変化というのは出てくると思いますので、それぞれの時点において、また、今回、議論をしていただいたような状況と異なるような将来の状況、そういったところを踏まえて、また議論が必要になるということになれば、そういったところは、また改めて有識者の皆様のご意見を聞く、そういったことも検討をしていく必要があるというふうに考えております。

○副議長（西川克己君）　深堀議員―19番。

○１９番（深堀ひろし君）　ぜひ、お願いいたします。

2、公共交通対策について。

（1）地域公共交通活性化再生法等の見直しについて。

公共交通を取り巻く経営環境は、人口減少や人口密度の低下などを背景に年々厳しさを増しております。

現在でも、全国の乗合バス事業者の7割が赤字、九州内でのバス輸送人員は、昭和44年度の12億人から、平成29年度には4億人と3分の1まで減少しているとの報告もあります。

そこで、国においては、持続可能な公共交通ネットワークの確保を目指し、法改正を検討しているようですけれども、その状況について、把握している内容をお尋ねしたいと思います。

○副議長（西川克己君）　企画振興部長。

○企画振興部長（柿本敏晶君）　国におきましては、地域の移動手段の確保・充実のため、地方公共団体主導で公共交通サービスを改善し、路線バスなどの従来の公共交通機関に加えて、デマンドタクシーや病院等の送迎バスなど、地域のさまざまな輸送資源を活用することを目的とする「地域公共交通活性化再生法」の改正案が、先月、閣議決定をされたところであります。

この改正案では、地方公共団体による「地域公共交通計画（マスタープラン）」の作成が努力義務化され、過疎地等で自家用車による有償運送を実施する際に、バス、タクシー事業者へ運行管理などを委託できる制度の創設や、貨物と乗客を同じ車両に乗せて運行の効率化を図る

「貨客混載」のための手続の円滑化など、持続可能な輸送サービスの提供を確保するためのさまざまな取組が掲げられております。

その中で創設される地域公共交通利便増進事業では、複数事業者が共同で運行ダイヤの調整を行い、待ち時間の短縮や利用しやすいダイヤを設定することなどが可能となり、利便性の向上が期待されているところでありますが、その実現には、独占禁止法の規制の適用除外が必要になるということで、本日、その特例法案が閣議決定がされたというふうに伺っております。

○副議長（西川克己君）　深堀議員―19番。

○１９番（深堀ひろし君）　当然、国も、将来予想される地域公共交通ネットワークを確保していくために、法改正を見据えて動いているということですね。

次に、先進的な取組を実施している熊本地区での公共交通再編について、お尋ねをしたいというふうに思います。

本年1月末、熊本では、乗客減や運転手不足の対応策として、重複区間の再編を進め、運行の効率化を図るため、5つの交通事業者が路線バス事業を共同経営することに合意したとの報道を見ました。

人口減少が進み、人口密度も低下する中で、今後、公共交通事業は一段と厳しくなるのが明らかであります。しかし、地域住民の交通移動手段として、公的な使命は守らなければなりません。そのような観点から、熊本では先駆けて取り組んできたものと私は推察しますが、その具体的な内容について、把握をしていれば、お尋ねをしたいと思います。

○副議長（西川克己君）　企画振興部長。

○企画振興部長（柿本敏晶君）　ご指摘のように、熊本市が中心となり、乗合バス事業者5社と熊本県に呼びかけ、「熊本におけるバス交通のあり方検討会」が設置をされ、去る1月27日の検討会において、熊本県内のバス交通のあり方に関する今後の方向性としまして、乗合バス事業者による共同経営に向けて準備を進めることが合意されたと伺っております。

検討会では、バス利用者の減少やサービス水準の低下、それから運転士不足の深刻化などの課題を解決するため、重複区間における運行の一本化や、需要に応じたコミュニティ交通との役割分担のほか、共通定期券や均一運賃制などの取組が必要であると示されております。

さらに、その取組を着実に実施していくため、事業者間における路線やダイヤ、運賃などの調整のほか、必要に応じて運賃収入の分配も可能とする共同経営型の事業形態を目指すものと伺っております。

4月には、バス事業者5社による「共同経営準備室」を設置し、共同経営にかかる課題を整理しながら、先ほど申し上げました独占禁止法の特例法案の施行後に、共同経営型の事業形態へ移行できるよう準備を進めていくと伺っているところでございます。

○副議長（西川克己君）　深堀議員―19番。

○１９番（深堀ひろし君）　熊本の先進的な取組の事例の報告がありました。当然これは熊本市が主体となってというように答弁がされました。当然これは基礎自治体が主導すべき、マスタープランについてもそうなんだろうというふうに思いますけれども、今回、令和2年度の予算の中でも、地域公共交通再編事業費なるものを当然計上されています。これも、今、議論している内容を進めるための一つの事業だというふうに思います。

そういった意味では、県も、長崎地区におい

ては交通事業者の一人でもあるわけですから、こういうところに、もう少し県が積極的に旗を振るべきではないのかというふうに私は率直に感じているんですけれども、その点はいかがですか。

○副議長（西川克己君）　企画振興部長。

○企画振興部長（柿本敏晶君）　ご指摘がありましたように、来年度の新規事業の中で、地域公共交通再編事業ということを新たに立ち上げることとしております。

その中で、持続可能な地域公共交通ネットワークを確保していくということで、各市町が地域の実情に応じて公共交通の計画策定や見直しをやっていく、そういつた取組を支援をしていこうというふうに考えております。

具体的には、地域ごとのブロック会議を開催したり、それから各地域の状況や課題を把握するとともに、市町の実情にあわせて、交通計画やまちづくりなどの分野に精通したアドバイザーの派遣なども行っていこうと考えております。

ご指摘の長崎地区の問題につきましては、基本的には、まずは、今、長崎バス、県営バス、2社がこの地域で運行しているというふうな状況の中で、競合している地域が主に長崎市の中心部ということになっておりますので、長崎市において、どういった考えを持っておられるかということが、まず大事になってくると思っておりますので、そういったことを、よく県としても状況を把握し、意見交換をしながら、そういった状況に応じて、この事業なども活用して、県としても関わりを持っていきたいというふうに考えております。

○副議長（西川克己君）　深堀議員―19番。

○１９番（深堀ひろし君）　ぜひ、その県の関わりというのもしっかり、今、答弁で言っていただきましたので、そういう観点で取組を進めていただきたいというふうに思います。

（2）交通結節等検討会議について。

先ほども質疑があったんですけれども、長崎市中心部の交通結節等検討会議についてであります。

令和4年度の長崎新幹線開通や、松が枝国際埠頭の2バース化などを見据えて、長崎市中心部の交通結節機能の強化・充実を検討するために立ち上げられた会議でありますけれども、現在の検討状況について、お尋ねをしたいというふうに思います。

○副議長（西川克己君）　土木部長。

○土木部長（岩見洋一君）　長崎市中心部においては、新しい長崎駅が国道から離れ、鉄道とバス、路面電車との乗り継ぎが不便になることや、クルーズ船が着岸する松が枝岸壁と市内各地との公共交通によるアクセスが貧弱であるなど、交通結節上の課題が指摘されております。

これらの課題を解決し、県民、市民や観光客の皆様に、快適で利便性の高い公共交通サービスを提供するため、昨年8月、学識経験者や経済界、交通事業者、行政による「長崎市中心部の交通結節等検討会議」を設立し、抜本的な対策の検討を進めております。

これまで、検討会議を2回、下部組織である幹事会を4回開催して議論を重ねており、2月19日に開催した第2回検討会議では、長崎駅周辺地区と松が枝地区について、課題解決に向けた複数の対策案をお示しし、各委員からたくさんの意見や助言をいただいたところです。

具体的には、長崎駅周辺地区では、大黒町側にバスターミナルを再整備し、歩行者デッキを駅側と接続する案など、また、松が枝地区では、

松が枝と長崎駅方面と路面電車を直通化するための複数の案が示され、議論されたところです。

今月末には、第3回の検討会議を開催し、将来の交通結節の基本的な方向性や、実施すべき対応策を取りまとめることとしております。

○副議長（西川克己君）　深堀議員―19番。

○１９番（深堀ひろし君）　状況は伺いました。

私がこの件で質問するのは、今、幾つか複数のいろんな案が出ている、交通事業者も入って議論をしているということは理解をしているわけですけれども、問題は、そういう議論をしてできあがった計画、誰が事業主体になるのかという話なんです。恐らく、道路管理者であるというふうに私は思うんですけれども、そこにいろんな交通事業者、実際にそういう計画を実行するに当たっては、交通事業者のいろんな負担とかが当然発生する可能性があるわけですよね。だから、そういった問題が明確に、最初から、事業主体はここなんだというようなことを明確にしないと、本当に風通しのいい議論というのは、なかなかやりにくいんじゃないか。もしかしたら、こんなことを言えば自分たちに負担が生じるのではないか、そういったことも私は懸念されるのではないかと考えるわけです。

まず、この計画が、会議が終結をして、実際にこういったことをやろうとなった時に、事業主体は、当然、県とか市とか、そういったことになるんですね。そこをまず確認したいと思います。

○副議長（西川克己君）　土木部長。

○土木部長（岩見洋一君）　検討会議には、路面電車やバス等を運行する交通事業者にも委員として参画いただいております。

会議において、基本的な方向性や対応策を取りまとめた後は、事業化に向けた取組を進めていくことになりますが、公共交通の結節機能の改善については、行政のみ、あるいは交通事業者のみで実現できるものではなく、関係者が連携して取り組むことが不可欠であります。

今後、整備手法や事業主体など、具体的に検討する中で、各交通事業者の意向も十分踏まえながら、計画の実現に向け、官民が一致協力して、それぞれの役割を明らかにし、取り組んでいきたいと考えております。

○副議長（西川克己君）　深堀議員―19番。

○１９番（深堀ひろし君）　官民連携してということで、参画も合意も得たうえで進めていくということで理解をします。くれぐれも一方的な押しつけのようなことに絶対ならないように、その点だけお願いをしておきたいというふうに思います。

3、人口減少対策について。

（1）社会減の状況。

先ほども種々議論がありました。ご案内のとおり、本県の最重要課題である人口減少問題であります。

本県では、平成27年に「長崎県長期人口ビジョン」を策定するとともに、総合戦略、基本目標においても、転出超過数、社会減ですね、これを3割程度改善するということが掲げられております。

具体的には、今年度、令和元年度ですね、転出超過数の目標は3,500人程度というふうになっておりますけれども、まだ年度途中なんですが、2019年の人口調査では、どのような状況になっているのか、報告をいただきたいというふうに思います。

○副議長（西川克己君）　企画振興部長。

○企画振興部長（柿本敏晶君）　ご指摘のとおり、現総合戦略において、従来5,200人ほどの転出

超過数を1,700人程度改善して、3,500人とすることを目標としております。

一方で、移動人口調査によりますと、平成31年1月から令和元年12月までの間、合併後、はじめて転入超過に転じた五島市をはじめ、一部の市町で、前年から転出超過数が改善した市町もありますものの、全体としては6,590人の転出超過となっております。

現総合戦略の最終年度となる令和元年度の実績については、まだ確定はしておりませんけれども、こうした状況を踏まえますと、目標の達成は難しいものと考えております。

○副議長（西川克己君）　深堀議員―19番。

○１９番（深堀ひろし君）　年度の途中なんだけれども、2019年時点、1年間で見れば、社会減は6,590人、戦略の年度の目標である3,500人には、現時点で非常にもう厳しい状況であるということであります。

かなり大きな差が出ているわけですね、3,500人の目標に対して6,590人ですから、この目標未達になると思われるこの実績について、原因分析も踏まえて、どうしてここまで大きく社会減が膨らんでしまったのかという見解をお聞かせください。

○副議長（西川克己君）　企画振興部長。

○企画振興部長（柿本敏晶君）　社会減の状況を市町別に見ますと、離島地域においては、「有人国境離島法」に基づく交付金の積極的な活用もあり、改善傾向にございます。

一方で、長崎市や佐世保市においては、転出超過数が大きくなっており、全体としては、社会減が拡大しているという状況にございます。

こうした状況は、求人の種類や給与などの雇用面での課題、それから県内企業の認知度や暮らしやすさへの理解の不足などから、依然として、高校生、大学生の県外転出が続き、さらに、そうした方々がなかなか本県に帰ってこられないこと、それから、女性の転出超過が拡大していること、そういったことに加えまして、さらに世界的な海運市況低迷による県内造船の受注量減少等の影響を受け、基幹産業である造船関連の従業員数が減少していることなどが要因であると認識をしております。

このため、第2期総合戦略においては、こうした要因の分析と課題の検証を行ったうえで、対応する施策を盛り込んだところであり、これらの施策を着実に推進することで、社会減の抑制につなげていきたいと考えております。

○副議長（西川克己君）　深堀議員―19番。

○１９番（深堀ひろし君）　種々、分析についての答弁がありました。幾つか着目する点があるというふうに思うんですけれども、まず、女性という観点ですね。

私は、統計課から資料をもらって、2012年以降、男性と女性の社会減の数の動きを、これは日本国内だけではなくて、全体の数なんですけれども、それを見ると、やはりこれまで8年間の平均で見ると、女性の方が社会減のマイナスは700人から800人ぐらい多い、ずっとこの8年間の状況を見ると、ということは、やはり女性の転出超過ということに、ある意味スポットを当てて、どういうことなのか。ただ、15歳から24歳までの若年層で見ると、そんな動きはないんですよね。そんな大幅な動きはあってない。そこから、どうしてこの女性が安定的に転出をしているのか。そこを一度調査、分析をしてみるべきだというふうに思いますけれども、その点、何か計画がありますか。

○副議長（西川克己君）　企画振興部長。

○企画振興部長（柿本敏晶君）　この女性の転出

超過ということにつきましては、全国的な傾向として、地方からの転出超過数が、女性の方が男性を上回って推移をしているということがございます。

本県においても、近年、女性の転出超過数が男性を上回っておりまして、かつ拡大しているという傾向にございます。

そういった中で、女性の転出入の状況を男性と比較をしますと、福岡県への転出超過数が大きいということや、大学進学率が上昇し、県外進学率が高まっていること、それから、県外大学卒業後、転入が少ないということなどから、女性が望む働く場の確保や環境の整備が課題となってくるものと考えております。

このため、次期戦略におきましては、女性の県内定着に向け、福岡県を中心とした看護、介護、保育などの学生のＵＩターン就職の促進や、女性に特化した就職説明会の開催、男女がともに働きやすい職場環境づくり、女性のライフステージに応じたキャリア形成支援などの施策も盛り込んだところでございます。

また、さらなる要因分析としまして、県内、福岡県、東京圏在住の本県に居住経験がある女性を対象とした県外転出入に関する意識調査に着手をしておりまして、今後も、そうした要因分析、課題検証を進めながら、女性の県内定着やＵＩターンの促進につながる施策に反映をしてまいりたいと考えております。

○副議長（西川克己君）　深堀議員―19番。

○１９番（深堀ひろし君）　意識調査もやられるということだったので、そこで得られたデータといいますか、中身を次の戦略といいますか、施策に、ぜひ活かしていただきたいというふうに思います。

先ほども若年層の話が少しありました。高校生の県内就職促進のために、昨年1月に「高校生の就職等に関する意識調査」というもの、これは1月だったんですけれども、6,391名に実施して、その部分をいかに活用するのかということを少し事前にお尋ねしているんですけれども、その活用状況、分析したものを活用している状況について、お尋ねをしたいというふうに思います。

○副議長（西川克己君）　産業労働部政策監。

○産業労働部政策監（貞方　学君）　昨年1月実施したアンケートについて、現在の活用状況でございますが、そこで得られた、どういった項目を優先して就職先を決定しているかという結果につきましては、これまで高校と県内企業の名刺交換会や、地元企業説明会などにおいて、約500社に対して説明をし、改善を促してきているところでございます。

○副議長（西川克己君）　深堀議員―19番。

○１９番（深堀ひろし君）　今、500社程度という話がありました。県内には、高校生を採用する企業というのは、これは事前にいろいろお伺いすると、1,800社を超えるというような話も聞いております。

そういった意味では、6,391名もの高校生にアンケートを取って得られたアンケート結果ですね、これは紹介しませんが、分析をされています。それは、高校生を採用する企業側にとっては非常に有益な資料になるというふうに思います。そういった意味では、こういった有益な意識調査をした結果を、いかに企業の皆さんにお伝えするかということは、非常に重要だと思うんですね。

ですから、企業説明会等々で伝えたという話なんですが、ぜひこういったものは、例えば県のホームページとかに、その実績、中身を載せ

て、それを広く企業の皆さんに見てもらうような施策というのも必要だというふうに思うんですけれども、いかがですか。

○副議長（西川克己君）　産業労働部政策監。

○産業労働部政策監（貞方　学君）　議員ご指摘のとおり、500社というのは、私どもも決して十分な企業数だとは考えておりません。

したがいまして、このアンケート結果につきましては、これまでの周知方法に加えまして、「Ｎなび」登録企業への情報提供でございますとか、県のホームページへの掲載による周知、また、新たに設置いたします「人材活躍支援センター」とも情報を共有し、商工関係団体や個別企業へ直接説明を行うなど、より多くの県内企業への周知を行って、若者に選ばれる企業となるように働きかけをしてまいりたいと考えております。

○副議長（西川克己君）　深堀議員―19番。

○１９番（深堀ひろし君）　ぜひ、有益なデータですので、開示をよろしくお願いいたします。

次に、これは先ほど中島廣義議員の一般質問の中でも議論になったところなんですけれども、若年層の転出超過の分析ということで、先ほどご紹介がありました。

2019年、昨年の3月、高校を卒業した数が1万2,289名という紹介がありました。このうち、8,485名、実に69％ですね、高校卒業生の69％が進学、3,583名、29％が就職。

そして、この進学のうち、県外に進学した人が4,748名、進学者のうちの56％。県外就職は、1,393名で39％。

高校卒業者の県外転出は、全体で、就職、進学合わせて6,141名ですから、その県外に出て行った高校卒業生の実に77％が進学によるものなんですね。

これまで、地元企業への定着、県内企業への就職、こういったものにいろんな施策を講じて、実績も上げられています。そのことは非常にいいことだと思うし、県外に進学した大学生を長崎に呼び戻すことも非常に大切な施策であるというふうに思うんです。

一方で、今言ったように、高校生の卒業者の県外転出の7割、77％は進学。

では、進学というものに対して、県外に出て行くことに対して、どういうふうに考えるのか。それは、個々人のいろんな状況により、学力の話もありますけれども、政策として打てないのか。ややもすれば、進学による県外流出は仕方のないものだというふうに考えるのかどうか。そのあたりを、まず、大きな観点として、お尋ねをしたいというふうに思います。

○副議長（西川克己君）　産業労働部政策監。

○産業労働部政策監（貞方　学君）　特に、県外に進学する学生のＵターン就職に関しまして、昨年10月に「ＵＩターン支援センター」を福岡県に設置いたしまして、以降、福岡県に進学した生徒のＵターン就職に特に力を入れてきているところでございます。

そのほか、東京にもキャリアコーディネーターを配置いたしまして、Ｕターン就職の支援を進めるとともに、来年度は、新たに、例えばインターンシップ等で長崎に帰ってこられる方の旅費を支援する等、新たな取組、施策も加えまして、今後、県外進学者へのＵターン就職にも力を入れてまいりたいと考えております。

○副議長（西川克己君）　深堀議員―19番。

○１９番（深堀ひろし君）　ちょっと、今、私が聞いたことに対する答弁にはなってないと思うんですけれども、知事、何か見解があれば、お願いします。

○副議長（西川克己君）　知事。

○知事（中村法道君）　県内の高校を卒業された方が進学をされる時に、県内の大学に進学される方、県外の大学に進学される方、それぞれいらっしゃるわけでありますが、実情を申しますと、高校卒業生の全てを県内の大学で受け入れるということは若干無理がございます。

したがいまして、一定数県外の大学に進学せざるを得ない状況であるのは事実でありますが、そういった中で、やはり将来の就職等を考える際に、やっぱり県内で学んだ方々は県内に定着する可能性が高いんではないかということで、私どもも、県内の優秀な学生を県内の大学に進学させることが重要ではないかというような観点で話をしたところでありますけれども、全国の大学の動向を見ますと、ほとんど変わらないような、特に、国立大学については、県内の大学に進学するのは半分に満たないような状況、かわりに県内の大学で、あいた分野については、他県から、しっかりと受験、進学をしてこられていると。

そういう実情にある中で、いかにして、県内の優秀な学生を県内の大学に進学させて、将来にわたって地元に定着させていくかというのは、これは非常に大切な視点だろうと思いますけれども、これは意識改革を含めて、考え方をしっかりと変えていかないと難しいものがあるのではないか。

それと、県内の大学には、やっぱり一人ひとりの学生が将来の職業を考えた際に、全ての学部学科等がそろっているような状況ではないというのも、これまた大きな課題の一つになっているわけであります。

私どもとしては、ぜひ優秀な学生、県内の大学に進学をさせていただければありがたいと、こう考えております。

○副議長（西川克己君）　深堀議員―19番。

○１９番（深堀ひろし君）　知事、ありがとうございました。

私がこの質問をしているのは、片一方で、何回も言いますけれども、県外に出て行っている高校卒業生の77％が進学なんですよ。だから、そこが本当に適正なのか。もう少し長崎の県内でそういった学びの場を確保できないのだろうか。そういった視点で分析をするべきではないのかということを問いかけたかったんですね。

私もちょっと調べてみたんです。知事が今おっしゃったような中身にはなるんですけれども、学校基本調査という文部科学省がやっているものがあり、そこには各県の大学生の数や高校生の数が出るんですけれども、どうやったら長崎の大学という学びの場が、この高校生の数に対してどうなんだろうかという視点で、九州の8県の高校生の数、短大、大学、大学院生の数というものを調べました。

そうすると、高校生に対する大学生のウエートというのは、本県は53％程度でした。だから、さっき言われた大学の定員は、高校生に比べれば半分ぐらいしかない。学年が違いますけれども、53％ぐらいと。これを九州8県で比べると、断トツで福岡県が高いですね。福岡県が98.5％。しかし、それ以降は、九州の8県の中では、熊本県が60％、大分県が58％、長崎県が4番目なんですね。

そういう意味では、ある意味、大学、短大、大学院という括りで言うならば、ある程度の数、大学の数や学部、そういったものは、ほかの各県と比べて、そんな遜色はないんじゃないかということが、私は見てとれました。

ただ、進学の中に、今度は専修学校というの

があります。この9割は専門学校と言われるところなんですけれども、専修学校を見ると、この数字は全然違うんですね。

長崎は、高校生に占める専修学校の数ということでパーセンテージを出すと、実に10.9%、九州の8県の中では最下位なんです。福岡県は33.7%、沖縄県は21.7%というふうに、専修学校という括りで見れば、長崎は専修学校に通っている生徒の数は非常に少ないということが私は見てとれます。

そういったことを県当局として、若者の県内定着という観点から、そういったことを分析しているのかということが非常に気になってお尋ねをしているわけです。

特に、この専修学校は、県内の高校生が行っている数というのは、平成31年3月卒業でいけば、専修学校へ進学した人は3,059名、このうち県外の専修学校に行った人は1,438名なんです。就職で県外に出た人は1,393名ですから、就職で県外に出て行った人よりも、専修学校のために県外に出て行った人が多い、これが長崎県の実態なんです。そういったところを、いかに評価するのか、何か手を打つことがないのか。私はこの数を調べた時に、そういうふうにちょっと思ったわけですけれども、それについての見解があれば、お尋ねしたいと思います。

○副議長（西川克己君）　産業労働部政策監。

○産業労働部政策監（貞方　学君）　県内の高校と専修学校の生徒数の割合につきまして、九州各県と比較いたしますと、議員ご指摘のとおり、本県は、宮崎県や大分県などの14%程度よりもさらに低い11%程度で、九州では一番低い率となっております。

一方で、専修学校に進学する生徒約3,000人のうちに、その半数が県外に進学している中で、一方、県内の専修学校の定員充足率は5割程度にとどまっている状況であります。

県内の専修学校を卒業した方の県内就職率は、75%と一定高い割合にありますことから、今後、議員のご意見も参考にしながら、専修学校の設置状況でありますとか、定員の充足率等々を分析し、若者の県内定着促進に向けて、どのような方策が考えられるのか、研究してまいりたいと考えております。（発言する者あり）

○副議長（西川克己君）　深堀議員―19番。

○１９番（深堀ひろし君）　ぜひ研究していただきたいと思います。

その中で、一つだけ紹介をしたいことがあります。私も専修学校の方に、どうすれば県内の高校生が県内の専修学校に通うんだろうかというような意見交換を少ししたんですけれども、その時の意見が非常に残っていて、お伝えしますけれども、長崎県内の専修学校というのは、どうしてもやっぱり長崎、佐世保に集中しているわけですね。そうすれば、地理的特性から、県内の、例えば島原であったり、県北であったり、離島であったり、そういったところの生徒さんが専修学校に通うとすれば、当然、親元を離れて一人住まいをしなければいけない。その時に、同じ一人住まいをして経済的負担がかかるならば、長崎、佐世保よりも、もっと充実した福岡に行くと。だから、福岡に全部生徒が、長崎や佐世保にいる在住者はそこに通うでしょう。でも、それ以外の通えない、通学できないような地域の高校生は、どうしても福岡の方に行ってしまう。

だから、そういった意味で、いかに県内の学生が、長崎や佐世保にある専門学校に通うためには、例えば、県内の県の施設等々を住宅として提供してあげるとか、これは産業界に対して

は、そういった県の職員公舎を若い従業員のために貸し出すという制度も昨年度実施したというふうに、平成30年度から、そういった県の公舎を企業に、商工会議所と連携してやっているという制度があるというふうにお聞きしました。実際に、大学よりも規模が小さい専修学校は、独自で寮を持つことは、まず、できません。そういった意味では、企業に対して支援をしているような仕組みがあれば、県内の子どもたちが長崎や佐世保の専修学校に通うインセンティブにもなるのではないか、そういった意見も少しいただきましたので、一応ご紹介しました。ぜひ参考にしていただきたいというふうに思います。

4、長崎南北幹線道路について。

（1）事業の現状。

長崎市茂里町から時津町の約7キロの建設については、長年、多くの議員の皆さん、そして地元自治体や期成会の方々の粘り強い要請行動を得て前に進み出しております。感謝を申し上げたいというふうに思います。

私もこれまで、平成26年、28年の県政一般質問において質疑を実施しておりますけれども、現時点の取組状況とか、前回の質疑で明らかになっていなかったルートの選定状況や、建設費の概算について、まずお尋ねしたいと思います。

○副議長（西川克己君）　土木部長。

○土木部長（岩見洋一君）　長崎市茂里町から時津町までの区間については、事業化に向け、有識者や地元関係者で構成するルート選定委員会により検討を進めております。

これまで、2回の委員会を開催し、市街地の西側をトンネルで通過する案が最適であるとの意見をいただいております。

ただし、起点側の茂里町から下大橋付近までの区間は、高架橋形式となり、特に、市街地への影響が大きいことから、さらに詳細なルートの検討を進めているところです。

また、昨年12月から、長崎市と時津町の各地域において、意見交換を延べ14回開催しており、国道206号の交通混雑の緩和のため、早く整備を進めてほしいとのご意見を多くいただいております。

概算事業費につきましては、市街地の西側ルートで400億円から500億円を想定しておりますが、今後、詳細な設計を進める中で、さらに精査してまいりたいと考えております。

○副議長（西川克己君）　深堀議員―19番。

○１９番（深堀ひろし君）　ありがとうございます。

事業費が400億円から500億円という話がありました。私が確認をしたいのは、どれくらいのスケジュール感でできあがるのかという話を、そのために金額も聞いたわけですけれども、当然、都市計画の策定であったり、決定であったり、そういったことにももちろん時間はかかるでしょう。その後、実際に着工してからも予算との関係もあって、かなりの期間になると思うんですけれども、部長、どれくらいかかると思われていますか。

○副議長（西川克己君）　土木部長。

○土木部長（岩見洋一君）　現在、進めておりますルート選定作業は、一定の幅を持ったルート帯での絞り込みを行うものであり、その後、市街地の状況や地形的な制約、技術的な基準などを踏まえながら、詳細なルートの設計を行います。

この詳細ルート案について、地元説明会や公聴会、縦覧、都市計画審議会での審議を経て、都市計画決定を行い、事業化へと進んでまいり

ます。

事業期間につきましては、現時点で明確にお示しできる状況ではございませんが、事業の規模から考えますと、少なくとも10年以上は要するものと考えております。

○副議長（西川克己君）　深堀議員―19番。

○１９番（深堀ひろし君）　少なくとも10年以上、ある意味当然のことだと思うんですね。

前回、平成28年の時も土木部長に要請したんですけれども、かなり長期間になるのはわかっていることなので、できれば、その効果ができるだけ早く出現するように、ルートを設定したら、その工事区間、どこをすれば一番早く効果の出現があるのかということも考えながら、ぜひ事業をやってくださいということで、その当時の土木部長は、もう当然のことですという答弁をいただいたわけです。

そこで、私が気になるのは、人口がずっと減少する話も今までしてきたわけですが、交通量は、今から10年以上かかる南北幹線道路ですから、国道206号の渋滞や安全の確保のために南北幹線道路をつくる。この交通量は、1日に4万台から5万台というふうに言われていますけれども、10年ぐらい先を見越して、この交通量というのは、変わるのか、変わらないのか。その点、想定があれば教えてください。

○副議長（西川克己君）　土木部長。

○土木部長（岩見洋一君）　国道206号の長崎市北部から時津町の区間には、現状で1日約4万台から5万台の車が通行しており、概略の検討でございますが、長崎南北幹線道路が整備されない場合、将来的にも交通量は大きく変わらず、混雑している状態が続くものと考えております。

○副議長（西川克己君）　深堀議員―19番。

○１９番（深堀ひろし君）　わかりました。交通量は、ほとんど変わらないだろうと推測している。ということは、今の国道206号の現状は、10年以上変わらないということになってしまう。

私は、その期間、南北幹線道路ができるまで、いかにしてこの国道206号の交通渋滞をなくし、安全な交通事故多発交差点を減らしていくかということを考えた時に、代替策を考えなければいけないと思うんですね。当然ソフト、ハードあると思うんですけれども、私はこれまで2回ほど、この問題について議論させてもらったと申し上げました。その時に、必ず言っているのは川平有料道路のことなんですね。

南北幹線道路ができるまでの間、暫定的でもいいので、西山バイパスから川平有料道路を通って、長崎の中心部から時津の方に抜ける、この道路をいかに有効に使うのか。今、それがあまり交通量は多くない。その国道206号の交通量の一部でも移管できれば、少しでも国道206号の交通渋滞が緩和される。ただ、そこでネックになるのが通行料だということでお話をしてきました。

通行料が370円、西山バイパスから川平有料道路を通って370円。しかし、このことをした時に、前回もそうだったんですが、川平有料道路は終日3割引きしている。川平有料道路は210円だけれども、150円にしているんだということがありました。それでも310円なんですよ、西山バイパスと合わせれば。距離から考えれば、長崎バイパスよりも距離が短いこの2つの道路の方が、それでも割高になっている。そこをやはりちょっと考えていただかなければいけないのかなと。

特に、時津まで行く手前に長与の分岐があって降りられます。長与の人たちは、もっと距離が短いのに310円かかるということを考えれば、

例えば、交通渋滞を緩和させるための政策的な対策として、朝夕の混雑する時間帯だけでも、今の150円から100円ぐらいに割引をするとか、そういう政策的な投資の仕方というのは、私は必要ではないかなと思うんですけれども、いかがですか。（発言する者あり）

○副議長（西川克己君）　土木部長。

○土木部長（岩見洋一君）　川平有料道路の料金値下げにつきましては、令和10年度までと定められた当該道路の償還計画に支障を来すことや、平成22年に行われました長崎バイパス無料化社会実験の際、当該道路の交通量増加に伴う速度低下に大きな課題があったことから、現時点で実施することは困難であると考えております。

しかしながら、長崎南北幹線道路が完成するまでの間、国道206号の交通混雑の解消を図るためには、市内へのマイカー流入を抑制するソフト対策を講じることなどが必要であると認識しており、今後も、関係機関と協力し、検討を進めてまいりたいと考えております。（発言する者あり）

○副議長（西川克己君）　深堀議員―19番。

○１９番（深堀ひろし君）　ありがとうございます。ぜひお願いします。

最後に、川平有料道路の交通料金の表示が370円と出るんですよ。実際には310円なのに370円と表示が出る、これは早急に改善をお願いしたいと思います。（発言する者あり）

以上で終わります。お願いします。

○副議長（西川克己君）　本日の会議は、これにて終了いたします。

明日は、定刻より本会議を開き、一般質問を続行いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

―　午後　３時４６分　散会　―

第　9　日　目

令和２年２月定例会　　令和２年３月４日

議　　事　　日　　程

第　９　日　目

◇　　◇

１　開　　議

２　県政一般に対する質問

３　散　　会

令和２年３月４日（水曜日）

出　席　議　員（４６名）

１番	宮　島　大　典　君
２番	宮　本　法　広　君
３番	赤　木　幸　仁　君
４番	中　村　泰　輔　君
５番	饗　庭　敦　子　君
６番	堤　　典　子　君
７番	下　条　博　文　君
８番	山　下　博　史　君
９番	北　村　貴　寿　君
１０番	浦　川　基　継　君
１１番	久保田　将　誠　君
１２番	石　本　政　弘　君
１３番	中　村　一　三　君
１４番	大　場　博　文　君
１５番	山　口　経　正　君
１６番	麻　生　　隆　君
１７番	川　崎　祥　司　君
１８番	坂　本　　浩　君
１９番	深　堀　ひろし　君
２０番	山　口　初　實　君
２１番	近　藤　智　昭　君
２２番	宅　島　寿　一　君
２３番	松　本　洋　介　君
２４番	ごう　まなみ　君
２５番	山　本　啓　介　君
２６番	前　田　哲　也　君
２７番	山　本　由　夫　君
２８番	吉　村　　洋　君
２９番	大久保　潔　重　君
３０番	中　島　浩　介　君
３１番	浅　田　ますみ　君
３２番	山　田　博　司　君
３３番	堀　江　ひとみ　君
３４番	山　田　朋　子　君
３５番	西　川　克　己　君
３６番	外　間　雅　広　君
３７番	瀬　川　光　之　君
３８番	坂　本　智　徳　君
３９番	中　村　和　弥　君
４０番	徳　永　達　也　君
４１番	中　島　廣　義　君
４２番	溝　口　芙美雄　君
４３番	中　山　　功　君
４４番	小　林　克　敏　君
４５番	田　中　愛　国　君
４６番	八　江　利　春　君

説明のため出席した者

知事	中　村　法　道　君
副知事	上　田　裕　司　君
副知事	平　田　　研　君
統轄監	濱　田　厚　史　君
危機管理監	荒　木　　秀　君
総務部長	平　田　修　三　君
企画振興部長	柿　本　敏　晶　君
文化観光国際部長	中　﨑　謙　司　君
県民生活部長	木　山　勝　己　君
環境部長	宮　﨑　浩　善　君
福祉保健部長	中　田　勝　己　君
福祉保健部こども政策局長	園　田　俊　輔　君
産業労働部長	廣　田　義　美　君
水産部長	坂　本　清　一　君
農林部長	中　村　　功　君
土木部長	岩　見　洋　一　君
会計管理者	野　嶋　克　哉　君
交通局長	太　田　彰　幸　君
企画振興部政策監	前　川　謙　介　君

文化観光国際部政策監	浦　真樹　君
産業労働部政策監	貞方　学　君
教育委員会教育長	池松誠二　君
選挙管理委員会委員	堀江憲二　君
代表監査委員	濵本磨毅穂　君
人事委員会委員	本田哲士　君
公安委員会委員	山中勝義　君
警察本部長	迫田裕治　君
監査事務局長	下田芳之　君
人事委員会事務局長(労働委員会事務局長併任)	大﨑義郎　君
教育次長	本田道明　君
財政課長	早稲田智仁　君
秘書課長	伊達良弘　君
選挙管理委員会書記長	井手美都子　君
警察本部総務課長	多田浩之　君

議会事務局職員出席者

局長	木下　忠　君
次長兼総務課長	柴田昌造　君
議事課長	川原孝行　君
政務調査課長	太田勝也　君
議事課長補佐	永田貴紀　君
議事課係長	梶谷　利　君
議事課主任主事	天雨千代子　君

― 午前１０時　０分　開議 ―

○議長（瀬川光之君）　ただいまから、本日の会議を開きます。

これより、昨日に引き続き、一般質問を行います。

久保田議員―11番。

○１１番（久保田将誠君）（拍手）〔登壇〕　皆様、おはようございます。

自由民主党、久保田将誠でございます。

今日は、このような機会を与えていただき、まことにありがとうございます。

それでは、質問通告に従いまして、質問に入らせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

1、移住促進と持続可能な地域づくりについて。

（1）さらなる移住促進対策に向けた取組について。

人口減少が深刻化する本県において、「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」により、若者の県内定着をはじめとしたさまざまな取組が進められており、中でも、県外からの移住者の確保に向けた取組においては、着実に成果を出されており、社会減の抑制に一定効果が出てきているものと考えております。

知事は、今議会の冒頭説明において、引き続き人口減少対策を強化する必要があり、移住促進については情報発信の充実をはじめ、さまざまな施策を展開していくと述べられました。

また、次期総合戦略においても、令和7年度における移住者目標として3,000人を超える目標を設定し、さまざまな対策に取り組んでいくことを検討されており、移住者確保に向けた大きな期待が見てとれます。

私としても、東京一極集中が進み、移住に関する地域間競争がますます激しくなっている中、地域や産業の担い手が不足していく本県において、移住のさらなる促進に取り組んでもらいたいと考えております。

移住をさらに促進するためには、現状や課題を踏まえた必要な改善を図っていくことは、移住者のさらなる拡大につながるものと考えますが、県の考えをお尋ねいたします。

（2）集落維持・活性化について。

「国立社会保障・人口問題研究所」の推計によれば、我が国においては、2040年に高齢者数のピークを迎えることが見込まれており、このまま人口減少、少子・高齢化が進展した場合、社会保障費の増加やインフラの維持管理、集落機能の低下など、地域住民の日常生活に大きな影響が出てくるのではないかと危惧しているところであります。

そのような中、本県においては、全国と比べて早いスピードで人口減少や高齢化が進んでおり、2025年には高齢者数のピークを迎えるものと見込まれております。

また、最近の社会問題として取り上げられている高齢者の運転免許証返納問題も加わり、通院や買い物などの移動サービス支援などにいち早く取り組んでいく必要があるのではないかと考えております。

ついては、県として、離島・半島を多く抱え、人口減少や高齢化が国より早く進んでいる本県の集落対策について、どのように取り組もうとしているのか、お尋ねをいたします。

（3）新たな過疎法の制定について。

新たな過疎法の制定については、前回の11月定例会において、同僚先輩議員である坂本智徳議員からも質問させていただいたところでありますが、その際に、「市町村合併にかかる特例の継続も含めて、年度内の早い時期に、さらなる要望活動を展開することが重要」との答弁をいただいたところであります。

先ほども言いましたが、本県は、全国的に見ても人口減少、少子・高齢化が早いスピードで進んでいるとともに、本県の過疎地域は、県土面積の約7割を占め、その大部分が離島・半島地域となっており、このような過疎地域の活性化、振興には、新たな過疎法の制定は不可欠なものと考えております。

県として、現行過疎法の期限が令和3年3月末に迫る中、新たな過疎法の制定に向け、これまでどのような要望活動を行ってきたのか、また、今後どのように取り組んでいくのか、お尋ねをいたします。

2、水産業の振興について。

（1）漁港の防災・減災対策について。

長崎県は、漁港を中心に集落が形成された地区が多く、漁港を守ることは国土保全のみならず、多くの県民の安全・安心に寄与するものと考えております。

近年、大型化する台風や地震、冬季風浪等により、全国的に防波堤や護岸が被災したり、越波により漁船や漁具等が被害を受けたりしていると聞いております。

県内でも、昨年多くの台風が来襲しましたが、昨年9月の台風17号で防波堤が転倒して被災するなど、漁業活動に支障を来す状況がたびたび発生しております。

本県は、水産業など1次産業が主たる産業であり、地域経済の要になっていて、その基盤となる漁港においては、台風などの災害に強い施設整備を推進する必要があると考えておりますが、防災・減災の観点から、水産基盤整備のあり方について、県としての考えをお伺いいたします。

（2）漁業協同組合の合併推進について。

本年1月下旬に、小長井町漁協、瑞穂漁協、国見漁協で臨時総会が開催され、合併を承認したとの報道がありました。今後は、3月の調印式などを経て、令和2年4月1日には諫早湾漁協として合併する見込みであると聞いております。

また、直近では、平成31年4月1日に大村湾漁協、多良見町漁協、川棚漁協が合併し、経営の

効率化とともに、組合員が水揚げした水産物の販売力強化などの新たな取組が進められているともお聞きしています。

漁業者の減少・高齢化が進み、水揚げも減少する中、漁村を支える漁業協同組合も脆弱化しているのではないかと懸念するところであり、合併の推進が必要であると考えますが、県は漁協合併をどのように捉え、どのように対応するのか、お伺いをいたします。

（3）水産物の輸出促進について。

我が国における魚介類の消費量は減少を続けており、統計によれば、食用魚介類の年間一人当たりの消費量は、平成13年の40.2キロをピークに、平成29年に24.4キロとなっております。

一方で、世界に目を向ければ、日本と距離が近いアジアを中心とした新興国では、経済成長、人口増加が進み、日本食ブームもあり、安全・安心な日本の水産物の需要がさらに拡大すると見込まれる中で、水産物の輸出は販路拡大につながる重要な手段と考えております。

特に、全国に水産物を供給する本県にとって、国内消費の先細りが予測される中で、安定した漁家経営を維持、発展させていくためには、水産物の輸出を積極的に進めていかなければなりません。

県は、これまでも水産物輸出の取組を進められておりますが、輸出の現状と輸出拡大に向けた今後の取組について、お伺いをいたします。

3、農業の振興について。

農業は、本県の重要な基幹産業でありますが、農業を取り巻く環境は、高齢化に伴う担い手の減少、国際貿易の自由化、異常気象の発生など、厳しい状況にあります。

私は、農業の振興は、食料の安定供給はもとより、地域の活性化や自然環境の保全など非常に重要であると考えております。

そのため、今後、本県農業を持続的に発展させていくための取組について、2点お伺いをいたします。

（1）新規就農者の確保について。

県全体として少子・高齢化、人口減少が進んでいる状況の中で、農業に従事している方々の高齢化も進行し、農業の主な担い手である認定農業者は、平成27年からの3年間で259名減少し、県全体で5,561名となるなど、このままでは担い手の確保ができず、農業そのものが衰退してしまうのではないかといった不安もよぎります。

このため、今後の農業を担っていく新規就農者を確保し、これまで先代が築いてこられた農業技術に加え、農地や施設などの経営資産をしっかりと受け継いでいくことで、本県農業の持続的発展が展望できるものと考えております。

そこで、本県の農業を担う新規就農者の確保について、これまでどのような対策に取り組み、その実績はどうなっているのか、また、人口減少が進む中、新規就農者のさらなる確保が必要と思いますが、今後、どのように対策を進めていこうと考えているのか、あわせてお尋ねをいたします。

次に、新規就農者の確保のためには、何よりも農業に対して若者が将来を描けるような所得の確保が必要であると考えております。

県では、これまでも収益性向上に向けた生産対策や生産基盤など、さまざまな取組を進めていると思いますが、中でも、本県の農業産出額のトップである肉用牛について、お尋ねをいたします。

（2）「長崎和牛」の銘柄確立について。

本県の農業において肉用牛は、平成30年度の農業産出額1,499億円のうち259億円を占めてお

り、前年度と比べても7.5％の伸びを示しております。

私は、長崎和牛は、全国的に見てもおいしい和牛であると思っておりますが、その認知度はどこまで浸透しているのか、疑問に感じております。

長崎和牛が、平成24年に本県で開催された「第10回全国和牛能力共進会」において、「肉牛の部」で、日本一となる「内閣総理大臣賞」を受賞し、第11回宮城大会においても、脂肪の質やさしのきめ細かさが高く評価され、特別賞である「交雑脂肪の形状賞」を受賞するなど、肉質の高さを全国に示している和牛であることをＰＲすることは、生産者の生産意欲の向上と所得向上にもつながるものであり、後継者や新しく就農を考える人にとっても魅力の一つになると考えております。

そこで、長崎和牛を県内外にアピールをして、生産者の所得向上につなげていくために、県はどのような取組をしているのか、お尋ねをいたします。

4、国際航空路線誘致と観光人材の確保・育成について。

（1）台湾からのチャーター誘致の取組状況について。

本県へのインバウンドの受け入れを拡大していくためには、本県と海外を結ぶ航空路線が重要であり、既存の上海線や香港線に加えて、新たな路線の誘致にも積極的に取り組んでいく必要があると考えております。

日本政府観光局が1月に発表した推計によりますと、2019年の訪日外国人旅行者数は、前年比2.2％増の3,188万2,000人となっております。この訪日旅行者数を国、地域別で見ますと、中国、韓国に続き台湾が3番目に多く、489万人と過去最高を記録しています。

また、本県においても、2018年の外国人延べ宿泊者数は、韓国に次いで台湾が2番目に多くなっております。

そのような中、昨年、本県と台湾とを結ぶ連続チャーターが実現をしております。本年1月、私も台湾を訪問し、昨年連続チャーターを運航した航空会社と意見交換を行ってまいりましたが、航空会社においても、長崎への就航に強い意向を持っておられるとの発言がございました。

本県への台湾からの観光客を拡大していくためにも、新たな国際定期路線として、台湾からの連続チャーター便、定期便化を実現してほしいと考えますが、路線誘致に向けた取組状況について、お尋ねをいたします。

（2）観光人材の確保・育成について。

長崎県平成30年度の観光統計によりますと、観光客延べ数が3,550万人と、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界遺産への登録効果などによって、過去最高を記録したところでありますが、一方で、観光消費がより大きい延べ宿泊者数は836万人と、「明治日本の産業革命遺産」の世界遺産登録効果によって好調であった平成27年の857万人には至っておらず、今後のさらなる宿泊客の増加が期待されるところであります。

一方で、観光客をお迎えする宿泊施設では、従業員が不足しているとのお話を耳にしているところです。本県の基幹産業である観光業のさらなる発展や、観光客及び観光消費額の拡大を見据えた場合、宿泊施設で働く人材の確保が何よりも重要であると考えますが、県ではどのような対策をとっているのか、お伺いをいたします。

5、若者の県内定着について。

（1）県内大学生の県内就職促進について。

本県においては、国全体よりも早く人口減少が始まったことから、人口減少対策については、全国に先駆けた取組を進めてきており、平成27年12月には、第一期総合戦略を策定し、転出超過数の改善や企業誘致、移住促進、合計特殊出生率の上昇等を目標として、さまざまな施策を講じてこられました。

この第一期総合戦略も、今年度が最終年度ということでありますが、昨年度までの進捗状況を見てみますと、企業誘致による雇用創出数や移住者数は目標を上回り、施策の効果が見られており、私も評価しているところですが、一方、高校生については明るい兆しもあるところですが、大学生の県内就職率については、全く目標に届いておりません。

若者の県外流出が続けば、単に人口が減るというばかりでなく、県内産業の担い手が不足し、産業の振興にも大きな影響が懸念されます。若者が県内に定着し、地域を盛り上げていくことが大変重要であると考えております。

高校生と大学生をそれぞれで見てみますと、高校生の県内就職率は目標に届いておりませんが、基準年度である平成26年度の57.7％と比較しますと、平成30年度は61.1％となっており、一定改善をしております。

一方、大学生の県内就職率は、基準年度の平成26年度が44.9％であるのに対し、平成30年度は41.0％と、基準年度を下回る結果となっており、さらなる取組が必要ではないかと思います。

そこで、県内大学生の県内就職促進について、これまでの取組状況や、これからどのように取り組んでいこうとされているのか、お尋ねをします。

（2）県外に進学した大学生のＵターン就職促進について。

高校生の進路状況を見てみますと、県全体で約1万2,000人いる卒業生の中で、その7割の8,500人が進学しております。この8,500人の内訳を見てみますと、県内への進学者が約3,700人、県外への進学者が約4,800人となっております。進学する生徒の皆さんは、自分が学ぼうとする分野や内容、レベルなどにより、進学先を選んでいると思いますので、自分の学びたい大学等へ進学していただき、知識や技術を身につけていただきたいと思っておりますが、卒業し就職する場合は、できれば県内に戻ってきて、県内で活躍していただきたいと願っているところであります。

そうした学生のＵターン就職については、第一期総合戦略においては目標は掲げられておりませんでしたが、第二期総合戦略では、県外への大学等に進学した長崎県出身者のＵターン就職数についても目標を掲げ取り組むこととされており、人口減少対策としても、一歩踏み込んだものとなっております。

そこで、県外に進学した大学生のＵターン就職促進について、これまでの取組状況やこれからどのように取り組んでいこうとされているのか、お尋ねをいたします。

6、海岸漂着物対策について。

海洋プラスチックごみ等による環境汚染は世界的な課題とされており、昨年6月に開催された「Ｇ２０大阪サミット」において、海洋プラスチック問題が焦点の一つとなり、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにすることを目指すという「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が示されました。

本県は、日本の西端に位置し、離島や半島が多く、北海道に次いで全国第2位の海岸線を有

しており、また、黒潮から派生する対馬暖流による海流の影響を受けやすい地理的な特性から、毎年繰り返し多くの海洋ごみが漂着しております。漂着ごみは、景観、自然環境、水産資源、観光等への影響があることから、関係自治体において、日々回収処理に努めていますが、本県における漂着ごみの実態とその回収処理、また、繰り返し漂着する海洋ごみを発生させない取組はどうなっているのか、状況をお聞きします。

7、消費生活苦情相談の状況と被害防止の取組について。

本県を取り巻く環境は、少子・高齢化の進行、高度情報化の進展、消費サービスのグローバル化などによって大きく変化しており、それに伴って消費者問題もますます複雑多様化しております。

例えばスマートフォンをはじめとしたインターネットの急速な普及は、国内外を問わず、遠隔地の事業者と消費者を結びつけ、取引の増加に拍車をかけました。多くの事業者からさまざまな商品やサービスが提供され、選択肢が拡大するなど、消費者の利便性が向上する一方で、商品サービスの形態や販売方法、決済方法が複雑多様化したことによって、事業者と消費者とのトラブルのリスクも高くなり、メールによる架空請求や情報サイトからの不当請求、フィッシング詐欺などの被害も増えていると聞き及んでおります。

また、高齢者を狙った悪質商法や特殊詐欺の被害も問題になっております。悪質業者が、健康、孤独、お金などの不安につけ込み、巧みな言葉につられて不要な契約をさせられる、次々と必要以上に契約を繰り返してしまう、高利回りをうたった投資話など、被害のニュースが後を絶ちません。

消費は、ライフラインや衣食住のほか、私たちの生活の根幹を支える大きな問題であり、県民の安全・安心な消費生活を実現しなければなりません。

県消費生活センターでは、消費生活に関する苦情相談対応、そして、被害防止の啓発等も行っているとのことですが、苦情相談の状況と消費者被害防止の取組について、お尋ねいたします。

8、県庁組織の見直しについて。

今後の長崎県の組織の見直しが考えられていますが、それらについてお尋ねをします。

（1）令和2年度本庁組織の改正について。

本県は、人口減少や全国に先んじて進む高齢化、一人当たりの県民所得の低迷、しまをはじめとする地域活力の低下といった構造的な問題の解決に向け、最終年度を迎える「長崎県総合計画　チャレンジ2020」と、新たに策定した「第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略」に沿った各種施策を着実に推進していく必要があります。特に、人口減少をはじめとした多くの重要課題に対し、できるだけ早期に成果を上げるためには、予算面はもちろんのこと、必要に応じて、県の組織体制も柔軟に見直していかなければならないと考えています。

そのような中、令和2年度の本庁組織に関して、企画振興部の再編、県民生活部と環境部の統合などの見直しを行う内容となっておりますが、改正の目的について、お尋ねをします。

（2）振興局の見直しについて。

県の地方機関の見直しについて、お尋ねをいたします。

去る11月定例会総務委員会において説明があった、「長崎県地方機関再編の基本方針に基づく振興局見直しの方向性」においては、長崎

振興局、県央振興局、島原振興局を一つの総合機関に集約する考えが示されています。

振興局などの地方機関は、県の行政サービスを現場において県民の皆様に提供する役割を担っているものと承知しています。人口減少も進む中で、行政体も効率化を進めなければならない中での一つ改革だと承知しており、将来の行政のあり方や費用対効果があっての計画だと思いますが、どのようなことを目指して振興局の見直しをしようとしているのか、お尋ねをいたします。

9、ふるさと教育の充実について。

本県の最重要課題の一つである人口減少問題に対して、企業誘致や移住促進の取組などが行われ、社会増に転じる自治体が出てくるなど、一定の効果があらわれつつありますが、依然として厳しい状況にあります。

長崎県が持続可能な自治体であり続けるためには、今後とも、オール長崎で手を携えて人口増のための取組を行っていかなければなりません。

この取組は、教育の分野においても大変重要であると考えます。例えば、ふるさと意識が芽ばえる小・中学校の段階において、ふるさとの豊かな自然や、これまで受け継がれてきた伝統や文化などを学び、肯定的に地域を捉える「ふるさと教育」を行うことが、ふるさとへの愛着を育み、本県の若者の地元定着につながるものと考えます。

あわせて、地域コミュニティを維持していくためには、地域を担おうとする人材の育成が求められているところであります。そのためには、地域の課題を客観的に見つめ、現実的な解決方法を考えることができる中学校段階において、自分が住んでいるふるさととのつながりを強くした「ふるさと教育」を充実しなければならないと感じているところであります。

このような中、本県では、地域を担って立つような人材を育成するために、現在、中学校でどのような取組が行われているのか、お尋ねをいたします。

以上で、演壇からの質問を終わらせていただき、以降は、対面演壇席でご答弁を聞かせていただき、内容によっては、再度質問をさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（瀬川光之君）　知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕　久保田議員のご質問にお答えいたします。

さらなる移住促進に向けた取組についてのお尋ねでございます。

県内の移住者数は、これまでの移住施策の効果により、目標を上回って推移しておりますものの、社会減の改善を図るためには、増加傾向にあるＵターン者のさらなる確保対策のほか、情報発信の充実や移住者のすそ野の拡大など、移住促進対策の強化が必要であると考えております。

このため、Ｕターン対策としては、就業支援が重要でありますことから、移住推進の核である「移住サポートセンター」と、新たに設置する「人材確保支援センター」との間で情報共有や支援対策等の連携を図り、移住者に対する就業支援体制の強化を進めることとしております。

あわせて、移住専用サイト「移住ナビ」と、県内就職応援サイト「Ｎなび」をシステム上で連携させ、移住者に対する有益な求人情報等の発信機能を充実させてまいりたいと考えております。

また、情報発信に関しましては、ＳＮＳ等の

活用が有効であり、新たに情報発信員を配置し、先輩移住者等との協働により、県内のリアルな地域情報を発信するなど、効果的な発信に力を注いでまいりたいと考えております。

さらに、移住者のすそ野の拡大に向けて、県内地域の魅力の発信等に努め、長崎県のファンづくりを進めながら、テレワーク等の多様な働き方にも着目し、県内での地域住民との交流や本県の課題解決に関わる都市部の住民や企業等を増やすことで、関係人口の創出・拡大を図ることとしているところであります。

こうした関連施策を市町とも連携しながら一丸となって推進していくことにより、移住者のさらなる拡大に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えているところであります。

そのほかのお尋ねにつきましては、関係部局長からお答えをさせていただきます。

○議長（瀬川光之君）　企画振興部長。

○企画振興部長（柿本敏晶君）　集落維持・活性化について、人口減少や高齢化が国よりも早く進んでいる本県で、どのように取り組もうとしているのかというお尋ねでございます。

2040年問題が大きな課題となる中、今後は、「公助」に頼るだけでなく、「共助」も含めて地域社会を維持していく仕組みづくりが大変重要になってくるものと考えております。

県においては、これまで地域住民同士が支えあい、多様な主体が協働するための核となる地域運営組織の立ち上げ、育成に向けて、市町に対するアドバイザー派遣や研修会の開催などの支援に力を入れてまいりました。

こうした中、高齢者の運転免許証返納などの問題により、多くの地域で課題となりつつある移動手段の確保に向けた取組が、特に重要になってくると考えており、今年度、「住民主体による移動サービスのあり方研修会」を開催したところであります。

また、こうした分野においては、行政や地域住民だけでなく、民間団体の協力を得ることにより、課題解決につながるケースも多いことから、新年度新たに移動サービスや買い物支援において、ＮＰＯや民間事業者等と連携した取組を支援していくこととしております。

引き続き、市町と連携しながら、多様な主体が協働し、支えあう仕組みづくりを推進してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　企画振興部政策監。

○企画振興部政策監（前川謙介君）　新たな過疎法の制定についてのお尋ねでございますが、昨年6月の政府施策要望において、新たな重点項目の一つに掲げ、「新法の制定等について」要望を行い、昨年11月には、県内過疎地域の市町で構成する「県過疎地域自立促進協議会」とともに、国や県選出国会議員の方々に対して、要望活動を行ってきたところであります。

また、前回の11月定例会一般質問後の12月16日には、市町村合併に関する特例措置である「みなし過疎」、「一部過疎」の継続に重点を置き、対象地域である雲仙市、長崎市、佐世保市の3市と合同で要望活動を実施し、県議会のご協力もいただきながら、国や関係国会議員等に対して、関係市の実情を訴えてきたところであります。

さらに、本県の瀬川県議会議長をはじめ、九州の関係県議会議長による意見交換をきっかけに、九州内の「みなし過疎」対象市町村が合同で要望を行う動きも出てきております。

本年3月末には、国の過疎問題懇談会による新たな過疎法制定に向けた提言案が取りまとめられる予定でありますことから、国の動向を見

極め、県過疎地域自立促進協議会などとも連携しながら、本県の特性を的確に反映した指定要件等について、時機を逸することなく、国等に対し、要望を行ってまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　水産部長。

○水産部長（坂本清一君）　私の方から、3点お答えいたします。

まず、漁港の防災・減災対策についてのお尋ねですが、本県は、全国第2位の長大な海岸線を有しており、その海岸に点在する229の漁港は、漁業活動の生産・流通基盤として、また、交通の拠点など、地域の生産基盤として重要な役割を担っております。

これらの漁港やその背後に広がる漁村の多くは、急峻で狭隘な地形に水産基盤施設や人家が密集していることから、大型の台風や低気圧災害、大規模な地震が発生した場合、甚大な漁業への影響や人命・財産の損失が懸念されております。

このようなことから、県では、平成26年度から、拠点となる漁港の主要岸壁や防波堤の強靭性について診断を行っております。

県といたしましては、この診断結果に基づき、増大する高波や地震に耐え得る強固な防波堤や岸壁に改良するなど、計画的に水産基盤施設の強化を進めているところです。

今後とも、引き続き大型台風の来襲や大規模地震の発生に備え、災害に強く、安心して暮らしていくことができる漁港・漁村づくりに努めてまいりたいと考えています。

次に、県は漁協合併について、どのように捉え、どう対応していくのかというお尋ねでございますが、漁協は、漁村の中核的組織として、組合員の経営指導、販売力強化などの課題に的確に対応し、組合員の漁業活動を支える各種サービスを提供していく役割を担っております。

さらに、国の水産政策の改革で掲げられた新たな資源管理や水産業の成長産業化などに対応するため、漁協には、より一層の指導力の発揮が求められております。

しかしながら、本県の漁協は、経営規模が小さく、漁業者の減少や高齢化が進行していることから、漁協合併は必要であると考えており、現在、11地区39漁協で協議が進められております。

県としては、県漁連等の系統団体や市町との連携をさらに強化し、組合員の負託に応え得る漁協の実現を目指し、合併を推進してまいります。

このために、実効性のある合併計画の策定に向け、来年度から中小企業診断士による経営診断を盛り込むなど、支援を充実することとしております。

合併の推進により、経営基盤の安定と漁協の組織・機能の強化を図ってまいります。

3点目といたしまして、水産物の輸出の現状と今後の取組についてのお尋ねですが、本県の水産物輸出実績は、平成26年度の11億8,000万円に対し、平成30年度は33億円と順調に伸びております。

今後の取組といたしましては、最大の輸出先である中国市場でのシェア拡大を図るため、中国内陸部の販路開拓を行うとともに、長崎鮮魚輸出15周年イベントの開催等にも取り組んでまいります。

また、アメリカでニーズの高い脂質含有量の多い大型ブリの増産に向けて、養殖漁場の再編による漁場の確保を図り、輸出量の拡大に取り組むこととしております。

○議長（瀬川光之君）　農林部長。

○農林部長（中村　功君）　私から、2点お答えいたします。

まず、新規就農者の確保について、これまでの取り組み実績と今後の対策についてのお尋ねでございます。

農業の担い手を確保するためには、しっかりもうかる仕組みを構築するとともに、軽作業化など改善された就業環境を見せることで、農業を魅力ある産業として選択してもらい、その担い手がもうかる経営体に育てていくという好循環につなげていくことが重要と考えております。

このため、県では、これまで産地計画を基軸として生産・流通・販売対策に取り組むとともに、農業所得1,000万円以上経営体の情報発信とあわせ、受け入れ団体等登録制度を活用して、地域ぐるみでの新規就農者の受け入れ・育成に取り組んだ結果、直近の3年間の平均が227名で、徐々に増加傾向にあります。

しかしながら、担い手である認定農業者の減少に歯止めがかかっていないことから、新規就農者の半数以上を占める農家出身のＵターン者の受け入れ強化に向け、ＪＡと産地が連携し、農家子弟の就農希望者を受け入れる「産地主導型就農ルート」を新たに構築するとともに、就農情報発信力の強化や「技術習得支援研修」の受講者の増加等により、新規就農者の育成・確保を加速してまいります。

次に、「長崎和牛」を県内外にアピールして、生産者の所得向上につなげていくために、県はどのような取り組みをしているのかとのお尋ねでございます。

長崎和牛のＰＲにつきましては、生産者、農業団体、流通業者等で構成する「長崎和牛銘柄推進協議会」において、関係者一体となってＰＲ事業を展開しているところであります。

具体的には、県内主要駅等への広告看板の掲出や販売促進資材の製作はもとより、長崎和牛指定店・協力店409店舗でのプレゼントキャンペーンの実施や、全国放送番組のプレゼントコーナーへの商品提供、海外でのフェア開催等に取り組んできたところでございます。

今年度は、人気ユーチューバーとのタイアップによる情報発信や、県内のホテル・旅館経営者等を対象に、産地視察や意見交換を実施し、長崎和牛をメニューに取り入れていただく働きかけも行っております。

今後とも、長崎和牛の認知度向上に向けた情報発信により需要拡大を図り、農家所得の向上につなげてまいります。

○議長（瀬川光之君）　文化観光国際部政策監。

○文化観光国際部政策監（浦　真樹君）　台湾路線誘致への取組状況についてのお尋ねでありますが、台湾との航空路線につきましては、昨年6月から10月まで連続チャーター便が実現したところでありまして、期間中の搭乗率は91.5％と高い数字となりました。

航空会社や旅行会社におかれましては、その後も引き続き、チャーター便実施の意向が示されておりましたけれども、機材繰り等の調整がつかず、残念ながら、運航については見送りとなっておりました。

このため、県といたしましては、運航実現に向けて、航空会社や旅行会社と継続して協議を重ねますとともに、現地旅行博への出展や観光説明会の開催のほか、航空会社や旅行会社、メディアを招聘しての現地視察を実施するなど、台湾における本県の認知度向上や旅行商品造成の働きかけにも取り組んできたところであります。

現在、長崎空港における受け入れ環境の課題等につきまして、航空会社や関係機関と具体的な協議、調整を進めているところでありまして、連続チャーター便や定期便化の本年夏ごろの実現を目指して、引き続き努力してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（中﨑謙司君）　宿泊施設の人材確保対策についてのお尋ねでございますが、現在、県内では、新幹線開業などを見据え、新たなホテル建設の動きが活発化している一方で、本県の宿泊・飲食サービス業の求人充足率は約12％と、人材不足が顕著な業種となっております。

こうした状況を踏まえ、今年度から新たに高校2年生を対象に、「観光の『ミライ☆ニナイ』塾」を開講し、ホテル経営者や若手スタッフによる講座などを通じて、明確な職業イメージを持って就職し、将来にわたって観光産業を担っていただく人材の確保に取り組んでいるところでございます。

引き続き、採用側である宿泊施設とも連携しながら、観光産業のさらなる発展に向け、人材確保に努めてまいります。

○議長（瀬川光之君）　産業労働部政策監。

○産業労働部政策監（貞方　学君）　私からは、若者の県内定着について、2点お答えをいたします。

県内大学生の県内就職促進にかかる取組状況と今後の取組についてのお尋ねでございますが、県内大学生対策につきましては、これまで長崎大学を中心に、他の大学とも連携しながら、学生と企業の交流会やキャリアコーディネーターによる個別相談などを実施してきているところでございますが、県内就職率は、最終年度の目標55％に対し、各年度40％台の前半で推移をしてきております。

このため、次年度におきましては、新たに県と各大学との間で、県内定着に関する連携協定の締結を進め、協定に基づく大学独自の取組を支援するとともに、女子学生を対象とした企業との交流会の開催やキャリアコーディネーターによる学生への働きかけの充実など、県内就職促進にかかる取組を強化してまいります。

次に、県内に進学した大学生のＵターン就職にかかる取組状況と、今後の取組についてのお尋ねでございます。

県外進学者対策につきましては、これまでＳＮＳ等を活用した情報発信や、首都圏や福岡地区担当のキャリアコーディネーターによる個別相談等を実施してきているところでございます。

特に、本県からの進学者が多い福岡地区につきましては、昨年10月、「ながさきＵＩターン就職支援センター」を設置したところであり、次年度におきましては、新たに学生による県人サークルを立ち上げ、学生とのつながりを強めながら、就職イベントや県内企業との交流会を実施するなど、その取組を強化してまいります。

また、県外進学者が県内企業へのインターンシップや合同企業説明会等に参加する際の旅費に対し助成制度を設けるなど、新たな対策も講じながら、Ｕターン就職の促進を図ってまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　環境部長。

○環境部長（宮﨑浩善君）　本県における漂着ごみの実態と回収処理、発生抑制対策についてのお尋ねでございます。

漂着ごみにつきましては、県及び10市5町において、平成30年度は1,762トン、今年度は、これまで約2,000トンを回収し、焼却または埋

め立てなどによる処理を行っているところでございます。

発生抑制対策につきましては、本県には外国由来のごみが多く漂着していることから、釜山広域市と県内離島の高校生やＮＰＯ等による海ごみ交流事業を平成28年度から実施し、海岸清掃やワークショップなどを通じて、発生抑制の重要性について理解を深めるとともに、参加者によるＳＮＳ等での情報発信が行われているところでございます。

また、「2050年までに追加的な汚染ゼロを目指す」とする国の方針を踏まえ、県内市町、ＮＰＯ等と連携し、ポイ捨て、不法投棄による河川への流出防止、散乱ごみの回収などをさらに推進いたしまして、海岸環境の保全に努めてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　県民生活部長。

○県民生活部長（木山勝己君）　県消費生活センターにおける苦情相談の状況と被害防止の取組についてのお尋ねでございますが、平成30年度に、県消費生活センターに寄せられた消費生活苦情相談は2,371件であり、70歳以上が、全体の26.8％を占め、60歳代を含めると約半数となり、年代が高くなるほど相談件数は多くなっております。

最も多い相談内容は、インターネットサイトの架空請求や不当請求などの相談で、次いで、フリーローンやサラ金の相談、健康食品に関する相談となっております。

消費者被害防止の取組としましては、テレビ、ラジオ、新聞を活用した広報啓発やメールなどにより、最新の悪質商法の手口や対処方法をリアルタイムに発信するほか、街頭キャンペーンや出前講座、学校授業への講師派遣などを実施しております。

また、高齢者の被害防止は特に重要と考えており、自動通話録音装置の貸し出しや、県警、ＮＰＯと連携してシニア向け講座の開催、はがきでの直接的な注意喚起などを行っております。

○議長（瀬川光之君）　総務部長。

○総務部長（平田修三君）　来年度の組織改正の目的についてのお尋ねでございます。

人口減少をはじめとした重要課題に対しては、これまで以上に迅速に施策等を推進していくとともに、部局の枠を超えて、より一層の連携強化を図りながら、効果的に施策を推進していく必要があります。

さらに、具体的な成果を上げるため、総合計画や総合戦略の目標などの進捗管理や施策の効果等の検証を行い、横断的に新たな施策の構築、推進を図ることが重要であると考えております。

このような観点から、令和2年度においては、重要施策等の企画立案及び連携体制、並びに推進体制を強化するため、部の再編などの組織の見直しを行おうと考えているものでございます。

次に、振興局の見直しの目的についてのお尋ねでございます。

長崎、県央、島原の各振興局庁舎は、いずれも築50年以上が経過して老朽化が進み、それぞれ近いうちに建て替える必要があります。

また、市町村合併の進展のほか、交通・通信網の整備による生活圏域の拡大などを背景に、地方機関のあり方を全体的に見直すこととして、平成20年3月、「長崎県地方機関再編の基本方針」を策定し、最終的には、県南地区の地方機関を一つの総合地方機関で集約することとしましたが、この基本方針に沿った再編はまだ途中段階にあります。

現在の厳しさを増す財政状況や生活圏域の広域化がさらに進んでいる状況等を考慮しますと、

この基本方針に沿った再編を進める必要があり、県南地区の3つの振興局を、諫早市に建設する一つの総合地方機関に集約し、効率的な体制に見直していく必要があるものと考えているところでございます。

○議長（瀬川光之君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　地域を担って立つような人材を育成するための中学校での取組についてのお尋ねですが、本県では、中学生のふるさとを担おうとする意欲を高めるために、県内で活躍する企業等の協力による仮想会社の設立など、ふるさとの強みを活かした職業体験学習プログラムの開発を目指す、ふるさとを活性化するキャリア教育充実事業に取り組んでおります。

現在、県内で6校実践しておりますが、その一つであります長崎市立野母崎中学校では、地元商工会の協力のもと、加工食品販売模擬会社をつくり、地元食材を使った商品の開発・販売を行いました。その過程において、生徒たちはさまざまな課題を主体的に解決していったということであります。

同じく、長与町立高田中学校では、学校でとれる梅を梅干しに加工し販売する模擬株式会社を設立しました。設立に当たりましては、保護者や住民に目的や経営理念、商品や予算などを説明し、株式を発行することで資金を集め、さらなる地域活性化に向けた取組を計画しているということであります。

どちらの学校におきましても、生徒の意欲溢れた活動が展開されており、保護者や地域住民の方からも期待の声が挙がっております。

このように、地域の人や産業と触れ合いながら、地域の強みを活かしたり、地域の課題を解決したりする活動を、中学生の段階から意図的に位置づけることにより、ふるさとへの愛着が一層深まるとともに、チャレンジ精神や企画力など、ふるさとを担おうとする実践力も培われ、ひいては、県内定着へもつながるものと期待しているところであります。

○議長（瀬川光之君）　久保田議員―11番。

○１１番（久保田将誠君）　ご答弁いただき、ありがとうございました。

それでは、残り時間の間、再度質問をさせていただきます。

まず、ながさき移住倶楽部の取組について、再度お尋ねをいたしますが、移住対策は、人口減少対策の要でもあるので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

答弁の中でも触れていた「ながさき移住倶楽部」については、2月7日の長崎新聞に、移住を後押しする取組として掲載されておりましたが、移住者の拡大に向けたいい取組だと思っておりますし、移住者の確保に向けては、移住希望者をいかに増やしていくかが大事だと考えます。

そこで、「ながさき移住倶楽部」の現状と課題、さらには、今後の登録者拡大に向けてどのような取組を行うのか、お尋ねをいたします。

○議長（瀬川光之君）　企画振興部長。

○企画振興部長（柿本敏晶君）　「ながさき移住倶楽部」は、不動産業者や引っ越し事業者などの協力による料金割引等の特典付与や移住相談会等の情報提供を行うことによりまして、本県への移住に関心がある方に登録を促す制度でありまして、移住相談にかかるデータベースとして活用し、移住の後押しにもつながっております。

移住相談会や県人会等での周知活動に取り組んできた結果、本年1月末の登録者数は、目標の1,300人を上回る2,407人となっており、登録

者のうち本県出身者数は約4割で、登録者の現住所は、関東が45％、九州が20％、関西が17％となっております。

一方で、Ｕターン者が増加傾向にある中、本県出身者の登録をさらに促す必要があり、求人情報などの新しい情報を即時に発信する機能が求められることや、増加する登録者へのきめ細かなフォローが課題と考えております。

そのため、今後、「ながさき移住倶楽部」のリニューアルの検討を進めるとともに、情報発信機能やマッチング機能の充実を図り、魅力的な制度とすることで、さらなる登録者の拡大を目指してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　久保田議員―11番。

○１１番（久保田将誠君）　ありがとうございます。Ｕターン、あるいは移住促進、そういったものに力を入れているというのはわかるんですけれども、移住してきても、あるいはＵターンしてきても働くところがないと、やっぱり生活していけないわけでございますので、働く場所、あるいは企業だけではなく、農業あるいは漁業、そういったものにも従事できるような環境を整えていただければと思います。

次に、集落維持・活性化のところについても、再度質問をさせていただきます。

先ほどの答弁の中で、地域住民による助けあいの仕組みづくりに向け、「住民主体による移動サービスのあり方研修会」についての言及がございましたが、開催状況及び成果等について、お尋ねをいたします。

○議長（瀬川光之君）　企画振興部長。

○企画振興部長（柿本敏晶君）　本研修会は、公共交通機関以外での移動手段の確保に向け、地域住民主体による移動サービスの取り組み促進を目的に開催をしております。

昨年9月から10月にかけて、県内5地域で開催し、市町職員のほか、社会福祉協議会や生活支援コーディネーター、地域運営協議会の関係者など延べ242名の方々に参加いただきました。

参加者からは、「住民自らが参画できる仕組みづくりを行う必要がある」、あるいは、「地域貢献活動として、移動支援を検討するきっかけとなった」など、移動支援の重要性や仕組みづくりを理解するうえで、大変有意義だったとのご意見をいただいたところであります。

さらに、この研修会をきっかけに、参加者の中から、個別勉強会の開催や先進地視察などの取組を独自に実施する団体も出てきており、引き続き、市町はじめ関係者の意識啓発等に努めながら、集落の維持・活性化に努めてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　久保田議員―11番。

○１１番（久保田将誠君）　ありがとうございます。集落維持・活性化ということなんですけれども、田舎の方だけではなく、例えば長崎市内も斜面地が多く、長崎市内中心部であっても、例えば車が入っていかない、あるいは階段を50段、100段登っていかないと、なかなか自分の家まで行けないという場所もありますので、この移動サービス、あるいは買い物サービスというのも、その階段を登り降りするお年寄りの方にとっては大変困難であるということもありますので、そういった斜面地にお住まいの方の問題についても、ぜひ目を向けていただきたいと思います。

次に、台湾からの誘致の取組状況について、お尋ねをいたします。

これも、今年の1月に会派の視察で台湾の方に行きまして、いろんな航空会社や旅行代理店の方と意見交換を行いました。非常に長崎に魅

力を感じておる、そういったお話を直接お伺いしたところでありますが、そういったことも踏まえまして、再度、台湾からのチャーター便誘致の取組状況について、お尋ねをいたします。

台湾からの連続チャーター便、あるいは定期便化といった路線の誘致については、一定取組が進んでいるということで、ぜひ早急の実現を期待したいと思うわけでありますが、路線誘致を成功したら終わりということではなく、やはり安定した路線として続けていってもらう必要があります。そのために、利用者をいかに確保していくか、県としても協力できる部分は協力していくということが重要になってまいります。

そこで、県として路線の利用促進に向けて、どのように取り組んでいくのか、お尋ねをいたします。

○議長（瀬川光之君）　文化観光国際部政策監。

○文化観光国際部政策監（浦　真樹君）　新たな路線につきましては、まずは路線就航の周知を図ることが重要でありますことから、就航が実現すれば、航空会社などとも連携しながら、台湾現地でのＰＲのほか、県内におきましても、市町や団体、企業等へ利用促進をお願いしてまいりたいと考えております。

また、台湾及び県内の旅行会社に対する旅行商品の造成の働きかけをいたしますとともに、その周知のため、台湾での地下鉄広告、あるいはＷｅｂサイト、ＳＮＳでの情報発信等のほか、県内におきましても、各種広告媒体を用いて情報発信に取り組みたいと考えております。

さらに、現地旅行博への出展、観光説明会の開催、メディアとのタイアップ広告、発信力の高い人材の招聘等さまざまな情報発信を強化いたしまして、路線就航の際の利用促進を図ってまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　久保田議員―11番。

○１１番（久保田将誠君）　ありがとうございました。その際、台湾に行った時のやりとりの中で、長崎は非常に魅力的であるということで、就航をしたいという声が多かったんですが、一部、どうしても福岡、熊本、大分といった三角地帯の方が観光客を集めやすいと、商品化しやすいというような意見もございまして、もっと長崎に行きたいという魅力あるまちであれば、もっと商品化がしやすいといった意見もございましたので、できれば、そういったことも参考にしていただきながら、今後進めていただければと思います。

次に、観光人材の確保・育成について、お尋ねをいたします。

旅行に行った場合に、どうしてもホテルに泊まるわけでございますが、そこの従業員の方のサービスや対応によっては、また、このまちを訪れてみたいというように思うことも、私は経験がございます。

そこでお尋ねをいたしますが、リピーターの確保という観点では、既に働いている宿泊施設の従業員のおもてなし向上などのスキルアップも重要であると考えますが、県ではどのように取り組んでいるのか、お尋ねをいたします。

○議長（瀬川光之君）　文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（中﨑謙司君）　長崎ならではの観光の魅力や、これまでにない質の高いサービスを提供することなどを目的として、本県独自の制度である「長崎コンシェルジュ」の育成に取り組んでいます。

これまでの5年間で、県内11の宿泊施設から31名の「長崎コンシェルジュ」を認定しており、現在、本事業を通して、身についたスキルを最大限活用しながら、第一線でご活躍していただ

いているところでございます。

今後とも、宿泊施設で既に働いている方々の人材育成にも努め、ほかの地域にはない感動を与え、何度も訪れたくなるような観光地となることを目指してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　久保田議員―11番。

○１１番（久保田将誠君）　ありがとうございます。

次に、若者の定着について、お尋ねをいたします。

昨日からも若者の定着の問題が、人口減少、あるいは大学生の県内就職の問題がずっと質問をされておるわけでございますが、そこで、若者の県内就職に関しての意識が薄いのではないかと感じております。時々学生の保護者や周りの方から、県内には企業がないとか、若者が県外に出て行って戻ってこないのは仕方がないんだといった意見を耳にするのが現実であります。

そこで、県民全体の県内就職促進に対する意識の醸成が必要と考えますが、どのように取り組もうとしているのか、お尋ねをいたします。

○議長（瀬川光之君）　産業労働部政策監。

○産業労働部政策監（貞方　学君）　若者の県内就職促進のためには、県民全体の機運醸成を図っていく必要があると考えております。

このため、これまでの求人票の早期提出要請、高校講演、企業との交流会、保護者に対するお手紙等々に加えまして、新たに県内企業の認知度向上に資するテレビＣＭの制作や放映にかかる支援を行うことといたしております。

これらの取組を一定期間、集中的に県内就職キャンペーンとして実施することで、県民全体の機運の醸成を図り、さらなる若者の県内就職促進につなげてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　久保田議員―11番。

○１１番（久保田将誠君）　時間もあと少しになったんですけれども、ふるさと教育の充実のところで再度質問をさせていただきます。

先ほど教育委員会教育長のご答弁を聞かせていただきましたが、大変すばらしい事業だというふうに考えております。このようなすばらしい取組をぜひとも県内すべての中学校ですべきではないかと考えますが、今後どのように展開を考えているのか、お尋ねをいたします。

○議長（瀬川光之君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　まず、本年度、次年度の2カ年で実践校の取組を県内すべての中学校に普及してまいりたいと考えております。

今年度、6地区6校で実施しておりますが、その実践内容をリーフレットにまとめて、全中学校へ発信したいと考えておりますし、次年度は、実践地区を8地区8校に拡大し、また、それぞれの実践成果を発表するフォーラム等を開催して、広く県民に発信していきたいと考えているところでございます。

○議長（瀬川光之君）　久保田議員―11番。

○１１番（久保田将誠君）　ご答弁ありがとうございました。

以上で、私の質問を終わります。（拍手）

○議長（瀬川光之君）　これより、しばらく休憩いたします。

会議は、11時15分から再開いたします。

―　午前１１時　１分　休憩　―

―　午前１１時１５分　再開　―

○副議長（西川克己君）　会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

吉村議員―28番。

○２８番（吉村　洋君）（拍手）〔登壇〕　自由民

主党・県民会議の吉村　洋でございます。

通告書に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

まずは、新型コロナウイルスで各地が非常に影響を受けているということで、私も、昨晩、長崎市の夜の方を視察に行きましたが、人通りが大変少のうございまして、一刻も早いコロナウイルスの感染の拡大が収束することを願うものでございます。そういったところから質問をさせていただきたいと存じます。

1、地場中小・小規模企業振興について。

（1）小規模事業者振興について。

①新型コロナウイルスの影響について。

去る2月27日発表の「新型コロナウイルス感染症まとめ」によりますと、国外感染者数8万254人、死亡者数2,757人、国内感染者数186人、死亡者数3人、このうちクルーズ船の感染者数705人、死亡者数4人となっており、収束のめどが立っていない状況にあります。

この数は、現在、刻々と増えておるところでございますが、感染者対策はもちろんでありますが、本県においては、特に、観光者の激減による土産物等の売上の減少、宿泊客予約のキャンセルが相次ぎ、県内経済に大きな影を落としております。

今後、このような状況が長期に及べば、その影響は観光関連産業ばかりではなく、製造業、一般小売業等にも及び、地場中小・小規模事業者にとっても多大な影響が出てくるものと考えます。

そこで、県としては、地場中小・小規模事業者への影響をどのように認識し、考えておられるのか、お尋ねをいたします。

また、そのような状況に鑑み、国は、本年2月13日に、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」を決定し、影響を受けた観光業等の地場中小・小規模事業者の資金繰り対策として、総額5,000億円を準備しているとのことであります。

具体的には、日本政策金融公庫の緊急貸付、経営環境変化対応資金、新型コロナウイルス感染症に係る衛生環境激変特別貸付等でございます。

また、自治体の要請があった場合に、国が「セーフティネット保証（4号）」を指定することとなっております。「セーフティネット保証（4号）」は、国と県の負担により、借り入れ時の信用保証料を低く抑える制度でございます。例えば、経営安定資金の場合、通常保証料0.45％から1.3％を最低の0.45％に抑えるというものでございます。

県としても、一刻も早い制度の適用に向けて対応すべきと考えておりましたが、3月2日からの適用が決定したということですので、多少安心をしたところであります。今後の需要等については、細心の注意をはらいつつ、最善の対応を怠らないようにお願いをいたします。

②経営発達支援計画等について。

地場中小・小規模事業者を取り巻く環境は、経営者の高齢化、人口減少による売り上げ不振に加え、後継者不足や自然災害等の頻発化など、その環境変化が厳しくなっているところでございます。

長崎県の企業数の99.9％、従業員数の91.8％は中小企業であり、まさに、長崎の屋台骨を支えていることから、彼らがこうした環境を乗り越え、事業を継続していくことは、地域の大きな課題となっております。

今般、令和元年7月16日に、「改正小規模事業者支援法」が施行され、小規模事業者が地域で

持続的に発展していくことへの支援について、新たな規定が設けられております。これまでの「経営発達支援計画」の変更点や新設された「事業継続力強化支援計画」について、どのように把握をしておられるのか、お尋ねをいたします。

③地方交付税措置と小規模事業者支援について。

今回の法改正を踏まえ、国は、商工業の振興に関する地方交付税を増額したと聞いております。平成31年には、単価で17円増加しているという資料があるわけですが、県として、これを小規模事業者支援にどのようにつなげておられるのか、お尋ねいたします。

④販路拡大について。

商工会連合会が運営する「埼玉ながさき屋」は、単なるアンテナショップではなく、商社機能を持つ事業所を目指すもので、関東近辺の卸屋との取引や直接納入に向けて取組を進められております。

約1年を経過し、少しではありますが、成果が見えかけてきたところであります。県内、特に、小規模事業者地域の物産の販路拡大に有効な取組であることから、「県としても応援をしてほしい」という声が強いわけですが、いかがでしょうか。

また、似たような施設ではありますが、アンテナショップとして「埼玉ながさき屋」とは機能を異にするする施設として「日本橋 長崎館」がありますが、この施設については、新しい運営事業者になって2年程度が経過するかと思います。これまでの成果について、お伺いをいたします。

（2）県北地域の産業振興へ向けた人材育成について。

①佐世保工業高校への造船系学科新設について。

この件につきましては、平成29年から佐世保市の要望として提起されておるところでございますが、基本的には生徒数が減少していること、指導者の確保の問題、需要があるのかというところで先に進んでない状況にございます。

今回、再度質問するきっかけになりましたのは、去る2月15日、「海事振興連盟タウンミーティング」が佐世保市で開催され、国会議員、行政関係者、海運、旅客船、倉庫などの業界団体から約100人の方々が出席のもと、日本造船工業会などの代表から、若手造船技術者を養成するためにも佐世保工業高校に関連学科を創設するよう、決議がなされたところでございます。平田副知事も出席されたと聞いております。

そこで、要望があった平成29年以降、何らかの検討がなされたのか。また、今回の動きに対し、どのような見解を持たれておるのか、お尋ねをいたします。

以上で、演壇からの質問を終わりまして、再質問は、対面演壇席より行わせていただきます。

○副議長（西川克己君）　産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君）　新型コロナウイルスの地場中小・小規模事業者への影響についての認識についてのお尋ねでございますが、県内の中小企業・小規模事業者への影響につきましては、関係団体を通じて聞き取り調査を行ったところ、キャンセルの発生等により、宿泊業や運輸業をはじめ、幅広い業種において、既に売上が減少している状況となっており、今後、さらなる影響の拡大も懸念されているところであります。

このような中、議員ご承知のとおり、去る3月2日に、県の融資制度で最も貸付条件が有利

な「緊急資金繰り支援資金」を発動したところであり、今後とも、状況を十分に見極め、適時・適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、小規模事業者支援法の改正に伴う「経営発達支援計画」の変更点及び新設された「事業継続力強化支援計画」についてのお尋ねでございますが、事業者の生産技術向上や新たな事業分野の開拓などを目的とした経営発達支援計画については、地域の商工行政との連携を深めて効果的な支援を実施する観点から、商工会、商工会議所が市町と共同で作成し、県の意見を聞くスキームに見直されたほか、成果指標を定め、フォローアップを強化することとされました。

また、近年、多発する自然災害等に的確に対応するため、商工会、商工会議所が、地域の防災を担う市町と共同して「事業継続力強化支援計画」を作成する制度が新設され、事業者の災害対応力の強化と災害リスクの認知等を図ることとされました。

次に、今回の法改正を踏まえ、国は、地方交付税を増額しているが、小規模事業者支援にどのようにつなげるのかとのお尋ねでございますが、今回の法改正等に伴い、地方交付税が増額しており、これを財源として小規模事業者のさらなる振興を図ることとしております。

具体的には、「経営発達支援計画」や「事業継続力強化支援計画」の作成、実施を支援するため、令和2年度から新たに商工会連合会に計画推進員を配置するなど、関係機関との調整や総合的なアドバイスを実施してまいります。

また、両計画の取組を進めるうえで、小規模事業者が直面する経営上の課題を解決するため、商工団体が実施する中小企業診断士等の専門家派遣を支援してまいります。

さらに、事業者グループにより販路拡大や付加価値向上等の域外需要獲得に向けた取組への支援を拡充するなど、関係機関と連携を図りながら、小規模事業者に対する支援を強化してまいりたいと考えております。

次に、小規模事業者の販路拡大への取組である「埼玉ながさき屋」への県の支援についてのお尋ねでございますが、商工会連合会においては、新商品の開発や認知度向上のためのＰＲなど、小規模事業者の販路拡大に向けて積極的に取り組んでいるところであり、「埼玉ながさき屋」についても、その一環として首都圏への販路拡大に寄与するものと考えております。

県が商工会連合会に補助を行っております小規模事業経営支援事業費補助金の一部が本事業に活用されており、今後とも、必要性や有効性を見極めながら、事業者の販路拡大等につながる取組を支援してまいりたいと考えております。

○副議長（西川克己君）　文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（中﨑謙司君）　「日本橋長崎館」の成果についてのお尋ねでございますが、平成28年の開設以降、「日本橋 長崎館」の来館者数は年々増加しており、特に、リニューアルを行った昨年度は、前年度比約4割増の56万5,000人、今年度は前年度を超える約60万人の来館者が見込まれるなど、多くの皆様に本県の魅力を発信しております。

また、地元事業者におきましては、「日本橋長崎館」からの商品の売上の状況や消費者の声などのフィードバックを受け、商品改良やデザイン等の見直しを行ったり、さらには、「日本橋 長崎館」を通して新たな取引につなげた事例も出ているところでございます。

今後とも、関係者と連携を図りながら、首都

圏における本県の魅力発信や販路開拓に取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長（西川克己君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　佐世保工業高校への造船系学科の新設に係る佐世保市からの要望、また、今回の海事振興連盟の動きに対する見解についてお尋ねですが、佐世保市からの要望につきましては、本県の造船に関する教育の考え方や、高校への求人の分析などをもとに検討をしてまいりました。

また、先日、開催された海事振興連盟主催の佐世保タウンミーティングにおいて決議された事項の中に、造船コースの設置要望が盛り込まれたことは承知しており、造船業においては、技能職をはじめとする人材不足の状況となっていることについても、十分に認識をしているところであります。

一方、本県におきましては、造船に関する教育は、長崎工業高校の機械システム科に20名程度のコースを設置し、船舶設計をはじめとする造船技術者の育成を目指した教育活動を行っております。

造船関連企業から高校への求人は、設計などを行う技術職と、溶接など現場で働く技能職に区分され、技術職については、主に長崎工業高校の造船コースから、技能職については、工業高校をはじめ、普通科高校等からも就職している状況となっております。

長崎工業高校造船コースの船舶設計に係る技術職の求人数は、県外や県北地域の企業分を含め、過去3年間の平均で10名程度となっており、工業高校における専門教育が必要となる技術職の求人は少ない状況となっております。

今後、指導に当たる教員の確保の問題や県北地域の中学生の進路状況を見極めた対応が必要であると考えているところでございます。

○副議長（西川克己君）　吉村議員―28番。

○２８番（吉村　洋君）　それぞれお答えをいただきました。

まず、新型コロナウイルスの影響ですが、既に3月2日に「セーフティネット保証（4号）」指定を受けて発動されておるわけですが、この中身が、先ほど、「頑張ってください」と言ったんですが、やっぱりこういう厳しい時に、国の制度はそういうことで適用できると。しかし、この貸付条件というのが、借りるわけですね、ただでくれるわけじゃないですね、返さんばいかんわけです。

なかなか、こういう厳しい状況下になると、中小・小規模事業者については、その体力の弱さゆえに、長引くと、もう潰れてしまうと、そういうふうな条件に置かれるわけですよ。

ですから、より徹底した対策を打っていかないと潰れてしまう。小規模事業者あたりは、その前に後継者不足で自然廃業が増えております。そういうことにこういう悪条件が重なると、そこがなお加速をされていくというふうに考えるわけです。

ですから、国のメニューから県が制度資金をつくるわけですが、限度額3,000万円で利率1.3％、保証料が0.05％とか0.045％とか、そういうところでございまして、これに上積みをして、例えば、せめて利息はゼロ％にするとか、そこら辺ぐらい考えられんとかなと。保証をつけないとなると、そこにリスクがかなり大きくなるので大変なんですけれど、貸付利息ぐらいはゼロ％にしていいんじゃなかろうかと思いますが、いかがですか、部長。

○副議長（西川克己君）　産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君）　中小・小規模事

業者の今回のコロナウイルスの影響で経営に非常に影響が出ているということは、十分認識しております。

この事業者に対して、どのような支援を行うかということは、いろんな方法があろうかと思いますけれども、今、国の方でさまざまな支援策を検討されております。

そういうこともございますので、国の支援策等も十分見極めながら、必要な措置が県としてあるかどうかを含めて今後検討を進めてまいりたいと考えております。

○副議長（西川克己君）　吉村議員―28番。

○２８番（吉村　洋君）　国が言ってくるのを待つじゃなくて、進んで自分からやるぐらいの気持ちを持ってもらいたいと思います。とりあえず国の制度が確立されることが必要でしょうから、その時には、それに上積みしてやるぐらいの気持ちを県も持っておっていただきたいと要望しておきます。

それから、「経営発達支援計画」ですが、これも小規模事業者は、地域の方はだんだん数が減るとともに、規模も小さくなっております。だから、幾つかのグループが一つになって連携をして事業をやろうと、それで外貨を取り込んでいこうということについて支援をするということが今回の計画の中にあるわけですね。

だから、そういうことについて地域の声を吸い上げて、時間を置かずに実行できるように心がけていただきたいと要望しておきます。

それから、地方交付税措置についてですが、これもなかなか何とも思っていなかったわけですが、たまたま、「平成31年度地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等」というのが総務省からきて、中小企業庁からも、「各都道府県商工担当課御中」で、「小規模事業者支援に係る地方公共団体向け財政措置について」という文書を目にしたものですから聞きたくなったんですが、先ほど申し上げたように、基準財政需要額の中の商工行政単位費用というところでの積み上げをされているということですから、その目的によって予算を配分していただきたいと、こう思うわけですね。

そういうことについて、部長、こういうのを毎年意識して予算編成をされておったか、お聞きしたいと思います。

○副議長（西川克己君）　総務部長。

○総務部長（平田修三君）　地方交付税は、地方公共団体がそれぞれの実情に応じて自主的な判断で各種の施策が実施できるように、あくまでも一般財源として措置されているということ。ですから、需要額の算出どおりに予算を配分するという単純なものではないということは、議員もご理解いただいているものと考えております。

一方で、そういう財政措置がされているということにつきましては、私どもも、各所管部局と十分に情報を共有しながら、本県の実情でありますとか課題を把握して、事業の必要性や予算の規模、事業効果などを十分に見極めたうえで対応しているところでございます。

○副議長（西川克己君）　吉村議員―28番。

○２８番（吉村　洋君）　ちょっと確認ですけれども、今、私は、商工会の単位費用を言いましたが、ほかのいろんな費用についても、その項目ごとに、これこれ、こういう対応をしますというのが国から全部局に、このような形で今までもきてたんですかね、これからもくるんですかね、お尋ねいたします。

○副議長（西川克己君）　総務部長。

○総務部長（平田修三君）　地方交付税の算定の

もととなります基準財政需要額を変更したり増額するに当たりましては、国においても各省庁と総務省の間で交渉がされると。先ほど議員もおっしゃられましたように、この件であれば中小企業庁と総務省の間、そうすると、中小企業庁からそれぞれ所管課の方に連絡があるという流れになっております。

○副議長（西川克己君）　吉村議員―28番。

○２８番（吉村　洋君）　了解しました。でも、形としては、普通交付税で県に入ってくるということでございますので、くれぐれもそこら辺は、その目的に応じたところでのことをやっていただくようにお願いを申し上げておきます。

次に、販路拡大でございますが、以前から「日本橋 長崎館」と「埼玉ながさき屋」と連携して相乗効果を上げられないものかなという話をしていましたが、なかなか連携してやるということにつながっていかないと。

例えば、輸送コストを下げるとか、そういうことを考えてはどうかという話をしていましたが、なかなかコンテナとかに合わせて積み込んで向こうで配送するということにコスト削減をすることがなかなか難しいというようなことで、そういう連携はなかなかできないのかなと感じてはおるんですが、「日本橋 長崎館」はアンテナショップですから、先ほど、部長から、「多くの来館者で右肩上がりで伸びている」と。それは、それだけ情報の発信と情報の収集というようなことができることにつながっていくわけですけれども、「埼玉ながさき屋」の方は、商社機能をもたせて関東圏域に長崎県の物産を販売していこうという前段の作業なんですね。

ですから、今後、そこら辺を考えると、今ようやく、この前で10社程度ぐらいが取引できる環境が構築されつつあるというふうになってきておるわけです。

ですから、そうなると、「日本橋 長崎館」と「埼玉ながさき屋」というのは、向いている方向は一緒なんですよね。長崎県の物産を発信して、知ってもらって販売していこうということですから、将来的には「埼玉ながさき屋」でやっている動きに、「日本橋 長崎館」も集束していっていいんじゃなかろうかなと思ったりしているんですが、これは今年、来年、再来年とかいう短い期間ではないですけれども、将来的にそういう方向性も出てこないのかなと思うんですが、いかがでしょうか、その辺は。

○副議長（西川克己君）　文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（中﨑謙司君）　「埼玉ながさき屋」と「日本橋 長崎館」の連携でございますけれども、現在はホームページ等でお互いの情報を発信したり、あるいは両店舗への周遊を促すキャンペーンを実施するなどの連携に取り組んでいるところでございます。

ただ、議員おっしゃいましたとおり、「埼玉ながさき屋」は、「日本橋 長崎館」にない専任職員による外商機能を有しておりますので、まずは商談の場として、「日本橋 長崎館」は多くの商品を揃えていますので、そこを活用していただくとか、今後、そういったいろんな連携ができないかと考えております。

「埼玉ながさき屋」の運営者であります長崎県商工連合会とも今後十分に意見交換をしてまいりたいと考えております。

○副議長（西川克己君）　吉村議員―28番。

○２８番（吉村　洋君）　そうですね。先々のことにはなるんですけれども、お互いやっていることをそうやって連携しながら、今後、県の商工会連合会とも、そういう話もちょっとはもっていただければと思いますので、どうぞよろし

くお願いします。

次に、佐世保工業高校の造船系学科ですけれども、まずは、平田副知事、その場にご出席をされておったとお聞きしますが、その時の感想なり、佐世保工業に造船科をという話が出た状況なりをお知らせいただければありがたいです。

○副議長（西川克己君）　平田副知事。

○副知事（平田　研君）　海事振興連盟の佐世保タウンミーティングには、私は県の立場で参加をいたしました。その際に、造船業界の皆様方から現在の造船業界が置かれている厳しい状況などについてのお話がありまして、さまざまな要望事項が出され、決議がされたということでございまして、そこに参加しておられた国会議員の皆様、また、中央省庁の皆様を含めて、そういう議論がなされたというところで承知をしております。

佐世保工業高校への造船系学科の新設の話についても要望が出されたわけでありますけれども、私の出席の立場は、どちらかというと海事産業を担当している立場として出席しておったわけでありますけれども、そういった佐世保工業高校への造船系学科の要望ということについて、まずはそこで承りまして、一旦引き取らせていただきたいということでお話をさせていただいたところでございます。

○副議長（西川克己君）　吉村議員―28番。

○２８番（吉村　洋君）　私は、海事振興連盟というのをよく存じ上げてなかったものですから、たまたま佐世保市で開催されたということで、こういう話になったんだろうと思います。

会長は、国会議員の衛藤征士郎衆議院議員ということで、この決議はなされたんですが、これをどこに出すというんじゃなくて、自分たちで頑張ろうという決議みたいです。これによって、たまたま佐世保市で開かれたことによって、佐世保市も参加をされております。

そういうことから、今回、県とも多少話のやりとりがあったようですが、正式に佐世保市として、いわゆる造船系の企業の採用需要といいますか、そういう調査をやりたいということで考えておられます。その結果をもって、そこにそういう需要があるんだということになれば、考えられないこともなかろうと思います。

全国を調べたところ、造船系学科があるのは、県立高校では4校です。今治工業高校、須崎工業高校、下関中央工業高校、長崎工業高校の4校みたいです。

それで、造船が盛んなところに造船系学科ができるということは自然で、そうなるんですが、長崎には長崎工業高校があるからいいじゃないかということですが、長崎県は独特で、長崎市に三菱があって、佐世保市にＳＳＫがある。あんまり元気がないんですが、需要がないから、できないんだとやってしまうと左回りになってしまうわけですね。

ですから、そこにそういう人材をつくり上げて需要が高まるように、そして、企業の状況がよくなるようにというふうにつくり込んでいくというのも一つの方策ではなかろうかと思います。

佐世保市の調査結果を待ってではありますが、佐世保工業高校には長崎工業高校と同様な機械科がありますから、そこを2年生から20人ずつに分けて、実際に定員を増やすのではなくて、そういうやり方もできるのではないかと思うんですが、調査の結果が出た場合、そこら辺、どのように考えられますか。

○副議長（西川克己君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　今、議員か

らご指摘がありましたとおり、全国で造船に関する教育を行う学校は、私どもが把握している関係では6県6校です。県立が5校、それから大分に今年度、私立で設置されました。いずれも定員が10ないし20名程度ということでありますので、それぞれ造船の盛んな都市に設置をされておりますけれども、やはり先ほど申し上げたとおり、高校卒の専門職としての企業での求人状況を見ると、1県に20名程度の養成で賄えるのかなという判断を我々はしております。

今回の決議が出たことによりまして、佐世保市において、造船関連企業におけるニーズ調査をされるということでありますので、その結果をもとにして佐世保市と意見交換をしたいと思っております。

ですから、技術職が必要なのか、いわゆる技能職が必要なのかということによって養成する機関というのも変わってくると思いますので、十分意見交換をしたいと考えております。

○副議長（西川克己君）　吉村議員―28番。

○２８番（吉村　洋君）　調査の結果ということではありますが、ニーズといいますか、つくることで企業のモチベーションも上がると思いますし、また、そういうふうに絞って取り込んでいかなければいけないというところもあるわけです。やはり造船というのは、長崎の基幹産業の一つですから、そういった意味でも、今後、佐世保市とのすり合わせをやっていただくようにお願いいたします。

2、公の施設の見直しについて

（1）見直しの考え方について。

まず、平成29年に公の施設の総点検を実施することとなったと伺っております。どのような考え方で点検を行っているのか。例えば、公の施設が設置された時点における設置の考え方や必要性について、現在も変わっていないのかといった観点で点検を行われたのか。または財政が厳しいことのみをもって行革の観点から一方的な方向性の提示といったものはなかったのか。また、総点検を実施してから現在までにどのような動きがあったのか、お知らせをいただきたいと思います。

（2）県立世知原少年自然の家の運営について。

①今後の運営について。

昨年12月12日、文教厚生委員会において、教育委員会教育長から「整理が必要」との見解が示されたわけです。

理由としては、現在、青少年教育施設は、県内に5カ所ございますが、全ての施設に空調設備等の投資をするのは財政的に困難ということであります。平成29年からの動きの中での判断ではあったかと思いますが、その過程が関係者と共有されていなかったということについては、余りにも独断に過ぎると言わざるを得ないと思います。

そこで、どのような検討が行われたのか、お知らせをいただきたいと思います。

○副議長（西川克己君）　総務部長。

○総務部長（平田修三君）　公の施設について、どのような考え方で見直しをしようとしているのかというお尋ねでございます。

公の施設については、「長崎県行財政改革推進プラン」に基づき、施設を設置した目的が今では薄れていないかといった必要性の観点、施設の稼働や利用者の状況の変化がないかといった有効性の観点、市町や民間等の類似施設が設置されていないかといった代替性の観点で、各施設の所管部局が将来的な個々の施設のあり方について点検を行い、施設の見直しを実施して

いるところでございます。

これまで、例えば佐世保技能会館については、当初の設置目的である技能労働者の研修や会議としての利用が減少していることに加え、一般の会議室としては、近隣に類似の施設があることから、利用の拡大が見込めないというようなことから施設を廃止いたしております。

また、上五島海洋青少年の家については、供用開始以降、新上五島町が管理運営をしてきたこと、地元の利用者が多いことや、より地元に密着した地域振興に資する柔軟な運営ができるということなどから、町に施設を移譲いたしております。

○副議長（西川克己君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　青少年教育施設は、青少年の健全育成に重要な役割を担う施設と認識しております。

本県におきましては、県立の5施設のうち、佐世保青少年の天地を除く4施設が、設置から40年以上が経過し、今後、大規模改修を行う時期を迎えます。

また、これらの施設の平成30年度の利用者数は約13万人で、この5年間で約1万7,000人減少しているところです。

このような状況ではありますが、重要な役割を担う青少年教育施設を健全な状態で永続的に維持していくためには、限られた予算や人員を集中して、県内各エリアに適切に配置していくべきと考えております。

そのため、県北地域の2つの施設については、佐世保青少年の天地にその機能を集約することとし、世知原少年自然の家の廃止を表明したということでございます。

○副議長（西川克己君）　吉村議員―28番。

○２８番（吉村　洋君）　今、総務部長から全体的な公の施設の配置とか設置に当たっての考え方、それから、平成29年以降の見直しということについての考え方が示され、例も出されました。

佐世保の技能会館あたりの廃止というのは、ある程度理解はできるんですが、世知原少年自然の家については、その用途、目的、役割というのが、技能会館とはまた全然違うことがあるわけですね。

それで、教育委員会教育長が表明をされてから動きがないならということであったんだろうかと思いますが、おかげで佐世保市も、すぐ反応されて、12月19日に市長と教育長が連名で知事に要望を出されております。要望は、運営存続についての要望です。

それから、年が明けて2月27日、これも朝長佐世保市長が音頭をとられて、世知原少年自然の家を利用されている関係自治体、佐世保市、平戸市、松浦市、小値賀町、佐々町、この3市2町の取りまとめを行われて、再び県に要望をされております。

こういう動きを考える時に、これがどこから出てくるかというと、市町村合併をする前の北松浦郡という括りが出てくるわけですが、そういう時に、そこを含んで平戸市、松浦市、そういうところも、小値賀町も佐々町も北松浦郡だったわけですけれども、そういう地域での施設という、そういう地域の思いにつながっていくものがあったのではなかろうかなと考えるわけです。

この動きと、加えて、佐世保市は、今、佐世保市を中心とする連携中枢都市圏を構成されて、佐々町もようやく加入されて完成したところですが、この動きの中での広域交流の促進というような視点も考えると、もう少し深めた論議を

する必要があると思うわけです。

そういった意味で、今後、世知原少年自然の家の件につきましては、期限を設けずにいろんなあり方の議論を関係者、地域で話を進めるというテーブルをつくっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○副議長（西川克己君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　先ほど申し上げたとおり、世知原少年自然の家の廃止を表明した後、議員ご指摘のとおり、関係自治体等から存続の要望等を承りました。また、各校長会、教育委員会等からも、さまざまな意見を寄せていただいたところであります。

例えば、「佐世保青少年の天地に集約すると遠くなって不便になる」とか、「自然体験のプログラムが制約されるのではないか」というようなご意見を承ったところであります。

そういったことを伺いましたので、集約後の受け入れ体制の確保や自然体験プログラムの充実等の対策をしっかり講じまして、それをお示しすることで利用者の方々の不安を払拭してご理解を得たいなと考えております。

そのためには一定の時間が必要であると考えますので、当初、令和2年度末に廃止をするというふうに考えておりましたけれども、一定の時間をかけて検討して、その結果を踏まえて関係者の皆様方のご理解を得るような動きをしたいと考えているところであります。

○副議長（西川克己君）　吉村議員―28番。

○２８番（吉村　洋君）　ありがとうございます。そういうことで時間をかけてもう少しやっていただくというようなことでお願いします。それについては圧力をあんまりかけないようにお願いします。

3、地域振興について。

（1）過疎対策事業債について。

①県下過疎地域における活用状況について。

地方債の機能として、財政支出と財政収入の年度間調整、住民負担の世代間の公平のための調整、一般財源の補完、国の経済政策との調整という役割で地方債というのが設定されていると思います。その中でも過疎地域に指定されたところにあっては、有利な起債である過疎対策事業債が活用できるわけでございます。それで、この過疎債の活用状況について、お知らせをいただきたいと思います。

②県の関わりについて。

過疎対策事業債は、過疎地域に指定された市町村が「過疎地域自立促進市町村計画」に基づいて行う事業の財源として、総務大臣が各都道府県に同意と予定額の通知を行い、各都道府県知事が市町村ごとに同意（許可）を行うこととなっています。

充当率は100％であり、その元利償還金の70％は普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなっておるようでございます。

そこで、起債手続の流れの中で「地方債同意等基準」が定められていると思いますが、県は、こういう観点から、どのように関わられるのか、お伺いをいたしたいと思います。

（2）難視聴地域の環境改善について。

①対応状況について。

平成29年2月定例会においても質問をしたところでございますが、現在においても、ラジオ、テレビの視聴ができない地区が存在しております。これまでの対応状況について、お尋ねをいたします。

②今後の対策について。

地理的要因も原因の一つではあると思いますが、ＮＨＫ受信料支払いの義務が放送法第64条

で規定されていることを考えると、難視聴をなくすことも受信料をもらう側の義務ではないかと考えるわけです。

そこで、難視聴地域に住む県民のためにも、県としても解消に向けた対策をすべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○副議長（西川克己君）　企画振興部政策監。

○企画振興部政策監（前川謙介君）　過疎対策事業債の活用状況についてのお尋ねでございます。

過疎対策事業債は、「過疎地域自立促進特別措置法」で定められた過疎地域に該当する市町村に限り、発行が認められた地方債でございまして、対象事業は、産業振興施設、交通通信施設などハード事業に加えまして、ソフト事業にも充当ができ、過疎地域の振興を図るため、充当率、交付税措置率ともに高い率が設定されております。

このため、県内11市2町全ての過疎市町で活用されておりまして、昨年度の過疎対策事業債の発行額は、県下全体で106億8,500万円、今年度は111億3,900万円の発行予定となっておりまして、近年、約100億円程度の発行額で推移しているところでございます。

次に、市町の起債手続の中で、県はどのように関わっているのかというお尋ねでございます。

過疎対策事業債を含む地方債の発行手続につきましては、地方自治法、地方財政法、地方債同意等基準などによって規定されておりまして、市町は、予算として議会での議決を経たうえで県に協議がなされ、議員ご案内のとおり、県が同意するという手続になっております。

この地方債同意等基準につきましては、地方公共団体の自主性及び自立性を高めるとともに、その運用の公正、透明性の確保を図るという観点から定められたものでございまして、原則として、この基準に掲げられた事項に合致するものについては、県は同意するものと規定をされております。

このため、同意に際しての県の関与につきましては、適債性があるのかですとか、該当する事業債が適切に選択されているかなど、この基準に合致するか否かの範囲内となっております。

○副議長（西川克己君）　総務部長。

○総務部長（平田修三君）　ラジオ及びテレビの難視聴地域解消対策の進捗等についてのお尋ねでございます。

ラジオや地上デジタル放送については、山間部などの地理的、地形的な要因や、気象条件の影響により受信できる電波が弱くなる場合、あるいは外国波の影響による混信が発生する場合など、一部受信が困難となることがあります。

ラジオの難聴対策については、放送事業者において、ＡＭ放送をＦＭ放送に変換することで受信状況を改善する補完中継局の整備に取り組んでいただいており、平成29年2月に佐世保地区において、さらに、本年3月には西海市大瀬戸町において、ＦＭ補完放送が開始されることになっております。

また、地上デジタル放送の難視聴対策としては、テレビ放送事業者において、外国波との混信が発生している地域のチャンネル周波数を変更する「改善リパック」という手法で対応していただいているところであり、平成30年度に平戸市、松浦市で、本年度は佐世保市相浦地区で実施されております。

次に、難視聴地域解消としての対策についてのお尋ねでございます。

地上デジタル放送の難視聴対策としましては、テレビ放送事業者により取り組んでいただいておりますが、その改善を図るためには、現象が

生じた地区や時期、気象条件、受信環境などの情報が重要であると考えております。

県では、地上デジタル放送に関する技術的な検討や環境整備等の活動を目的として、放送事業者を中心に組織されております「長崎県地上デジタル放送技術連絡会議」に参加し、市町を通して把握した難視聴地域の情報を提示して具体的な解決策についての協議、改善依頼などを行っているところです。

今後とも、市町と連携を図りながら、県民の皆様に相談窓口をお知らせし、寄せられた情報を放送事業者に提示するとともに、難視聴解消について働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○副議長（西川克己君）　吉村議員―28番。

○２８番（吉村　洋君）　ありがとうございます。それぞれお答えいただきました。

まず、過疎対策事業債についてでございますが、県下には過疎地域がたくさんあるので、そこら辺で活用ができていると、ここにいろんな利活用されたメニューもあるんですが、大変助かる事業なんですね。なので、過疎法を再度延長するというふうになっていくわけですが、当然、延長されていくものと考えております。

非常にいい制度ではあるんですが、これが基礎自治体に非常に責任というか、権利が強くなるといいますか、地方債制度がだんだんと改正されて、平成18年4月は許可制から協議制に移行したわけですね。平成24年4月に届出制の導入が図られて、ここで県の関与がなかなかできなくなってきたというのがあるのかなと。

平成28年4月には届出制の拡大ということで、地方債の協議不要基準を緩和し、従来の協議対象を原則届出対象可ということで、県がだんだんと関与できなくなってきたというのが現状なのかなと思います。

そこら辺が、もう県でどうにもならないというところもあるのが内心忸怩たる思いなわけですけれども、2月26日の新聞に、五島産業汽船の「びっぐあーす」に1億7,000万円、検査費が不足するので、新上五島町は過疎債を発行して充当するということになったわけです。

これは、「びっぐあーす」という船ですが、これがずっと、平成21年、平成22年に新上五島町が五島産業汽船から買った船ですね。その時に5億7,300万円、補助金を使ってあります。リフレッシュ・リプレイス補助を使いながら、平成27年度にエンジンを換装されて現在に至っておるわけです。

こういう中で、国の補助事業は適用できないという時に、過疎債を発行して、それに充てていくという手法というのが、どうなんだろうかなというのが一つ疑問に感じるところで、そういうところを県としても、その前に協議をするとか、そういうことができないのかなと思うんですが、もう一回、いかがでしょうか。（発言する者あり）

○副議長（西川克己君）　企画振興部政策監。

○企画振興部政策監（前川謙介君）　ご質問の補助金につきましては、各種の行政上の目的をもって交付要綱等を根拠に給付されるものでございまして、事業費ですとか規模、内容等によって補助基準等に満たない場合は、必要に応じて市町は単独事業として事業を実施されております。

一方、地方債は、地方公共団体が資金調達のために負担する債務となっておりまして、ここは補助事業、単独事業にかかわらず、活用されることになっております。

補助金の対象とならなかった事業でありまし

ても、先ほどご答弁申し上げましたとおり、地方債同意等基準に合致する事項につきましては、地方債の対象ということにはなっております。

地方分権が進むにつれまして、県と市町の関係が、先ほど議員ご指摘のとおり、関係性が改められてまいりまして、地方債同意等基準につきましても、こうした趣旨に沿って定められておりまして、議員ご指摘の件につきましては、地方分権の観点からは、なかなか難しい課題ではあろうと思っております。

こうした中でありますけれども、地方債等の事務手続につきましては、国や他県との間で実務的な意見交換の場などもございますので、他県で同様の事例がなかったか、あるいは実務上問題が生じなかったか、そういったことについて意見交換を行うなど、今後、研究課題とさせていただきたいと思っております。

○副議長（西川克己君）　吉村議員―28番。

○２８番（吉村　洋君）　なかなか難しい問題とは思います。しかし、この新聞の記事は、九州商船が提訴した時の記事ですけれど、県内でここは競合路線だからこうだ、単独路線なら赤字補塡ができると、そういうところの切り分けと、この船は新上五島町の所有の船だから過疎債が使えるんだということで、これがその船じゃなかったらできんわけですけれども、こういう争いのもとになるようなことが、そういうところで発生してくるわけですね。

ですから、今後、そういうところについて国にも協議をしながら、もう少し整理できる場がないのかということを働きかけていただきたいと思います。

それから、難視聴地域の環境改善についてでございますけれども、先ほど、総務部長の方からお話があったんですが、今でも地上デジタル放送の難視聴対策についてということで、周波数リパックという事業を行われているようでございまして、令和元年度に相浦で1局、平成30年度に平戸・松浦、平成29年に松浦東、松浦・平戸、平成28年度に宇久・小値賀とか、こういうことでやられているので、調査をかけて、今でも映らないところの対策をしていただきたいと思うわけです。

ちなみに、受信料の支払率は、長崎県はいいんですよ、八十何％、ＮＨＫの受信料を払っておられます。ですから、そういう意味でも働きかけと調査をやっていただきたいと思います。

4、農林業振興について。

（1）農業振興について。

①肉用牛繁殖経営支援について。

長崎県内における肉用牛の飼養については、戸数は多少減少しているものの、繁殖雌牛の飼育頭数は、平成28年度以降、増加しており、平成31年4月現在で3万頭を超えるところまで回復をしております。

子牛価格についても、平均価格で最高水準からは下回っているものの、依然として高水準を維持しております。

このような中、ＪＡながさき西海管内におきましては、宇久・小値賀家畜市場を平戸口中央家畜市場に統合し、現在、隔月で開催している競り市を毎月開催できるよう、準備を進められておるところでございます。これが実現すると、競り市にも好影響を及ぼすものと期待をしておるわけですが、しかしながら、子牛価格の高止まりは、逆に肥育農家にとっては原価率が高くなり、厳しい経営環境になってしまうというところがございます。

そこで、繁殖、肥育の両方が成り立つためにも、子牛生産の環境を整備していくことで、子

牛価格の合理性を追求するためにも繁殖経営におけるさらなる規模拡大や生産性の向上に向けた支援が必要であると考えますが、県としてどのように取り組んでいるのか、お伺いをいたします。

（2）林業振興について。

①里山整備の拡大。

イノシシによる農業被害対策で、「防護」、「すみ分け」、「捕獲」という3つの対策を総合的に実施されておるわけですが、近年においては、農地を越えて集落にまでイノシシが出没しており、住民の安心・安全を脅かしておるところでございます。

そのすみ分け対策の一つとして、里山林の整備が有効であると考えるわけですが、この整備事業をどのように推進していくのか、お尋ねします。

②主伐に向けた環境整備。

長崎県の人工林面積の40％、蓄積量で全体の67％が人工林でございます。伐期に入った46年生以上の人工林は、面積で5万6,828ヘクタール、材積では2,243万2,000立方メートルとなっております。

地域林業を活性させるには、この資源を活用して木材生産量を増やす必要がありますが、この主伐に向けた環境整備に向けて、今後どのように取り組まれるのか、お伺いをいたします。

○副議長（西川克己君）　農林部長。

○農林部長（中村　功君）　まず、肉用牛繁殖経営の県の支援についてでございますけれども、県では、農家所得向上に向けて、令和7年の畜産産出額600億円達成に向けて、各地域で策定した「畜産クラスター計画」に基づいて、繁殖経営の規模拡大のための施設整備、家畜導入支援のほか、キャトルステーションの活用やヘルパー組織の育成による労力軽減、分娩看視装置や発情発見装置等のＩＣＴ機器導入など、生産性向上対策などを推進しているところでございます。

一方で、議員ご指摘の繁殖、肥育経営の双方が成り立つためには、肥育農家が求める高品質な子牛を生産することが重要なことから、高能力種雄牛の造成や優良種繁殖雌牛群の整備といった改良対策、購買者ニーズに沿った子牛育成技術の向上対策などについて、関係団体等と一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

次に、里山林の整備についての考え方でございます。

議員ご指摘のとおり、里山林整備は、里山の景観を守り、鳥獣被害を防止するなど、森林の持つ公益的機能を…。

○副議長（西川克己君）　午前中の会議は、これにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から再開いたします。

― 午後　零時１７分　休憩 ―

― 午後　１時３０分　再開 ―

○議長（瀬川光之君）　会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

北村議員―9番。

○９番（北村貴寿君）（拍手）〔登壇〕　皆様、こんにちは。

自由民主党会派所属、大村市選出の北村貴寿です。

県政一般質問は、原則年1回とされておりますが、会派の皆様のご配慮をいただき、2回目の質問に立たせていただくことになりました。今回も、全身全霊、全力で県民の皆様の負託と信頼に応え、長崎県政にさらなるイノベーショ

ンを起こすべく1時間を皆様とともにしたいと存じます。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、通告に従って一問一答形式で進めてまいります。

1、骨髄ドナー及び骨髄移植患者の支援について。

（1）骨髄ドナー支援制度について。

①市町におけるドナー助成制度への支援について。

2月19日付の西日本新聞に「骨髄ドナー支援に地域差」という旨の報道がなされております。このドナー支援の地域差は、本県にも存在しており、県内では、大村市及び佐世保市の2市のみが制度化している状況ですが、記事によれば、「長崎県は、時期は未定だが、残りの市町が一斉にはじめられるように助成を検討中」との記載があります。

前回の私の一般質問の最後に取り上げた際には、「まずは企業に対して、ドナーに対する休暇制度を設けていただくようにお願いをしたい」との答弁がありましたが、この記事のとおりに進めていただければ非常によいことかなと存じますけれども、現在の進捗状況と新聞報道についての事実確認について、答弁を求めます。

残余の質問は対面演壇席より行います。知事及び理事者の皆様には、簡潔かつ前向きな答弁をいただきますようにお願いを申し上げます。

○議長（瀬川光之君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　骨髄移植に際して、提供者から骨髄を採取するためには、概ね7日程度の通院や入院が必要であり、国の調査では、骨髄ドナーの候補にも関わらず提供できない理由として、「仕事の都合」が43％で1位となっております。

県としましては、働く方がドナーとして骨髄の提供を希望した場合に休暇が取得できるよう、昨年10月に長崎県商工会議所連合会等に対しまして、休暇制度の整備を依頼しております。

また、本年2月の市町担当課長会議では、大村市に加えて、本年度から新たに助成制度を実施している佐世保市の事例を紹介し、各市町の認識を深めたところであります。

なお、ご指摘の新聞報道の件につきましては、先ほど申し上げた市町担当課長会議におきまして、担当から、助成制度を設けるのであれば、県内で格差があることは望ましいことではなく、県内の全ての市町で取組を実施するのが望ましい旨の説明をしたものであります。

骨髄ドナーの確保は、全国的な課題でもあることから、引き続き、地方自治体の衛生部長で構成される全国衛生部長会を通じ、国に対して制度の働きかけを行うとともに、各市町を通じまして、助成制度ニーズなどを確認し、県としての必要な対策について検討していきたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　北村議員―9番。

○９番（北村貴寿君）　わかりました。その制度でありますが、各市町に制度を設けてほしいという旨のお話をしていただいたということで、非常にありがたいと思っております。

この支援制度について、少々お話をさせていただきますが、全国に目を向ければ、22の都道府県に既に同様の制度がありますし、九州においては、大分県の18市町村全てが、この支援制度を整えているところでございます。ドナーに一日当たり2万円を最大7日間支給する制度でありまして、長崎県が50％助成をするとすれば、一人当たり7万円。そして、この移植手術の件数は年間に県内で数十件でありますから、予算的なハードルは非常に高いということではない

と考えております。ぜひ前向きに進めていただきたいと存じます。

皆様ご承知のとおり、東京オリンピックでメダルが期待されていた競泳選手の池江璃花子さん、突然白血病に冒されたのはご承知のとおりであります。

幸いなことに先般、寛解され、テレビのインタビューで「次のオリンピックを目指す」とお話をされておりました。その際に、気持ちが折れるほどつらい時期があったことも明かされ、「私にとっては、ここにいること、生きていることが奇跡。病気の方たちに、ここまで元気になれた人間がいるから、あなたも元気になれるよと伝えたい」と述べられておられます。

この制度は、苦しんでいる人を救いたいが、入院となると収入面の不安があるという県民の背中を押す制度でありまして、難病で苦しむ患者の普通に生きたいという希望に光を当てる制度であります。ぜひ、こちらが、やるのであれば補助しますよではなくて、長崎県がやりましょうよと、リーダーシップをとって進めていただきますように、強く要望をいたします。

（2）骨髄移植患者の支援について。

①二次性免疫不全について。

骨髄の移植後は、血液をつくり出す造血幹細胞が入れ替わるため、移植前に接種したワクチンによる免疫が消失、もしくは低下をいたします。これは、二次性免疫不全という状態でありまして、よって、移植後はさまざまなワクチンを再接種、やり直すことになりますが、その接種にかかる費用が公費適用されずに全額自己負担となる場合があります。この費用は、個人差はありますが、数十万円になるというケースもありまして、患者の大きな負担になっているところです。

県内では、骨髄移植が年間平均数十件ということもあり、ワクチンの再接種においては明確に対応を定められておりません。ただ、先般、新上五島町は、これを公費適用として対応しており、患者本位のすばらしい判断だなと考えております。

県内でも、このような対応に統一する市町の格差をなくす必要があると存じますが、本県の考え方について答弁を求めます。

○議長（瀬川光之君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　骨髄移植後のワクチン再接種につきましては、国が設置しております厚生科学審議会におきまして検討が進められており、1月27日の審議会でも、個人の感染予防の観点が強いワクチン再接種と感染症の蔓延予防を目的とする予防接種法との関係、また、骨髄移植以外の免疫が不十分な方への再接種のあり方等について、引き続き、論点を整理していくこととなったと伺っております。

再接種の公費負担につきましては、全国で89市区町村、県内では新上五島町が実施しておりますが、全国共通の課題でもあることから、国の検討状況も確認しながら、引き続き、全国衛生部長会を通じて、再接種の予防接種法上の定期予防接種化、国による補助制度の創設等について要望していくとともに、再接種への支援のあり方について、各市町の意向も確認してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　北村議員―9番。

○９番（北村貴寿君）　わかりました。このドナー支援制度、そして、患者さんの再接種の支援制度でありますが、私も、大村市議会にいる時代からずっと追いかけておりまして、当初は、これは国でやることだというようなことで、先ほどの答弁の中にも、国に要望をしていくとい

うようなお話がありましたけれども、しかし、なかなか進んでいかない。ですから、国がやらないなら、地方からやろうじゃないかということで、自治体がどんどん名乗りを挙げているんですね。繰り返しになりますが、ぜひ長崎県も同様のリーダーシップをとっていただいて進めていただきたいと存じます。

2、人口減少対策について。

若者の人口流出防止や移住促進などの、いわゆる社会減対策が現在進められていることと存じますが、先般、五島市が社会増に転じるなど、一定の効果があらわれているのかなというところでございます。

ただ、人口減少対策の王道、これは自然減対策でありまして、県内で生まれる子どもを増やす、これが人口減少対策のど真ん中にあると考えております。

（1）結婚・妊娠・出産・子育てを応援する機運の情勢について。

本県の合計特殊出生率は、全国的には6番目というような答弁が先日もなされているところでございます。これはこれで非常に高い水準で、よいことかなと思いますが、平成28年1.71、平成29年1.70、最新の数字は平成30年1.68と徐々に低下する傾向にありまして、伸び悩みが心配されている状況でございます。

国は、日本の人口を将来にわたって維持するためには、2.07の出生率が必要で、2025年度までに、子どもをほしいと考える夫婦らの希望が全てかなった場合の出生率、希望出生率を1.8にする目的を掲げております。この目的達成のためには、本県において進められている結婚から出産、そして、子育てまでの一貫した支援をさらに強化していくことが必要です。

①長崎県における婚活支援について。

まずは結婚についてでありますが、全国同様、本県でも急速に未婚化が進んでいる状況において、まずは男女の出会いが必要であります。官民が協力しながら婚活支援を進めるべきだと考えておりますが、県は、婚活支援をどのように進めていくのか、答弁を求めます。

○議長（瀬川光之君）　こども政策局長。

○こども政策局長（園田俊輔君）　本県におきましては、平成28年に、県、市町、経済団体等からなる「長崎県婚活サポート官民連携協議会」を立ち上げ、官民で連携しながら「お見合いシステム」によるマッチング、「縁結び隊」によるお引き合わせ、婚活イベントによって出会いの場を創出する、「ながさきめぐりあい」事業などの施策を推進してまいりました。

この間、市町においては、お見合いシステムの窓口設置や縁結び隊を活用した婚活サポーターの育成など、県の施策と連動した取組や新婚世帯への住宅取得、家賃補助など、独自の支援策の充実を図ってきているところでございます。

また、民間も含めた取組としては、県と市町が共同で企業間のグループ交流を促進する「ウィズコンながさき」や企業・団体で取り組んでいただく「ながさき結婚・子育て応援宣言」を昨年10月に立ち上げ、事業推進に努めております。

次年度は、市町や企業・団体との連携をさらに強化し、これらの事業を一体的に推進し、相乗効果を高めていくとともに、独身者や親世代に向けた意識啓発セミナーの実施や婚活イベントの充実など、これまで以上にきめ細かい支援を実施してまいります。

○議長（瀬川光之君）　北村議員―9番。

○９番（北村貴寿君）　わかりました。昨日の答

弁で、目標10組に対して成婚が85組というような答弁もあったところかなと思います。この数をどんどん多くしていただきたいというところなんですが、この「ウィズコンながさき」について、少々お聞きをいたしますけれども、昨年からはじめられたということで、今現在の登録した企業の数などは今おわかりでしょうか、手元にあれば。

○議長（瀬川光之君）　こども政策局長。

○こども政策局長（園田俊輔君）　企業間交流事業の2月29日現在におきまして、登録企業・団体数が76企業、登録グループ数が45グループという状況でございます。

○議長（瀬川光之君）　北村議員―9番。

○９番（北村貴寿君）　わかりました。昨年スタートとしたにしては、なかなか伸びているなという印象を持ちますが、こういったところもしっかり伸ばしていただきたいなと思っております。

先般、私、40代の友人の方から、「もう婚活は諦めました」というような言葉をいただきまして、本当に自営業者の方であるとか、農業者の方であるとか、非常に厳しい状況もあるのかなと考えているところであります。

ただ、最近というか、結婚する時が適齢期と言われて久しいわけでございまして、晩婚化も進んでおりますから、40代の方でも遅くないと。未婚の方が希望の持てるような婚活支援を進めていただきたいと存じます。

次に、その次の段階となる出産に関してお尋ねをいたします。

先日でありますが、育児真っ最中のお母様方、そして、妊娠中で働いている保育士の皆さんと意見交換を行わせていただいたところであります。本当にさまざまなご意見をいただきまして、中でも、家事や育児は男性も女性もともに行うべきものであり、男性が育児を手伝っているという感覚でいること自体がおかしいというお話がありました。私も、反省しきりであります。

女性が、妊娠・出産しようという気持ちになるためには、男性の育児・家事への参加が必要ですし、育児休業の取得のしやすさ、子育てしながら働きやすい環境も非常に重要であるというようなご意見だろうと思います。

皆様のお手元にお配りをさせていただいたペーパーがございますが、（資料掲示）これは内閣府の調査結果であります。ご覧いただければ一目瞭然でありますが、「子どもがいる夫婦の夫の休日家事・育児時間別にみた、この13年間の第2子以降の出生の状況」のデータであります。

要は、このグラフの2番目、家事・育児時間なしというような家庭には第2子が10％しか生まれていない。しかし、6時間以上お父さんが家事をするというような家庭では、87.1％が第2子をもうけているという、これは明確な数値での根拠であります。

②知事部局における男性の育児休業の取得について。

男性が、育児や家事に積極的に参加をしていくためにも、男性の育児休業の取得を促進していく必要がございます。ただ、中小零細企業ではなかなか進んでいない状況もあるかと存じます。

まずは、県内の大企業が率先して男性の育児休業の取得の促進に取り組んでいただきたいと存じますが、その機運を高めていくためには、この長崎県内では、県民の幸せをつくり出す企業として考えれば、この県庁が最大の大企業であります。

そこで、知事部局における男性の育児休業の取得の状況と取得を促すどのような取組を行っているのか、答弁を求めます。

○議長（瀬川光之君）　総務部長。

○総務部長（平田修三君）　知事部局におきます男性職員の育児休業の取得状況ですが、昨年度の実績で取得者数が7名、取得の割合は7.7％となっております。

取得の促進に向けた取組につきましては、これまでも、リーフレットによる制度等の周知のほかに、配偶者の出産を控えた男性職員に対して、積極的な取得を促すための所属長の面談、声かけなどを実施しているところであります。

また、育児休業の取得を含めた育児参加について検討してもらうために、昨年8月からは、育児休業や育児関連休暇の取得予定などを記載した行動計画表、プランニングシートというものをつくってもらって、それを活用し、所属長と面談を行う取組を開始したところでございます。

引き続き、家庭と仕事の両立が図れる職場環境づくりを進めながら、男性職員の育児休業の取得促進に努めてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　北村議員―9番。

○９番（北村貴寿君）　わかりました。7.7％というようなことで、これは決して高いと言える数字ではないのかなと存じます。やはり上司が「育児休業取れよ」というような声かけを積極的にしていただきたいと思いますし、先ほどのプランニングシート、しっかり活用をしていただいて、そういった知見もぜひ民間に広げていく必要があるんだろうなと存じます。

③子育てを応援する機運の醸成について。

育児休業の取得促進も重要でありますが、そのためには、長崎県を挙げて、子育てしやすい環境づくりに向けた機運の醸成、これが必要であると考えます。

先ほど申し上げた母親の皆さんとの意見交換では、ご主人が公的機関にお勤めの方、前回の意見交換会では、ご主人が自衛隊であるとか、消防士の方がいらっしゃいまして、そういったところでは非常に取得がしやすかったと。休業しなさいというような雰囲気がありますが、民間企業では、育児休業を取りたくてもなかなか言い出しにくいという率直な女性の声がありました。この民間においても、子育てしやすい環境づくりを広げようという機運の醸成が、まずは必要かと考えておりますけれども、いろいろと先ほど応援宣言を行うというようなお話もありました。

現在、本県はどのような取組を行っているのか、答弁をお願いいたします。

○議長（瀬川光之君）　こども政策局長。

○こども政策局長（園田俊輔君）　県におきましては、先ほども申し上げましたが、昨年10月、企業や団体において、従業員の方々の結婚や子育ての応援を宣言していただく「ながさき結婚・子育て応援宣言」を立ち上げるとともに、ポータルサイトにおける一元的な情報発信やマスメディアと連携した効果的な情報発信などに取り組んでいるところでございます。

また、地域での機運醸成については、お子様連れにやさしい設備や割引等のサービスを提供する「ながさき子育て応援の店事業」を平成18年度から実施しております。

今後とも、県民の皆様が希望どおりに結婚・妊娠・出産し、安心して子育てができる社会の実現に向け、宣言企業や応援店舗の拡大を図るとともに、情報発信を強化し、応援機運の醸成に力を注いでまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　北村議員―9番。

○９番（北村貴寿君）　わかりました。子育て応援をする店舗を増やしていくというような事業をされているというところでありましたが、この子育て応援の店、今どれぐらいあるのか、伸び率などの数字があれば、お示しください。

○議長（瀬川光之君）　こども政策局長。

○こども政策局長（園田俊輔君）　現在のところ、最新の集計で1,005店舗でございます。

○議長（瀬川光之君）　北村議員―9番。

○９番（北村貴寿君）　1,005店舗ということで、まあまあの数字かなと思いますが、この子育て応援をする店の存在をご存じなのかなという疑問がありまして、私が意見交換をさせていただいたお母様方にもなかなか知られていないというような状況もあるかと存じますけれども、これはどういった方法で周知をされているのか、ご答弁をお願いいたします。

○議長（瀬川光之君）　こども政策局長。

○こども政策局長（園田俊輔君）　私ども、「ココロン」という通信媒体を持っておりまして、そのココロンという情報提供する冊子は、県下の保育園、幼稚園に全数配布することにいたしておりまして、そういった中で定期的にお知らせするといったことで、子育て世代の方々になるべく届くような周知を図っているところでございます。

○議長（瀬川光之君）　北村議員―9番。

○９番（北村貴寿君）　わかりました。保育園とか、そういったところには届いているというお話だったろうと存じますが、今、やはり若いママさんはスマートフォンでありますから、しっかりＳＮＳなどを通じて発信をしていただきますようにお願いを申し上げます。

④待機児童の解消について。

待機児童の解消に向けては、これまでも重要な課題として取り組んでいただいておりますが、昨年10月からスタートした保育の無償化や共働き世帯の増加等により、保育の需要は今後も増加が見込まれるかと存じます。

大村市では、待機児童は、本年解消される見込みであると聞き及んでおりますが、隠れ待機と言われる潜在的な保育需要が喚起されれば、これで安心とは言いがたいのかなと存じます。

待機児童を解消するためには、受け皿の整備に加え、保育を担う人材確保が重要な課題であります。

本県の待機児童の状況、そして、今後の見込み、保育士の確保に向け、どう取り組んでいくのか、答弁を求めます。

○議長（瀬川光之君）　こども政策局長。

○こども政策局長（園田俊輔君）　平成31年4月現在の待機児童数は70人となり、昨年に比べ87人の減少という状況でございます。

今年度から、市町とともに待機児童対策協議会を立ち上げ、解消に向けて取り組んでいるところであり、現時点で、待機児童は今年4月には解消される見込みとなっております。

また、保育人材の確保については、離職防止策として、処遇改善の要件となっているキャリアアップ研修の実施、潜在保育士対策としては、保育士・保育所支援センターにおけるパソコンやスマートフォンからの直接登録によって、手続を簡素化した就職マッチングシステム「保いっぷ」の運用、新卒者対策としては、就職面談会や修学資金貸付などに取り組んでいるところでございます。

また、次年度、新たに潜在保育士の現状を把握し、確保につなげるためのアンケート調査や職場環境の改善に向けた管理者への啓発セミ

ナーを実施するなど、保育士確保対策に努めてまいります。

○議長（瀬川光之君）　北村議員―9番。

○９番（北村貴寿君）　先ほど答弁の中で、「待機児童は解消される」というようなお話がありました。これは、全ての市町でという認識でよろしいんでしょうか、確認です。

○議長（瀬川光之君）　こども政策局長。

○こども政策局長（園田俊輔君）　現状の見込みということで、先ほど申し上げました対策協議会の中で、これまで三度、もう一回開催する予定ではございますけれども、その状況をお聞きしたうえで、各市町とも受け皿の整備は現状整っている段階でございまして、現時点で確認できる範囲では何とか解消できるのではないかというお話を聞いておりますので、解消できる見込みということとあわせて、現在、待機児童が発生している大村市が70人で、大村市だけなんですけれども、大村市の方でも解消できるというようなお話を伺っておりますので、現時点で見込みとして、待機児童が解消できるというふうに答弁をさせていただきました。

○議長（瀬川光之君）　北村議員―9番。

○９番（北村貴寿君）　わかりました。すばらしいことかなと存じますが、今後、潜在的な保育需要が喚起をされるかもしれないということも鑑みながら、やはりまだ人材不足と、人手が足りないというお話も伺っておりますので、マッチングシステム等々しっかり進めていただきたいなと存じます。

ここで一つご紹介といいますか、その意見交換会の中で、保育所には預けていないけれども、ちょっとだけ預けたい時があると。で、一時預かりでも対応ができないような時に、ファミリーサポートセンター、ファミサポという事業が県内で行われているかと存じますが、これは、現在21市町の中で11市町が設置をしており、来年度からは13市町になるというお話でありました。実は、私の大村市には設置がされておりませんで、そういったよい制度があるのであれば、ぜひ利用をしたいというお話をいただきました。

これは、一言で言うと、公的なベビーシッター制度みたいなものでございまして、料金は最大1時間900円という自治体が多いようでございます。これは、県が運営費の3分の1補助をしておりますので、やるか、やらないかは市町の判断になりますが、ぜひ県としてもバックアップをしていただきたいと思いますし、県のホームページを見ておりましたら、数カ所リンク切れが発生をしておりましたので、これは自治体側が変えたということだろうと思いますが、そういったところも情報発信をスムーズに行うためにも見直しを行っていただければと存じます。

3、働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進について。

（1）県庁の取り組みについて。

①多様なワークスタイルの推進、ＩＣＴの活用について。

昨今、この二つの言葉はよく耳にするようになりました。生産世代の減少が進む日本では、官民一体となって進むべき社会の課題でありますが、まずは官である県庁の取組について、お尋ねをいたします。

これまでも、多様なワークスタイルやＩＣＴの活用について、さまざまな施策を推進されてきたことと存じます。そして、今後はフレックスタイムの本格導入やスマート県庁プロジェクトの実施など、どのように働き方改革やワーク・ライフ・バランスを推進するのか、そして、どのような成果を目指すのか、答弁を求めます。

○議長（瀬川光之君）　総務部長。

○総務部長（平田修三君）　多様な働き方を推進する取組につきましては、仕事と育児、介護の両立を目的としたテレワークを導入しておりますほか、業務や職員の育児、介護の状況に応じて、柔軟に勤務時間の設定ができるフレックスタイム制を本年の4月から導入をしたいと考えております。

「スマート県庁プロジェクト」の取組については、定型的なメール送信やデータ集計などの業務を自動化するＲＰＡについて、今年度は試行として5業務に着手していますが、来年度は40業務で導入することと考えておりまして、合わせて6,567時間の業務時間削減を見込んでおります。

さらに、ＡＩ技術を活用し、音声データから自動的に会議録を作成するシステムを来年度から本格的に導入しようと考えておりまして、これで5,200時間の業務量のうち、約3分の1となる1,733時間の削減を見込んでおります。

このようにして生み出しました時間を、政策立案など付加価値の高い業務、あるいはワーク・ライフ・バランスというような面に振り向けて、行政サービスの向上、ワーク・ライフ・バランスの推進につなげていきたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　北村議員―9番。

○９番（北村貴寿君）　わかりました。このＩＣＴの活用などについて、要は業務の効率を上げていくというようなお話なんですが、平成30年11月定例会におきまして、宅島議員より、ペーパーレス化についてのご質問があったかと存じます。

平成25年度は、コピー用紙6,631万枚消費をしていたのが、直近の数字で平成30年5,293万枚に減ったというようなお話でありますけれども、まだまだやっぱり多いなと考えているところであります。

ただ、これは議会もしっかりペーパーレス化を進めていかなければならない、ＩＣＴ化を進めていかなければならないと考えておりまして、電子メールの活用であるとか、今、議論をはじめているところであります。

先ほど申し上げられました、その成果、時間をどう使うかというところで、これは、その時間を生み出すことそのもの、効率化することそのものが目的ではなくて、いかに県民のために質のいい政策を立案するか、そして、実行するかにかかっているかと存じます。

それで、まず、この時間を生み出したことによって、政策立案を実行するというようなお話でありましたが、それでどのようなものを生み出したい、何人にその時間を充てることができると、そういったところまではシミュレーションはされていらっしゃいますでしょうか。

○議長（瀬川光之君）　総務部長。

○総務部長（平田修三君）　これから導入していく話になりますので、実際に導入をして、その状況を確かめながら推進していきたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　北村議員―9番。

○９番（北村貴寿君）　わかりました。ぜひしっかりと職員の皆さんが質の高い政策立案に関われるように時間の確保を取っていただきたいと存じます。

これは、私の手前みその話で恐縮でありますが、先般、一般社団法人パブリテックという団体が主催をいたします、デジタルトランスフォーメーションセミナーというものを受講してまいりました。

デジタルトランスフォーメーション、これはＤＸとよく表記をされておりますが、近年、企業に定着しつつある言葉でありまして、ＡＩとか、ＩＣＴとかを使い、イノベーションを起こして、私たちの業務全般を見直そうと、ビジネスモデルを変えていこうというような取組であります。これは、行政では広島県が先駆的に取り組んでいらっしゃいまして、地方自治体も興味を持って進めている。大村市にそのセミナーがあったところでありまして、いろいろと話はありましたけれども、このセミナーでは、結びとして、ＩＣＴとか、ＩｏＴとか、ＡＩとか、ＲＰＡとか、ブロックチェーンとか、Society5.0とか、イノベーションとか、横文字を並べられてもようわからんというような方々がまだ大半であるというようなお話であります。

やはり、この新しい技術をどう使って、どう進めて、どのような成果を出すかは、それに関わるリーダーシップ、職員の情熱、そういった体制にも関わっているというようなことでございますので、ぜひ情熱を持って推進をしていただいて成果を生み出していただきたいなと存じます。

（2）民間企業への取り組みについて。

民間企業でも、働き方改革やワーク・ライフ・バランスの推進が企業のイメージを良好なものにし、働く人々からはもちろんですが、消費者からも選ばれる企業となることによって、企業の持続可能性が高まり、ひいては経済の活性化につながるかと存じます。

①誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度について。

これは、略称「Ｎぴか」と呼ばれている制度でありますが、その概要と現在の認定状況はどのようになっているのか、答弁を求めます。

○議長（瀬川光之君）　産業労働部政策監。

○産業労働部政策監（貞方　学君）　「Ｎぴか」は、仕事と育児、家庭の両立、働き方改革、女性活躍の推進、男女共同参画の3分野50項目について審査を行い、その得点に応じて、☆一つから☆五つまでの5段階で認証する制度となっております。

認証を取得した企業に対しては、県の広報媒体への掲載や合同企業面談会の優先採択などのインセンティブを設けておりますけれども、取得企業は81社にとどまっており、これをいかに増加させていくかが課題であると認識をいたしております。

○議長（瀬川光之君）　北村議員―9番。

○９番（北村貴寿君）　私も、このリストを事前にいただきましたが、残念ながら大村市には認定企業がないという状況でございまして、ちょっとさびしい思いをしているところでありますが、これは周知がなされていない、そもそも知らないということもあろうかと思いますし、もしくはこれを取ろうというインセンティブが弱いということも考えられるかと存じます。

こういった制度の認証を受けようと企業が行動を起こすのは、これは経営判断であります。経営者の周知が重要かと存じますが、これまでどのような周知をなされてきたのか、そして、今後、認証企業をどのようにして増やしていくのか、答弁を求めます。

○議長（瀬川光之君）　産業労働部政策監。

○産業労働部政策監（貞方　学君）　これまで「Ｎぴか」の認知度向上を図るために、専用ホームページでの情報発信や経済団体と連携した周知・啓発、誘致企業等への企業訪問活動などを実施してまいりました。

今後、認証企業を増やしていくためには、企

業経営者の意識改革が何よりも重要であると考えておりますので、これまでの取組に加えまして、「Ｎぴか」取得に前向きな中小企業家同友会をはじめとする経済団体への働きかけや企業訪問活動の強化を徹底して実施することで、さらなる取得促進を図ってまいります。

○議長（瀬川光之君）　北村議員―9番。

○９番（北村貴寿君）　わかりました。中小企業家同友会、私も会員でありまして、私もこの制度の周知に力を注いでいきたいなと存じます。

ワーク・ライフ・バランスや育児休業取得のしやすさ、そういったものには上司の職場の雰囲気が重要であるよというお話をしてまいりましたが、いろいろな事業をほかにもやっておられるということで、長崎県では、あなたのイクボス度をチェックということをやっておられますね。

イクボス度診断結果を私も受けてみたんですが、この診断をされた理事者の皆さんっていらっしゃいますか。イクボス度診断、いらっしゃいませんか。結構です。

私も、昨日はじめてやって、これは4つに分かれるそうです。私は、最低ランクの昭和型ボスということで認証をされて、気合いと根性があれば何とかなると思っていませんかというように診断をされまして、反省しきりであります。これは身内でやっているところでございますから、ぜひこのイクボス度をチェックしていただいて、このワーク・ライフ・バランスを推進する、育児休業が取りやすい雰囲気をつくる、このことがひいては少子化対策につながっていくんだということでありますから、ぜひ実践をしていただきたいと思いますし、そのインセンティブであります。

これは、提案になってしまいますが、県でもバナー広告など募集しておられますから、こういった「Ｎぴか」企業には、バナー広告を10％割引しますよとか、そういったところも検討をしていただければと存じます。

4、介護人材確保の取組について。

（1）介護人材確保の取組について。

東京商工リサーチによれば、老人福祉介護事業における倒産状況は、集計開始以来、過去最多に並んでおります。県内に目を向ければ、新規で開設する事業所は増えている一方で、廃止する事業所も徐々に増加傾向にあります。

東京商工リサーチの分析によると、高齢化が進む中での倒産、廃止件数の増加の主な理由として、人材不足と人件費の高騰が挙げられております。

県は、第7期老人福祉計画、介護保険事業支援計画を策定した際、今後の介護人材の需要と供給の推計を行っておられますが、2025年には介護職員の不足を約3,300人と見込んでおられまして、介護人材の確保は非常に厳しい状況かと存じます。

①介護の仕事についての理解や関心を高める取組について。

人材不足を補うためには、あらゆる世代からの参入を促す取組が必要かと存じますが、その中でも、特に若い世代に参入を働きかける必要があると考えております。以前は、介護の仕事といえば低賃金、3Ｋというイメージもありましたが、現在は処遇改善加算などにより、徐々に改善が図られているというイメージも広がりつつあります。

介護の仕事について、特に、将来の働き手となる若者に対する理解や関心を高めるためにどのような取組を行っているのか、答弁を求めます。

○議長（瀬川光之君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　介護職について、理解や関心を高めるため、小中高校生を対象に、高齢者や認知症、介護の仕事の重要性などの理解を促す「基礎講座」や高齢者との触れ合いや介護の仕事を体験する「職場体験」、また、介護の魅力ややりがいを伝える「魅力伝道師の講話」を実施しており、取組学校数は、昨年度の51校に対しまして、本年度は75校の見込みで、年々増加している状況でございます。

また、アンケート結果では、全体の9割の学生から、「介護の仕事の理解が深まった」との回答があり、約2割の学生から、「将来、介護の仕事をやってみたい」との回答を得ており、取組の効果があったものと考えております。

今後は、このような取組を通して、学生だけでなく、就職や進学の検討に関与される保護者にも対象を広げて理解を深めてもらうとともに、引き続き、学校関係者等に働きかけを行い、多くの学生が「将来、介護の仕事をやってみたい」と思えるよう、取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　北村議員―9番。

○９番（北村貴寿君）　わかりました。ぜひ、子どもたちに介護の仕事のすばらしさを教えていただきたいなと存じます。

②介護ロボットやＩＣＴの導入について。

先ほどから申し上げております人手不足を補う手法としては、まず職員を増やしていく、そして、業務を効率化する。3人でやっていた仕事を1人でできるようにするという手法があるかと存じますが、この介護の仕事に就いた職員が長く勤めていただくということも必要であります。これには、職場環境の改善が必要になってまいりますが、職員の負担軽減や介護業務の効率化に効果があるとして期待をされておりますのが、徐々に導入が進んでおります介護ロボットやＩＣＴ機器の活用であります。

県も、本年度より介護ロボット、ＩＣＴ機器を導入する介護事業所に対する支援を実施されておりますが、単に補助を実施するだけでは導入をためらう事業所もまだまだ多いかと感じております。特に、小規模な事業所が導入に踏み切ることはなかなか難しい状況だと考えておりますが、県として、どのように普及促進を支援していくのか、答弁を求めます。

○議長（瀬川光之君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　昨年度、1,300の県内介護事業所を対象とした介護ロボット等導入実態調査では、回答があった847事業所のうち137事業所が既に介護ロボット等を導入しており、114事業所が導入を検討しているとのことでした。

本年度は、特に、導入効果が見込まれるセンサーマットなどの「見守り支援機器」、介護記録等の「介護業務支援機器」の2種類を対象として、職場環境改善に意欲がある19事業所に導入経費の助成を行っております。

今後、介護ロボット等の導入をさらに普及していくためには、機器を活用する職員が、その導入効果や活用方法を正しく理解することが重要であると考え、本年度導入経費を助成した事業所をモデルとして、導入による負担軽減や機器の効果的な使用方法等をマニュアル化し、県内の事業所に見える化することとしております。

また、導入効果がイメージできない等により、導入をためらっている介護事業所に対して、まずは離島地域から無料によるモニター使用や現場に合った機器選定の支援を行い、介護ロボット、ＩＣＴのさらなる普及促進に努めてまいり

たいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　北村議員―9番。

○９番（北村貴寿君）　わかりました。介護ロボットといいますと、すごく仰々しいものを思い浮かべていらっしゃる方もあるかと存じますが、これはあくまでもロボットに介護させるということではなくて、介護現場の職員の負担を軽減することにつながる便利な機械というようなことで捉えていただければ、事業者の皆さんもよろしいのかなと存じます。そういった周知をしっかりしていただきたいと存じますし、やはり介護事業所には大きなところと小さなところがあるわけでございまして、大きなところはそれなりに体力もあられるというところでありましょうから、やはり困っているのは小規模な事業所でありますので、しっかりとそういったところにも目配りをしていただきたいと存じます。

③外国人介護人材について。

静かな国難とも言われる人口減少でありますが、日本人の介護職員で足らざる部分、これは外国人人材の受け入れも考えていく必要があるのかなと存じます。

国も、外国人受け入れのために法整備を行い、財政的な支援を行っていると承知をしておりますが、本県では、ベトナムのクァンナム省との友好交流関係を活かし、看護系大学との覚書を締結して優秀な人材の受け入れを進めるということでありました。

現在の進捗状況と今後の進め方について、答弁を求めます。

○議長（瀬川光之君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　ベトナム国クァンナム省の看護系大学等からの受け入れにつきましては、昨年7月に引き続き、11月にも現地大学を訪問し、人材送り出しに当たっての条件や覚書の締結等について協議を行ってまいりました。

また、本県のスキームによる受け入れを希望する介護事業所は、現在のところ、25事業所あり、50人程度の受け入れを希望されております。

今後、2025年度までに1,000人程度の外国人材の確保を目指しており、そのうち民間での受け入れを含めて、450人程度を技能実習や特定技能の在留資格で確保していきたいと考えております。

当初のスケジュールでは、来年の3月を目途に技能実習生として来県を目指す予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の関係で現地大学が休校となり、現在、派遣者の選定等手続が中断しております。今後、準備ができ次第、できるだけ早く進めるよう、引き続き、現地との調整を続けてまいります。

○議長（瀬川光之君）　北村議員―9番。

○９番（北村貴寿君）　わかりました。1,000人の外国人介護人材を目指すということで、3,300人に対しまして3分の1弱というような大きな目標であろうかと存じます。

これについて、私、今、インターン生を受け入れておりまして、いろいろと調査をしていただきました。いろいろなメリットと課題があるなということでまとめていただいておりまして、やはり「日本語の読み書きがしっかりできるか不安である」とか、「文化の違いがあるとか、そういった不安があるので進んでいかない」というようなお声があるそうであります。

そういった事業所についての不安、課題といったものをどのようにして課題解決をされていくのか、お考えがありましたら、お答えください。

○議長（瀬川光之君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　今後、受け入れを希望していく事業者が増えてくるものと見込まれます。

そこで、県といたしましては、各事業所に対しまして、今現在受け入れられている施設に対しまして、どういった点が課題であるのか、また、どういった支援があれば、さらに進むのか、そういったことをしっかりと意見を伺いながら、今後必要な対策について検討していきたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　北村議員―9番。

○９番（北村貴寿君）　わかりました。ぜひ、しっかり進めていただきたいと存じます。

先ほど来申し述べております外国人の人材でありますとか、介護ロボット、ＩＣＴ機器、そして、何より職員が長く勤めていただける職場環境、これを改善していくのはいわゆる経営判断であります。ですので、制度をしっかりと充実をさせるというようなことと同時に進めなければいけないのは、経営者の方の意識改善、リーダーの方々の意識の改善だろうと存じますので、そういった意識改革についてもぜひ取り組んでいただきたいと存じます。

5、障がいのある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくりについて。

（1）障がい者雇用の推進について。

長崎県内の民間企業の障害者法定雇用率は、現在最新の数字で2.54％でありまして、全国平均である2.11％を上回っております。本県の障害者雇用の推進においては、一定の成果が出ていると認識するところであります。ただ、教育委員会のみが未達成ということで、さらに頑張っていただきたいなと思いますが、ここでやはり忘れてはならないのは、一般企業に就労が難しい障害をお持ちの方々のことであります。

①障がい者就労支援施設等からの物品等の調達拡大について。

障害のある、なしにかかわらず、生活を送るためには一定の収入を得る必要があります。特に、一般就労が難しい障害者就労施設の利用者においては、障害者年金等の受給にあわせて、事業所から支払われる工賃等の水準を引き上げていく必要があります。その工賃を引き上げるためには、物が売れなければなりません。いわゆる就労施設において、つくり出されるさまざまな材やサービスの売上を伸ばしていく、購入を促す施策の推進が必要だと存じます。

ここで、長崎市においては、障害者就労施設等から年間20万円以上の物品を調達している事業者について、建設業の入札参加者の格付審査の中で、加点評価をする制度を設けており、民間事業者における障害者就労施設等からの物品等の調達推進に取り組んでおられるところでございます。

そこで、提案でありますが、この制度に倣って、県発注の入札における等級格付や総合評価等において、障害者就労施設等からの物品の調達に積極的な事業者については加点を行うといったインセンティブを設けるべきだと考えますが、県の見解について答弁を求めます。

○議長（瀬川光之君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　県の調達につきましては、平成24年6月に公布されました「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、年度ごとに調達方針を定めて、障害者就労施設等からの優先調達を行っており、平成30年度の実績額は目標額の2,430万円を上回る約2,786万円となっております。

議員ご指摘の点につきましては、県といたしまして、関係団体や障害者就労施設等から意見も伺いながら、障害者就労施設等からの民間調達が進む方策について、関係部局で検討していきたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　北村議員―9番。

○９番（北村貴寿君）　わかりました。県にも、優先取扱企業という制度があるところでありまして、ただ、先ほど申し上げた長崎市の制度においても、この県の制度においても、県においては年間30万円以上購入している事業者を登録対象としている制度については、まだまだ実績がないと、ゼロということであります。長崎市の制度については、数年が経っておりますが、実績は7件ということで、なかなか難しいなというところも実感としてございますが、やはりこれはそもそもそういう制度があるか知らないということかもしれませんし、それをやることによって得られるインセンティブ、魅力がないのかというようなところもございますので、ぜひ、県の制度においては、年間50万円を30万円程度に引き下げたというようなところであります。長崎市においては、これは年間20万円程度であります。これをもっと引き下げるとか、もしくはさらにインセンティブを拡大していく、格付の点数を上げていくとか、さっき言ったバナー広告を出せますよとか、そういったところも検討をしていただいて、障害者施設から物を買おうよという企業を増やしていただきたいと存じますし、これは最後に申し述べます、ＳＤＧｓにおけるゴール12に関する取組であります。いわゆる倫理的消費、エシカル消費というようなことで言われておりますが、こういった取組が県全体に波及するような施策を進めていただきたいと存じます。

②手話言語条例の制定について。

長崎県議会では、平成26年10月に、「手話言語法制定を求める意見書」を県議会で採択をしております。これは、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、手話が使え、さらには手話を言語として普及及び研究することができる環境整備に向けた法整備を求めるものであります。

その後、県としても、条例制定に向けた取組がなされていると承知をしておりますが、現在の状況について答弁をお願いいたします。

○議長（瀬川光之君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　平成26年10月に、「手話言語法制定を求める意見書」が県議会で採択されたこと等を踏まえ、県は、聾者の代表者や市町の関係者等と、これまで10回にわたり意見交換を実施しております。

聾者が抱えている課題としては、手話が言語の一つであるという社会的な認知が進んでおらず、意思疎通や就労先が限られるなどがあり、これらの課題を解決するためには、行政だけではなく、民間の方の協力を得ていく必要があります。そのためには、どのような施策が必要か議論を重ねており、例えば、条例による社会的認知の向上、手話通訳者の育成の仕組み、就労先の充実の対策等の意見をいただいているところであります。

○議長（瀬川光之君）　北村議員―9番。

○９番（北村貴寿君）　一定理解をいたしました。ただ、なかなか膠着状態が続いているという現状があるのかなと存じますが、この条例の制定には議員発議というものがあると思いますけれども、その全国の状況はどうなっているのか、ご答弁をお願いいたします。

○議長（瀬川光之君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　全国の手話言語条例の制定状況につきましては、令和2年1月現在、27道府県であり、そのうち議員発議は16県となっております。

○議長（瀬川光之君）　北村議員―9番。

○９番（北村貴寿君）　承知をいたしました。なかなか膠着状態が続いているというところで、県議会においても、議員発議というところも検討をしていかなければならないのかなと存じます。その際には、県としてもご協力をいただくようにご要望をいたします。

6、鷹島水中遺跡について。

（1）鷹島水中遺跡の保存活用について。

①研究機関の誘致について。

いわゆる「元寇」が、日本の国難の一つでありますが、その歴史を伝える貴重な水中遺跡が「鷹島神崎遺跡」であります。この遺跡には、松浦市や大学等において継続的に調査が行われておりまして、松浦市からは、水中遺跡保護に関する組織部署を独立行政法人国立文化財機構九州国立博物館に設けること、その拠点となる専門調査機関を松浦市鷹島町に設置することなどを国に働きかけるように、要望が幾度となく行われておりますが、県としては、どのように対応しているのか、答弁を求めます。

○議長（瀬川光之君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　鷹島神崎遺跡は、平成24年に海底遺跡としてはじめて国史跡に指定され、元寇に関する沈没船をはじめ、木製いかり、武器、武具等多くの遺物が出土するなど、全国的に見ても大変重要な遺跡であると考えております。

県といたしましても、松浦市の要望を踏まえ、水中遺跡の調査・保護に専門的に取り組む組織を九州国立博物館内に設置し、松浦市鷹島に現地調査研究施設を置いて、調査研究及び保存管理に国策として取り組むことを、政府施策要望の重点項目として要望しているところであります。

県教育委員会といたしましても、九州国立博物館の担当部長と意見交換をさせていただき、協力等を要請しているところであります。

○議長（瀬川光之君）　北村議員―9番。

○９番（北村貴寿君）　わかりました。松浦市民の中には、毎年の要望にもかかわらず、なかなか進んでいかないといういら立ちの声をいただいているところでございます。

中村知事も、早期実現できるように関係予算の確保を進めていきたいという報道も長崎新聞になされておるところでございますが、本県の松浦市に対する支援は今どうなっているのか、答弁を求めます。

○議長（瀬川光之君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　県におきましては、これまでも松浦市が実施する調査に対し財政支援を行うほか、職員を派遣し、調査協力や遺物の保存処理への技術支援及び指導助言を行ってまいりました。

また、今年度からは潜水資格を持った文化財専門職員を増員し、調査体制を充実・強化してきたところであります。

県といたしましても、「鷹島神崎遺跡」での調査・研究のさらなる成果が得られるよう、引き続き積極的に支援してまいります。

○議長（瀬川光之君）　北村議員―9番。

○９番（北村貴寿君）　わかりました。日本の考古学者でもあり、九州大学の名誉教授である西谷　正先生によりましたら、これは世界遺産にも匹敵するというようなご評価もいただいてい

るところでございます。この遺跡の保存活用にこれまで以上に力を注いでいただきますように要望をいたします。

7、主要農作物種子法の廃止について。

（1）主要農作物種子法の廃止について。

①主要農作物種子法の廃止における長崎県の対応について。

米、麦及び大豆種子の生産供給体制を各都道府県に義務づけた「種子法」が、平成30年4月に廃止をされました。

先般、大村市において、若手農業者の方々と意見交換をさせていただきましたが、その際、「種子法の廃止により、優良で安価な種子の安定供給について不安がある」とのご意見をいただきました。このようなご意見は、全国的にも散見をされておりまして、他県においては、種子条例を独自に制定している県もございます。九州においては、熊本県、宮崎県が制定をしておりますが、条例制定への賛否を含め、さまざまな議論がなされているところであります。

そこで、県では、種子法の廃止に伴い、どのような対応を行っているのか、答弁を求めます。

○議長（瀬川光之君）　農林部長。

○農林部長（中村　功君）　県といたしましては、米、麦、大豆の優良で安価な種子を、農家の皆様に安定的に供給できる体制を維持することは重要な責務であると認識しております。

そのため、主要農作物種子法の廃止に伴い、農業団体からの要望に対応して、平成30年3月に「長崎県主要農作物種子制度基本要綱」を制定し、種子の生産供給体制を維持しているところでございます。

○議長（瀬川光之君）　北村議員―9番。

○９番（北村貴寿君）　わかりました。県では、基本要綱を制定し、米、麦、大豆の優良で安価な種子の生産供給体制を維持していくということでありましたが、ただ、不安の声が根強くあるというのも事実でありまして、その基本要綱の周知についてはどのように行っているのか、お尋ねをいたします。

○議長（瀬川光之君）　農林部長。

○農林部長（中村　功君）　県では、制定しました要綱等を市町や農業団体等に丁寧に説明するとともに、リーフレットを作成して、県のホームページへの掲載や、普及指導員から農家の皆様に対して講習会等を通じて周知を図っているところでございます。

今後とも、農家の皆様の不安が解消されるように、あらゆる機会を通じまして周知に努めてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　北村議員―9番。

○９番（北村貴寿君）　わかりました。今後も、やはり若い農業者の方々が不安なく農業を担っていただけるような環境づくりに努めていただきたいと存じます。

ただ、この4月に種子法とセットで語られることが多い種苗法が、今般改正されるという情報もございますので、しっかりと国の動向を注視しながら、本県の農業施策を推進していただきたいと存じます。

8、ＳＤＧｓの推進について。

（1）ＳＤＧｓの推進。

これまでも県議会でＳＤＧｓの取組について質問がなされているところであります。本日、私も付けておりますが、ＳＤＧｓの理念をあらわすバッジも、ちまたでよく見かけるようになりました。県民の皆様にも少しずつ理解が進んできたように思っております。

おさらいいたしますと、ＳＤＧｓとは、サステイナブル・デベロップメント・ゴールズ、国

連、サミットで採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であり、17のゴール、169のターゲットから構成をされ、地球上の誰一人取り残さないことを誓っております。

本定例会における知事の所信表明の中でも、「ＳＤＧｓの理念を踏まえて施策を推進する」という言葉もありました。本県の次期総合戦略素案においては、ＳＤＧｓの理念がさまざまな施策に反映をされております。そのような中で、まずは、県職員の皆さんがＳＤＧｓをしっかり説明できるようになるレベルまで理解を深める必要があります。

先日、その職員研修が開催をされまして、私のところに来ておりますインターンの大学生も参加をさせていただきました。インターン生からは感想のレポートをいただいておりますけれども、「ＳＤＧｓの問題は、自分とは少し遠い問題であると考えたが、若者の視点でユニークなアイデアをどんどん出していかなければならない」であるとか、「このカードゲームは、楽しく学べるために、小学校や中学校で多く取り入れられていくべきだ」というような感想もいただいているところでございます。

理解促進に非常に有効な取組であると考えておりますが、この研修をさらに幅広い職員に対して、そして、県民向けに対して行うべきだと思いますが、今後の進め方について答弁を求めます。

○議長（瀬川光之君）　企画振興部長。

○企画振興部長（柿本敏晶君）　ご指摘の研修につきましては、企画振興部のほか、他部局の職員も参加を呼びかけ、カードゲームを活用した形でＳＤＧｓを学ぶという形で実施をいたしました。「楽しみながらＳＤＧｓへの理解を深めることができた」という参加者からのご意見もいただき、有効な手段と考えておりますので、今後は、他部局にもこうしたツールの活用を紹介し、積極的なＳＤＧｓの普及の取組を促しますとともに、引き続き、企画振興部においても、ＳＤＧｓの研修の機会を設けてまいりたいと考えております。

また、カードゲームの活用を含めて、広く県民を対象にしたセミナーの開催についても検討してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　北村議員―9番。

○９番（北村貴寿君）　本県が世界を変えるために発信拠点となるためには、ごうまなみ県議が提案をされております国連機関の誘致が非常に効果的だと考えております。世界をよりよくしていくリーダーシップをとれるように、官民一体となった誘致運動を起こしていただけるよう強く要望し、私の質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（瀬川光之君）　これより、しばらく休憩いたします。

会議は、2時45分から再開いたします。

― 午後　２時３０分　休憩 ―

― 午後　２時４５分　再開 ―

○副議長（西川克己君）　会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

大場議員―14番。

○１４番（大場博文君）（拍手）〔**登壇**〕　本日最後の質問者になりました。

自由民主党・県民会議、島原市選出の大場博文でございます。

理事者の皆様には、明瞭なご答弁をよろしくお願いをいたします。

それでは、通告に従いまして質問を行います。

1、観光振興について。

（1）インバウンド対策について。

ここ数年の日本国内における外国人旅行者数は増加の傾向にあります。日本のインバウンド市場も好況の波にあるといえます。

昨年の「ラグビーワールドカップ」、「東京2020オリンピック・パラリンピック」、そして2025年には「大阪万博」が控え、インバウンドは、さらにその伸びが期待をされています。

今後、さらにインバウンドを伸ばすためには、訪日外国人旅行客が快適に旅行できるようにＷｉ−Ｆｉなどの整備等をすることにより、さらなる伸びにつながることから、それらの整備状況を含めて、まず、本県のインバウンドの取組について、お尋ねをいたします。

（2）東京2020オリンピック・パラリンピック期間中、終了後の誘客・ＰＲ対策について。

オリンピック・パラリンピック期間中、また、開催後の本県の観光対策について、お尋ねをいたします。

期間中は、国内外より、開催都市であります東京を中心に約1,500万人もの来訪者が予想されています。開催都市やその周辺では、大いに経済効果等も期待をされています。

特に、訪日外国人客、インバウンド需要は、過去6大会の例を見ても、開催後、長期間にわたり需要が喚起される傾向にあります。

そこで、大会期間中に観戦に訪れる多くの訪問者の方々に広く本県の魅力をＰＲすることが、開催年後の本県のインバウンドの需要拡大にとっても非常に重要であると考えています。

県として、何らかの対策はお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

（3）新型コロナウイルスの影響による修学旅行など国内対策について。

長崎では観光業が基幹産業の一つとなっておりますが、これまで各地の地震や大雨などの災害の発生で大きな影響を受けてきました。

本県観光業を見てみますと、昨年の日韓の関係悪化による対馬の韓国人観光客減少の影響対策をとり終える間もなく、本年1月よりの新型コロナウイルスの感染拡大により甚大な被害が予想されています。

既にホテル・旅館では、発生後、予約キャンセルが約30％、中でも外国人観光客の予約はほとんどなくなるなど、現実の厳しい声が聞かれ、これらの早急な対応が必要と考えます。

そこで、今回の新型コロナウイルスによる修学旅行などの団体旅行に対する影響、またその対策、国内旅行への今後の取組についてどのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

（4）「宿フェス」を活用した本県観光のＰＲについて。

「令和の新しい時代に青年部らしいチャレンジ」をコンセプトに、東京オリンピック・パラリンピックの開催期間中、8月29日、30日の2日間、上野恩師公園にて、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会青年部が、「第1回宿フェス」の開催を企画されています。グルメ・物産ブース、観光ブースの設置が可能ということであります。

これを単なるＰＲと考えるのではなく、その土地の文化や風土に触れていただくことで、旅の力が持つ知的好奇心に訴え、その土地への興味、関心が旅の一歩となる国内旅行への活性化につながるいい機会だと考えています。

また、東京オリンピック・パラリンピック期間中というタイミングでの開催を絶好と捉えて、このイベントを活用してはと考えています。

そこで、本県もブースによる参加等を検討し

てはいかがかと思いますが、県の考えをお尋ねいたします。

（5）アクセシビリティ推進事業補助制度の実施について。

アクセシビリティとは、近づきやすさやアクセスのしやすさなどのことであります。また、利用しやすさなどの意味でも広く使われています。

現在、宮崎県では、宿泊施設のアクセシビリティの向上を目的として、客室や通路等の施設改修への補助を実施し、東京オリンピック・パラリンピックキャンプ誘致の強化や福祉のまちづくりの一層の推進を図られ、一定の効果が出ているようです。ほかにも、こういった考えのもと、事業への取組で観光振興につなげる例が出てきております。

本県としても、このアクセシビリティを推進する取組を実施してはと思いますが、これについての本県の考えをお尋ねいたします。

（6）宿泊施設との災害協定締結について。

近年、大規模災害発生が頻発し、ライフライン等の途絶などにより、被災自治体単独では住民にとって必要な活動を満足に遂行できないという事態が生じています。

このような事態に対処するため、被災自治体をサポートする協定が、多くの自治体と民間事業者との間で締結をされています。

一度、大きな災害に被災すると、平時とは比較にならないほど不自由な生活を余儀なくされます。また、そのような状況が長期化することで、高齢者や障害者、子どもなど、いわゆる生活弱者の心身の心配や衛生面の確保などで新たな問題が顕在化してきます。

そこで、宿泊施設との災害協定締結を提案いたします。

旅館・ホテルは、災害時には宿泊機能のみならず、衛生的な食事や入浴の提供機能を持ち、ホスピタリティに富んだ事業を展開することができます。

また、被災すると、その被災周辺地域には観光客や宿泊客の足が遠のき、旅館・ホテルの経営の悪化が予想されますが、この協定を活用することで速やかな復興の後押しだけでなく、宿泊事業者の事業の継続が可能となり、相互にとっての利点が見込まれます。

そこで、この宿泊施設との災害協定締結について、どのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

2、島原半島の振興について。

（1）振興局の統合による影響について。

昨年11月、「長崎県地方機関再編の基本方針」に基づく振興局見直しの方向性が示されました。

県南地区の長崎、県央、島原の各振興局庁舎は、いずれも築50年以上が経過し老朽化が進み、それぞれ早期の建替えが急務とのことです。

厳しさを増す県の財政状況や老朽化を考えると理解するところもありますが、近年では大規模災害も頻発してきており、その際の迅速な対応や県民生活に必要な行政サービスの提供には不安が残ります。

また、地域にはまだまだ解決しなければならない問題が山積しており、今回の再編については地域住民も十分に理解されていないようであります。

改めて、今回の再編に対する県の考え、また、今後の進め方について、お尋ねをいたします。

（2）島原道路の進捗状況と今後の見通しについて。

半島という地理的条件に恵まれていない島原市は、道路交通への依存度が高く、農畜産物等

の広域的物流の拡大や定住人口の増加につながる県央地域への通勤範囲の拡大、観光客やイベント開催による交流人口の増加、企業誘致等を進めるうえで、幹線道路網は最も重要な社会資本であります。

そのため、国と県によって島原道路の整備が進められていますが、現在の供用は全体50キロメートルのうち35％、約17キロメートルにとどまり、いまだ全線の完成にはほど遠い状況にあります。

また、未整備区間においては、現在、広域農道が国道251号のバイパス的な役割も果たしているため、自動車の交通量も計画当時の約5倍に増加しており、このような中、農耕車両や歩行者、自転車が通行する状況であり、安全上の問題が懸念されております。

事業中区間の早期完成が不可欠なのは言うに及びませんが、島原道路の整備による効果を最大限に発揮させ、活力ある地域づくりを進めるためには、未着手区間である島原市有明町から雲仙市瑞穂町間、約10キロメートルの整備が早急の課題であります。そのため、一刻も早い事業化が望まれますが、この区間の新規事業に対する取組を知事にお尋ねをいたします。

（3）過疎法の延長について。

昭和30年代以降、日本経済の高度成長の中で、農山漁村地域から都市地域に向けて大幅な人口移動が起こり、地方では人口の減少により地域の生産機能が低下してまいりました。

そのため、過疎対策として、昭和45年より現在まで特別措置法を制定し、そのような地域における住民福祉の向上や働く場の創出を図り、魅力的な地域づくりを進めてきました。

しかしながら、過疎地域は、若年層の人口流出をはじめとした人口減少と高齢化など地域の問題は深刻さを増しています。引き続き、この特別措置法を延長し、さらに地域産業の振興や安心して子育てができる環境の整備、道路などの社会資本の整備を進める必要があります。

また、過疎地域においては、依然として人口減少、少子・高齢化が顕著であり、過疎対策事業債をはじめとする現行の財政支援措置は欠かすことのできない制度であります。

そのため、多くの離島・半島地域の振興のためにも、この令和3年3月末をもって失効する過疎地域自立促進特別措置法に続く新たな過疎対策法の制定に向けた積極的な取組をお願いしたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

（4）東京2020パラリンピックのキャンプ受入支援について。

国が「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」において、共生社会、ホストタウン等を推進する中、島原市においては、これまでパラリンピック競技の事前キャンプ誘致に取り組んできましたが、先月15日、ドイツ・フェアフルト市において、パラリンピック陸上競技ドイツチームと事前キャンプの実施について覚書が締結をされました。

島原市では、昨年のラグビーワールドカップ日本大会において、トンガ代表のキャンプを受け入れ、また、今年のオリンピックでもスペインレスリングチームの事前キャンプが予定をされており、今回のパラリンピックキャンプが実現をすれば、県内で唯一、昨年と今年、日本で開催される国際スポーツイベントのキャンプを受け入れる自治体となります。

キャンプ期間中に選手たちと交流することにより、特に、地域の子どもたちに夢や希望、感動を与え、また、大会後も交流が継続すること

により、交流人口の拡大など地域の活性化につながるものと期待をしております。

ただ、パラリンピックとしては、初めてのキャンプ受入れであり、県の支援もお願いしたいと考えていますが、今後の取組についてどのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

3、農水産業の振興について。

（1）株式会社エヌの状況について。

国は、一定の専門性、技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを構築する必要があるという考えから、人手不足の解消に向け新たな在留資格を創設し、外国の人材受入れを進めています。

本県も、株式会社エヌによる、活用人材不足が言われている農業分野で特定技能外国人の派遣就労が始まりました。

しかしながら、当初の計画では昨年5月にも派遣開始との見込みでしたが、実際には12月の開始と大きく遅れての事業開始となりました。

本県の農業分野の労力確保は非常に厳しい状況にあり、現場としては、この事業に対し大きな期待を寄せています。今後も、県内の農家ニーズに対応し円滑に派遣就労を進めていくことが重要と考えています。

そこで、まず、今回の派遣就労が計画より遅れた要因と現在の就労状況、そして今後の取組についてどのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

（2）長崎和牛の輸出拡大と食肉センターの現状について。

2012年開催の「全国和牛能力共進会長崎大会」では、長崎県代表が「肉牛の部」で「内閣総理大臣賞」を受賞しました。

生産者は、その後も長崎和牛の魅力を多くの消費者に伝えていきたいと努力を続けられています。

ただ、そういった中で、国内市場においては和牛価格単価の下落が続いています。近年は子牛の価格が高止まりの状況にあり、約1年半の飼育経費を加えると販売後赤字になるため、生産者からは非常に厳しい声が聞かれます。

まずは、このように厳しい経営状況にある肉用牛肥育農家への対応策について、お尋ねをいたします。

また、今後、価格下落の状況はさらに全国的な広がりを見せる状況にあり、国内販売の強化が求められていますが、一方で、それにかわる対応として海外への輸出にも力を入れていくべきだと考えますが、県としてどのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

ただ、輸出を強化するためには、県内の食肉センターの環境整備が必要と考えます。そのため、現在の食肉センターの現状と今後の取組について、併せてお尋ねをいたします。

（3）漁業の振興について。

近年、島原市における漁獲量は減少し、このことが漁業従事者を減少させる一因となっています。

有明海の再生対策として、海底耕うん事業や貝殻類の散布により底質改善が行われ、一定の効果も見られており、今後も継続した事業の実施が必要と考えています。

一方、昨年からは、特にクルマエビ、ヒラメ等の落ち込みが激しく、早急な対応が必要であります。

まずは、この現状を改善するための対応についての考えをお尋ねいたします。

また、漁業従事者の減少や高齢化が進む中で、有明海周辺の漁業は非常に厳しい状況下にあります。今後の各地域漁業の担い手の確保や漁業

振興を図るため、何らかの対策が必要と考えておりますが、その取組について、お尋ねをいたします。

4、災害対策について。

（1）雲仙直轄砂防事業完了後の施設管理について。

雲仙直轄砂防事業については、令和2年度に完了するとお聞きをしておりますが、「雲仙・普賢岳噴火災害」から30年近くなる現在においても、いまだ山麓には多くの火砕流堆積物と、山頂には溶岩ドームが不安定な状態で存在しています。溶岩ドームは、不安定な状態で微動を続けていることから、地震による崩壊の危険性や、火砕流堆積物を起源とした大雨による土石流の発生も懸念されています。

現時点では、令和2年度の砂防事業の完了をもって、雲仙直轄砂防事業の施設管理等について県へ移管する方針と伺っております。

先ほどから述べましたとおり、不安定な溶岩ドームや大雨による土石流の発生などが懸念されており、立入禁止されている警戒区域の中で、これらに対応するには高度な知見、技術力、即応力が必要であります。また、島原半島3市でも、引き続き国による施設の管理運営を要望されています。

そこで、この事業完了後の施設管理について、県の考えと今後の取組について、お尋ねをいたします。

（2）極楽谷・炭酸水谷における治山ダム建設について。

長崎県においては、雲仙地域防災対策総合治山工事は、本年度で完成、終了の予定となっています。

昨年7月に、雲仙地区治山対策検討委員会から県知事へ提出された提言書では、「過去に設置された4基の治山ダム工に新たに3基の治山ダム工が加わり、浸食を抑制し土砂の流れを整える機能は一段と向上したと考えられる。しかし、谷は引き続き不安定な状況にあり、7号治山ダム完成後数年は、浸食による地形変化や土砂流出状況について観測及び調査を実施し、結果を見極め、必要に応じて追加対策を検討すべきである」と提言をされています。

近年、私たちを取り巻く環境は変化をし、温暖化が起因と考えられる豪雨による災害等が頻発しています。雲仙・普賢岳でも降雨による大小の土石流は毎年発生しており、地域住民の不安は解消されていません。

このような状況を踏まえながら、県として、極楽谷・炭酸水谷における治山ダム建設について、どのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

5、交通安全対策について。

（1）本県の高齢者ドライバーの事故状況と免許返納状況について。

車社会が発展する一方で、全国的に高齢者による交通事故が増加をし問題となっております。高齢者ドライバーの事故や逆走などの危険運転が連日のように報道されています。

ただ、高齢者ドライバーの事故を防ぐためには、単に免許を返納してもらうだけでは解決はしません。

一般的に高齢になると運動神経や体力、判断力及び認知力の低下が考えられ、事故の可能性が増すと言われています。併せて認知症の問題も懸念されるような状況の中、今後、高齢者ドライバーは、車の運転とどう向きあえばいいのか、考えなければならない時にきていると思います。

そこで、本県の高齢者ドライバーの事故状況

と免許返納状況について、お尋ねをいたします。

通常は、高齢に伴い外出の機会は減少していきますが、地域によっては仕事や病院への通院、日常の買い物など、ニーズは高い状況にあります。そのため、地方においては、高齢者の自動車の運転については、その関係について細かく配慮していかなければいけないと考えています。

移動の自由の確保なしに免許返納問題は進みません。事故などを考えて返納しなければならないと思うものの、返納してしまうと日常生活がままならない状況にあり、このような地方の実情を鑑みて、高齢者ドライバーの対策を打ち出す必要があります。

何とか、少しでも高齢者ドライバーによる事故を減少させるような講習や対策を考えていただければと思いますが、どのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

以上で、檀上よりの質問を終らせていただきます。

なお、答弁次第によりまして、再質問を対面演壇席より行わせていただきます。

○副議長（西川克己君）　知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕　大場議員のご質問にお答えをいたします。

島原道路の進捗状況と今後の見通しについてのお尋ねでございます。

島原道路は、地域間の交流と連携を図り、産業振興や地域活性化を目指すうえで極めて重要な道路であり、現在、国で1工区、県で4工区の整備を進めているところであります。

また、半島内で唯一の未着手区間となっております島原市有明町から雲仙市瑞穂町間の約10キロメートル区間については、これまで事業化に向け国と協議を重ねているところであります。

特に、今年度は、令和2年度の新規事業化について、関係4市及び地元経済界とともに国土交通省や財務省に対して要望活動を5回実施し、そのうち3回は私も参加いたしました。

直近の2月12日の要望においては、国も島原道路の重要性を十分認識していただいているという感触を受けたところであり、引き続き、気を緩めることなく新規事業化の実現に向けて全力を注いでまいりたいと考えているところであります。

そのほかのお尋ねにつきましては、関係部局長からお答えをさせていただきます。

○副議長（西川克己君）　文化観光国際部政策監。

○文化観光国際部政策監（浦　正樹君）　私から、2点お答えをいたします。

まず、インバウンド対策の取組についてのお尋ねでありますが、国内人口の減少が見込まれる中、インバウンドの受入れ拡大は重要な施策であり、これまでもさまざまな事業を推進してまいりました。

具体的には、県内宿泊施設の約6割でＷｉ－Ｆｉ環境が整備済みとなっているほか、多言語コールセンターの運用も昨年度から始めております。

また、魅力ある観光まちづくりを進めるため、より市場ニーズを踏まえながら付加価値を高められるよう、本県を訪れた外国人旅行者の声を市町や関係団体と共有し、受入れ環境の整備や観光資源の磨き上げに取り組んでいるところでありまして、今後、さらに地域の主体的な取組を促進してまいりたいと考えております。

さらに情報発信につきましては、海外現地において、他県と比較して本県の情報発信が少なく、認知度が低下しているとの指摘を受けていることから、メディアや旅行会社などとも連携した現地プロモーションを強化するとともに、

新たにターゲットを絞り込んだ動画広告等の配信、検証を行うデジタルマーケティングにも取り組むこととしております。

引き続き、市町や関係機関と連携しながら、インバウンドの受入れ拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、東京オリンピック・パラリンピック終了後の誘客拡大につなげるための期間中のインバウンド対策についてのお尋ねでありますが、オリンピック・パラリンピックでは、世界中の注目が日本に集まりますことから、本県の魅力を発信する絶好の機会だと考えております。

そのため、これまでも東京を訪れた方々に本県を周遊していただけるよう、東京都や九州各県と連携して専用のＷｅｂサイトの開設やメディア、ブロガーの招聘などにも取り組んできているところであります。

また、大会開催期間中につきましては、「日本橋 長崎館」において、外国人向けに本県の魅力をＰＲするほか、日本政府観光局が都内に開設するメディアセンターの中に九州観光推進機構などと連携してＰＲブースを設け、昨年11月のローマ教皇台下のご来県や世界遺産、平和など広く海外に訴求できるテーマを中心に発信してまいりたいと考えております。

さらに、東京で実施する各種ＰＲでは、本県の魅力に関するアンケートも実施をいたしまして、今後のインバウンド対策に活かしますとともに、今年度から新たに取り組むデジタルマーケティングなど、各市場の特性に応じた情報発信の充実、強化を図ることによって、大会終了後のインバウンドのさらなる誘客拡大につなげてまいりたいというふうに考えております。

○副議長（西川克己君）　文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（中﨑謙司君）　私の方から、3点お答えさせていただきます。

まず、新型コロナウイルスによる国内旅行への影響についてのお尋ねでございますが、全国的なスポーツ、文化イベントの中止、延期など、あるいは乗り物などの閉鎖空間を避ける傾向の高まりから、国内観光についても旅行控えの状況となっております。

修学旅行につきましても、大手旅行会社からは、数千名規模でのキャンセルや、延期について調整中の学校があると伺っております。今後もさらにキャンセルが拡大していくおそれもありますので、関係者と連携して修学旅行の動向など情報収集に努めるとともに、感染症が収束に向かう際には時機を逸することなく、一人でも多くの観光客に本県においでいただけるよう、旅行会社との連携や情報発信など効果的な誘客対策を講じてまいります。

次に、「宿フェス」への参加を検討してはどうかとのお尋ねでございますが、東京オリンピック・パラリンピック大会期間中は、東京都内において、全国各地域をＰＲするイベントが複数開催されますが、ご提案の「宿フェス」につきましては、47都道府県のホテル・旅館関係者が一堂に会し、観光や物産をメインに各地域の魅力を発信できる場になると考えておりますので、関係者とも相談しながら、参加に向けての準備を進めてまいりたいと考えております。

最後に、アクセシビリティを推進する取組についてのお尋ねでございます。

「アクセシビリティ」の推進につきましては、平成26年度の「長崎がんばらんば大会」を契機として県内観光地等のバリアフリーマップを制作したほか、平成27年度からは、バリアフリー調査や情報発信、周遊ルートの開発、さらには機運醸成に向けたセミナーやモニターツアーな

どを官民が連携する形で実施してまいりました。

来年度からは、長崎空港におけるワンストップ窓口の開設支援など、これまでの取組をさらに強化し、高齢者等が安心して旅行を楽しむことができる観光地となるよう受入れ環境整備を図っていくこととしておりますが、ご提案のバリアフリー化に取り組む宿泊施設への補助につきましては、国による支援制度が整備されておりますので、当面は、この制度の活用に向け積極的な働きかけを行うことで施設のバリアフリー化を促進してまいりたいと考えております。

○副議長（西川克己君）　危機管理監。

○危機管理監（荒木　秀君）　宿泊事業者との災害協定締結について、どのように考えるかとのお尋ねですが、大規模災害時には、被災された多くの住民の皆様が体育館等の避難所に避難されますが、高齢者や障害者、乳幼児などの要配慮者に対する支援は重要な課題であると認識しております。

要配慮者のうち、専門的支援や援護の必要性の高い方は、福祉避難所への受け入れを行いますが、健康上の特段の配慮等が必要な方については、災害関連死などの二次被害防止の観点からも、宿泊設備や食事提供が可能な旅館、ホテルに受け入れることは大変有用であると考えております。

県としましては、今後、市町や旅館、ホテルの宿泊事業者団体と協議を重ねながら、協定締結に向けて前向きに検討してまいります。

○副議長（西川克己君）　総務部長。

○総務部長（平田修三君）　振興局の再編に関してのお尋ねでございます。

県南地区の長崎、県央、島原の各振興局庁舎は、いずれも築50年以上が経過して老朽化が進み、近いうちに建て替える必要があります。

また、平成20年3月に「長崎県地方機関再編の基本方針」を策定し、最終的には県南地区の地方機関を一つの総合地方機関に集約することとしましたが、庁舎確保の必要があるため、現段階では再編の途中段階にあります。

このため、今後の方向性について、昨年12月に県の考え方を取りまとめ、県南地区を集約する新庁舎は諫早市に建設することとしたところです。

また、再編に当たっては、島原地区におきましては、県民の皆様への行政サービスの低下を招かないように、税務関係窓口、保健所、土木施設の維持管理機能等を配置するとともに、基幹産業であります農林水産業の普及指導のほか、雲仙・普賢岳関連などの災害対応や島原道路等の大規模プロジェクトに関する業務などについて、必要な機能を配置することと考えております。

今後、県議会や各市町等のご意見もお伺いしながら、さらに検討を加え、来年度中をめどに再編の実施案を策定し、庁舎の設計、建設を経て、令和7年ごろの再編実施を目指してまいります。

○副議長（西川克己君）　企画振興部政策監。

○企画振興部政策監（前川謙介君）　新たな過疎法制定に向けた積極的な取組についてのお尋ねでございます。

過疎地域の振興につきましては、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」が制定されて以来、4次にわたる特別措置法が制定され、この間、交通・情報通信、生活環境の基盤整備、産業の振興など一定の成果を上げてきたところでございます。

島原半島3市におきましても、過疎対策事業債を活用し、簡易水道や道路、港湾の整備、病

院建設などのハード事業、保育料の補助、乳幼児の医療費給付、遠距離通学支援などのソフト事業に積極的に取り組まれてきたところであり、県内過疎地域の生活基盤を支えてきた大変重要な制度であると認識しております。

本県は、県土の面積の約7割が過疎地域となっており、他の地域と比べて人口減少が急速に進むなど、過疎地域を取り巻く環境は依然として厳しく、引き続き、総合的な過疎対策が不可欠であると考えております。

これまでも政府施策要望などにおいて、新たな過疎法の制定をはじめ、「みなし過疎」など市町村合併に関する特例の堅持、過疎対策事業債の拡充などを強く訴えてきたところであります。

本年度末には国の過疎問題懇談会から提言案が示される予定であり、今後数カ月間が特に重要な時期となることを踏まえ、引き続き、県内関係市町とも連携し、国や国会議員等への働きかけを積極的に行ってまいりたいと考えております。

○副議長（西川克己君）　企画振興部長。

○企画振興部長（柿本敏晶君）　東京2020パラリンピックのキャンプ受入れに当たっての県の支援についてのお尋ねでございます。

議員ご指摘のとおり、島原市の積極的な誘致活動により、ドイツ・パラリンピック陸上競技の事前キャンプの実施が決定をいたしました。

パラリンピックのキャンプ受入れにおいては、競技施設や宿泊施設のバリアフリー対応が重要であると認識しておりますが、このことにつきましてはドイツ側から高い評価を得ていると聞いております。

県としましては、これまで関係市と共同で進めてきたオリンピックの事前キャンプと同様に、経費面での支援をはじめ、選手団が安心してトレーニングし、滞在できる環境の提供、さらには今回のキャンプ受入れが今後のドイツと本県との国際交流の発展につながるよう、地元島原市や県スポーツコミッション、関係団体等と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長（西川克己君）　農林部長。

○農林部長（中村　功君）　私から、5点お答えをいたします。

まず、エヌの派遣就労が計画より遅れた要因と現在の就労状況、今後の取組についてのお尋ねでございます。

株式会社エヌにおいては、従来からベトナム国立農業大学との連携を進めてきたことから、ベトナム国からの技能実習生ＯＢの受入れを前提に準備をしてまいりましたが、二国間取り決めの締結が遅れたこと、送り出しルールを定めたガイドラインが策定されていないことから、農家への派遣が実現できておりません。

一方で、農家からは多くの要望があるため、エヌでは、既に体制が整っているカンボジア国からの受入れ準備を進め、12月23日からＪＡ島原雲仙に2名を派遣し、就労を開始したところであります。

2月末現在、カンボジア人16名が特定技能外国人として島原地域で就労し、露地野菜や施設野菜の収穫作業に従事しておりますが、作業や日本語の能力も高く、受け入れたＪＡ等から高く評価をされております。

エヌでは、さらに4月ごろまでにカンボジア人10名程度の受け入れを進め、県内への円滑な派遣に取り組むこととしております。

県といたしましては、昨年10月に受入れ市町連絡協議会を設置した島原地域をモデルとして、今後、県下各地域に取組を広げていきたいと考

えております。

次に、厳しい経営状況にある肥育農家への対応策についてのお尋ねでございます。

肥育経営は、近年の子牛価格の高止まりに加えて、特に、需要期である11月以降の国内消費の低迷などにより枝肉価格が低下し、大変厳しい状況にあると認識しております。

一方、枝肉価格は、Ａ5ランクの価格は一定維持していることから、経営対策と併せて上物率を高める肉質向上対策に取り組むことが重要と考えております。

このため、県では、経営対策として農業近代化資金などの資金繰り対策や、肥育経営内で子牛生産を行う一貫生産の推進などに努めているところであります。

また、肉質向上対策としましては、脂肪交雑やオレイン酸などのうまみ成分に優れた高品質子牛の生産拡大、子牛の飼養管理技術の改善に取り組むとともに、地域内一貫体制構築や肥育期間短縮によるコスト縮減対策を推進し、肥育経営の安定・向上につなげてまいりたいと考えております。

次に、長崎和牛の国内販売、輸出の強化について、県としてどう考えているのかというお尋ねでございます。

現在の長崎和牛の流通は、県内や関西地域量販店等の需要に応じた国内流通が中心となっており、輸出については、香港やシンガポール等に対して、平成30年度14.7トン、約1億500万円で、全体流通量の1％未満にとどまっております。

一方で、今後、国際的な貿易ルールの進展や人口減少の影響により国内での販売環境はさらに厳しくなることが想定され、販路を海外に求めることは重要と考えております。

このため、増頭等による長崎和牛のロット拡大とともに、海外指定店の拡大やバイヤーの産地招聘による販路開拓、ＰＲ事業による銘柄確立の取組を進めながら、国内外の市場動向を踏まえ、輸出を含めた流通のあり方について、生産者や農業団体、流通業者と協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、食肉センターの現状と今後の取組についてのお尋ねでございます。

牛肉の輸出については、輸出相手国が定めた衛生管理基準等に対応した食肉処理施設が必要でございますが、現在、県内では、タイやベトナムへの輸出が可能な施設はあるものの、輸出が伸びております香港や米国には対応できていない状況であります。

香港や米国への輸出には、施設の大規模改修工事、または新設が必要であり多額の費用を要すること、現在の出荷頭数では採算が見込めないことなどから、現状では対応は困難と考えております。

一方、県内5カ所の食肉センターは、それぞれ老朽化や用地不足等の課題を抱えていることから、今後、長崎和牛の増頭及び流通対策の検討と併せて、施設関係者や生産者団体と輸出を含めた施設整備のあり方について協議を進めてまいりたいと考えております。

最後に、極楽谷・炭酸水谷における今後の治山ダム建設の考え方についてのお尋ねでございます。

極楽谷・炭酸水谷における治山ダム完成後の対応につきましては、「雲仙地区治山対策検討委員会」からの提言に基づき、観測及び調査を実施することとしております。

具体的には、現地の地形変化等を把握するため、ドローン等による定期観測を四半期ごとに

実施するとともに、一定規模の降雨等があった場合には、土石の流出状況を確認するため、臨時観測を実施いたします。

その結果、現地状況に大きな変化があった場合は、検討委員会の意見を伺いながら、新たな治山ダムの建設も含め、必要に応じた追加対策を検討してまいりたいと考えております。

○副議長（西川克己君）　水産部長。

○水産部長（坂本清一君）　私の方から、2点お答えいたします。

まず、ヒラメやクルマエビの漁獲減への対応についてのお尋ねですが、有明海の重要資源であるヒラメやクルマエビについては、年により漁獲の変動があり、特に、令和元年の落ち込みが大きいと島原市の漁協から伺っております。

県では、底生魚介類の資源回復を図るため、引き続き地元要望を踏まえながら、海底に酸素を供給して漁場環境を改善する海底耕うんを継続して実施するとともに、有明海関係4県が共同で行う湾奥部での人工種苗の放流や放流場所及び時期の見直しなど、より効果的な放流技術の開発に取り組んでまいります。

次に、漁業の担い手の確保や漁業の振興に向けた長期的な取組についてのお尋ねですが、本県水産業においては、漁業就業者の減少と高齢化が進行し、今後も就業者の減少は避けがたく非常に厳しい状況にあります。

このような状況の中、今後の施策の方向性としては、生産を支える担い手を確保するとともに、個々の漁業者の生産性と所得を向上し、県全体の生産規模を維持することが重要と考えております。

このため、今般策定する「第二期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、新規就業者の確保・育成、漁業所得向上や雇用確保に向けた経営力強化、輸出などの需要に対応した養殖業の成長産業化、国内外への販路強化等の各施策を推進していくこととしております。

さらに、令和3年度からの次期長崎県水産振興基本計画の策定に当たっては、漁業者をはじめ関係者の皆様方のご意見を伺いながら、より具体的な取組を盛り込んだ実効性のある計画となるよう検討を進めてまいります。

○副議長（西川克己君）　土木部長。

○土木部長（岩見洋一君）　雲仙直轄砂防事業完了後の施設管理についての県の考えについてのお尋ねですが、水無川、中尾川及び湯江川で行われてきました雲仙直轄砂防事業については、施設の整備がほぼ完了し、事業は令和2年度で終了する予定であります。通常であれば、事業終了後は県に管理が移管されることとなります。

3つの渓流のうち中尾川、湯江川については、一般的な砂防施設のため、県で管理を行っていくことを考えております。

一方、水無川流域については、人が立ち入れない警戒区域がいまだ設定されており、また、地震や大雨などにより、溶岩ドームの崩壊や土石流が発生する大きなリスクが残されています。

このため、警戒区域内では無人化施工により土砂撤去を行い、溶岩ドームの変動を精緻に監視するなど、国の高度な技術力や機動力を活用し直轄で管理することが不可欠と考えております。

現在、直轄管理が認められておりますのは、全国では桜島火山砂防のみでありますが、県としましては、雲仙火山砂防の特殊な事情を考慮し、直轄管理が実現できるよう、島原半島3市と連携し国へ強く働きかけているところであります。

○副議長（西川克己君）　警察本部長。

○警察本部長（迫田裕治君）　高齢運転者の事故状況と免許返納状況並びに事故抑止のための取組はとのお尋ねですけれども、本県の令和元年中における高齢運転者の方が加害者となった交通事故につきましては、発生件数が1,005件でありまして、前年と比べて67件の減少となっております。

しかしながら、免許人口10万人当たりでの死亡事故を発生させた件数を比較してみますと、高齢運転者が引き起こした事故は、その他の世代と比べて約1.5倍の発生割合となっております。

また、高齢運転者の方で運転免許を自主返納された方は、暫定値でありますけれども、昨年は5,736人ということでして、前年と比べて1,695人の増加となっております。

そうした交通情勢を踏まえまして、県警におきましては、高齢運転者の方に安全な運転をしていただくために、高齢者が参加、体験、実践できる運転者疑似体験型集合教育装置という機器を用いた交通安全教育、また、交通事故歴を有する高齢者宅への警察官の訪問を通じた個別の交通安全教育を行っております。

さらに、自治体、関係機関、団体などと連携した安全運転サポート車の普及啓発、運転免許の取得、更新、返納に関する相談を含めた安全運転相談の実施なども推進しているところでございます。

今後とも、関係機関、団体の皆様方のご協力をいただきながら、高齢運転者による交通事故の抑止に努めてまいります。

○副議長（西川克己君）　大場議員―14番。

○１４番（大場博文君）　ご答弁いただきまして、ありがとうございました。

中には本当に納得する、ありがたく前向きな答弁もありましたが、また一方では、もう少し、もうちょっと私も頑張って、今後、続けていかなければいけないかなというふうな答弁もあったようでございます。

若干時間がございますので、再質問をさせていただきます。

まずは、インバウンド対策であります。

今年を含めて、多くの外国人客がこの日本に来られました。ただ、今回の新型コロナウイルスというのは、本当に出鼻をくじかれたような形で、非常に残念でなりません。

そういった例外を除きまして、本県に来られる外国人観光客は、本当に年々伸びを示しておりました。ただ、その中にはクルーズ船の外国人客を含むということでありまして、実際の数として、この長崎県に観光で訪れる数は一体いかほどなのかなというのが、ちょっと不思議に思うところであります。

これから外国人を伸ばしていくうえでは、やはり直で長崎に来ていただく、一つはクルーズ船の活用というのもありますが、もう一つは空からということで、長崎空港の活用は、私は絶対に必要だというふうに思っております。

先日、九州観光推進機構の石原会長と九州観光議連幹事会、福岡で意見交換をする場がありました。そこで石原会長は、今、4,000万人の訪日外国人客、将来的には8,000万人といわれる中で、九州においてもその流れに乗り遅れないような対策をとっていきたいというふうな話でありました。

そこでおっしゃったのが、これからインバウンド対策に対して重要になってくるのが、各地にあります空港の活用だと、やはり直行便をいかに呼び込めるかで、今後、インバウンドに対する伸び率は変わってくるというふうな認識を

示されました。

そこで、この長崎の現状を考えて、長崎空港と、広く、今、非常に取組を強められておりますが、長崎空港の利活用については、さらなる取組が必要と考えておりますけれども、それに向けた取り組み、考えについて、改めてお尋ねをいたします。

○副議長（西川克己君）　文化観光国際部政策監。

○文化観光国際部政策監（浦　正樹君）　長崎空港の国際航空路線につきましては、本県を訪れる外国人観光客の約8割を占めております東アジアの4か国・地域を中心に路線の拡大に取り組んできております。

具体的には、昨年就航40周年を迎えました上海線では、夏に取り組んだ臨時チャーター便が好調であったことなどから、本年2月から、さらに定期便の増便が実現をしているところでございます。

また、新規の路線といたしましては、台湾線の誘致に、特に重点的に取り組んでおりまして、昨年の連続チャーター便に続いて、現在は、本年夏ごろの連続チャーター、あるいは定期便化の実現を目指して航空会社等と協議を重ねているところでございます。

さらに、現在、訪日旅行市場として拡大をしております東南アジアのエリアにつきましては、歴史的なつながりやキリシタン関連遺産など、誘客拡大に向けて本県の強みを活かせるベトナム、あるいはフィリピン、こういったところを中心にチャーター便の誘致に取り組んでいるところでございます。

議員ご指摘のように、現在は、日韓関係、あるいは新型コロナウイルスの感染拡大など、取り巻く環境は大変難しい状況にありますけれども、本県の国際航空路線の維持拡大につきましては、こうした影響も十分に見極めながら、今後も積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○副議長（西川克己君）　大場議員―14番。

○１４番（大場博文君）　ぜひ、しっかりとした取組をお願いしたいと思います。

九州管内で、先日、宿泊関係者、観光関係者の皆様とも意見交換をさせていただきましたが、ようやく長崎県も、以前から言うドル箱路線、香港であったり台湾であったり、ようやく長崎にも乗り入れが決まってきたということで非常に喜ばれていました。

ただ、これは正直申しまして、他県からいうと非常に遅れての参入になっておりますので、いわばインバウンドで香港、台湾から来られるお客様の中で、ほかの県とは非常に離されている状態である。やはりそこの部分をもっと埋めていくような対策等が必要かと、もっと積極的に動いていただきたいと思いますし、これは情報が一番でございます。いち早い情報をつかんで、そこにセールスがかけられるような努力をしていただきたいと思います。

今、他県の取組をお聞きしたら、やはりお隣の佐賀県、また北九州とかは、そういったインバウンド、直行便に向けた対策、取組というのは非常に力を入れているという話でありますので、本県もそういった流れと、また、そこに負けないような取組として、引き続き取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、東京2020オリンピック・パラリンピック期間中、終了後の誘客ＰＲ対策について、期間中は確かにそうでありまして、ぜひお願いしたいと思います。

ただ、そこで一点懸念されますのが、これは

過去のオリンピックの大会でよく見受けられますのが、オリンピック開催期間中というのは、そのオリンピックを見に全国、また世界から来られたうえで、その間の旅費であるとか宿泊費が非常に高騰するという現象が起きております。

インバウンドの需要と国内観光の需要は、そういった関係で抑制される傾向にあると思いますので、そういった期間中の本県観光客の減少ですね、国内旅行がなくなるとか、海外旅行がなくなるとか、そういった本県観光の振興のために事前対策が必要と考えますけれども、そういった対策については何かお考えでございましょうか。

○副議長（西川克己君）　文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（中﨑謙司君）　東京オリンピック・パラリンピックの大会期間中は、ちょうど夏休み期間とも重なりますので、本県の自然、特に、しまの魅力を活かした体験プログラム付きのファミリー向け旅行商品等の造成、販売を進めていきたいと思っています。

また、交通費高騰の影響の少ない地域、特に、福岡地域でのＰＲにも力を注いでまいりたいと考えております。

また、大会終了後、秋の行楽シーズンが始まりますけれど、それに向けましては、4月から九州観光推進機構主催の旅行会社向けの観光素材説明会がございますので、そこで積極的に本県を売り込み、併せて独自に旅行会社へのセールス活動も強化するなどして、本県への誘客活動に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長（西川克己君）　大場議員―14番。

○１４番（大場博文君）　ぜひ、お願いしたいと思います。

やはりそういった宿泊関係者で、今回の新型コロナウイルスにより、その減少を含めて、大会があったとしても、非常に大会は盛り上がると思います。国内で、海外からも多くのお客様が来られて、日本の経済の需要も非常に高まると思いますが、その一方で、高まりが集中する一方で、地方においてはそういった動きがなくなったりとか、もしくは旅行するのに非常に高い旅費であったりとか、そういうふうな懸念が消えないということでありますので、そういった対策はしっかりととっていただければというふうに思います。

先ほど部長がおっしゃったとおり、夏休み期間中ですので、一つの方法として考えられるのは、遠くに行くのではなく、要はファミリー客を目指して九州管内の旅行商品を増やすとか、また、離島に行ける商品を増やすとか、そういったことでの対策も考えられると思いますので、ぜひご検討をよろしくお願いをいたします。

次に、漁業の振興についてであります。

今の漁業者は本当に、要は魚が捕れない、魚価も非常に安いということで厳しい状況にあるとお聞きをしておりまして、そういった中で各組合等々も厳しい経営状況にあるということでございます。

本日午前中にも、組合の再編や合併の話が出ましたけれども、こういった傾向というのは続くものでしょうか。県として、将来的な漁業振興策、また、各地の漁業の存続に向けた取組について、何かお考えでしょうか。

○副議長（西川克己君）　水産部長。

○水産部長（坂本清一君）　漁業者の所得向上や水産物の販売力強化といった施策を推進していくためには、漁業者の活動や漁村地域を支える漁協が、その役割を十分に果たしていくことが重要と考えています。そのためには、経営基盤

の弱い小規模な漁協の合併を推進する必要があると考えております。

現在、協議を進めている地区の漁協合併の実現と合併効果の着実な発現を図りながら、地域の実情に応じたきめ細やかな指導、助言により、漁協合併の動きを県内全域に広げていきたいと考えております。

○副議長（西川克己君）　大場議員―14番。

○１４番（大場博文君）　ありがとうございます。

先般もお話を伺った時に、今からそういった将来的なことを考えておかないと、もう身動きがとれない時がくるかもしれないと、そういうふうな認識をお持ちでございました。ですので、これから先、長崎のこの漁業を守るために、しっかりとした考えをもって取組をお願いしたいと思います。

若干時間が残っておりますが、私の質問はこれで終了させていただきます。

ただ、今回の新型コロナウイルスの対策について、県におかれましては、非常に大変な中、ご尽力いただいておりますことに感謝を申し上げます。

ただ、そういった中で、昨日も九州管内にて新たな発生が発表され、県民の皆様も本当に不安だと思います。

知事におかれましては、大変だと思いますが、この長崎県では一件も発生させないと、そういった気持ちをもって、しっかりとした取組をお願いしたいと思います。

私、また議会としても、そういった取組にしっかりとお手伝い、また、ともに頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で、終わります。（拍手）

○副議長（西川克己君）　本日の会議は、これにて終了いたします。

明日は、定刻より本会議を開き、一般質問を続行いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

―　午後　３時５９分　散会　―

第　10　日　目

令和２年２月定例会　　令和２年３月５日

議　　事　　日　　程

第　１０　日　目

◇　　◇

１　開　　議

２　県政一般に対する質問

３　上程議案委員会付託

４　請願上程、委員会付託

５　散　　会

令和２年３月５日（木曜日）

出　席　議　員（４６名）

１番	宮　島　大　典　君
２番	宮　本　法　広　君
３番	赤　木　幸　仁　君
４番	中　村　泰　輔　君
５番	饗　庭　敦　子　君
６番	堤　　典　子　君
７番	下　条　博　文　君
８番	山　下　博　史　君
９番	北　村　貴　寿　君
１０番	浦　川　基　継　君
１１番	久保田　将　誠　君
１２番	石　本　政　弘　君
１３番	中　村　一　三　君
１４番	大　場　博　文　君
１５番	山　口　経　正　君
１６番	麻　生　　隆　君
１７番	川　崎　祥　司　君
１８番	坂　本　　浩　君
１９番	深　堀　ひろし　君
２０番	山　口　初　實　君
２１番	近　藤　智　昭　君
２２番	宅　島　寿　一　君
２３番	松　本　洋　介　君
２４番	ごう　まなみ　君
２５番	山　本　啓　介　君
２６番	前　田　哲　也　君
２７番	山　本　由　夫　君
２８番	吉　村　　洋　君
２９番	大久保　潔　重　君
３０番	中　島　浩　介　君
３１番	浅　田　ますみ　君
３２番	山　田　博　司　君
３３番	堀　江　ひとみ　君
３４番	山　田　朋　子　君
３５番	西　川　克　己　君
３６番	外　間　雅　広　君
３７番	瀬　川　光　之　君
３８番	坂　本　智　徳　君
３９番	中　村　和　弥　君
４０番	徳　永　達　也　君
４１番	中　島　廣　義　君
４２番	溝　口　芙美雄　君
４３番	中　山　　功　君
４４番	小　林　克　敏　君
４５番	田　中　愛　国　君
４６番	八　江　利　春　君

説明のため出席した者

知事	中　村　法　道　君
副知事	上　田　裕　司　君
副知事	平　田　　研　君
統轄監	濱　田　厚　史　君
危機管理監	荒　木　　秀　君
総務部長	平　田　修　三　君
企画振興部長	柿　本　敏　晶　君
文化観光国際部長	中　﨑　謙　司　君
県民生活部長	木　山　勝　己　君
環境部長	宮　﨑　浩　善　君
福祉保健部長	中　田　勝　己　君
福祉保健部こども政策局長	園　田　俊　輔　君
産業労働部長	廣　田　義　美　君
水産部長	坂　本　清　一　君
農林部長	中　村　　功　君
土木部長	岩　見　洋　一　君
会計管理者	野　嶋　克　哉　君
交通局長	太　田　彰　幸　君
企画振興部政策監	前　川　謙　介　君

文化観光国際部政策監	浦　　真　樹　君
産業労働部政策監	貞　方　　学　君
教育委員会教育長	池　松　誠　二　君
選挙管理委員会委員	髙比良　末　男　君
代表監査委員	濵　本　磨毅穂　君
人事委員会委員	中牟田　真　一　君
公安委員会委員長	片　岡　瑠美子　君
警察本部長	迫　田　裕　治　君
監査事務局長	下　田　芳　之　君
人事委員会事務局長(労働委員会事務局長併任)	大　﨑　義　郎　君
教育次長	本　田　道　明　君
財政課長	早稲田　智　仁　君
秘書課長	伊　達　良　弘　君
選挙管理委員会書記長	井　手　美都子　君
警察本部総務課長	多　田　浩　之　君

議会事務局職員出席者

局長	木　下　　忠　君
次長兼総務課長	柴　田　昌　造　君
議事課長	川　原　孝　行　君
政務調査課長	太　田　勝　也　君
議事課長補佐	永　田　貴　紀　君
議事課係長	梶　谷　　利　君
議事課主任主事	天　雨　千代子　君

― 午前１０時　０分　開議 ―

○議長（瀬川光之君）　ただいまから、本日の会議を開きます。

これより、昨日に引き続き、一般質問を行います。

坂本　浩議員―18番。

○１８番（坂本　浩君）（拍手）〔登壇〕　皆さん、おはようございます。

今日は、本定例会の一般質問の最終日であります。

改革21、社会民主党の坂本　浩でございます。

質問通告に基づきまして、一問一答で行います。どうぞよろしくお願いいたします。

1、被爆75年の平和・被爆者行政について。

（1）核廃絶へ向けた被爆県・長崎の取り組み。

①節目の年の決意と具体的な平和事業の内容は。

本年は、広島、長崎への原爆投下から75年の節目の年を迎えます。

昨年11月には、ローマ教皇が来崎をされ、爆心地から核兵器廃絶へ向けた力強いメッセージを発信されました。

また、核軍縮を目指す唯一の多国間条約であるＮＰＴ（核不拡散条約）が発効して50年の年でもあり、4月には、5年ごとの「ＮＰＴ運用検討会議」が開かれます。

しかし、アメリカの核開発を担った科学者らが、1947年に始めた終末時計が地球滅亡まで残り100秒になったことを、今年1月に発表しました。

開始以来、最も滅亡に近づいた理由は、核戦争と地球温暖化という2つの脅威に加え、世界の指導者が、この脅威に対処するための国際的な取組を弱めているからだと指摘しています。

前回、2015年の「ＮＰＴ運用検討会議」は、中東の非核化をめぐり決裂、その後もアメリカ、ロシアの2国間条約の失効、中国を含む大国の核戦力の増強、2017年に国連で採択された「核兵器禁止条約」をめぐる核保有国と非保有国の対立など、条約が義務づける核軍縮交渉は、停滞をしているのが現状でございます。

被爆県として、核廃絶へ向けた内外への発信をはじめ、節目の年の取組をしっかり行うべき

と考えます。

今定例会開会日の議案説明でも触れられておりますけれども、改めて知事の決意を伺います。

以降の質問につきましては、対面演壇席より行います。

○議長（瀬川光之君）　知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕　坂本　浩議員のご質問にお答えいたします。

被爆75年の節目を迎えて、知事の決意のほどはどうかとのお尋ねであります。

県では、これまでも核兵器のない平和な世界の実現に向けて、国境や世代を越えて、原爆の悲惨さ、非人道性を世界に訴え続けてまいりました。

こうした中、昨年11月には、ローマ教皇フランシスコ台下が、原爆落下中心地から核兵器についてのメッセージを世界に向けて発信され、平和を願う全ての人々に大きな勇気、励みを与えていただいたところであります。

ご指摘のとおり、今年は、被爆75年を迎え、5年に一度の「ＮＰＴ運用検討会議」が開催される年であり、加えて、東京オリンピック・パラリンピックも開催されますことから、被爆の実相をより多くの方々に理解していただけるよう、ローマ教皇のメッセージや被爆体験の県内外への周知、さらに、核兵器廃絶に向けた活動を積極的に推進していきたいと考えております。

被爆から75年の今年を節目の年と捉え、長崎市や関係団体と連携し、「長崎の惨禍を再び繰り返さない」との強い決意のもと、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を目指してまいりたいと考えております。

以後のお尋ねにつきましては、自席の方からお答えをさせていただきます。

○議長（瀬川光之君）　坂本　浩議員―18番。

○１８番（坂本　浩君）　ありがとうございました。

それでは次に、知事の決意を受けた節目の年の具体的な平和発信の事業について、お尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君）　文化観光国際部政策監。

○文化観光国際部政策監（浦　真樹君）　県では、これまでも長崎市や関係団体と連携しながら、留学生などを対象とした被爆体験講和や被爆遺構巡りを行う平和大学、県内市町や県外大学への被爆体験講和者の派遣、ナガサキ・ユース代表団の育成など、地域や世代を越えて被爆の実相の継承事業を実施してきておりまして、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、来年度は5年に一度の「ＮＰＴ運用検討会議」が国連本部で開催されますことから、現地におきまして、会議参加者等に被爆の実相を理解していただけるよう、長崎市やＮＧＯとも連携しながら、ローマ教皇のメッセージを発信いたしますとともに、核兵器廃絶の訴えを行っていくこととしております。

併せまして、平和ミニコンサートなどのイベントや県内市町と連携した原爆展の開催などによりまして、広く県民の皆様の平和意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　坂本　浩議員―18番。

○１８番（坂本　浩君）　「ＮＰＴ運用検討会議」への派遣、あるいは被爆75年の節目の平和のイベントなど、新規事業を含む取組については、理解をいたしました。

各イベント等を通しまして、ぜひ県民をはじめとする世論の高揚を図るとともに、知事答弁にもあるように、ローマ教皇のメッセージを活かした被爆県の発信をさらに強めていただきたいと、そういうふうにお願いを申し上げます。

ローマ教皇のメッセージが手元にありますので、若干抜粋を紹介させていただきます。

「この場所は、人間が過ちを犯しうる存在であることを、悲しみとおそれとともに意識させてくれます。

もっとも深い望みの一つは、安全保障、平和と安定の望みですが、核兵器の所有は、それへの最良の答えではありません。

ここは、核兵器が人道的にも環境にも悲劇的な結末をもたらすことの証人であるまちです。

カトリック教会は、核兵器禁止条約を含め、核軍縮に関する国際法原則にのっとり訴えていくでしょう。

核兵器のない世界が可能であり、必要であるという確信をもって政治家にお願いします。核兵器は、安全保障の脅威から私たちを守ってくれるものではない、そう心に刻んでください。」

ローマ教皇庁があるバチカンは、小さな国でありますけれども、歴代の教皇は、一貫して核廃絶を訴えてきておりまして、核兵器禁止条約の署名、批准は、世界で一番早かったということを付け加えさせていただきます。

②ＮＰＴ運用検討会議や8月9日に向けた被爆県からの発信は。

日本政府は、核兵器禁止条約への参加を残念ながら拒み続けておりますけれども、唯一の戦争被爆国として核保有国と非保有国の橋渡し役を自認しており、「ＮＰＴ運用検討会議」では、その役割を発揮することが求められています。

核兵器禁止条約が成立した後、日本政府は、橋渡しの取組として、核保有国と非保有国のメンバー17人で構成する「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」を立ち上げて議論を重ね、昨年10月に議長レポートが発表されました。

それぞれの言い分の羅列が多いものの、核軍縮をめぐる立場の隔たりを橋渡しするための守るべき原則として、核兵器の不使用の規範が明記されています。

メンバーのお一人でもある、被爆者で、元長崎原爆病院院長の朝長先生によりますと、「この規範とは、核兵器は、人道上、実際には使えないという国際的な認識であり、その認識には被爆者の存在が大きい」ということでありました。

現在、アメリカ、ロシア、中国が実践で使える小型核の開発と配備を進める中で、ＮＰＴ運用検討会議の合意へ活かすことが非常に重要であると考えます。

ぜひ、被爆県長崎からも、そのことを日本政府へ要請していただきたいと思いますし、そして何よりも、ローマ教皇のスピーチにありましたように、被爆国として、この核兵器禁止条約に参加すること、それも含めて被爆県としてあらゆる手段を使って国に要請をしていただきたいと思います。

また、知事答弁にありましたように、8月9日は、東京オリンピックの閉会式と重なっております。最初にこのことを聞いた時は、この長崎の「原爆の日」にお祭り騒ぎなんですかと耳を疑いました。被爆者からも、「日程を変えるべきじゃないのか」というふうな意見もいただいたところであります。（発言する者あり）しかし、この日程が変わることは、恐らく厳しいんだろうと。

であるならば、世界が注目するこのイベントで、「1945・8・9長崎」をアピールする何らかの取組ができないか、県のお考えと、何らかの取組をするのであれば、そのことを改めて確認をさせていただきたいと思います。

○議長（瀬川光之君）　文化観光国際部政策監。

○文化観光国際部政策監（浦　真樹君）　核兵器禁止条約への参加につきまして、政府は、現実の安全保障上の脅威に適切に対処しながら、核兵器保有国や核兵器禁止条約支持国を含む国際社会における橋渡し役を果たし、現実的かつ実践的な取組を粘り強く進めていくという考え方を示しておられます。

今年4月に開催される「ＮＰＴ運用検討会議」は、まさに、そのような場でありますので、近年の核軍縮を取り巻く状況が厳しい中、国におかれましては、しっかりと橋渡しの役割を果たし、核兵器廃絶に向けて具体的な成果を上げていただくよう要請してまいりたいと考えております。

また、今年の8月9日は、東京オリンピックの閉会式に重なっているということで、長崎市とともに、閉会式での黙祷実施につきまして、東京オリンピック組織委員会にこれまで要望を行っているところでありまして、引き続き、こうした長崎の思いをしっかりと伝えてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　坂本　浩議員―18番。

○１８番（坂本　浩君）　政府に要請する具体的な中身の答弁をほしかったんですけれども、中身については、今後、県の方でもぜひ考えていただいて、具体的に日本政府が行動できるような、そういう中身をぜひ要請をしていただきたいと思います。

特に、この核兵器禁止条約への参加を求める要請ですね。この間の県議会での議論等々を考えますと、県としても、なかなか動きづらいというのがあるのではないかなというふうに推測はできますけれども、しかし、この条約は、恐らく「ＮＰＴ運用検討会議」の後、早ければ今年いっぱいには発効するのではないかと言う方もいらっしゃいます。

そうすると、締約国会議があるわけでございますので、日本政府として橋渡しをする意思が強いのであれば、せめてこの締約国会議にはオブザーバーとして参加をする、そのことによって橋渡し役を果たしていくというふうなことを含めて、ぜひお願いを申し上げます。

③資料や証言の保存・活用など被爆体験継承の課題をどう考えるか。

被爆から75年がたちまして、原爆の惨禍を証言してきた被爆者の平均年齢は82歳を超えようとしています。内外に核廃絶を訴えてきた被爆者の存在は、大きいものがありますけれども、現実問題として、そうした活動が年々厳しくなっていくことは、否定できません。

被爆75年を機に、県としてもぜひ考えていただきたいのは、被爆資料や証言などの書籍あるいは映像、そうしたものを系統的に保存・活用することの必要性であります。

もちろん、長崎には「長崎原爆資料館」がありますし、そして、「国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館」、そうしたところにこれまで蓄積されたものもありますけれども、長崎市以外の市町にもさまざまなものがあると思いますし、あるいは被爆後、被爆者の皆さん方が社会的に非常に厳しい中で生きてきた、そうした資料、あるいは被爆者援護法制定へ向けたさまざまな活動の記録、各市町の被爆者援護対策に関するさまざまな文書等も含めた資料の掘り起こし、それらの資料がワンストップで探せるような仕組みを構築していく必要があると思います。

本県には、公文書館はありませんけれども、ぜひ、そうした機能の必要性も含めて検討すべきだと考えますけれども、県の認識をお尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君）　文化観光国際部政策監。

○文化観光国際部政策監（浦　真樹君）　被爆資料や被爆証言につきましては、後世に被爆の実相を伝えていくためも大変重要なものでありまして、被爆者の高齢化が進む中、今後、どのようにつなげていくのかというのは、大きな課題であると認識しております。

現在、長崎市におきましては、2万点の被爆資料が所蔵されておりますとともに、新たな被爆資料の収集にも引き続き取り組まれているほか、その他の機関におきましても、議員ご指摘のように、継続して体験記や証言映像などの収集が行われ、長崎原爆資料館等における展示、あるいはＷｅｂでの公開など、広く活用が図られているところでございます。

議員ご提案の被爆体験を継承していくためには、被爆資料の掘り起こし、あるいはより活用しやすい仕組みづくりにつきましては、県、長崎市のほか、「国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館」あるいは平和推進協会、そういったさまざまな関係機関も含めまして、それぞれの役割分担や連携のあり方などにつきまして、今後、具体的に協議をさせていただきたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　坂本　浩議員―18番。

○１８番（坂本　浩君）　特に、私が先ほど申し上げたように、長崎市以外の県内の市町、原爆の被害というのは長崎市内だけではありませんので、ぜひそういったところも含めて資料等々の掘り起こしを、ぜひ関係機関などと連携を取ってやっていただくようにお願いを申し上げます。

（2）被爆体験者問題の解決に向けた取り組み。

原爆被爆から75年、被爆者援護法が施行されて25年が経過しても、いまだに12キロ圏内でありながら、場所によって被爆者と被爆体験者に分かれている状況が続いています。

被爆時に川一本、道一本を隔てていただけで、援護施策に大きな格差があること自体が非科学的であり、非合理的だと言わざるを得ません。

被爆の体験者といわれる第二種健康診断受診者証と精神医療受給者証の所持者は約1万3000人、平均年齢は82歳になろうとしており、早急に抜本的な解決を図る必要があります。

長崎被爆体験者事業は、2002年、平成14年から開始されました。その後、県外居住者の除外、医療給付の対象となる疾病の限定、医療受給者証の名称変更など、制度が後退をしてきました。

開始当時の厚生労働省の、当時は厚生省だったと思いますけれども、説明は、「不満はあると思うけれども、とりあえずこれで開始をして、限りなく、被爆者に近づける努力をしていく」ということだったんですけれども、逆になったというふうに認識せざるを得ません。

①対象合併症の拡大や手続の簡素化など、被爆体験者支援事業の課題に対する認識と取り組みは。

そういう状況の中で、長崎県としても、さまざまな取組を国に要請していただいておりますけれども、対象合併症の拡大や手続の簡素化、被爆体験者事業の課題に対する認識と取組について、お尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　被爆体験者の皆様方におかれましては、既に平均年齢が80歳を超え、医療を必要とする方も多く、高齢によって日常生活に支障を生じ、更新手続の対応が困難などの課題があると考えております。

県としましては、県議会と一体となって国に

対する要望活動を行い、医療費の助成対象となる合併症については、平成28年度に認知症をはじめ、その後、脳血管障害、糖尿病の合併症が、今年度からは新たに脂質異常症が追加され、医療の充実が図られております。

また、手続の簡素化につきましては、平成30年度から受給者証の更新を毎年から、3年に一回に緩和されております。

引き続き、県議会と一体となり、被爆体験者の実態に即した事業の一層の充実を国に対して要望していきたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　坂本　浩議員―18番。

○１８番（坂本　浩君）　手続簡素化の問題ですけれども、今、部長が言われたように、高齢化と、そして苦痛を伴うんですね、被爆体験者の皆さんの場合は。いわゆるＰＴＳＤということで、精神的な医療機関にかからなければならないというふうな苦痛を伴う。

そういうこともありまして国に要望していただいておりましたけれども、これは第二種受診者証も含めて自動更新というのは無理なのか、そこら辺をぜひ国に再度要望をしていただきたいと思います。

対象合併症の拡大についても、がんが多いというふうなことを伺っておりますので、がんについて、何としても拡大をしていただきたい、あるいは枠そのものを撤廃をしていただくということも必要じゃないかなと思います。

あと、被爆体験の記憶がないという方は対象になっているんですけれども、胎児が含まれていないという問題もあると思いますので、そういった問題について、再度、国の方に強く要望していただきたいと思います。

②ＰＴＳＤ関連の疾病に対する健康管理手当の新設を国に要望できないか。

第一種健康診断受診者証を持つ、いわゆる「みなし地域」の皆さんは、11の疾病にかかると、被爆者手帳が交付されまして健康管理手当を受けることができます。

それでいいますと、被爆体験者の皆さん方も、同じように疾病なわけです。ところが、医療の給付はありますけれど、健康管理手当はありませんので、新たにＰＴＳＤ関連の疾病に対する健康管理手当の新設を国に要望できないかと思っているんですけれども、そこら辺はいかがですか。

○議長（瀬川光之君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　ご指摘の健康管理手当につきましては、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、原子爆弾の放射能に起因する健康被害に苦しむ方の健康の保持等を図るため、被爆者のうち造血機能障害等の疾病にかかっている者に対して、月額3万4,770円を健康管理のために支給するものでございます。

一方、被爆体験者精神影響等調査研究事業は、被爆による放射線の影響ではなく、被爆体験による精神的要因に基づく精神疾患や対象合併症に対して支援するものであり、被爆者援護法に基づく健康管理手当と同等の手当の新設には課題があると考えております。

県としましては、高齢化する被爆体験者の援護を進めるため、医療の支給対象である合併症の拡大や手続の簡素化など、喫緊の課題について国に要望していきたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　坂本　浩議員―18番。

○１８番（坂本　浩君）　対象合併症の拡大は、ほぼもう限界にきているというふうなことが、恐らく厚生労働省の認識だと思います。

これ以上、対象合併症を拡大しないというこ

とになると、今、部長がおっしゃったことがなかなか進まない。根本的な問題の解決として、当然、これは被爆体験者の皆さんを被爆者というふうに認定すれば済むことなんですけれども、そうなってない現状の中で、高齢、それから病気を抱えるという中で、どう解決するか、一人でも救済をしていくという立場に立つならば、この枠の撤廃、あるいは健康管理手当とか、そういうのはぜひ必要だというふうに思います。国の考えはそうかもしれませんけれども、ぜひ被爆県長崎として、もう一歩、踏み込んでいただきたいということを要望いたします。

③新たな訴訟を提起しなければならない被爆体験者の立場をどう認識しているか。今こそ長崎市と歩調を合わせ被爆地域是正を国に要望すべきだが、どうか。

被爆体験者の皆さん方は、被爆した当時の行政区域、南北12キロ、東西7キロ、この範囲で指定されているという、その不合理に対して裁判を提起して12年、その間、闘ってきました。

最初の裁判は、身体に原爆放射能の影響を受けるような事情のもとにあったと規定する第3号被爆者、これを訴えてきたわけですけれども、残念ながら、12年の闘いの中で、第一陣、第二陣とも敗訴いたしました。そういう不合理に起因する裁判でありましたので、どうしても納得できないということで、今度は第一種健康診断受診者証、いわゆる、「みなし地域」の適用を受けられないかということで新たに裁判が始まりました。

こうして新たな裁判を提起しなければならない被爆体験者の立場をどう認識しているのでしょうか。今こそ、長崎市と歩調を合わせて被爆地域是正を国に要望すべきだというふうに思いますけれども、認識をお聞かせください。

○議長（瀬川光之君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　県は、法定受託事務として被爆者援護法に基づく手続を行っておりますが、平成19年に、被爆体験者に対して、被爆者援護法に基づく被爆者健康手帳の交付申請と健康管理手当の認定申請を却下した処分について、国、長崎県及び長崎市に対して取り消しを求める集団訴訟があり、平成29年に最高裁にて原告側敗訴の判決となり、高齢化された被爆体験者の方にとって大変厳しい状況であると考えております。

被爆地域の拡大につきましては、長年にわたり取り組んできた結果として、平成13年に被爆体験者支援事業として国から提案がなされ、議会とも協議のうえ、苦渋の決断として受け入れ、被爆者団体等からなる実行委員会において了承されたものであります。

国からは、被爆地域の拡大を行うには、科学的、合理的根拠が求められており、また、平成27年の県議会意見書を踏まえ、県としましては、被爆体験者支援施策の充実に向けて、しっかりと取り組んでいくことが重要であると考えております。

関係者に寄り添った援護対策が必要だという思いで、高齢化された被爆体験者の支援施策の充実に向け、これまでもあらゆる機会を捉えて要望活動を行ってきており、今後も、被爆体験者の実態に即した事業の一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　坂本　浩議員―18番。

○１８番（坂本　浩君）　私は、5年前にも被爆70年で、その時にちょうど長崎市が、それまで要望を一回取り下げていたのを、被爆70年の時に再び国に対して被爆地域是正ということで国への要望を再開いたしました。その時にも、県

にも足並みを揃えてやってほしいということを随分と要請したんですけれども、なかなかなっていません。

今回新たに起こした裁判については、第一陣の皆さん方が、もう既に行っておりまして、第二陣が間もなくというふうに伺っております。先ほど言いました、いわゆる、「みなし地域」の適用を求める裁判ということになります。この「みなし地域」、1974年と1976年、2回にわたって広がったわけですね。これは実質的な被爆地域というふうな位置づけでいいんだろうと思います。この受診者証の数は、ものすごく少ないですから、ほとんどが何らかの病院に行って、指定の疾病にかかった場合に被爆者手帳を交付されるということで、被爆者ということになりますから、数が少ないんですけれども、この拡大は、まさに政治的な拡大だったんですよ。国がいう科学的根拠とか合理的根拠というのはないわけなんですよね。

だから、ぜひ、そういう政治的な拡大というものを求めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

あと、時間の関係がありますので、次にいきます。

2、子どもの未来のための職場体制の確立について。

県政における最重要課題は、人口減少、とりわけ社会減に歯止めをかける対策であり、子どもの未来のための環境づくりが必要であります。

そのためにも、子どもの権利を守り、子どもや家庭が直面しているさまざまな困難な課題に向きあっている職場では、マンパワーの確保が重要であり、子どもと向きあい、それぞれの専門性を活かして対応するため、心身ともに健全でいられる職場環境を確立することが必要だと考えます。

そこで、社会問題にもなっている学校や児童相談所での長時間労働問題について質問をさせていただきます。

（1）教職員の労働時間規制（「給特法」改正）に伴う取り組み。

一昨年の6月定例会で教職員の長時間労働について質問をいたしました。

昨年1月には、公立学校の教師の勤務時間の状況に関するガイドラインが文部科学省から出されまして、子どもたちの健やかな成長と学びのために、教職員が心身とも健全な形で子どもに向きあうための環境整備は、引き続き重要な課題だというふうに思います。

①超勤改善等対策会議等による進捗状況と今後の課題は。

県教委では、公立義務教育では、各市町教育委員会と設置した「超勤改善等対策会議」を、県立では「管理運営委員会」を設置して取組を進めていると思いますけれども、長時間労働の縮減に向けた進捗状況と今後の課題について、質問させていただきます。

○議長（瀬川光之君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　教職員の超勤改善の縮減に向け、ただいま議員からご指摘がございましたけれど、小中学校では、県教育委員会関係課、市町の教育委員会及び学校代表者で構成する「超勤改善等対策会議」において、目標に掲げた80時間超過勤務教職員ゼロを目指し、週1回の定時退校日や週2回の部活動休養日の設定、繁忙期の日課の工夫や通知表等作成資料の見直し、また、教育委員会からの調査物削減や学校への統合型校務支援システムの導入等に全県的に取り組み、80時間超過勤務教職員の割合は、平成29年度の7.3％から、本年度上半

期は5.1％に減少しております。

また、県立学校におきましても、県教育委員会と校長会の「管理運営委員会」が連携し、小中学校と同様の取組のほか、各学校における好事例の研究や文部科学省業務改善アドバイザー派遣事業の活用により、80時間超過勤務教職員は、平成29年度の14.9％から、本年度4月から11月の集計では7.4％に減少しております。

一方で、このたび、国から超過勤務時間の目安として月45時間という指針が出されました。45時間超過勤務教職員の割合は、小中学校では本年度上半期で29.8％、県立学校では、4月から11月の集計で25.9％であり、指針の達成に向け、教職員の意識改革や保護者、地域の理解のもと、三者が一体となって地域の実態に応じた持続可能な教育活動に方向転換していくことが今後の課題であると認識をしております。

○議長（瀬川光之君）　坂本　浩議員―18番。

○１８番（坂本　浩君）　今の教育委員会教育長の答弁によりますと、若干ではありますけれども、進んでいるというふうな認識でよろしいんですよね。

「超勤改善等対策会議」で、これは平成29年につくられておりますけれども、その時の確認で、2021年、令和3年度までの80時間超過勤務ゼロが目標というふうに設定をされておりますけれども、このペースでいって、そのことは可能でしょうか、いかがですか。

○議長（瀬川光之君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　現状では非常に難しい課題だというふうに思っております。しかしながら、先ほど申し上げたとおり、国も指針を示しておりますし、県教委もこのたび、ガイドライン、指針等を示したところでありますので、この達成に向けて一歩ずつかもしれませんけれども、着実に進めていかなければいけないと考えております。

○議長（瀬川光之君）　坂本　浩議員―18番。

○１８番（坂本　浩君）　わかりました。

次に、勤務時間の管理の問題です。

前回の質問の時にもお伺いしたんですけれども、出退勤の時間管理について、今、私が調べたところ、ＩＣカードとかタイムカード、パソコン使用記録、いわゆる労働安全衛生法体系の理想的な手法と言われる客観的な把握ができているのが、小中学校で、自治体でいうと12自治体、半数というふうなことだと思うんですけれども、それで間違いないですか。

○議長（瀬川光之君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　本年の2月末現在で、ＩＣカード、それからパソコンによる出退勤の管理を導入しているのが16市町、それから、今後、先ほど申し上げた統合型支援システム等の導入に伴って導入をしようと予定しているところが5市であります。

○議長（瀬川光之君）　坂本　浩議員―18番。

○１８番（坂本　浩君）　これは県立の場合は、どうなっているんでしょうか。今答弁されたのは、16市町と5市で21市町ということになりますが。

○議長（瀬川光之君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　県立の場合は、パソコンによるログオン・ログオフで勤務時間を把握するようにしております。

○議長（瀬川光之君）　坂本　浩議員―18番。

○１８番（坂本　浩君）　パソコンによるですかね。パソコンではなくて、「出退勤管理システム」、それが今、教育委員会教育長が言われたパソコンということですね。わかりました。

○議長（瀬川光之君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　県立の場合は、パソコンを使って、正確に言えば自己申告でしているということであります。

○議長（瀬川光之君）　坂本　浩議員―18番。

○１８番（坂本　浩君）　ということは、県立の場合は、先ほど言った労働安全衛生法体系の理想的な手法、客観的なものではないというふうな認識でよろしいんですね。

○議長（瀬川光之君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　法的に言えば、その理想形ではないと、現状ではですね、ということであります。

○議長（瀬川光之君）　坂本　浩議員―18番。

○１８番（坂本　浩君）　そういう問題を含めて勤務時間管理は大事になってくると思いますので、ぜひ県立、それから各市町を含めて客観的な管理をするように前回もお願いしましたけれども、引き続き、お願いを申し上げます。

それと、前回の質問で、「検討する」というふうなことだったと思うんですけれども、学校現場ですから部活もありますし、それから、保護者との関係があります。要するに、県民の皆さんの理解を、学校現場の実態、それから、過密労働になっているというふうな、そういうことをぜひ広報をしてほしいということで、石川県の教育委員会がパンフレットをつくって、それから、ホームページにも掲載しておりましたので、そういう問題を含めてやってもらいたいということで、「検討します」ということだったんですけれど、その後は、私、ホームページを見たんですけれど、何も見当たらなかったものですから、どうなってますでしょうか。

○議長（瀬川光之君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　全体的に働き方改革の中で、例えば、部活動指導員を導入する意味とか、それから、部活動のガイドラインをつくって休養日を設定する意味というのは、それは当然、保護者の方々にも理解をしていただかなければなりませんので、個別の広報、それは校長会、ＰＴＡを通じて、広報しておりますので、全体的に働き方改革の意義そのものについてのご指摘のような広報はありませんけれども、そういう意味では、それぞれのＴＰＯに応じて広報を行っているという認識をしております。

○議長（瀬川光之君）　坂本　浩議員―18番。

○１８番（坂本　浩君）　内部的な周知は、なかなか一般の県民の方に難しいんですよね。石川県の教育委員会の分が非常にわかりやすく、カラー刷りでできていたものですから、多分、その時に担当の方にお渡ししたと思いますので、お金はかかると思いますけれど、ぜひそういうものを広く県民の皆さんに伝えるやり方を追求をしていただきたいと思います。

②「給特法」改正に伴う県教委・地教委の対応は。

③上限規制の実現のためには大胆な業務削減か人員増が必要だと考えるが、認識はどうか。

そういう状況の中で、昨年「公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法」、いわゆる「給特法」が改正されました。

そのポイントは、勤務時間の上限規制化と、休日のまとめ取りのための1年単位の変形労働制の選択的導入ということになります。

この法改正に基づきまして、1月には昨年のガイドラインから格上げされた指針が文部科学省から告示されました。これに伴って教職員の勤務時間に関する県条例、それから規則等の改正が必要となります。県教委並びに各市町の教育委員会はどのように対応しているのか、お尋

ねいたします。

○議長（瀬川光之君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　給特法改正に伴う対応でございますが、県教育委員会といたしましては、国による給特法の一部改正及び文部科学省の指針の告示を受けまして、教育職員の業務量の適切な管理等を実効性のある形で進めるために、給特条例の一部改正を本議会に議案として提出しております。

併せて、教育委員会規則において上限時間を定めるとともに、「長崎県立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を策定し、条例、規則に根拠を持たせたうえで、令和2年4月1日から運用することとしております。

また、具体的な取組を推進していくために、「長崎県立学校における業務改善アクションプラン」を作成しており、地域等に対しても理解と協力が得られるよう、周知してまいります。

市町教育委員会におきましても、県の規則や上限方針を参考にして、各市町の教育委員会規則において上限時間を定めるとともに、「教職員の勤務時間の上限に関する方針」を年度内に作成することを確認しております。

○議長（瀬川光之君）　坂本　浩議員―18番。

○１８番（坂本　浩君）　各市町の場合は、条例じゃなくて規則の改正、それと方針の制定ということになろうかと思いますけれども、これは全部するということでよろしいんでしょうか。

○議長（瀬川光之君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　先ほどご答弁申し上げたとおり、年度内に作成することを確認しております。

○議長（瀬川光之君）　坂本　浩議員―18番。

○１８番（坂本　浩君）　わかりました。

それで、この上限規制の問題ですけれども、資料を見ましたら、上限時間の原則の例外ということで、在校等時間というものを設定するということですけれども、ひと月45時間、年間360時間、例外的に上限規制の原則の例外というふうなことで、「児童生徒等に係る臨時的な特別な事情がある場合の上限規制」というふうなことが設定されておりますけれども、この例外は、具体的にどういうふうな業務を想定しているのか、そこら辺、いかがですか。

○議長（瀬川光之君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　まさに例外ですから、生徒指導の問題で、例えば、いじめの問題とかいろんなことがあって、夜遅くまでいろんな対策会議があったり、保護者等への説明会があったりというようなこととか、また、災害等が想定されるのではないかと考えております。

○議長（瀬川光之君）　坂本　浩議員―18番。

○１８番（坂本　浩君）　災害はわかります、突発的ですから。ただ、いじめとか学級崩壊とか、そういう子どもたちに関わる部分、それは近年の教職員の皆さんの多忙化の原因の一つじゃないかなと思ってるんですよ。

そういうことからいくと、もちろん突発的に入るのは別ですよ、子どもが事故に巻き込まれたとか、そういうのはわかりますけれども、安易に例外にすることは、働き方改革の趣旨から逸脱をするのではないかと思っていますので、むしろ、そうした課題に対する人的配置だとか、あるいは現状の定数を改善させるとか、そういうことをやらないと、なし崩し的に例外が慣例化にならないように、ぜひお願いしたいと思います。

それで、今のことにも関連しますけれども、この上限規制を実現させていくためには大幅な

業務削減か人員増が必要だというふうに考えているんですけれども、認識はいかがですか。

○議長（瀬川光之君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　教職員の働き方改革を実効性あるものにするためには、ただいま議員からご指摘があったように、学校教育活動全般を見直すことが重要であると認識しておりまして、超過勤務の要因を具体的に探るとともに、その要因の解消のため、さまざまな取組を進めていきたいと考えておりますし、人員の増加につきましては、教職員を増やすことが業務削減に一定の効果があることは認識しておりますので、国に対しましても、実効性のある働き方改革を推進するための新たな「教職員定数改善計画」の早期策定及び実施のほか、チーム学校の考え方から、部活動指導員やスクールサポートスタッフへの補助制度の拡充を要望しているところでございます。

○議長（瀬川光之君）　坂本　浩議員―18番。

○１８番（坂本　浩君）　そういうのはぜひ積極的に進めてもらいたいんですけれども、もう現場の工夫とか、そういうのは限界にきているんじゃないかなというふうに聞いておりますので、ぜひ大きなかたまりというんですか、例えば、県独自でやっている学力調査を、この際思い切って廃止するとか、あるいは今話にありました部活動の問題だとか、そういうふうに大胆で象徴的な業務削減を実施する必要があるのではないかなと思いますので、ぜひそういったことを含めて対応方をよろしくお願い申し上げます。

（2）児童虐待防止のための児童相談所の体制強化の取り組み。

①虐待相談件数の増加に伴う業務量の増など職員の負担増についての認識と対策は。

全国の児童相談所の相談件数が、年々、増加の一途をたどっておりまして、本県も例外ではありません。

そういう中で、相談支援、一時保護などの業務量が増えて職員の負担が増えているのではないかというふうに思っておりますし、そういう現場の声が私にも届いているところであります。

現状を踏まえた県の認識と対策について、お尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君）　こども政策局長。

○こども政策局長（園田俊輔君）　児童相談所においては、昨年度から他県における痛ましい死亡事案を契機とした国の緊急総合対策に沿って、子どもの安全確保を最優先とし、虐待通告後48時間以内の子どもの安全確認の徹底や、躊躇なく保護する取組に加え、警察との全件情報共有をはじめとした関係機関との連携強化などに取り組んでいるところであります。

これらの取組強化に伴う負担増に加え、連携強化により、警察からの通告件数が大幅に増加し、児童虐待相談対応件数が過去最大となったことから、職員一人当たりの業務量が増え、時間外勤務が増加するなど、職員の負担が増しているものと認識しております。

そのため、その対策として、まずは非常勤職員や臨時職員を配置し、時間外勤務の縮減を図るとともに、警察との情報共有に係る事務の効率化を図るためのケース管理システムの改修や、児童の面前で配偶者に暴力をふるう心理的虐待、いわゆる面前ＤＶの事案について、市町との役割分担を踏まえ、警察からの通告後すぐに市町へ引き継ぎ、地域で継続して支援する仕組みの検討を進めているところでございます。

○議長（瀬川光之君）　坂本　浩議員―18番。

○１８番（坂本　浩君）　現場では時間外労働の増加とか、ストレスによる体調不良を訴える職

員もたくさんいらっしゃるということで、本当に職員の疲弊、職場の疲弊は深刻だというふうなことを伺っております。

担当するケースも、若干増員はされたけれども、児童福祉司1人で80～90ケースを受け持っているようだというふうなことなんですね。今度、法が改正されまして、40ケース相当というふうに配置基準が見直されるということでありますけれども、その倍を持っているというのが現状であります。

昨年11月定例会でも改革21の山田朋子議員が指摘しましたけれども、平成30年度の月平均の時間外労働が24.8時間、最大72.4時間というふうなことだったと思うんですけれども、去年の4月から7月までの4カ月間で月最大82.5時間ということを私は聞きました。4カ月の間に月最大82.5時間ということであります。

時間外労働の上限規制が昨年4月から始まりましたが、児童相談所の職員の皆さんは、他律的業務に従事する職員に該当すると思うんですけれども、1年のうち1カ月45時間を超えることができるのが6カ月までということです。

これで本当に1年間、勤務できるんだろうか、超えてしまうよねということが、既に4カ月で見通しがつくみたいな、そういう現状になっているのが現場の実態です。そういう上限規制を守れるかどうかということを気にしながら仕事をせざるを得ないというふうな状況と伺っておりますので、ぜひ、もっと現場の声というのをきちんと受け止めていただいて対応をしていただきたいということを強く要望させていただきます。

②児童虐待防止緊急対策や防止法改正に基づく計画的かつ適正な人員配置は。

児童虐待防止の緊急対策とか法改正に基づいて計画的に適正人員を配置しなければならないというふうになっておりますけれども、県の計画はどのようになってますでしょうか。

○議長（瀬川光之君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　先ほど、議員ご指摘のとおり、児童福祉法が改正されまして、児童相談所の児童福祉司につきましては、令和4年度までに、現在の人口4万人に1人から人口3万人に1人を配置すること、児童心理司につきましては、令和6年度までに児童福祉司の総数の2分の1を配置することとなっております。

このため、専門職の採用に当たりましては、インターンシップでの受け入れや担当者が実際に大学へ赴き学生に対して説明するなど、働きかけを強化しているほか、今年度は民間での相談業務の経験者を採用し、即戦力となる職員の採用に努めているところでございます。

また、人事配置に当たりましては、その専門性を発揮できるよう、継続性にも十分配慮しつつ、幅広い経験が得られるよう計画的な人材育成に努めながら、段階的に増員してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　坂本　浩議員―18番。

○１８番（坂本　浩君）　特に、児童福祉司の皆さん方は、経験値がものをいう職場ですよね。例えば、年度ごとにきちんと何人ずつというふうなことで、少しずつ、そして計画的に増やさなばならないと思います。

あと、一時保護については、男女のバランスも重要だそうです。要するに、保護される子どもの比率が平均して女子が多いというふうなことですから、そういうことも含めて増やしていただきたいと思います。

そして、この増員は、ぜひ純増でお願いをしたいと思います。確かに、長崎県は厳しい財政

状況の中で人件費抑制のための合理化ということで新行革プランで進めておられますけれども、社会福祉司の資格を持つ方をほかの職場から回すということはやめていただきたい。特に、社会福祉の職場は、どこも厳しい現状になっていると思いますので、ぜひそういう立場でよろしくお願いを申し上げます。

3、大型事業をめぐる課題について。

（1）石木ダム建設事業について。

石木ダム建設事業をめぐっては、付替道路の工事が進む中で、平成7年度完成を目指して新年度も予算が、今年度に引き続いて本体工事分を含めて計上されているところであります。

①反対地権者との話し合いを求めていくのか。

昨年9月、土地所有権が移行し、11月、建物を含めて明渡し期限が過ぎたことで、県と佐世保市は、知事に対して家屋などを取り壊したり、住民を立ち退かせたりする行政代執行をいつでも請求することができます。強権発動を再び発動するのか、県民が見ているところでありますけれども、長崎県は、そうならないように反対地権者の皆さんと話し合いをどのように進めていこうと考えているのでしょうか。

○議長（瀬川光之君）　知事。

○知事（中村法道君）　この石木ダム事業につきましては、繰り返しご議論をいただいてまいりましたように、地域の安全・安心を確保するうえでは必要不可欠な事業だと考えているところであり、反対地権者の皆様方にも事業にご協力いただけるよう、話し合いの呼びかけを行っているところでありますが、なかなかそうした機会をいただけない状況が続いているところであります。

これからも引き続き、粘り強く呼びかけ、ご理解が得られるよう努力してまいりたいと考えているところであります。

○議長（瀬川光之君）　坂本　浩議員―18番。

○１８番（坂本　浩君）　反対地権者の皆さんにとっては、1975年の事業採択以来45年間、ずっと言われ続けているわけですね。長崎県、佐世保市は、まさに石木ダムありきで結論づけた治水、利水、あるいは途中の強権発動、こうした県に対する非常な不信が積み重なっているんじゃないか。そのことが県が呼びかけても、なかなか話に乗っていただけない大きな要因ではないかなと私は考えております。

強制収用ではなくて話し合いによって解決の道を探るというのが最優先の課題で、その責任は起業者である長崎県にあるということを再度認識をしていただきたいというふうに思っております。

昨年のいろんな河川の氾濫等々の中で、改めて国土交通省も社会資本整備審議会の中で抜本的な防災対策の見直しということも今進めているようでありますし、あるいは昨年7月には、以前からありましたけれども、もちろん、コンクリートが全てだめとは言わないんですけれども、自然と組み合わせた最適なインフラ整備を図っていくグリーンインフラというのが、これが今まで一部しかなかったのが、全体で取り組んでいこうというふうなことも言われておりますので、ぜひそういった、一旦工事をやめる契機がここにあるんじゃないかなと思いますので、そういうことを踏まえて、今やっている工事を一旦中断したうえで、地元住民との話し合いの場を設けていただくことを改めて要請したいと思います。

②行政代執行は中村知事の汚点となりかねない。

とにかく、この行政代執行というのは、県政

というよりも、最後に県と長崎市の申請を受けてゴーサインを出すのは中村知事でありますので、まさに知事の汚点ともなりかねないというふうな問題、地域住民に対する人権に関わる問題にも絡んでくると思いますので、ぜひそういったことにならないように、県としての再度の努力を改めてお願いを申し上げたいと思います。

（2）ＩＲカジノ統合型リゾート施設の誘致について。

①カジノが収益のエンジンであり、ＩＲの一部とはならないと考えるがどうか。

②依存症や周辺地域への影響をどう考えて対策を打つのか。

私がＩＲと最初に出会ったのは議員になってからであります。その時にポンチ絵みたいなものを見せていただきまして、カジノは、その中の小さな一つだったんです。カジノ解禁だけど、こんなもんなんだなと思ってましたら、このカジノが、大きな統合型リゾート、ＩＲの収益のエンジンだということに気づきました。もちろん、ギャンブル依存症の問題かれこれあるんですけれども、そういうものに成長戦略ないしは長崎県の観光戦略の柱に位置づけることはおかしいんじゃないかというふうなことを思ってきました。

カジノが収益のエンジンであるということで、ＩＲの3%ですから、カジノはほんの一部なんですよという言い方をよくされますけれども、そういうふうにはならないんじゃないかというふうに考えているんですけれども、いかがですか。

○議長（瀬川光之君）　企画振興部長。

○企画振興部長（柿本敏晶君）　ＩＲのカジノ施設の床面積につきましては、ＩＲ整備法施行令によりまして、ＩＲ施設全体の延床面積の3%以下に制限されております。これは政府の有識者会議等において、海外の先進事例を参考に適切に検討されたものと伺っております。

実際に諸外国の例を見ても、カジノだけで利益を上げているということではないことから、県といたしましては、事業者から提出される事業計画を十分精査し、現行制度のもとでカジノ以外のさまざまなエンターテインメント施設などにおいても必要な収益を上げ、ＩＲ施設を安定的かつ継続的に運営することができる事業者を選定して、しっかりとした区域整備計画を策定していきたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　坂本　浩議員―18番。

○１８番（坂本　浩君）　安倍政権が進めようとしているＩＲは、「日本型」というふうな言い方をされています。しかし、雇用とか人材育成だとか、あるいは施設運営による調達、そういうものが全部、海外を参考にして、こういうふうにすごい経済効果があるんですよということを言っているわけですね。

世界最高水準の規制と言っていますけれども、1月にカジノ管理委員会ができましたけれども、この中には、この間、九州観光議連の総会と、それから九州観光振興大会がありました。その時に、このＩＲの講演があったんですけれども、この講演をされた方が所属している監査法人から、この管理委員会に出向しているということで、まさに規制と推進と一緒になってしまっているというふうな、そういう問題もあろうかと思っております。

それから、いろんな話を聞くと、例えば、設置をして最初の10年、そして、それから5年ごとに各議会の議決を得なければならないということで、これで規制がかかるんですよというふ

うに言いますけれども、しかし、萩生田大臣が講演で、その時は担当大臣だったと思うんですけれども、「業者にはそんなこと言えないでしょう」っていうふうなことで、30年はそのまんまというふうなことも言っているみたいです。

そういう意味でいくと、規制と経済効果が、資料にあるように本当にうまくいくのかという疑念を抱かざるを得ないんですよね。面積も3％ですけれど、これは法律で決まった3％ですから、法律を変えれば5％、10％になる可能性は否定できないわけですからね。そうすると、よりギャンブル依存症や治安の問題が出てくるんじゃないかなというふうに思っているんですけれども、そういった対策をぜひ今後やっていただきたいと思います。

（3）長崎駅周辺をはじめ長崎市中心部の開発・整備について。

①行政と事業者による交通結節についての認識は一致しているか。

交通結節点の検討会議というのがありました。去年の8月でしたか、私は行ったんですけれども、今年は行けませんでした。

その中で、長崎駅のところは、私もいろいろ問題意識があったんですけれども、電停から長崎駅まで250メートルという離れ方をしているということで、今回、当初の計画から大幅に変わるようであります。

要は、私は中身は一々言いませんけれども、行政と交通事業者が認識が一致しているのかというのが、率直に言って第1回目の検討会議の時に本当に疑問に感じました。第2回目は、ごろっと変わったようなことが出てきましたので、本当に認識が一致しているのかな、これで大丈夫かなというふうに思ったんですけれども、そこら辺はいかがですか。

○議長（瀬川光之君）　土木部長。

○土木部長（岩見洋一君）　検討会には、学識経験者や経済界、行政機関に加えて、路面電車やバス等を運行する交通事業者にも委員として参加していただいております。

これまで検討を重ねてきておりますけれども、交通事業者を含めた各委員との協議を重ね、実現可能な方策について検討を進めております。

今月末には第3回の検討会議を開催し、交通結節の抜本的な方向性や実施すべき対応策を取りまとめる予定ですが、課題に対する共通認識が深まってきておりまして、最終的には関係者の合意を得て実現可能な案としたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　これより、しばらく休憩いたします。

会議は、11時15分から再開いたします。

―　午前１１時　１分　休憩　―

―　午前１１時１５分　再開　―

○議長（瀬川光之君）　会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

宅島議員―22番。

○２２番（宅島寿一君）（拍手）**〔登壇〕**　皆様、こんにちは。

自由民主党、雲仙市選出、今年50歳になります、全力疾走、宅島寿一でございます。

私たちが住む長崎県は、美しい自然に恵まれ、歴史と文化に育まれた県として、また、被爆地を有する県として、平和の大切さを何よりも重く受け止め、平和な世界の実現に向け、寄与しなければなりません。

単に争いをなくすということだけでなく、誰もが基本的人権を有する個人として尊重され、ともに生きていく社会をつくり、その実現に向

かっていく必要があります。

しかしながら、現状は、社会的に弱い立場にある人や障害のある人に対して、どこかで線を引いている部分が、まだまだ多くあると思います。その線や障壁を取り払い、他県や世界からもすばらしい長崎県だと言われるくらい、共生社会の実現に向けて進んでいこうではありませんか。

それでは、通告に従いまして、分割方式にて質問をさせていただきます。

知事はじめ関係部局長の明瞭な答弁をお願いいたします。

１、国体・全国障害者スポーツ大会について。

（１）結団式・解団式の合同開催について。

国体や全国障害者スポーツ大会の結団式、解団式につきましては、国体につきましては、県立総合体育館で結団式がございます。多くの方々が国体の選手を見送り、頑張ってきてくれとエールを送ります。

しかし、障害者スポーツ大会の選手団の皆様方は、県庁のロビーで結団式を行い、それほど多くもない皆様方に見送られ出発をいたします。そのようなことを一緒にできないものなのかということを私は考えました。

長崎県は、誰もがともに共生できる条例を平成26年に施行をいたしました。この実現については、そんなに難しいことではないと思います。これを長崎県がまず全国に先駆けて実現をして、国体の選手、そして全国障害者スポーツ大会の選手をともに見送り出して、そしてまた、帰ってこられたら、ともにきちっと解団式を行うということで実現できないものなのか。

これをまず第1問として、以後の残余の質問は対面演壇席から行わせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（瀬川光之君）　福祉保健部長。

○福祉保健部長（中田勝己君）　国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の団結式及び解団式を合同開催できないかとのお尋ねでございますが、議員ご指摘のとおり、県といたしましては、「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」に基づき、障害のある、なしにかかわらず、誰もがあらゆる社会活動に参加できる共生社会の実現に取り組んでいるところでございます。

こうした中、全国障害者スポーツ大会の結団式及び解団式を国民体育大会と合同で開催することは、障害者スポーツへの認知度向上につながるとともに、障害及び障害者への県民の理解が深まるものと期待されます。

しかしながら、例年は、国民体育大会は10月に終了し、同月に全国障害者スポーツ大会が開催されているため、スケジュールの調整や、それに伴う参加選手の身体的な負担など克服すべき課題もありますので、今後、実際に参加される選手や関係団体のご意見も参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　宅島議員―22番。

○２２番（宅島寿一君）　それでは、池松教育委員会教育長、いかがでございましょうか。

○議長（瀬川光之君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　ご提案の件につきましては、障害者スポーツの認知度向上や共生社会の実現にもつながるものと考えております。

現在、スポーツ表彰につきましては、障害者スポーツ、それから一般のスポーツの分野についても一緒に表彰しているような事例もございますので、県教育委員会といたしましても、福祉保健部と連携しながら今後対応していきたい

と考えております。

○議長（瀬川光之君）　宅島議員―22番。

○２２番（宅島寿一君）　教育長から、心強いお言葉を、答弁をいただいたものと感謝いたします。

我が県には、障害者手帳を持たれている方が約10万人おられます。知的障害者の方が1万5,000人、精神障害者の方が1万1,000人、身体障害者の方が7万3,000人、10万人のこういった方々の心を思いながら、ぜひ長崎県が率先をして、この県がつくった条例に基づいて、まず自らがやるということを、ぜひ。

これは知事の答弁もなかなか難しいと思いますけれども、知事、いかがでございましょうか。

○議長（瀬川光之君）　知事。

○知事（中村法道君）　まさに今、福祉保健部長、教育委員会教育長からお話がありましたように、恐らくは開催時期に合わせた結団式、解団式の開催の時期の違いによって、それぞれに対応してきているものと考えているところであり、しっかりと関係者の皆様方のご意見もお伺いしながら、合同開催ということができれば好ましい形になるのではなかろうかと考えているところであります。

○議長（瀬川光之君）　宅島議員―22番。

○２２番（宅島寿一君）　知事からも力強い答弁をいただきまして、感謝を申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

2、定額タクシー制度の導入について。

（1）他県の状況について。

県外から本県に飛行機や鉄道を使って観光客が来訪された際に、空港や駅から目的地とする観光地までタクシーを利用される場合、料金の額が事前にわかりにくいことから、乗りづらいと思われる方もいらっしゃるのではないかと思います。料金が明確な定額タクシー制度を導入することによって、観光客などの来訪者の方が使いやすくなり、観光客などの増加につながることが期待されるのではないかと思います。

例えば、大分では、大分空港や大分駅から湯布院駅などの観光地へ事前に料金がわかる定額タクシー制度が導入されているようですが、九州各県の定額タクシーの導入状況について、お伺いいたします。

（2）導入へ向けた本県の取り組みについて。

長崎県は、ハウステンボスや私の地元雲仙市の雲仙温泉や小浜温泉、並びに「明治日本の産業革命遺産」、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」などの魅力あふれる多くの観光資源を有する観光県であります。

新幹線開業に向けた二次交通対策としても、料金が明確で、ドア・ツー・ドアで乗り継ぎなく移動できる定額タクシーを導入することにより観光客の増加にもつながり、また、県民の方の利用も広がっていくものと考えております。

昨年11月に、九州新幹線西九州ルート交通対策特別委員会の県内現地調査が地元雲仙市で行われた際には、雲仙温泉観光協会から、諫早駅、長崎駅、長崎空港などから観光客を増やすため、公共交通機関の利便性の拡充について、関係機関に対しての働きかけについて要望を受けており、交通アクセスが少ない観光地からは、定額タクシーの導入を求める声も挙がっております

定額タクシーの導入については、九州運輸局への運賃認可等をタクシー事業者が行う必要があることは承知しておりますが、県として、県タクシー協会等と導入に向けた取組ができないか、お伺いいたします。

○議長（瀬川光之君）　企画振興部長。

○企画振興部長（柿本敏晶君）　定額タクシーに

ついて、まず九州各県の導入状況についてのお尋ねでございます。

定額タクシーは、事前に定めた一定区間を定額の運賃で運行するものであり、旅行業者の手配により運行するものと運輸局の運賃認可などを受けて運行されるものがございます。

現在の九州内の状況としましては、熊本県においては、熊本空港から黒川温泉など、旅行業者の手配により定額タクシーが運行されており、大分県、宮崎県、鹿児島県においても同様の事例が見受けられます。

また、福岡県においては、福岡空港と大宰府天満宮などを結ぶ運輸局の認可等を受けた定額タクシーが14事業者において運行をされており、大分県においても同様に27事業者において運行されていると伺っております。

定額タクシーについては、国の認可などの基準もあることから、九州各県での実施状況を見ても、いずれの手法も通常のタクシーと同程度、もしくは若干下回る運賃となっておりますが、定額タクシーの利点としましては、目的地までの運賃が事前に示されることでわかりやすく、利用しやすい制度であると考えております。

次に、県として導入に向けた取組ができないかとのお尋ねでございますけれども、定額タクシーは、目的地までの料金が事前に示され、県外から訪れる観光客の方も安心して利用することができますことから、観光県である本県にとって、交通手段の多様性を図る観点からも有効であると考えております。

一方、タクシー事業者を取り巻く環境は、燃料費や人件費の上昇、ドライバー不足などにより厳しい状況もあるということで、そういった状況も十分踏まえる必要があるとも考えております。

県としては、さまざまな運行ニーズに対応していくためには定額タクシーの運行も選択肢の一つであると考えておりますので、今後、利用目的や運行区間をはじめ運行手法など、各地域に適したあり方について、県タクシー協会や旅行業者等との意見交換を行い、検討を働きかけてまいりたいと考えております。

また、新幹線開業後の対策として、来年度は長崎駅や諫早駅と島原半島を結ぶ「予約制乗合タクシー」の実証運行も行うこととしており、幅広く二次交通対策の検討も行ってまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　宅島議員―22番。

○２２番（宅島寿一君）　長崎県は観光地でありますので、幅広い観光客や県民の皆様から利用される定額タクシー制度の導入に向けて、県のタクシー協会と協議を重ねていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

3、国土強靭化対策について。

（1）農業用ため池の整備について。

豊富な水量を持つ大規模河川が少ない本県において、農業を営むうえで必要となる用水源として、ため池は重要な役割を担っております。

一方、ため池の下流には、受益地となる農地を含め公共施設や住宅地などもあることから、十分な安全対策が求められているところであります。

このような中、平成30年7月に西日本を襲った豪雨災害や、昨年10月に関東地方に甚大な被害をもたらした台風19号とその後の大雨によって、ため池の損傷や決壊などにより下流域の多くの被害が発生しております。

国におかれても、近年多発する豪雨災害等を受け、「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」として、臨時特別の措置が講じられ、

ため池等の整備を進捗させるよう進められているところであります。

本県においても多くのため池が存在している中、豪雨等による被害を未然に防止するためにも、浸食や漏水等の老朽化したため池の早急な整備が必要と考えているところであります。

そこで、整備が必要なため池がどれほどあり、県としてどのように整備を進めていこうとしているのか、お尋ねをいたします。

（2）橋やトンネルの老朽化対策について。

道路は、県内外の主要都市間の広域的交流や都市部と地方部の連携などさまざまな地域間の交流促進や連携強化を図り、観光の振興や企業立地の促進など日常生活の利便性等の向上はもとより、地方創生や地域産業の競争力を強化する重要な施設であると考えております。

そこで、県が管理している橋やトンネルがどのくらいあるのか、また、そのうち老朽化した施設がどの程度あるのか、今後、県としてどのように維持管理を行っていくのかをお尋ねいたします。

（3）河川内の浚渫及び伐木について。

近年、全国各地で豪雨災害が頻発、激甚化しており、特に、河川では氾濫等による大規模な浸水被害が発生しております。

本県においても、昨年、2回の特別警報が出され、住民の避難や家屋の浸水被害などが発生しているところであります。

これらの異常気象に加えて、県が管理する二級河川などでは、近年の大雨等により土砂が著しく堆積している箇所が多く見受けられ、流水の阻害になっている状況にあります。このまま放置しておくと、河川の氾濫を招き大規模な浸水被害が発生するのではないかと予想されます。

これまで幾度も一般質問等において河川内の浚渫、伐木に関する質問がなされ、理事者より県単独予算の確保や国への予算拡充要望などの答弁がなされているところでありますが、現状では、限られた予算の中で緊急性が高い箇所から優先的に対応を行っていると認識しております。

昨今の異常な雨の降り方や河川内の土砂の堆積、樹木の繁茂状況を見ると、対応はまだまだ不十分であり、予算を上積みし、適切、迅速な対応を行っていくことが喫緊の課題ではないかと考えております。

そこで、令和2年度から緊急浚渫推進事業という新たな事業が創設され、予算の拡充が見込まれると思います。

県の担当課に確認いたしましたところ、県民の皆様からは、浚渫、伐木に関する要望は、小さなものを含めますと年間約180件寄せられており、現状の予算では対応が困難であるため、この事業を活用することにより格段に対応が向上するのではないかと大いに期待するところであります。

つきましては、緊急浚渫推進事業の具体的な事業内容と令和2年度の取組について、お尋ねいたします。

○議長（瀬川光之君）　農林部長。

○農林部長（中村　功君）　整備が必要なため池がどれほどあり、県としてどのように整備を進めていくのかとのお尋ねでございます。

県では、平成25年度から平成27年度に実施しました、ため池の一斉点検の結果をもとに、受益面積2ヘクタール以上のため池を対象として、漏水等により整備を必要とする105カ所を選定しているところでございます。

そのうち、地元同意が整った77カ所について、平成28年度から令和7年度までの10年間で整備

に着手することとし、中でも緊急性が高い66カ所については、5年間で着手する計画を進めているところであります。

進捗につきましては、令和元年度までに48カ所の整備に着手しており、令和2年度は新たに19カ所に着手することで、計画を上回る67カ所の整備に着手いたします。

今後は、整備個所の早期完成を目指し、しっかりと予算確保に努めるとともに、地元の同意が得られていない28カ所のため池につきましても、引き続き、市町や地元と整備に向けた協議を行ってまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　土木部長。

○土木部長（岩見洋一君）　私からは、2点お答えいたします。

まず、県が管理する橋やトンネルの現状、今後の老朽化対策についてのお尋ねですが、県が管理する橋梁やトンネルは、平成30年度末時点で橋梁が2,111橋、トンネルが139本で、そのうち供用から50年以上経過したものは、橋梁が880橋で全体の42%、トンネルが17本で全体の12%あります。

橋梁につきましては、平成26年度までの点検結果に基づき、橋梁長寿命化修繕計画を策定し、補修が必要とされた197橋のうち58橋の補修が完了しており、残りの139橋も令和6年度までに完了する予定です。

トンネルにつきましては、平成26年度までの点検結果に基づき「トンネル維持管理計画」を策定し、対策が必要な11本全ての補修が完了しております。

今後も定期的に点検を実施し、対策が必要な施設の補修を計画的に行い、適切な維持管理に努めてまいります。

次に、緊急浚渫推進事業の具体的な事業内容と令和2年度の取組についてのお尋ねですが、緊急浚渫推進事業とは、令和元年東日本台風の被害を受け、地方自治体が管理する河川などの浚渫を緊急的に実施できるよう、総務省が支援する地方財政措置で、事業期間は令和2年度から5年間となっております。

また、事業内容については、今後、緊急的に実施する必要がある箇所として河川維持管理計画に位置づけた河川の浚渫が対象で、浚渫には土砂等の撤去、処分、樹木の伐採等も含むこととなっております。

令和2年度は、事業費5億1,000万円の予算を確保し、地域の要望の高い箇所を含め、対策が必要な45カ所の浚渫及び伐木を実施していきたいと考えております。

また、令和3年度以降も、緊急性の高いものについて、本事業を最大限活用し、適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　宅島議員―22番。

○２２番（宅島寿一君）　今、土木部長から、45カ所を選定して優先的にやるという答弁がございましたけれども、例年150カ所から200カ所ぐらいの要望が県内からありますので、ぜひ幅広く取り上げていただき、少しでも予算を獲得して、各地域の要望に応えていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

4、製造業の振興について。

（1）造船関連産業の振興について。

本県の経済を支えてきた造船関連産業は、世界において厳しい市場環境が続く中、韓国や中国では大手造船の経営統合が進むなど、競争が一層激化しております。

このような中、国内においては、業界首位の今治造船と2位のジャパン・マリン・ユナイテッドが資本業務提携を行うなど、かつてない

ほど大きな業界再編の動きが出てきております。

県内においても、これまで約150年間、軍用船をはじめ大型客船やＬＮＧ船などさまざまな船舶の建造を行い、本県の基幹産業として地域経済を支えてこられた三菱重工長崎造船所が、国内最大級の建造ドックを持つ主力工場の香焼工場について、大島造船所と譲渡を含めて検討を開始することを発表されるなど、世界的な市場環境が本県経済にも影響を及ぼし始めました。

このような中、造船やタービン、ボイラーなどプラントの分野においては、中小企業を中心に高い技術力を持つ多くの関連企業が県内に集積し、依然として本県経済の屋台骨を支えており、今後とも、これら県内中小企業に対する支援の手を緩めるわけにはいかないものと考えております。

今後、どのように取り組まれるのかをお尋ねいたします。

（2）航空機関連産業の振興について。

産業構造の転換に向けては、将来の成長が期待できる新しい分野に注力していく必要があり、中でも航空機関連産業は、世界市場が拡大し県内企業の高い技術力の活かせる分野であることから、県におかれては、「航空機産業クラスター協議会」を設立し、企業間連携による新規参入や事業拡大など積極的に支援されています。

そのような中、昨年8月には、知事を先頭に誘致に取り組まれた三菱重工航空エンジン株式会社が長崎進出を発表するなど具体的な成果も見え始めており、航空機関連産業の振興につきましては、さらなる取組を強化し積極的に進めていく必要があると考えますが、来年度においてどのように取り組まれていくのか、お尋ねをいたします。

○議長（瀬川光之君）　産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君）　造船やプラント分野の県内中小企業に対する支援について、今後どのように取り組まれるのかとのお尋ねでございますが、昨年12月、三菱重工及び大島造船所から、三菱重工長崎造船所香焼工場について、譲渡を含めた検討を両社で開始するとの発表がなされるなど、本県の基幹産業である造船業を取り巻く環境は、一層厳しさを増しております。

このような中、本県におきましては、これまで県外大手企業とのビジネスマッチングによる県内中小企業の需要獲得のほか、航空機など成長分野への進出を支援しております。

具体的には、企業間連携による航空機エンジン部品を一貫受注のうえ増産できる体制を構築し、大手重工メーカーとの取引が拡大した企業のほか、造船関係で培った技術を活かし、航空機エンジン部品の新規取引が始まった企業、環境プラント機器を新たに受注した企業など具体的な成果も見え始めております。

今後とも、県内中小企業の県外需要の獲得や企業間連携による新分野進出を支援し、造船関連産業をはじめ県内の製造業の振興を図ってまいりたいと考えております。

次に、航空機関連産業の振興に向け、来年度はどのように取り組まれていくのかとのお尋ねでございますが、平成30年8月に「長崎県航空機産業クラスター協議会」を設立し、これまでバイヤー招聘によるビジネスマッチングや展示会への出展、人材確保・育成など積極的な取組を進められており、実際のビジネスにつながる動きも出始めております。

さらに、本年中には三菱重工航空エンジンの長崎工場竣工が予定されており、今後、県内企業の需要獲得に向け、さらなるサプライチェーンの充実、強化を図るため、来年度においては、

企業の設備投資や大学との共同研究に対する支援のほか、大手重工メーカーとのビジネスマッチングや国内外の市場環境調査などを予定いたしております。

今後とも、県内企業の状況に応じたきめ細かな支援を行い、本県における航空機産業の振興に努めてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　宅島議員―22番。

○２２番（宅島寿一君）　特に、この長崎三菱重工の造船の縮小は、本当に長崎市内にとってみても大変なこと、また、県内のことにしても本当に重要なことであると思いますので、どうかよく見られて、特に、造船関連に約1,000社ほど企業があるそうです。そういった企業が次に、航空機産業に移れるような支援もぜひしていただきたいと思います。しっかり、取組を我々も応援していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

5、千千石漁港海岸対策について。

（1）高潮対策について。

雲仙市の千千石漁港海岸は、昭和62年に日本の「白砂青松百選」、また、平成元年には「日本の自然百選」に選ばれており、風光明媚な天然の海浜地として多くの市民、県民の皆様が訪れる海岸でございます。

ただ、近年は、台風が大型化するなどして海岸線の砂が大きく減少しており、その結果、越波としぶきが背後地に被害をもたらすなど、地域住民の安全が脅かされる状況になっております。

また、平成29年には海水浴場も閉鎖されたことから、平成30年11月には地元3自治会が、管理者である雲仙市長に対し、海岸事業の早期整備の陳情を行ったところでございます。

その後、雲仙市においても検討を行っていることとは思いますが、地元としては、何とか早くしてほしいという気持ちで過ごされております。

つきましては、早期事業着手に向けて、県も一緒になって対策を検討していただきたいと考えておりますが、県のお考えをお伺いいたします。

○議長（瀬川光之君）　水産部長。

○水産部長（坂本清一君）　橘湾北東部に位置する千千石漁港海岸につきましては、議員のご発言にもありましたとおり、日本の「白砂青松百選」にも選ばれた景勝地でございます。

しかしながら、近年は、台風の来襲の際に護岸や背後家屋がたびたび被災するなどしており、平成30年には地元の3自治会が、雲仙市に対しまして、海岸高潮災害の防止対策についての要望書を提出し、早急な事業化を要望されたと伺っております。

海岸保全施設の整備につきましては、事業主体が海岸管理者である雲仙市となることから、まずは雲仙市の意向を十分確認していく必要があると考えております。

県といたしましても、県民の生命・財産を守り、災害に強く安全・安心で強靭な郷土づくり、県土づくりを進めており、事業化を検討していく段階で効果が十分に発揮できる整備計画となるよう、雲仙市と十分に連携してまいりたいと考えています。

○議長（瀬川光之君）　宅島議員―22番。

○２２番（宅島寿一君）　どうぞよろしくお願いします。

先般、この自治会の方々とお話をしましたところ、「自分たちはもう、あきらめています」と、「命を落とすかもしれませんけど」と大変落胆をされていました。これを、ぜひ県民の生

命・財産を守るという観点からも、県がきちっと雲仙市と前向きに検討をしていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

6、建設業における人材育成について。

（1）長崎県における取り組み状況について。

建設業は、地域のインフラの整備や災害が発生した際の緊急対応、復旧工事など、県民の安全・安心、暮らしを支える極めて重要な存在であります。

特に、ここ数年は、全国で激甚災害が多発しており、災害に強いインフラづくりが求められる状況となっており、建設業の役割がますます重要になっているものといえます。

しかしながら、県内の建設企業からは、最近は若い技術者が入ってこないと聞きます。また、採用できたとしても、すぐにやめてしまうとも聞きます。

これは、ハローワークにおける昨年1年間の建設技術者の新規求人数に対する充足率が6％程度と非常に低いことや、建設業における就職後3年以内の離職率が45％と高いことからも明らかであります。

このような状況が続くと、近い将来、建設技術者が不足し、地域にとって欠かせない建設業そのものの存在が危うい事態に陥りかねません。

特に、建設系学科を有する高校のない地域においては、専門的な知識を持たないまま建設技術者として就職し、その後に知識と技術を基礎から習得しなければならないことなどから、その習得に数年を要し、建設業の魅力や楽しさを知る前に離職してしまう若者が多いと聞いております。

仮に就職後に専門的な研修を受けるとしても、静岡県か宮崎県にある施設で受講するしか方法がありません。企業の負担が大きいため簡単には派遣できないとのことであります。

このため、県内において建設業の人材を育成し定着につなげていくことが重要であると考えておりますが、こうした状況は今に始まったことではなく、数年前から県内建設業における重要な課題となっていたことから、平成28年の一般質問において、建設技術者の即戦力を養成してきた県立の建設大学校にかわるような研修、教育の仕組みを県内において構築してほしいと、建設業の人材育成の必要性、重要性を訴えてきたところであります。

そこでお尋ねをいたしますが、建設技術者の育成を図るための仕組みについて、県がどのように取り組んでおられるのかをお伺いいたします。

○議長（瀬川光之君）　土木部長。

○土木部長（岩見洋一君）　県内の建設技術者について、工事を管理するうえで必要となる主な国家資格であります土木施工管理技士の所有者を見ますと、60歳以上が約3割を占めており、今後、これらの技術者の大量退職が見込まれることから、若手技術者の育成と定着促進が重要な課題であると考えております。

県では、平成28年度から、建設大学校にかわる技術者の教育制度の構築に向けた検討に着手し、静岡県や宮崎県の教育施設を訪問して調査を行うとともに、建設業協会などの関連団体と協議、検討を重ね、準備を進めてまいりました。

その結果として、今年度から、長崎県建設技術研究センターにおいて、就職後3年以内の経験の少ない若手技術者を対象とした2カ月間の育成研修をスタートさせたところであります。

この研修は、県内の建設業に精通した実務者が講師を行っており、17名の受講生やその所属

企業からは、「実践的でわかりやすい」、「社員の意識が変わった」など好評を得ております。

県としましても、離島からの参加者の負担軽減を目的として、交通費と宿泊費について、市町と連携して補助を行っております。

現在、今年5月の開催に向けて受講生の募集を行っているところであり、今後もこの研修を継続し、若手技術者の育成と定着促進に努めてまいります。

○議長（瀬川光之君）　宅島議員―22番。

○２２番（宅島寿一君）　以前は、建設大学校で県内の若い人たちが技術を学び、一級土木施工管理技士を目指して勉強されていました。

それがなくなり、今、おおよそ100万円ぐらいを負担して、宮崎県や静岡県に、各企業がそういう若い人たちを研修に出すということをされていたわけでありますけれども、これが約半分の50万円ぐらいで済むということで、県内の建設業の方々からも本当に感謝をされております。

ぜひ、この制度をきちっと残していただいて、県内の人口減少の歯止めや県勢の発展につなげていただきたいと思います。

特に、こういう学校で知り合った見知らぬ人たちが、同期の方たちが、その学校が終わった後も長年たっても、一生の友としておつきあいをされている姿を私も見て、やはりこういうことが必要なんだなと。県内に就職して県内に残っていただいて、県内で家族を持って生活をしていただくということが、こういったことからつながっていくんだなというふうに思っておりますので、財政が厳しいからといって、こういったいい制度を打ち切ったりといったことがないように心がけていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

7、食品ロス削減の推進について。

（1）長崎県における現状と今後の取組について。

我が国の平成30年度の食料自給率は、カロリーベースで37％であり、その多くを輸入に頼らざるを得ない食料輸入国でありますが、農林水産省及び環境省の推計によると、本来食べられるにもかかわらず捨てられている食品が、製造、流通、小売り、飲食店及び一般家庭といったさまざまな場面で年間約643万トン発生しております。

このような中、昨年10月1日に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、国、地方公共団体、事業者の責務、消費者の役割、相互の連携を示すとともに、地方公共団体には食品ロス削減推進計画の策定を求めております。

本県を見ますと、平成29年度のカロリーベースでの食料自給率は47％であり、半数以上を県外に依存している中、一人当たり1日で茶碗1杯に相当する約139グラム、県全体で年間約6万9,000トンの食品ロスが発生していると推計されております。

その要因の一つとして、家庭では、あらかじめ袋詰めされて販売されている食品など必要以上に食品を購入し、使いきれずに廃棄されている状況もあるようです。

また、宴会においては、いまだ多くの食べ残しが発生しており、県では、宴会開始後30分間と、お開き前10分間は、自分の席について食事を楽しむ「3010運動」を広報誌等を活用して推進されていますが、まだまだ浸透していないように見受けられます。

食品ロスの削減を推進することは、食品の有効活用を図るとともに、家計への負担軽減、また県民一人当たり平均で1日約47円の経費を要

している市町のごみ処理経費の軽減につながるため、県民一人ひとりが自分のこととして意識して取り組み、ライフスタイルを変える意識改革が必要ではないかと考えております。

県民を巻き込んだ県民運動を展開して食品ロス削減の推進を図る必要があると考えますが、本県の現状と今後どのように取り組まれていくのか、お聞きします。

○議長（瀬川光之君）　環境部長。

○環境部長（宮崎浩善君）　食品ロス削減の推進について、本県の現状と今後どのように取り組むのかとのお尋ねでございます。

食品ロスは、消費者のライフスタイルや事業者の商習慣などが要因と考えられ、その削減に向けては、食べものを無駄にしない意識の醸成とその定着を図ること、まだ食べられる食品は廃棄することなく、できるだけ食品として活用することが求められております。

県といたしましては、これまで食品ロス削減の広報啓発に取り組み、県民意識の醸成を図るとともに、フードバンク活動を円滑に進めるため、食品の品質管理や衛生管理を定めた「フードバンク活動ガイドライン」を策定したところでございます。

今後は、啓発ポスターの募集や県民の皆様を対象といたしましたフェスタの開催等の啓発活動を継続するとともに、県内市町、社会福祉協議会等に対しまして、ガイドラインを活用した取り組みを促し、フードバンク事業の拡大に努めることとしております。

さらには、国の基本方針等を踏まえた、本県の「食品ロス削減推進計画」を策定いたしまして、消費者の計画的な買い物などに関する意識の改革や、食品の製造、販売、消費に至る一連の過程におけます事業者の取組支援などを行い、県民、事業者と一体となった食品ロス削減に向けた県民運動に取り組んでまいります。

○議長（瀬川光之君）　宅島議員―22番。

○２２番（宅島寿一君）　特に、「3010運動」に関しては、県も広報誌等々を通じて啓発に努められているわけでありますけれども、いろんな飲食店やホテルや旅館等々にもきちっと、ポスターをつくるなり、そういった啓発活動をしていただきたいと思います。

私の住む島原半島では、300人、400人の宴会が結構多くありまして、見ますと、乾杯直後にすぐお酒のやりとりが始まるんです。帰りに見てみますと、料理が多数残っているという状況でありますので、特に、そういったところも注意をしていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（瀬川光之君）　環境部長。

○環境部長（宮崎浩善君）　議員おっしゃるとおり、確かに宴会等においては、まだまだ食べ残しが多くあります。やはり、私ども食品ロスを削減するためには、こういうところから少しずつ県民の皆様にご理解をいただいて、食品ロス削減に努めてまいりたいと思います。

○議長（瀬川光之君）　宅島議員―22番。

○２２番（宅島寿一君）　宴会開始後30分間は座っていただきたいというお願いになろうかと思うんですけれども、島原半島の方では、乾杯まで1時間を要したり、1時間半を要したりするんです。そこも、宴会というか、乾杯の後30分間なのか、そういったところもぜひ明確に明記をしていただいてですね。乾杯後30分間は必ず座っていてくださいと、おいしい料理を食べてくださいと、お開き前の15分間は最後まで料理を残さず食べてくださいと、ぜひ、そういった啓発をしていただきたいと思います。

7項目にわたりまして、質問をさせていただきましたけれども、令和の時代になり、今まで経験したことのない新型コロナウイルスや未曽有の災害など、人類にとっても厳しい事態になっております。

これを長崎県として乗り越えるのも、中村知事のリーダーシップにかかっていると思います。どうか中村知事におかれましては、最大限の力を発揮していただいて、我々長崎県民をすばらしい長崎県に導いていただけますようにお願いを申し上げたいと思います。

それと、長年、この長崎県に奉仕していただきました、本年3月に退職をされます長崎県職員の皆様方、そしてまた、長崎県警察本部の皆様方、多くの民間の方々も退職されます。

この退職される方々に心から、長年のご労苦にねぎらいと感謝を申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。

まことにありがとうございました。（拍手）

○議長（瀬川光之君）　午前中の会議はこれにてとどめ、しばらく休憩いたします。

午後は、1時30分から再開いたします。

― 午後　零時　５分　休憩 ―

― 午後１時３０分　再開 ―

○副議長（西川克己君）　会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

石本議員―12番。

○１２番（石本政弘君）（拍手）〔登壇〕　皆さん、こんにちは。

松浦市選挙区選出、自由民主党・県民会議の石本政弘でございます。

今回、新人でありながら、二度目の登板をさせていただきまして、自由民主党・県民会議の皆様には心より感謝を申し上げます。

中村知事並びに理事者の皆様の明確で、ご理解ある答弁をよろしくお願いいたします。

それでは、早速、通告に従い、質問に入ります。

1、地場企業の振興について。

（1）産業の育成について。

これまで県は、平成28年に策定した「長崎県総合計画　チャレンジ2020」及び「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進に取り組まれてきたところですが、本県が抱える人口減少、県民所得の向上、地域活力の低下といった構造的な課題について、一部に改善の兆しが見られるものの、いまだ十分な成果が得られていない状況にあります。

そこで、県は、令和2年度から取り組む第2期総合戦略の新たな施策体系として、1、地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く、2、力強い産業を育て、魅力あるしごとを生み出す、3、夢や希望のあるまち、持続可能な地域を創るの3点を掲げられております。

また、産業労働部の令和2年度の基本方針においても、成長産業の育成・創出、県内産業の人材確保、若者の県内定着を重点施策として挙げられております。

この中で、今回、私は、地場企業の振興、中でも人材確保に焦点を絞って質問をしたいと思っております。

本県の平成30年度の従業者規模別事業所数の構成比率を見ると、いわゆる大企業は1.5％、残りの98.5％は中小企業・小規模事業者となっております。人口減少に歯止めをかけ、若者を県内に定着させるためには、県が言う成長産業の育成・創出も当然ながら必要であると考えますが、一方で、現在、県内各地で、地域発展のため、事業の継続・発展に一生懸命頑張ってお

られる中小企業・小規模事業者である地場企業の育成、支援が何より優先して実施されるべきであると考えます。

地元に安心して働ける企業が存在してはじめて、地元での若者の就職、定住、あるいは県外大学生のＵターン、Ｉターンの促進等にもつながると思っております。

私の地元である松浦市においても、地元の若者を一人でも多く雇用できるようにと一生懸命頑張っている中小企業・小規模事業者があります。長崎県の将来を担う優秀な若者に県内にとどまってもらうためには、このように地元の若者の採用に努力されている県内各地の中小企業者、小規模事業者を支援し、地域全体の底上げを図っていくことが大事であると考えております。

そこで、地域における産業の育成について、県はどのような取組を行っているのか、お尋ねします。

以降の質問については、対面演壇席より行います。

○副議長（西川克己君）　産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君）　人口減少、高齢化、地域活力の低下など、本県を取り巻く経済状況が大きく変化する中で、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の支援は重要であると考えております。

そこで、地域の商工業やサービス業振興のため、県内各地域の商工会、商工会議所が主体となって、「地域産業活性化計画」を策定し、地域ごとの産業特性に応じた目標を掲げ、事業者や県、市町等と共有しながら、販路拡大や付加価値向上等に取り組んでいるところであります。

県といたしましては、この取組を進めるため、商工会、商工会議所の計画推進に関するアドバイスやフォローアップへの支援、事業者の課題解決に関する専門家派遣への助成を行っているほか、複数の事業者がグループによる地域外からの需要獲得に向けた取組に対する補助制度を設けているところであります。

今後とも、関係機関と連携しながら、やる気のある事業者を支援し、地域産業の育成・強化を図ってまいりたいと考えております。

○副議長（西川克己君）　石本議員―12番。

○１２番（石本政弘君）　今、お話にありましたとおり、中小企業者・小規模事業者に対する県の支援が何より大事と思っておりますので、また、しっかり対応してほしいと思いますし、そうすることで、県が第2期総合戦略に掲げます基本目標につながるものと期待をしております。

（2）県内産業の人材確保について。

①重点戦略の考え方について。

令和2年度長崎県の重点戦略案では、重点的な取組の1番目に人口減少対策を掲げて、「しごと」と「ひと」のマッチング促進や県内企業の採用力強化などに取り組むとされています。

地場企業の振興を図るためには、企業の人材確保が最も重要であり、いかに優秀な人材を確保していくかが成功の秘訣であると考えます。人手不足で困っている企業が受け皿となることで、各地域において県内産業の人材確保並びに若者の県内定着が図られ、ひいては人口減少抑制につながっていくことを期待するものであります。

そこで、地元企業の人材確保について、今後、県はどのように取り組もうとしているのか、お尋ねします。

○副議長（西川克己君）　産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君）　来年度の重点戦略におけます人材確保対策につきましては、若

者の県内定着促進と企業の採用力強化の両面から対策を講じてまいりたいと考えております。

まず、若者の県内定着促進につきましては、キャリアサポートスタッフ等による高校生の県内就職支援と、キャリアコーディネーターによる県内・県外の学生と企業とのマッチング促進を柱として、新規学卒者対策などに取り組んでいくこととしております。

また、企業の採用力強化につきましては、本年4月に「人材活躍支援センター」を開設し、雇用条件や職場環境の改善など、企業の採用力向上を伴走型で支援するとともに、同センターに無料職業紹介機能を持たせ、第二新卒、就職氷河期世代を含む若者、女性、中高年、高齢者など、県内外の多様な求職者と県内中小企業とのマッチングを推進してまいりたいと考えております。

○副議長（西川克己君）　石本議員―12番。

○１２番（石本政弘君）　今、きめ細かな発言をされました対応についても、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

②高度人材の確保について。

ただいま、新年度における県内産業の全般的な人材確保についての回答をいただいておりますが、これらの事業については積極的に取り組んでいただきたいと思いますが、県内産業、地場企業が成長するためには、人材の中でも、高度人材の育成・確保が特に重要であると考えております。

県が設置しております「長崎県プロフェッショナル人材戦略拠点」は、新商品の開発や生産性向上などの具体的取組を通じて、企業の成長戦略を具現化していく高度な人材、わかりやすく言えば、受け入れ企業の役員や管理職となるような人材を都市部から雇用する支援を行うというものであります。

この取組は、企業の成長を実現するばかりか、本県への人の流入にもつながることから、直接的な人口減少対策にもなると考えます。私の地元松浦においても、流通部門の中心的役割を担う人材や財務管理ができる人材など7名を採用することで、順調に業績を伸ばし、地域の中堅企業として地元の雇用拡大に大いに貢献していただいている企業もあります。

一方で、常用雇用という形になれば、複数の高度人材を雇用するためには相応の経費負担が発生することから、中小企業・小規模事業者が大勢を占める本県においては、企業規模に応じた高度人材確保対策が必要であると考えます。

また、国は、昨年12月に、新たに副業・兼業といった形態での高度人材を支援する方針を打ち出しておりますが、これは県内企業が高度人材を採用するうえでの追い風になるものと思います。

私は、県内の多くの企業がさまざまな形態で高度人材を活用することで、互いに成長し、雇用の拡大、給与などの処遇の改善につながっていくことを期待しており、そういう観点からしても、この「プロフェッショナル人材戦略拠点」の活用は非常に有効であると考えており、積極的に取り組んでいただきたいと要望します。

そこで、このプロフェッショナル人材戦略拠点のこれまでの実績について、大企業と中小企業別の割合も含め、お尋ねしたいと思います。

あわせて、国の動きも踏まえたところで、県は、今後どのように取り組んでいこうとされているのか、お尋ねします。

○副議長（西川克己君）　産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君）　県におきましては、国の事業を活用して、平成28年2月に「プ

ロフェッショナル人材戦略拠点」を開設し、県内企業の人材確保を支援してきております。

これまでの4年間の実績につきましては、101名採用されており、このうち、従業員300人を超える企業が約3割、300人以下の企業が約7割となっております。

高度人材は、県内企業が競争力を発揮し、成長を実現するうえで大きな要素となることから、県におきましては、本事業を積極的に活用しているところでございます。

また、国が新たに支援する副業・兼業を含めた多様な形態での人材マッチング制度につきましては、導入コストが抑えられるなど、県内の中小企業等が高度人材を活用する選択肢が広がるものと考えております。

このようなことから、新年度におきましては、県内企業のニーズを把握したうえで、予算措置を含め検討してまいりたいと考えております。

○副議長（西川克己君）　石本議員―12番。

○１２番（石本政弘君）　ありがとうございます。しっかりとした対応をぜひお願いしたいと思います。

繰り返しになりますけれども、企業の成長には、その企業の核となる高度人材が不可欠であります。この「プロフェッショナル人材戦略拠点」を活用して高度人材を確保することにより、地場企業が成長し、それが地場の若者の雇用拡大につながり、高校新卒者や大学新卒者の県内就職の増加や、Ｕターン・Ｉターン就職者の増加につながっていくことを期待するものであります。

県としても、今後ともしっかり取り組んでいただきますよう要望して、次の質問に移らせていただきます。

2、農山村集落の維持対策について。

（1）農山村集落の現状について。

農山村集落は、自然環境の保全や土砂災害の防止、美しい環境形成等の多面的機能に加え、最近では、多く発生しておりますイノシシなどの鳥獣害防止などにつながるといったさまざまな役割を担っております。そして、農山村集落を維持することは、大変重要であると考えております。

私の地元松浦市においても、特に、条件が厳しい中山間地域の農山村集落では、高齢化や後継者不足に加え、人口減少に伴う集落の維持が困難になることを心配する声がよく聞かれ、このままでは限界集落になりかねない地域も出てくるものと考えられます。

例えば、松浦市の竜尾川上流の田代集落がありますけれども、ここでは、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度を活用し、集落の68戸が共同して活動組織をつくり、地元の地域の農道や水路などの保全活動等に集落一体となって取り組んでおります。

しかしながら、一方で高齢化が進んでいる、次の世代、担い手が不足している、将来の活動の継続が心配だというような声が聞かれるなど、大多数の農山村集落においては、共同活動の継続や集落の維持について危惧されている現状にあると考えております。

そこで、県は、このような農山村集落の現状について、どのように捉えているのか、お尋ねします。

○副議長（西川克己君）　農林部長。

○農林部長（中村　功君）　2015年農林業センサスによりますと、本県には2,941の農業集落がございますが、県の推計では、集落機能が低下すると言われている10戸未満で、かつ65歳以上の住民が50％以上の農業集落が、現状の54集落

から、2040年には、約6倍となる344集落に増加すると予測しております。

また、中山間地域等直接支払制度により、農村環境整備の共同活動に取り組む1,005の組織を対象に、県が2018年に実施したアンケートでは、10年後には、約7割の725の組織が、高齢化や後継者不足に伴うリーダーや従事者の不在などの理由により、現状の共同活動の継続は困難というふうに回答されております。

このようなことから、県といたしましては、これまで地域の方々の共同活動により守られてきた水源の涵養や自然環境の保全など、農山村が持つ多面的機能が低下し、頻発・激甚化する土砂災害や、イノシシ等の鳥獣被害の市街地への拡大を危惧しているところでございます。

○副議長（西川克己君）　石本議員―12番。

○１２番（石本政弘君）　今、お話がありましたけれども、実際の数値以上に、現場では集落の維持管理が困難となってきているという実態があろうかと思いますので、引き続き、実態も十分把握しながら、きめ細かい対応をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

（2）農山村集落の維持対策について。

本県の農山村集落の現状について回答いただきましたけれども、今後、中山間地域等の条件が不利な農山村集落の人口減少はさらに厳しさを増すものと思われます。

このような中山間地域の集落では、これまで地域に活気と希望を与えてきた小学校は、児童数の減少により統廃合が進み、地元のお祭りや浮立などの伝統行事は、少子・高齢化の進行などによる担い手・後継者不足で将来継続が困難となることも懸念されております。

一例を挙げますと、松浦市の志佐川上流に位置する上志佐小学校では、集落の人口減少に伴う児童数の減少により、小学校の存続問題が取り沙汰されており、統廃合に反対する声も挙がっているところでございます。

地域によっては、もう既に小学校が廃校となったところも幾つかございます。地域から子どもがいなくなれば、その地域の活気やにぎわいがなくなる、これは、もうご承知のとおりでございます。

その一方で、「コスモス畑の収穫祭」とか、地域によっては、「土谷棚田の火祭り」、また、「土谷浮立」、「田ノ平浮立」といったさまざまな伝統的なイベントを開催するなど、地域の伝統行事や伝統文化の承継に活発に取り組まれている地域もあります。

しかしながら、こういった地域においても、年々、担い手や後継者不足により、今後、いつまで続けられるのかが心配だという声も聞かれます。地域の伝統的な祭りは、古くから地域の住民の心を一つにし、地域の融和を図り、共同を図るといった重要な祭祀であったと考えます。

こうした状況を見る時、これから特に、農山村集落を維持し、農山村地域を活性化していくためには、集落の後継者の育成や若者の定住促進は当然ながら、外部からの移住者の受け入れなど、集落に人を呼び込むことにも力を入れていく必要があるのではないかと考えております。

そこで、今後、農山村集落を維持していくため、県はどのように取り組んでいこうと考えているのか、お尋ねいたします。

○副議長（西川克己君）　農林部長。

○農林部長（中村　功君）　議員ご指摘のとおり、農山村集落の維持・活性化を図るためには、Ｕターン・Ｉターン者の移住・定住対策が重要というふうに考えております。

東京にある「ふるさと回帰支援センター」で

の全国の移住相談件数は、20歳代から40歳代を中心に、2018年には4万件を突破するなど年々増加しており、移住先については、複数回答となりますが、地方都市の市街地への希望が約7割と多く、農山村は約4割となっております。

また、移住先選択の要件として、「就労の場があること」が最も優先順位が高く、次いで「自然環境がよいこと」、「住居があること」となっていることから、農山村の持つ自然環境の魅力に加え、生活に必要な情報をあわせて発信することで、市街地から農山村への移住につなげていくことが重要であると考えております。

このため、県では、集落自らが集落内の課題や将来像に関する話し合いを行ってもらい、移住者の世話役、相談役の設置など、受け入れ体制を整備したうえで、自然環境や伝統文化など、集落の魅力、農地付き空き家、病院、学校、スーパーなどの生活情報をまとめて発信することとしております。

あわせて、集落の魅力を実感して移住を検討してもらうための「お試し移住」を実施するなど、移住促進に向けた取組を市や町と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長（西川克己君）　石本議員―12番。

○１２番（石本政弘君）　農山村集落を維持していく、または継続するためには、私の考えとしては、やはりその地域にある伝統的な行事なり祭り、こういったものを中心に集落は発展してきたと思いますし、それがなくなると、どうしても集落の結束といいますか、まとまりがなくなるというのはもう目に見えておりますので、一生懸命頑張っている地域もあります。そういったところに力を入れて、ほかの地域にもそういった取組が広がるような形をぜひとも県の方でもご支援をいただきたいと思います。

（3）農山村集落における関係人口拡大について。

農山村集落の維持・活性化を目指し、農山村集落に移住者を増加させるための県の取組について答弁いただきましたけれども、ぜひとも各市町と一体となって、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

ただ、移住者を増加させるだけでは集落を守っていくことは困難であると考えており、移住対策とあわせて、都市部に住みながら地方と関わり続ける、いわゆる「関係人口」という観点から農山村集落の活性化に取り組むことも大変重要であると考えております。

幸いにも、農家民泊や農業体験などの農泊については、県北地域では、松浦を中心に農林漁業体験民宿を地域ビジネスと捉えて取り組んでいるところも多く見られます。

集落単位で共同して都市部の学生や市民との交流を深め、加えて、インバウンドを呼び込むなど積極的な取組により、農家所得の向上にもつながっており、地域の活性化の一翼を担っている状況も見てとれます。

また、都市部の企業においても、最近では社会貢献活動に対する関心が高まってきており、都会と地方との交流を深めるさまざまな活動が行われております。

今後、農山村地域の活性化を図るためには、このような活動を農山村地域と結びつけていくことが重要であると考えます。

そこで、農山村地域における今後の関係人口の拡大について、県はどのような取組、また、支援策を考えているのか、お尋ねいたします。

○副議長（西川克己君）　農林部長。

○農林部長（中村　功君）　県では、これまで、農山村地域の活性化のために、交流人口の拡大

や地産地消の推進による地域全体でもうかる仕組みづくりに取り組んでまいりました。

具体的には、農産物直売所を販売・交流拠点とした、特産物等の地域資源の情報発信、少量多品目産地の育成、農泊を推進することで、農産物直売所と農泊の売上額は、平成27年の105億円から平成30年の113億円と増加してきております。

しかしながら、農山村地域の高齢化や、人口減少が進む中、地域住民の活動だけでは集落の維持は困難であることから、先ほど答弁いたしました移住対策に加えて、議員ご指摘の「関係人口」の拡大を進める必要があると考えております。

このため、社会貢献活動に関心が高い県内企業や学生、定年退職者等と農山村集落とのマッチングを行う場を県が新たに設置し、共同して集落維持活動を行う仕組みを構築することで農山村地域の維持・活性化が図られるよう、市、町、関係機関と協力して取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長（西川克己君）　石本議員―12番。

○１２番（石本政弘君）　ありがとうございます。

先ほど言いました各農山村集落におけるいろんな行事もありますけれども、松浦ではほかに、今、ヤマメの里といった、地元できれいな渓流を使ったヤマメの養殖、そして、それらをまた販売まで、要するに、稚魚を購入して、それを育てて、そしてまた地元の旅館等に提供する、または、今後、販売に向けて取り組んでいく、そういった新たな取組をされている地区もあります。

そういった農山村の活性化につながる事業につきましては、ぜひとも県として、今後とも支援をお願いしたいと思っております。

まとめになりますけれども、農山村集落の人口減少は、中山間地域の耕作放棄地の拡大を招き、ひいては日本の原風景である心のふるさとでもある美しい森や水、そして、田畑を守っているふるさとの崩壊につながりかねません。農山村集落を後世にわたりしっかりと維持していくためにも、万全な対策をよろしくお願いいたします。

3、水害に対する河川の防災・減災対策について。

（1）取組の現状と今後の対応について。

午前中に宅島議員の方からも質問があっておりますけれども、各地域において、河川等の防災・減災、最近では毎年のように県内のどこかで、また、日本全国のどこかで必ず豪雨、台風被害等が頻発しております。昨今、こういった豪雨等により全国各地で水害が頻発し、家屋等の大規模な浸水が発生するなど、甚大な被害を与えている状況が数多く見られます。

本県においても、昨年8月の県北地域を中心とした豪雨では、大雨洪水警報や大雨特別警報が発令されるなど、県北を中心に河川の氾濫などによる家屋の浸水被害が発生しております。地元松浦におきましても、河川の氾濫までには至らなかったものの、二級河川志佐川において、一時的に氾濫危険水位に達するなど、また、今福町浜ノ脇地区の道路崩壊や不老山山腹の崩壊が発生するなど、未曾有の災害に見舞われております。そして、地域住民の生活に現在でも支障を来している状況でございます。

全国的に河川氾濫等による大規模な浸水被害が相次ぐ中、県管理河川においても、ハード・ソフト両面から早急な対策が必要と考えますが、現在の県の取組状況と今後の対応について、お尋ねいたします。

○副議長（西川克己君）　土木部長。

○土木部長（岩見洋一君）　県の防災・減災対策につきましては、通常の河川改修事業に加え、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を活用し、ハード・ソフト一体として取り組んでいるところであります。

ハード対策としましては、県内29河川の河川改修を進めており、さらに緊急的に14河川の浚渫、伐木などを実施しているところです。

また、ソフト対策としましては、浸水想定区域図の作成や、水位情報周知河川の拡大、危機管理型水位計の設置、さらには、市町においてハザードマップの作成を行うなど、防災・減災の推進に努めているところであります。

今後は、引き続き、防災インフラの整備を進めるとともに、監視カメラの新設や、新たに創設された有利な地方債を活用し、河川の浚渫などを重点的に実施してまいりたいと考えております。

○副議長（西川克己君）　石本議員―12番。

○１２番（石本政弘君）　今回、国の方でも緊急浚渫推進事業というのが創設されておりますので、県としてもしっかりとそれに基づき対応していただきたいと思っております。

（2）二級河川志佐川の防災対策について。

松浦市の市街地を流れる二級河川志佐川においては、平成28年の大雨により河川の水位が上昇し、氾濫危険水位まで達したことから、志佐地区において約2,400世帯、5,420名の人に避難勧告が発令されました。

また、平成30年及び昨年の豪雨においても、大雨特別警報が発令され、氾濫危険水位に達し、避難勧告が発令されるなど、地域住民の水害に対する不安は一層高まっている状況にあります。

志佐川においては、平成13年に河川改修工事が完了しているものの、その後、約20年が経過しており、特に、河川の周辺には家屋等が集中している中流から下流にかけて河川内に大量の土砂の堆積や樹木の繁茂が見られ、流水の阻害となっている状況が見られます。

このまま放置しておきますと、河川の氾濫等により家屋の浸水や人命に危険を及ぼすおそれがあるため、早急な対策が必要と考えますが、県として、今後どのような防災対策を講じていくのか、お尋ねいたします。

○副議長（西川克己君）　土木部長。

○土木部長（岩見洋一君）　志佐川においては、これまで土砂堆積の著しい高野橋付近や、支川合流部などにおいて浚渫及び伐木を行ってきたところです。

今後は、令和2年度から新たに創設される緊急浚渫推進事業などの有利な起債事業を積極的に活用し、現地の危険度を調査したうえ、治水安全上支障となる箇所について、来年度から計画的に浚渫及び伐木を実施してまいりたいと考えております。

○副議長（西川克己君）　石本議員―12番。

○１２番（石本政弘君）　この志佐川の防災対策については、松浦市民の長年の念願であり、市民の財産、そして、生命に直結する喫緊の課題でありますので、ぜひとも可能な限り、速やかな対応をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

4、新福島大橋の建設促進について。

（1）現状と今後の対応にいて。

福島大橋につきましては、県の計画に基づいて適切に管理を行っているということでありますが、福島町民にとっては、福島大橋は、九州本土とを結ぶ唯一の橋であり、玄海原子力発電所における事故発生時などの有事の際の唯一の

避難道路であり、町民の命の橋でもあります。

また、島内には、ＬＰＧ国家備蓄基地があり、20万トンの備蓄量を有し、日本の年間供給量の5.6日分相当を保管しています。九州を中心に西日本一帯に年間70万トンのＬＰガスを供給しており、最近、頻発する地震や台風災害発生等の有事の際には、福島大橋を大型タンクローリー車が頻繁に往来する事態が想定されます。

このような中、県は適切に管理しているというようなことでありますけれども、架設から既に52年を経過していることに加え、橋の幅員は6メートルと西九州道路の半分しかなく、大型車両の離合に支障を来しております。

また、橋には歩道があるといっても20センチ程度の幅しかなく、とても人が安全に渡れるものではありません。車両の通行だけでなく、人の通行にも安全面での支障を来しております。町民の皆様にとって橋の架け替えは長年の悲願であり、橋の架け替えについて強い要望が挙がっております。

地元では、「新福島大橋建設促進期成会」が結成され、本年1月にも国土強靱化計画による新福島大橋架橋に関する要望について、知事あて提出されているところであります。

また、昨年12月17日に、現地において、県の方より現状説明会が開催されており、そこでも架け替えの意見が出されたと伺っておりますが、説明会での地元の意見等も含めて、福島大橋の現状と今後の対応について、お尋ねいたします。

○副議長（西川克己君）　土木部長。

○土木部長（岩見洋一君）　福島大橋は、昭和42年に架設した橋長225メートルの橋で、架設後52年が経過しております。これまでに塗装の塗り替え、橋脚や支承部など適宜補修を行っており、安全に利用できる状態が保たれております。

また、幅員については、2車線あるものの、路肩がやや狭く、まれに大型トレーラー同士ではスムーズな離合が困難な場合もありますが、通常のタンクローリー車同士の離合には大きな問題はないと認識しております。

一方、昨年度、最新の基準に基づいて耐震性能の検討を行った結果、一部耐震補強が必要となりましたので、来年度から耐震補強に着手する予定です。

県としましては、現福島大橋の維持管理を適切に行うことで、できるだけ長く利用できるよう努めてまいりたいと考えております。（発言する者あり）

○副議長（西川克己君）　石本議員―12番。

○１２番（石本政弘君）　今、部長の方から回答をいただきましたけれども、確かに、県としては調査をした結果、まだ耐震補強すればもてるというような回答でございます。また、歩道についても、大型タンクローリーが離合する場合には危険だけれども、そのほかでは大丈夫というような回答かと思いますが、実際、部長も行っていただければ、おわかりかと思いますが、タンクローリーが通ってなくても、車が通る時に、人があの20センチもない歩道を渡るということは、私には自信がございません。（発言する者あり）橋を見た時に、人が通っていない、人通りがないというお話ですけれども、あそこを人が渡って通れということこそが問題であって、（発言する者あり）とても子どもたちの安全を守れるという状況にはない。大人でさえも、カニ歩きをしていても、多分、車が来れば危険だというような状況でありますので、何とかそこら辺を、十分なご理解をいただいて対応をしていただきたいと思っております。（発言する者あり）もう一回、部長、よろしいですか。

（発言する者あり）

○副議長（西川克己君）　土木部長。

○土木部長（岩見洋一君）　現福島大橋の幅員の拡幅や歩道設置については、多額の費用が想定され、また、長期間の通行止めも生じるなど、地域の生活にも影響を与えることから、現実的に大きな課題がございます。

今後は、地元と意見交換をしながら、長期的な視点で検討していかなければならないと考えているところでございます。（発言する者あり）

○副議長（西川克己君）　石本議員―12番。

○１２番（石本政弘君）　先ほどもちょっとお話しましたけれども、昨年の12月に説明会をしていると、そのときに地元から挙げられた意見があれば、お教え願いたいと思います。

○副議長（西川克己君）　土木部長。

○土木部長（岩見洋一君）　地元からは、耐震の補修についてはご理解いただいたと聞いております。

それから、幅員が狭くて、先ほど議員がおっしゃったように、車の離合も速度を落とせばできますけれども、やはりちょっと高齢者にとっては危険を感じるような時もある。それから、人については、なかなか歩けないと。それで、将来的には、やはり架け替えとか、そういったことも考えてほしいと。先ほど申し上げましたように、現況の幅員を拡幅するとなると通行止めとかが生じたりするので、それはそれでまた問題があるというようなことの意見交換がなされたというふうに聞いております。

いずれにしましても、歩道については、ここは通りにくいから、そもそも通ってないんだというお話もありますけれども、ニーズがどのくらいあるのか。要するに、整備をする投資と効果、そのあたりをよく検討しないといけないと考えておりますので、いずれにしましても、地元の方と意見交換を続けながら、どうしたらいいのかということについて、今後検討していきたいと考えております。

○副議長（西川克己君）　石本議員―12番。

○１２番（石本政弘君）　確かに、行政から見れば、費用対効果というものが一番に上がってくるかと思いますが、やっぱり地元の人から言わせますと、一人の命と、その事業対効果とどちらが大事かということをしっかりと考えていただきたいと思います。

やはり一旦有事があった場合は、あの橋でしか逃げられないという状況もありますので、そこら辺を地元の人の身になってしっかりと考えていただきたいと思います。

（2）幅員の拡幅及び歩道の設置について。

当面は、耐震工事を行い、今すぐの架け替えが無理としても、いずれ架け替えの時期が必ずやってきます。しかし、その時までに、今後、発生が想定される南海トラフ地震や、福島の原発事故のような想定外の災害が発生することも十分考えられます。

したがって、架け替えの時期がくるまで当面の対策として、大型車両が安全に離合できるような幅員の拡幅、また、歩行者が安全に通行するための歩道の設置など、当面の対策について、いま一度県の考えをお尋ねします。

○副議長（西川克己君）　土木部長。

○土木部長（岩見洋一君）　当面の対策として、現況を拡幅したり、歩道が設置できないかというご質問だと思いますが、これにつきましては、先ほどの繰り返しになりますけれども、拡幅するには多額の費用が想定されまして、また、通行止めをしないと実際の改修に入れないということがございまして、地域の生活にも影響を与

えることになります。

そういった課題がありまして、今すぐこの現橋の拡幅工事に入るというようなことはなかなか難しいのではないかと考えております。そういった意味で、長期的な視点で検討していかなければならないと認識しているところでございます。

○副議長（西川克己君）　石本議員―12番。

○１２番（石本政弘君）　これもなかなか簡単にいきませんけれども、一つの方策としては、並行して新たな橋を架ける、そうすれば50年スパンで、通行止めをすることなく通れるようになるという方法もあるということも頭に入れておいていただきたいと思います。

確かに、費用対効果という面から言うと、多額の経費がかかるという橋の架け替えについては困難だということは十分理解できますけれども、繰り返し言いますが、島民にとっては、福島大橋は、本土と島を結ぶ唯一の生命線である橋でありまして、特に、原発からは20キロ圏内以下に入っておるというような、一旦事故があれば住民の命に関わるというような状況がありますので、島民が一日でも早く安心することのできるよう、今後の対応について特段のご配慮をお願いいたしまして、次の質問に入ります。

5、国史跡鷹島神崎遺跡の保存と活用について。

この件につきましては、昨日、北村議員からも鷹島水中遺跡についてのご質問をいただきまして、お礼を申し上げます。ありがとうございます。

議員の質問により、大村市民の皆様方にも、この鷹島の水中遺跡について十分な周知がなされるものと期待しているものであります。

（1）国の水中考古学専門の調査研究機関の設置について。

平成24年3月に、松浦市鷹島沖が「蒙古襲来」に関わる古戦場として認められ、「鷹島神崎遺跡」は、海底遺跡として国内ではじめて「国史跡」に指定をされました。

これを契機として、文化庁は、平成25年3月、我が国における水中遺跡保護のあり方について指針を示すことを目的に、「水中遺跡調査検討委員会」を設置し、平成29年6月まで13回の検討が行われてきております。

そして、平成27年5月に閣議決定されました「文化芸術の振興に関する基本的な方針」の中で、重点取組事業の施策の一つとして、水中文化遺産の保護・活用のあり方についての調査研究を進めるとともに、地方公共団体の取組を促すとされ、国として水中遺跡保護の取組の方向性が示されたところであります。

鷹島海底遺跡について、これまで40年以上にわたり継続的に発掘調査が行われており、平成23年には琉球大学の調査により沈没船の一部が発見され、平成26年には2隻目となる沈没船が発見されたところであります。

この鷹島神崎遺跡は、日本はもとより、世界的にも「蒙古襲来」に関わる海底遺跡として世界遺産にも匹敵するような非常に貴重な遺跡であります。

しかし、残念ながら、現在、国内においては、海底遺跡などの水中考古学を研究する公的機関がなく、研究が遅れている状況にあります。海底遺跡の調査や遺物の引き揚げ、保存・処理等は技術的に難しく、多額の経費負担が伴うことから、市、県レベルでの対応は困難であると考えております。

また、鷹島神崎遺跡は、史実を立証する遺跡として貴重なものであり、水中考古学的見地か

らしても、遺跡の研究は大変重要であると考えております。

したがって、この鷹島神崎遺跡の保存と活用並びに研究者等の育成に係る財政支援等については、国策として取り組んでいただくようにお願いしたいと思っております。

また、さらに、水中考古学研究の拠点としては、遺跡が現存する松浦市鷹島町が最適な場所であり、日本初となる水中考古学の専門研究機関の設置について切望するものであります。

平成28年7月に、谷川弥一文部科学委員会委員長が、同委員会の委員19名とともに同遺跡を視察されています。そのとき、谷川委員長からは、「遺跡の大切さは十分に認識した。県にもっと動いてもらい、全力をかけて取り組むべき課題であると感じた」との発言があっております。

松浦市では、平成25年以来、毎年、先の研究施設の設置について、知事、教育委員会教育長及び県議会議長等に対する要望活動を行ってきておりますけれども、これまで具体的な動きが見えないのが現状であります。

そこで、日本初となる水中考古学の専門研究機関の設置に関して、中村知事の考えと意気込みについて、お尋ねいたします。

○副議長（西川克己君）　知事。

○知事（中村法道君）　この松浦市鷹島町の鷹島神崎遺跡は、昭和55年から40年間にわたり埋蔵文化財調査が行われ、「元寇」に関する約4,000点の遺物が出土するなど、全国的に見ても大変重要な遺跡であると認識しております。

また、水中遺跡調査の方法、あるいは海中から出土した遺物の保存処理方法等を研究するうえでも有効な場所であると考えているところであります。

国においては、平成29年度にまとめられました報告書「水中遺跡保護の在り方について」の中で、この水中遺跡保護に関する適切な組織・部署を独立行政法人国立文化財機構内部に設置するとの方向性が示されたことから、県としても、その当該組織を九州国立博物館に設置していただきたい。そしてまた、その現地調査研究施設を松浦市鷹島町に設置していただきたいということで、政府施策要望の重点項目として、国に対して要望を重ねてきているところであります。

現在、国の方では、水中遺跡保護に係る第2期の事業を立ち上げ、水中遺跡保護体制の整備・充実に関する調査研究事業に着手しているとうことで、具体的な取組も進んでいると伺っているところであまります。

今後、令和4年を目途に、地方公共団体用の水中遺跡調査のためのマニュアル作成が進められていく中で、この組織体制についても検討がなされるものと考えているところであり、今後の国の動きも見極めながら、継続して粘り強く国に対して要請活動を進めてまいりたいと考えているところであります。

○副議長（西川克己君）　石本議員―12番。

○１２番（石本政弘君）　ありがとうございます。知事の力強いお言葉、大変頼りになっております。

今後とも、中村知事を先頭に、県、松浦市が一体となって、専門研究機関の設置について、国や政府の関係機関に対する強い要望活動をお願いしたいと思っております。よろしくお願いします。

（2）調査研究機関の設置に向けた県民の認知度向上について。

日本の歴史で「蒙古襲来」、いわゆる「元寇」

という言葉はご存じと思いますが、鎌倉時代の1281年、今から739年前の「弘安の役」で沈没した元の船2隻の一部と、その他海底から引き揚げられた壺や刀、碇石などの遺物4,000点が、現在、鷹島町の埋蔵文化センターに展示されております。間近で見学することができ、歴史に興味がある方であれば、当時の壮大なロマンを感じることができるものと思います。

また、当センター内には３Ｄ、トリックアートやヘッドマウントディスプレイにより、当時の「蒙古襲来」の様子をリアルに感じることができ、私もはじめて見た時には本当に感動をいたしました。

松浦市では、これまでの調査研究成果を広く周知するため、平成29年4月に「松浦市立水中考古学研究センター」を設置し、水中考古学の拠点づくりを図っているところであります。

このほか、松浦市においても、現地でシンポジウムを開催するなど、調査研究機関の設置に向けた機運の醸成に努力しているところであります。

県におかれましても、松浦市と連携し、世界遺産にも匹敵するような鷹島神崎遺跡について、県民の認知度を高める対策を図っていただきたいと考えますが、県はどのように対応しているのか、お尋ねいたします。

○副議長（西川克己君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　県におきましても、九州国立博物館や県庁舎ロビーで出土遺物等の展示を行い、水中遺跡保護の機運醸成に努めてまいりました。

また、令和2年度は、調査開始から40年目の節目を迎えることから、これまでの調査研究の成果を県内外へ周知するために、県、松浦市が協力して、文化庁主催の「発掘された日本列島2020年展」への出展をはじめ、「蒙古襲来」の歴史を活かした取組への支援を行うこととしております。

○副議長（西川克己君）　石本議員―12番。

○１２番（石本政弘君）　よろしくお願いします。

（3）水中遺跡と食をコラボした観光周遊対策について。

遺跡のある鷹島町は、松浦市の北端で、佐賀県唐津市と橋でつながる島で、第一次産業中心の島ですが、人口減少に伴い、島内唯一の産業とも言える鷹島産の阿翁石を活用した石工業業界も衰退の傾向にあります。

一方、史跡のすぐそばで鷹島大橋のたもとにある道の駅「鷹ら島」では、鷹島周辺で養殖している本マグロや生産量日本一を誇るトラフグなどの海の幸が堪能できます。

そこで、鷹島の活性化を図るためにも、鷹島神崎遺跡の周知とあわせ、阿翁石の工芸品、風光明媚なモンゴル村等の鷹島の魅力を最大に活用するとともに、県北地域の世界遺産といったコンテンツや、地理的、歴史的にも関係の深い唐津市の名護屋城跡などを組み合わせた観光周遊地として誘客が可能と考えますが、県としてはどのように考えているのか、伺います。

○副議長（西川克己君）　文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（中﨑謙司君）　鷹島には、先ほど議員より、ご紹介ありました、「元寇」の歴史や海底遺跡を学べる場所である「埋蔵文化財センター」がございます。現在、旅行商品素材集を制作しておりますが、新たにこのセンターの掲載を予定しているところでありまして、商品造成に向けて、鷹島の食や物産の魅力とあわせ、旅行会社に紹介していきたいと考えております。

また、県北地域の世界遺産との組み合わせに

ついて、ご提案がございましたけれども、これはマイカー利用の個人客が主なターゲットになると思われますので、鷹島の多彩な魅力を、Ｗｅｂ等を通じて発信してまいりたいと考えています。

また、佐賀県との組み合わせについても、旅行商品にとって有効であると考えておりますので、現在、佐賀県と結んである地方創生に係る連携協定に基づき設立しました「佐賀・長崎観光振興推進協議会」、この場におきまして、当該エリアへの誘客促進について協議してまいりたいと考えております。

○副議長（西川克己君）　石本議員―12番。

○１２番（石本政弘君）　ありがとうございます。

水中遺跡の研究拠点として認知されることになれば、東南アジア地域をはじめとする諸外国との文化交流の促進にもつながると思います。

また、さらに、長崎県松浦市鷹島などの知名度が上がることにより、交流人口の拡大や県北地域の活性化にもつながると思いますので、よろしくお願いいたします。

6、新型コロナウイルス感染症への具体的な対応について。

（1）これまでの県の具体的な対応について。

これまで、新型コロナウイルスの感染症については、ほかの議員の皆様からも質問があっておりますので、結論だけを申し上げたいと思います。

現在、このコロナウイルスの感染者は、本県は出ていないと思いますが、今後、出た場合の具体的な対応についても、県としてもしっかりと対応していただきたいと思っておりますし、特に、現在、小・中・高校等が、また特別支援学校で臨時休校となっておりますけれども、その一方で、放課後児童クラブ等にその児童が増えるといったようなことで大変現場が混乱しているという話も伺っております。

こういった教育現場で大変な思いで頑張っておられます人たちの身になって、しっかりとした対応が必要と考えております。どうか県におかれましても、十分な対応、そして、支援をぜひともお願いしたいと思います。

このコロナウイルス対策については、今後どうなるかわかりませんけれども、とにかく、一人でも本県で発生しないような対応について、県当局、また、各市町とともに協力して、しっかりとした対応をしていただきたいと思います。

これで終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（西川克己君）　これより、しばらく休憩いたします。

会議は、2時45分から再開いたします。

― 午後　２時３１分　休憩 ―

― 午後　２時４５分　再開 ―

○議長（瀬川光之君）　会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。

川崎議員―17番。

○１７番（川崎祥司君）（拍手）〔登壇〕　公明党の川崎祥司でございます。

今般、発生しました新型コロナウイルスに関し、感染された方々、また、経済的被害が深刻な企業の皆様、また、日常生活に制約が生じられた皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。

また、最前線で拡大防止に奔走する関係者の皆様、そして、中村知事はじめ県職員の皆様の懸命なご努力に心より敬意を表します。

一刻も早い収束を真に祈っております。

県民の皆様に正しい情報を提供し、不安を軽減するとともに、落ち着いた行動をとっていた

だきたく、まずは、新型コロナウイルス対策に関する質問からはじめさせていただきます。

1、新型コロナウイルス対策について。

（1）県内経済悪影響への対策。

観光や飲食業をはじめ、交流由来の産業が多大なダメージを受け、事業者から、連日、悲痛な声が届いております。しっかり支援をしていただきたい。

まず、支援の相談体制はどうなっていますか。また、最も必要とされる資金繰り支援はどういった内容か。そして、これらの対策がしっかり伝わって、必要とする企業が遅滞なく利用できるよう、どう周知徹底していかれるのか。

さらに、誤報が流れ、一部生活雑貨の品薄が消費者に新たな不安を生じさせています。誤報に惑わされることなく、適正な購買活動となるよう、県民にしっかりと、繰り返し、訴えていただきたく、見解を求めます。

（2）教育現場における対応。

今週からはじまった一斉休校も、やむを得ない措置と理解しますが、児童、保護者の負担が大きいことも事実です。とりわけ、放課後児童クラブでは、急激な需要に人手不足など問題視され、懸念していた、入所できない児童も既に出ています。入れない児童に、教育委員会はどう対応されるのか、また、より配慮が必要な特別支援学校の児童生徒にはどう対応していくのか、伺います。

2、平和行政について。

（1）2020年、被爆75年の取り組み。

被爆75年の本年8月9日は、東京オリンピック閉会日です。前回の一般質問で、この日、日本中で黙禱をささげ、世界恒久平和、核廃絶の願いを世界へ発信してほしいと主張したところ、知事も賛同いただき、東京オリンピック・パラリンピック競技組織委員会に、長崎市と共同で要望書を提出していただきました。心より感謝を申し上げます。

何としても、実現せねばならないとの思いも募り、私も、公明党秋野公造参議院議員に国会での質疑をお願いし、担当閣僚からは、後押しの答弁もありました。

あと5カ月に迫りました。世界中の要人も、来日を機に長崎市へ招き、被爆地の実相に触れてもらうことも併せ、県はこの間、どう動いてこられたのか。必ず実現するとの強い決意をお聞かせください。

3、県都・長崎市の街づくりについて。

（1）松が枝国際埠頭2バース化。

長崎のインバウンド増加を支えてきたのはクルーズ船であり、その主要寄港地が、長崎港松が枝国際埠頭です。2018年は220回、2019年は183回の入港実績がありました。

アジアに最も近く、港が市街地に近いとの地理的優位性が奏功していますが、近年、入港数の急増と船の大型化で、入港をお断りするも2018年は255回、2019年は160回に上り、1隻当たりの観光消費額5,800万円を乗じると、おのおの約148億円、93億円を逸失しました。

県は、この重大な課題に対し、松が枝埠頭2バース化を国へ、そして、2017年8月、公明党山口代表にも要望されました。

我々公明党会派は、これを受け、国会議員と連携を図り、国交省より、事業化に必要な「1、出島岸壁の有効活用」、「2、長崎港内の航行ルールの策定」、「3、埋め立ての承認」、「4、地元の理解と協力」、この4条件を引き出し、県にお伝えをいたしました。

県も解決に向けて取り組み、4条件クリアのめどが立った2018年4月、公明党山口代表に現

地視察をお願いしました。

知事より、早期事業化の要望を受けた山口代表からは、「事業化のことを国土交通大臣に伝えておきます」との後押しもいただきました。

さらに、企業が集積する当該エリアにおいては、4つ目の条件となっていた地元の協力姿勢を明確に示すため、2019年1月、民間企業で構成する長崎港クルーズ研究会会長より、国土交通大臣に対し、「長崎のみんなが2バース化を待ち望んでいます」と要望していただきました。

大臣は、「松が枝埠頭は、重要な港、視察に伺う」と応じ、翌2月、現地視察が実現をしました。

大臣からは、「港と中心市街地が非常に近く、発展の可能性を感じる。新幹線の駅も近く、連携すれば、広域観光も期待できる」と、同埠頭が持つ大きなポテンシャルに深く理解を示され、「新規事業化について検討する」と発言。

そして、ついに昨年3月、事業化検証調査費3,000万円が計上され、大きな一歩を踏み出すことができたわけであります。

2バース化がもたらす効果は、寄港船の確実な取り込みはもちろん、東アジアにはシンガポールにしかないクルーズ船の修繕拠点港にもなり、さらに、発着クルーズ船の設定で、前泊、後泊による宿泊の増加、そして、周辺エリアの再整備による地域振興など、長崎経済の起爆剤となることから、確実に推進しなければなりません。

先月28日には、新規事業候補として、県に意見照会があり、その後、事業評価を受けることから、まさに、今が正念場です。事業化を勝ち取り、さらに、その後の予算を確保するため、時機を逸することなく、国土交通大臣に対して、知事自らが強い思いを持って要望を行っていくべきです。知事の決意のほどを伺います。

（2）県庁舎跡地活用。

埋蔵文化財発掘調査で多くの遺跡が発見され、県では、さらに時間をかけ、調査する方針としております。

一方、これまで計画していた「質の高い文化芸術ホール」については、整備主体者である長崎市が、「整備にかかる時間的優位性が失われたため、現市庁舎跡地において再整備する」と方針を転換、知事も、本会議冒頭、「県庁舎跡地に同様の機能を有するホール整備は必要ない」と見解を示されました。

メインの建造物がなくなるとの前提条件が変更になった以上、新たな活用方法の検討を優先すべきです。

今後の進め方については、本議会でも答弁があり、了といたしますが、検討に当たっては、出島とのコラボや、ＡＲなど先端技術も活用しながら、重層的な歴史を踏まえた活用策を策定いただきたく、知事の考えを伺います。

（3）大型ヨットの受入れ。

長崎港には、長さ40メートルを超す大型ヨット、通称メガヨットが時々寄港しているようですが、経済効果も高いことから、今後、寄港数を伸ばすため、どう取り組まれるのか、県のお考えをお聞かせください。

（4）川口町県営住宅の整備。

当住宅は、耐震工事を計画していたものの、建て替えも視野に再検討となりました。

住環境がいいため、継続入居を希望される方も多く、今後の整備のあり方を注視されています。生活の基盤となる住居に関わることから、早期に明確な方針を示すべきです。

（5）交通渋滞対策。

三菱重工幸町工場跡地では、ジャパネット

ホールディングスによるスタジアムシティ計画が進捗しています。新たな街の形成で、人・車の往来が激しくなり、周辺の交通渋滞が懸念されます。対策は講じられているのか、お伺いいたします。

また、県道113号、長与大橋町線の岩屋橋交差点から昭和町交差点の渋滞問題を指摘したところ、交通量調査を行い、解決に向け着手いただきました。中心部向け2車線、長崎バイパス向け1車線という変則状態を、都市計画決定どおり、双方2車線にし、渋滞解消を図るべきと主張しておりましたが、検討状況について伺います。

4、公文書管理について。

（1）公文書管理条例の制定。

平成30年11月定例会で、公文書に対し、知事は、「県の諸活動や歴史的事実の記録でもあり、県民に対して説明責任を果たすために必要な県民の貴重な知的資源である」との認識を示されました。

よって、公文書が県民の財産である以上、保存対象や期間、廃棄対象の可否を管理規程ではなく、県民の代表である県議会で議論できるよう条例を制定すべきであります。

公文書については、国政を通じ、県民の関心も高く、県民の財産がどう管理・活用され、県民に豊かさを還元しているのか、厳正に管理すべきであり、条例化を避けるわけにはまいりません。改めて、見解を伺います。

5、サイクルツーリズムの推進について。

（1）サイクルロードの整備。

今日、言われるサイクルツーリズムは、コースが比較的長距離で、タイムレースではなく、走りながら地域の自然や景色、文化、歴史、食を楽しむスタイルとなっています。

県内にも、長崎市の「ツール・ド・ちゃんぽん」や「大村湾ＺＥＫＫＥＩライド」、「島原半島ヒルクライム『イッキ！』」など、県下全域でイベントが開催されています。

一方、推進に当たり、道路整備は必要です。

南島原市では、島原鉄道廃線跡を自転車専用道路にすべく、「南島原市自転車活用推進計画」を策定、来年度より整備を行うため、先月、国土交通大臣に支援の要望を行い、私も同席をいたしました。

大臣も、「一生懸命取り組みます」と応じていただいたところです。

当該道路は、市道であるものの、大分県から熊本県、そして海を越えて本県までの九州横断自転車道の一部と位置づけています。構想を実現させ、周辺自治体へ波及させることも大事な振興施策です。

南島原市における整備計画の早期完成には、県の支援も欠かせないことから、見解を伺います。

6、危機管理について。

（1）非常用電源の確保。

昨年、台風15号により、千葉県では、長期間の停電が発生しました。中には、医療器具が使用できず、命の危機に迫られた方がいらっしゃったと推測され、供給時間が数時間程度のバッテリーでは命が守れないことから、このような事態にも備えが必要と思料します。

国土交通省では、河川監視カメラの非常用電源にＬＰガスを使った、最低72時間、電力供給可能なスペックを求めています。

何よりも、災害避難所等は、優先して長時間電力を供給できる非常用電源を整備しておくべきと考えますが、総括的に伺います。

また、交通規制に不可欠な信号制御も交通混

乱を回避するため、非常用電源が備えられているか、県警本部長に伺います。

7、高校生の教育環境について。

（1）長期入院生徒への学習支援。

県立高校では、がんなどの治療で、長期間の入院により通学できない高校生はどれくらいいらっしゃいますか。また、そのことで退学や転校などを余儀なくされた生徒がいらっしゃったでしょうか。さらに、この入院期間中の学習状況について伺います。

8、ＳＤＧｓを踏まえた施策の推進について。

（1）理解促進。

ＳＤＧｓをおのおのの立場で具体的にどう取り組んで成果を出していけばいいのか、実感するには、まだまだ時間を要するものと考えます。

他方、2030年までの目標となっており、あと10年です。まずは、知ってもらうことから力を入れましょう。

身近な取組として、公明党会派全員が着用している、このようなバッジがあると思います。「これは、何のマークですか」との問いかけから対話が弾むこともしばしば。

そこで提案です。

このバッジは、間伐材でできています。ＳＤＧｓが掲げる17分野の目標の14番目に、「陸の豊かさも守ろう」とあります。間伐も行いながら、適正に森林を管理することは、立派なＳＤＧｓです。県内の間伐材を使用した長崎県オリジナルのバッジを作成し、啓発に臨みませんか。

製作は、ぜひ福祉就労施設等にお願いして、農福連携の取組につなげられないものか、県の考えをお聞かせください。

（2）性の多様性への理解促進。

ＳＤＧｓの目標の5番目に、「ジェンダー平等の実現」とあります。

近年は、生物学的男女の区分けだけではない、多様な性が存在しますが、このことで差別や偏見に苦しむ方が多くいらっしゃることも事実です。

県におかれましては、我々の求めに応じ、性的少数者に関するアンケートを実施、先般、結果を公表しました。この調査のメンタルヘルスの問いに、心と体の性が一致していないトランスジェンダーの方の、なんと61.2%が「死んでしまいたいと思ったことがある」との回答があり、驚愕をいたしました。苦しみを理解し、寄り添っていける社会が構築されれば、死にたいとの思いに至らずに済むのかもしれません。

例えば、名前と外観上の性が一致しないこともあるため、病院受付では、名前ではなく、番号で呼んであげたり、公的機関の男女区分の記載欄を撤廃したりなど、身近にできることはたくさんあります。

理解の輪を広げるため、学校現場も含め、県は、どう取り組んでいくのか、お伺いします。

（3）ユニバーサルツーリズムの構築。

ＳＤＧｓの目標10番目に、「人や国の不平等をなくそう」とあります。

長年、議会で訴えておりますが、障害のある人もない人も差別なく、また、高齢者やベビーカーの使用者も、心から旅行を楽しめる環境を提供するユニバーサルツーリズムの構築もＳＤＧｓの理念に合致します。

本年、東京オリンピック・パラリンピックが開催され、世界中から多くの方が日本へ、長崎へお越しになります。長崎空港での受け入れ窓口や相談体制の整備、車いすなどの貸し出しなど、世界中から評価される安心・安全な国際観光都市を形成していただきたい。このために、

ユニバーサルツーリズムをどう構築し、今後、成長させていこうとされるのか、見解を伺います。

9、ドローンの活用について。

（1）災害や事故現場等における活用。

災害現場における実態把握や捜索など、ドローンを活用し、迅速かつ確実な対応を図るべきです。

県には、ドローンを操作する専門家の配置や機材を保有していると伺っておりますが、十分な備えには限界もあることから、民間事業者の協力を得て、体制を強化することが現実的と考えます。

つきましては、当該団体等と災害時協定を締結し、緊急時に備えておくべきではないでしょうか、見解を伺います。

（2）産業界での活用。

災害現場に限らず、ドローンの活用範囲は広がっているものの、活用できる余地はまだまだ広く、より一層活用を促進すべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、ドローンなどの新技術を活用した新たなサービスの創出は、若者の県内定着にも貢献すると考えますが、県の見解を伺います。

10、就職氷河期世代への支援について。

（1）県内の就職氷河期世代の実態。

（2）支援の在り方。

バブル崩壊後の不況で、希望する就職先に恵まれなかった方々、いわゆる就職氷河期世代について、長崎県内にどれくらいいらっしゃいますか。就職すれば、在職期間中、不測の事態にも社会保障で保護され、退職後も年金制度で生活を維持できることから、就労が大事であることは論をまちません。

このことから、国においては、就職氷河期世代の支援に乗り出し、既に、国や一部の自治体では、職員採用による支援などがはじまっています。

県は、この課題にどう向きあっていくのか、お尋ねいたします。

以上、本壇からの質問とさせていただきます。

知事はじめ理事者の皆様には、簡潔かつ前向きな答弁を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（瀬川光之君）　知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕　川崎議員のご質問にお答えいたします。

まず、2020年、被爆75年を迎えて、平和の行政にどのように取り組んでいくのかとのお尋ねでございます。

8月9日に開催される東京オリンピックの閉会式において、被爆地の思いを世界に向けて発信することは、大変意義深いことであると考えております。

そのため、県においては、長崎市とともに、東京オリンピック組織委員会に対し、閉会式での黙禱の実施について要望書を提出するなど、機会を捉えて、これまでも働きかけを進めてきたところであります。

現時点では、組織委員会からの明確な回答は得られておりませんが、長崎の思いはしっかりとお伝えできているものと考えております。

また、オリンピックの開会式、閉会式には、多くの各国要人の来日が予想されますことから、この機会を捉え、被爆の実相を理解し、核兵器廃絶への思いを共有していただけるよう、長崎市、広島県・市とともに、各国大使館を通じて被爆地訪問の要請を行うこととしております。

被爆から75年という節目の年に、東京オリンピックが開催されるこの機会に、「長崎を最後

の被爆地に」との思いを、世界の人々と共有できるよう、引き続き、努力してまいりたいと考えております。

次に、松が枝国際観光船埠頭の2バース化に向けた取組についてのお尋ねであります。

松が枝岸壁2バース化は、造船所のメンテナンス事業と連携することで、地域産業の活性化につながり、また、背後のまちづくりと一体となって整備することにより、雇用の創出、消費拡大など、地域全体に大きな活力をもたらすことが期待されております。

このため、今年度は、長崎商工会議所や長崎市などによって設立された整備促進期成会と一体となって、国に対し、新規事業化を強く要望してまいりました。

そうした中、先月28日には、国土交通省から、令和2年度の新規事業評価の手続に入る旨、報告を受け、事業化に向けて大きく前進したところであります。

私といたしましても、令和2年度に新規事業の予算化が決定されるよう、今後とも、国土交通大臣に対し、しっかりと要望をしてまいりたいと考えております。

次に、県庁舎跡地の整備について、重層的な歴史を活かした利活用策を策定すべきではないかとのお尋ねであります。

県としても、県庁舎跡地の活用を検討するに当たっては、この地が持つさまざまな歴史を活かしていくことが大切であると考えております。

そうした考え方のもと、歴史ある石垣については、これを顕在化することを考えていたところであり、今般の埋蔵文化財調査においても、江戸時代の石垣が良好な状態で確認されていることから、これらの石垣の活用も検討しながら、この地を訪れる方々に歴史を感じていただけるよう、努めてまいりたいと考えております。

また、「交流・おもてなしの空間」についても、この地が有するさまざまな歴史に関する情報をわかりやすく発信するため、具体的な機能や手法等について検討を進めているところであり、議員ご提案のＶＲやＡＲなどの先端技術についても、効果的な情報発信の一つとして活用を検討してまいりたいと考えております。

引き続き、県議会におけるご議論などを踏まえながら、重層的な歴史の活用を図るとともに、県民・市民や観光客による新たな交流を生み出し、これまで、長崎の街になかった賑わいの創出につなげてまいりたいと考えております。

そのほかのお尋ねにつきましては、関係部局長からお答えをさせていただきます。

○議長（瀬川光之君）　産業労働部長。

○産業労働部長（廣田義美君）　私の方から4点について、お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者への支援策についてのお尋ねでございますが、県におきましては、商工団体、信用保証協会及び金融機関とともに、去る2月7日から相談窓口を設置いたしております。

また、資金繰り支援につきましては、国において、日本政策金融公庫の緊急貸付枠の確保や、「セーフティネット保証4号」の指定を行うとともに、金融機関に対し、既存融資の条件変更等への丁寧な対応を要請しております。

一方、県におきましては、去る3月2日に、国の指定と連動する形で、県制度資金で最も貸し付け条件が有利な「緊急資金繰り支援資金」を発動したところであります。

これらの支援策については、県のホームページをはじめ、商工団体等を通じて、県内企業にお知らせするなど、周知を図ってきております

けれども、今後とも、市町や商工団体等としっかりと連携をしながら、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ドローンの活用に向け、県はどのように取り組むのかとのお尋ねでございますが、現在、県内におきましては、赤潮の予兆をいち早く検知するシステムの開発をはじめ、災害状況の把握や工事の施工管理など、さまざまな分野においてドローンの活用が進んでおります。

今後、県次世代情報産業クラスター協議会の会員企業をはじめ、幅広い方々に対して、全国の事例紹介や技能講習等に関する情報提供を行うなど、さらなる活用を促進してまいります。

また、ロボット・ＩｏＴ関連産業育成事業における開発・実証の支援策等により、ドローンなどの新しい技術を活用した新サービスの創出につなげてまいりたいと考えております。

次に、就職氷河期世代の方々が長崎県内にどのくらいおられるかということについてのお尋ねでございますが、平成29年に実施されました総務省の就業構造基本調査に基づく独立行政法人労働政策研究研修機構の推計によりますと、長崎県内の35歳から44歳までの人口約15万8,000人のうち、不本意ながら非正規雇用で働く方が約5,000人、長期にわたり無業の状態にある方が約4,000人となっております。

次に、県は、就職氷河期世代の課題にどう向きあっていくのかということについてのお尋ねでございますが、県といたしましては、就労の意欲、能力がありながら、希望に沿った就労ができない就職氷河期世代の方を、可能な限り、希望する就労に結びつけていくことが必要であると考えております。

このため、新たに開設する人材活躍支援センターにおいて、県内外の多様な求職者と県内企業のマッチングを実施することとしており、就職氷河期世代の方についても、このセンターにおいて支援してまいりたいと考えております。

また、今後、長崎労働局を中心に、国、県、経済団体、労働団体、支援団体等で構成する就職氷河期世代活躍支援のためのプラットホームを立ち上げることとなっており、これらの関係機関と連携を図りながら、対応してまいりたいと思います。

○議長（瀬川光之君）　県民生活部長。

○県民生活部長（木山勝己君）　私の方から、2点お答えをさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス対策に関し、適正な購買活動となるよう、繰り返し周知すべきではないかとのお尋ねでございます。

先日の知事の記者会見におきましても、県民の皆様に、不正確な情報に惑わされることなく、冷静な対応をとっていただくようお願いをしたところでございます。

現在、トイレットペーパー等の紙製品につきましては、十分な供給量、在庫が確保されていることを、県のホームページやツイッターによりお知らせするとともに、安心して、落ち着いた行動をとっていただくよう呼びかけを行っているところでございます。

今後とも、ラジオなどの県のパブリシティを活用しながら、県民の皆様が不安を抱かず、適切な行動をとっていただくことができるよう、繰り返し、情報発信を行ってまいります。

次に、性の多様性について、県民の理解の輪を広げるため、県はどう取り組んでいくのかとのお尋ねでございます。

議員のご発言にもありましたとおり、このたび、県内における性的少数者を取り巻く課題や実態を把握するため、「性的少数者に関するア

ンケート」を実施し、先般、その結果を公表したところであります。

このアンケート結果も踏まえ、性の多様性についての理解と対応をわかりやすく解説した「啓発ハンドブック」を今年度中に作成し、各種研修会をはじめ、学校、職場など、さまざまな分野で活用することとしております。

また、来年度は、広く県民の皆様に、性の多様性についての理解と認識を深めていただくため、テレビコマーシャルによる啓発を実施する予定としております。

加えまして、県職員向けの、理解と適切な対応例などをまとめましたガイドブックを作成し、市町とも共有してまいりたいと考えております。

今後とも、性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる社会を目指し、教育・啓発に取り組んでまいります。

○議長（瀬川光之君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　学校の一斉休業に伴う対応によって、放課後児童クラブ等に入れない児童及び特別支援学校の児童生徒への対応についてのお尋ねでありますけれども、小学校低学年など、見守りが必要な児童のうち、どうしても保護者等見守る者がいない、また、放課後児童クラブ等への受け入れもできない児童については、市町の教育委員会からは、「保護者の相談に対応する」と伺っておりますし、県教育委員会からの要請も行っております。

その対応の一つに、感染防止のための配慮を行ったうえでの学校への受け入れがありますが、各市町は、学校数や児童数など、それぞれに状況が異なりますので、市町ごとに関係機関と連携しながら、実情に応じた適切な判断がなされるものと認識をしております。

また、特別支援学校の児童生徒につきましても、放課後等デイサービス事業所等での受け入れを積極的に働きかけるよう、各市町の障害児支援担当課長に対し、依頼をしたところであります。

なお、福祉サービスの人員確保の問題等で、児童生徒の居場所を確保できない旨の相談があった場合は、特別支援学校内に居場所を確保し、受け入れるよう、個別の状況に応じた対応を各学校長に指示をいたしました。

次に、高校生の長期入院による生徒数、それと入院期間中の学習支援へのお尋ねですけれども、長期入院により通学できない期間があった県立高校の生徒は、平成29年度に4名、平成30年度に2名おりました。そのうち、転学をした生徒は、平成29年度の1名のみで、退学をした生徒はおりません。

入院期間中の学習支援については、生徒の体調の様子を見ながら、可能な範囲で、自習用教材等により実施しているという状況であります。

次に、性の多様性の理解の輪を広げるための取組についてのお尋ねですが、県教育委員会では、「地区別人権教育研修会」の実施や、人権教育の啓発資料「人権教育をすすめるために」の活用を通して、性の多様性に関する理解の推進に努めております。

また、長崎県公立高等学校入学者選抜検査では、今年度、入学願書の男女区分欄を撤廃をいたしました。

また、児童生徒の名簿につきましても、ＬＧＢＴへの配慮や、男女平等教育に鑑み、令和2年度から、高等学校で、性別で分けない名簿を原則使用するよう、校長会等に検討を依頼しているところであります。

今後も、各種研修会等を通して、教職員が、児童生徒及び保護者に、きめ細やかな対応がで

きるよう、資質向上を図るとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等とも連携しながら、性の多様性について、正しく理解される学校づくりに努めてまいります。

○議長（瀬川光之君）　土木部長。

○土木部長（岩見洋一君）　私から、5点お答えいたします。

まず、長崎港への大型ヨット寄港増加への取組についてのお尋ねですが、近年、日本への大型ヨットの来訪は、年間10隻程度ありますが、そのうち1～2隻が長崎港に寄港しており、出島岸壁や尾上岸壁などに、通算5隻を受け入れてきました。

県としましても、大型ヨットは地域への大きな経済効果が見込めることから、受け入れをさらに増加させたいと考えております。

このため、受け入れ代理店や関係機関とも連携しながら、寄港時のニーズを把握し、長崎の魅力や受け入れ施設の状況など、さらなるＰＲに努めてまいりたいと考えております。

次に、川口町県営住宅の整備方針についてのお尋ねですが、議員ご指摘のとおり、川口アパートは、耐震改修工事を計画しておりましたが、住みながらの工事は騒音等で困難と判断し、隣地を含めた非現地建て替えの検討を行っております。

これまで、川口アパートは、交通等の利便性のよい中心市街地に立地しているため、建て替えにあわせ、人口減少や雇用の場の創出などの県政の課題解消に向けた活用ができないかについても検討してまいりました。

その結果、事業手法として、民間のノウハウや資金を活用し、県の施策目的に合致した民間施設等の導入が可能なＰＰＰ／ＰＦＩ事業を検討しているところであり、令和2年度中には、民間事業者の意向調査等を行ったうえで、整備方針を決定し、説明を行いたいと考えております。

次に、長崎スタジアムシティ周辺の交通渋滞対策についてのお尋ねですが、「長崎スタジアムシティプロジェクト」は、サッカースタジアムを中核とした複合開発計画であり、特に、サッカー競技開催時には、多くの観戦客が訪れるものと予想されます。

このため、交通渋滞が起きないよう、公共交通機関を最大限に活用することについて、事業者であるジャパネットホールディングスグループや関係者と協議を行っているところであります。

また、スタジアムと駅や電停との間を行き来する非常に多くの歩行者の安全確保も必要と考えており、今後、施設の配置など、開発計画の詳細が明らかになる中で、具体的な対応策を検討してまいりたいと考えております。

次に、県道113号、長与大橋町線における渋滞対策検討についてのお尋ねですが、県道長与大橋町線の昭和町交差点から岩屋橋交差点間は、1日に2万台を超える交通量があり、朝夕の交通が集中する時間帯には、渋滞が発生しております。

このため、昨年度実施した交通量調査をもとに、今年度、対策のシミュレーションを行うなど検討を進めてまいりました。

その結果、二郷橋交差点の右折帯の設置や、昭和町交差点のバス停車帯の設置、文教町交差点の改良等が、渋滞緩和に効果があるということが確認できたことから、今後、具体的な対策の実施に向けて、準備を行ってまいります。

最後に、南島原市の自転車・歩行者専用道路計画への県の支援についてのお尋ねですが、南

島原市においては、島原鉄道の廃線跡地約32キロメートルを、自転車・歩行者専用道路として活用するため、来年度から、具体的な検討に着手する予定であります。

県としましては、サイクルツーリズムは、観光振興や健康増進において重要な施策と考えており、県・市の関係部局や地元団体等と一体となって、ハード整備やソフト施策を効果的に推進できるように取り組んでまいります。

このため、県・市及び地元団体等で組織する「長崎県サイクルツーリズム推進協議会」を今月末に立ち上げ、整備手法やソフト施策について、詳細な検討を行うこととしており、県としましても積極的に支援してまいります。

○議長（瀬川光之君）　総務部長。

○総務部長（平田修三君）　公文書管理条例を制定すべきと考えるが、見解はどうかとのお尋ねでございますが、公文書の管理については、文書事務の適正かつ効率的な処理を図るため、「長崎県文書取扱規程」を定めており、電子文書化や新たな保存管理手法の導入、文書保存期間など、必要に応じて、これまで見直しを行ってきております。

また、歴史的文化的価値を有する、いわゆる「歴史的文書等」につきましても、その具体的な選別基準などを定めて、客観的で統一した選別・収集を図っているところであります。

また、今後の課題として、歴史的文書の閲覧や利用手続の簡素化など、県民が利用しやすい公開方法の整備、廃棄予定文書ファイルリストなどの情報公開等を検討しているところであります。

今後とも、適正処理の徹底と、現行規程の適切な見直しにより、公文書の管理と歴史的文書の保存活用を進めていきたいと考えておりますが、引き続き、どのような形式の定め方がふさわしいか、検討してまいります。

○議長（瀬川光之君）　危機管理監。

○危機管理監（荒木　秀君）　私から、2点お答えさせていただきます。

まず、県や市町の庁舎や避難所等における非常用電源の取組状況についてのお尋ねですが、大規模災害時には、国も人命救助で重要とされる発災後72時間は、外部からの供給なしで稼働する非常用電源の整備を求めているところであります。

県内の防災拠点施設につきましては、県は、72時間以上稼働できる設備を整備しており、また、市町については、19市町で整備済みであり、そのうち、11市町が72時間以上稼働可能となっております。

一方、市町の指定避難所における非常用電源につきましては、可搬型を含め16市町で整備済みであります。

県では、県・市町の庁舎や避難所等に非常用電源を提供できるよう、県空調衛生設備業協会と「災害時応援協定」を締結しておりますが、非常用電源が未整備の市町に対しましては、早急に整備するよう、引き続き、働きかけてまいります。

次に、災害時におけるドローンの活用のため、関係団体等との災害協定を締結すべきではないかとのお尋ねですが、ドローンは、被災状況の収集や行方不明者の捜索などに活用されており、災害発生時の初動や応急対策に有用であると認識しております。

県では、熊本地震で実績のあった大手損害保険会社と災害協定を締結しておりますが、迅速な対応のためには、県内事業者との協力も必要と考えております。

これまで、県内のドローンを扱う事業所は、個人や企業単位で、一元的な組織体となっていなかったため、協定締結には至っておりませんでしたが、協会が設立されているとのことでありますので、協定締結に向けて検討してまいりたいと思います。

○議長（瀬川光之君）　警察本部長。

○警察本部長（迫田裕治君）　信号機用の非常用電源の整備状況はとのお尋ねですけれども、県警におきましては、平成7年度から、信号機用非常用電源装置の整備を進めてまいりました。

その結果、令和元年度末までに、県下の主要な交差点190カ所を対象に、停電時に自動で作動する据付型電源装置185基を設置しております。これには、1つの装置で2つの交差点をカバーするものも含めたものでございます。

また、緊急対応用として、持ち運び可能な発電機89台を各警察署等に配備して、停電時の安全確保を図っているところでございます。

県警といたしましては、より安全な信号機運用のため、現時点で、さらに、約80カ所の交差点に据付型電源装置が必要だと考えておりまして、今後とも、非常用電源装置の整備に努めてまいります。

○議長（瀬川光之君）　企画振興部長。

○企画振興部長（柿本敏晶君）　ＳＤＧｓについて、県内の間伐材を使用したバッジ等を作成し、啓発を行ってはどうかとのお尋ねでございます。

県としましても、ＳＤＧｓは、重要な取組であると考え、先進的に取り組まれている民間団体等と意見交換を行っており、県内では、県産品である波佐見焼で、創意工夫を凝らしながら、ＳＤＧｓバッジを製作されている取組もあることから、民間の自主的なＳＤＧｓの取組を、さらに促進してまいりたいと考えております。

ご提案の県産間伐材を活用した取組は、ＳＤＧｓの理念にも通じるものであり、他県では、障害者就労施設が地元産の木材を用いて製作・販売している事例もあることから、県内の障害者就労施設等に意見を伺いながら、取組を促進してまいりたいと考えております。

県におきましては、このようなさまざまな民間のＳＤＧｓの取組を積極的に周知、後押しし、県内へのＳＤＧｓの普及、啓発に努めてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　文化観光国際部長。

○文化観光国際部長（中﨑謙司君）　ユニバーサルツーリズムをどう構築していこうかというお尋ねでございますけれども、来年度からは、今後の国内旅行の市場規模縮小などの環境変化を見据えて、新たな旅行需要を開拓し、高齢者や障害者の皆様から選ばれる観光地となることができるよう、持続可能な受け入れ体制を構築していくこととしております。

具体的には、長崎空港のワンストップ窓口の開設や、各種サービスのネットワーク構築に取り組む団体を支援してまいりたいと考えております。

県といたしましては、県域全体でのユニバーサルツーリズムの推進に向けては、これらの団体と二人三脚で取り組んでいく必要があると考えており、市町や観光協会、民間事業者との連携強化を主導していくとともに、ユニバーサルツーリズムを推進する団体が実施する各種サービスの自立化に向けて、強力に後押しをしてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　川崎議員―17番。

○１７番（川崎祥司君）　ご答弁ありがとうございました。

コロナウイルスにつきましては、本当に連日、

ご相談、悲痛な声が届いております。

まさに、資金繰りに関しては、これからだと思います。今現在の状況が、1カ月、2カ月後に資金繰りが発生をするわけで、したがいまして、これから、相談件数が多分に増えてくると思いますので、しっかりと構築をしていただきながら、真摯に対応していただいて、長崎経済に混乱を来さないようにお願いをしたいと思います。

細かくは、納税の問題とか、今、政府で打ち出されている資金の援助の上限額がこれでは低すぎるとか、具体的に声も届いておりますので、そういったところにも耳を傾けながら、ぜひ、長崎経済を守っていただきたいと思います。

我々公明党も、地域の皆様の声をしっかりと賜りながら、昨日は政府の方に、党として取りまとめた提言も行わせていただいたところでございまして、今申し上げました地元の要望も、しっかりと届けさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

再質問をさせていただきたいと思います。

まずは、高校生の教育環境でございますが、長期入院生徒への学習支援のことですけれども、先ほど、平成29年は4名、平成30年度は2名の方が長期入院をされ、転校された方は平成29年度に1名おられたというご答弁でありまして、幸いにして退学はなかったということでありますが、1名の方は転校せざるを得ないと。ぜひ、一人も置き去りにすることなく卒業させていただきたい、そのように思うわけでございまして、今般、先に審議をさせていただいた、すいすいスクールネットワーク整備事業、これでは校内にＷｉ－Ｆｉの整備をして、ＩＣＴの環境を整備をいたしました。

一方、受け手側の方が、パソコンや通信回線、そういったものが整備されれば、いわゆるＩＣＴによる授業を受けるということも可能になってくるんだろうというふうに思います。そういった技術を活用して、正規の卒業まで学習支援を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（瀬川光之君）　教育委員会教育長。

○教育委員会教育長（池松誠二君）　まず、病気療養中の生徒に対するＩＣＴ技術を活用した学習支援でありますけれども、これは、これまではいわゆる教員の配置等の縛りがあったんですが、令和元年の11月に、文部科学省から、「長期入院中の生徒については、遠隔授業で、同時双方向型の配信を行う場合には、必ずしも受信側の病室等に生徒が在籍している学校の教員を配置する必要はない」という判断が示されました。

こうした判断を踏まえまして、議員ご発言がありました、来年度整備を考えております高速型通信ネットワーク環境を活用して、今後は、生徒の体調や、入院先における通信機器の使用条件等の環境が整えば、ＩＣＴ技術を活用した授業も可能になると考えております。

併せて、ホームルーム活動での同級生との交流や、担任の先生との面談等も可能になり、入院中の生徒の精神面での支援もできるようになるのではないかと考えているところでございます。

○議長（瀬川光之君）　川崎議員―17番。

○１７番（川崎祥司君））ありがとうございます。

治療に専念をするというのが先ではあるものの、やはり将来が本当に不安にならずに、しっかりと学習し、そして卒業できるように、ご指導、お導きいただければというふうに思っております。

次に、松が枝の国際埠頭の2バース化でございます。大きく前進をして、知事も本当正念場

でございますので、最後の詰めの要望活動をしっかりとやっていただきながら、私も一緒になって、何としてでも勝ち取って、大きく長崎の経済浮揚につなげていきたい、そのように思っているところでございます。

この松が枝の2バース化につきましては、今回、360メートルが最終820メートルまで延伸をし、460メートル伸びるわけでございますが、その長さにおける部分は、今回、国が整備する岸壁の事業ですけれども、その内側、国道と挟むエリアについては、新たな街を形成して、再開発もしっかりと取り組んでいくべきと、このように考えております。

県の方針並びに開発の推進手法について、お尋ねをいたします。

○議長（瀬川光之君）　土木部長。

○土木部長（岩見洋一君）　2バース化を予定しております松が枝埠頭の背後地については、クルーズ客の受け入れ拠点、並びに長崎の新たな観光交流拠点として再整備する方向で、県と長崎市が共同で再開発の検討を進めております。

検討エリアに導入すべき機能としましては、「国際ターミナル機能」、「交通結節機能」、「観光交流機能」などがありますが、国際ターミナル機能や交通結節機能については、行政と交通事業者が連携し、また、観光交流機能につきましては、民間開発によって整備することを想定しております。

このため、具体的な施設のアイデアや採算性、事業参入の可能性などについて、複数の民間事業者にヒアリングを行っているところであります。それらを踏まえて、再開発構想の内容や事業のスキームを、長崎市とともに検討してまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　川崎議員―17番。

○１７番（川崎祥司君）　今、3つ機能について説明をいただきました。民間の開発も視野に入れていると。本当に民間の知恵、そういったものを活用しながら、この100年のまちづくりでありますので、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

どうか、繰り返しになりますが、長崎の経済の浮揚に向けて、あのエリアが再編をするということは、長崎市民、県民、期待をしているところでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2バース化になって、大きな船が2隻同時停泊と、たくさんのお客様が下船をされ、長崎市を楽しんでいただくわけでありますが、長崎市の中心市街地へ移動していただく手段として、路面電車の活用が議論をされています。

交通結節点機能向上のために、長崎駅からこの松が枝エリアに路面電車を直通させることは大変重要ではありますが、出島の前から、みなとメディカルセンター前の間に軌道の敷設が必要となってまいります。

他方、長崎市では、出島復元を長期計画で推進をしておりまして、出島の護岸沿いの軌道も、いずれ海に戻したいという意向も確認をいたしております。軌道敷設は、大がかりな整備でありまして、100年のまちづくりの観点から、今次の延伸構想に併せて、出島護岸沿いルートについても、復元事業を見据えながら、事業者はじめ関係機関との協議テーマにすべきではないかと考えますが、見解を求めます。

○議長（瀬川光之君）　土木部長。

○土木部長（岩見洋一君）　長崎市中心部の交通結節等検討会議において、路面電車を松が枝地区まで延伸するとともに、長崎駅方面へ直通運行することを検討しております。

直通運行を実現する方法としましては、出島電停とみなとメディカルセンター電停を直結する新たな軌道を整備する案と、新地中華街電停付近で、松が枝方面から出島方面への分岐を追加する案が考えられます。

短期的に実現可能なのは、分岐を追加する案でありますが、利用者の利便性や運行の安全性、まちづくりのあり方などを総合的に勘案し、将来は、新たに直結する軌道を整備することも検討していきたいと考えております。

その際は、長崎市による「出島の長期復元計画」や、長崎南北幹線道路の未着手区間であります、夢彩都前交差点から、ながさき出島道路までの整備計画の検討との整合を図る必要があり、長崎市と十分連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　川崎議員―17番。

○１７番（川崎祥司君）　少し長期的な展望ではありますが、今、やはりきちんと計画を立てておくことが大事かと思います。どうぞ関係機関の皆様としっかりと協議を進めてください。

次に、公文書管理について、お尋ねをいたします。

先ほど、条例の制定について、質問させていただきました。前回同様の、引き続き検討ということでありましたので、私は、今、適正に行われていると承知をしております。問題が起こってないというふうな認識ではありますが、そのルールそのものがどうなのかということを、しっかりと、県民の財産でありますから議論をしたい、そのために条例化をお願いしたいということでありまして、ぜひ、引き続き、これを条例化できるように議論を重ねていきたいというふうに思っております。

その公文書、歴史的文書を保管するハードの方なんですけれども、長崎県には公文書館がありません。公文書館の整備の必要性も、前回、議会で問わせていただきました。その時には、「県の歴史的文書は、原爆や昭和25年の立山庁舎の火災により、戦前の公文書のほとんどが焼失したことから、独立した公文書館ではなく、現在計画中の『（仮称）県立図書館郷土資料センター』の中に『公文書コーナー』を設置し、公文書館の機能を持たせる」と答弁をされました。

公文書コーナーと公文書館の違いは、量的な基準だけなのでしょうか。

今後、県政にかかる重大な公文書が、歴史的文書として蓄積をされ、増えていくわけです。将来活用をしていくためにも、量に関わらず、厳正に管理運用、そして、県勢浮揚に活用され、研究にも供すべきと考えます。

いま一度、公文書館の設置について、答弁を賜ります。

○議長（瀬川光之君）　総務部長。

○総務部長（平田修三君）　県が保有をしております歴史的文書等を適切に保存し、広く県民の皆様に公開をするという公文書館の機能の最も重要な点におきまして、「県立図書館郷土資料センター（仮称）」のうちに設置を予定しております「公文書コーナー」は、公文書館と同等の機能を持つものと考えております。

歴史的文書の選別につきましては、具体的な判断基準により、客観的、統一的に行うこととしており、さらに、この公文書コーナーにおきまして、収集した文書の収納、保存、管理方法を定めて、適切な管理を行うこととしております。

また、簡易な閲覧、利用手続や、インターネットでの文書検索機能などを設けて、より広

く県民の皆様の利用に供するための効果的な運用を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（瀬川光之君）　川崎議員―17番。

○１７番（川崎祥司君）　現在、「公文書コーナー」のキャパとか、そういったものを全部つまびらかに承知をしているわけではありませんが、所管は教育委員会というふうに思いますので、委員会の方でも、また確認をさせていただきたいと思っております。

公文書館と公文書コーナーの違いは、職員の配置、館長並びに専門職員がいらっしゃる、「公文書館法」という根拠法に基づいて配置をするということと、関連する調査研究にも資する、そういったところが求められているのが公文書館と承知をしておりますので、ぜひそういった形で、スタートは公文書コーナーとしても、いずれ、公文書館というしっかりとした管理、そういったものに発展できるように、また、これも議論を進めていきたいと思います。

次に、サイクルツーリズムの推進について、お尋ねをいたします。

先ほどは、ハード整備について、質問させていただきました。

今度は、このサイクルツーリズムを楽しみに長崎に来られる方についてですが、先ほど大分、熊本、そして長崎、九州横断自転車道の構想ということもご紹介をさせていただきました。これは国土交通省の担当の方も、大変前向きな取組でして、実際、ご本人も南島原市に来られて、コースを走り、そして、この構想は、非常に日本の象徴になるということも言ってくださいまして、何としても、この構想で地域振興を図っていきたいと、そういうふうに思っているわけでありますが、本県への入り込み方法というのが、幾通りもあるわけで、全部それが自転車で来るわけにはいきません。よって、公共交通機関とのコラボしたコース設定も必要というふうに思います。

先進国のドイツでは、公共交通機関に自転車を乗せられるのが当たり前となっており、島原鉄道においても、サイクルトレインの導入を検討し、島原半島地域へ新たな観光客層の獲得に取り組んでいます。

県においては、来年度、ＭａａＳ（Mobility as a service）を構築しようとしていますが、バスや電車、タクシーといった公共交通機関に加えて、この自転車も含めたＭａａＳの構築も視野に入れるべきと考えますが、見解を求めます。

○議長（瀬川光之君）　企画振興部長。

○企画振興部長（柿本敏晶君）　ＭａａＳにつきましては、公共交通機関に限らず、さまざまな交通手段の情報を発信していくことが重要であると考えております。

今後、ＭａａＳの導入を検討するに当たりましては、議員ご指摘のサイクリングロードでありますとか、レンタサイクルを提供する事業者の情報、それからサイクルトレインが導入されましたら、そういった情報も含めまして、情報を取り込んでいくということを検討していくことも可能でありますので、今後の導入指針の策定の中で議論をしてまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　川崎議員―17番。

○１７番（川崎祥司君）　ありがとうございました。

ＭａａＳは、本当に便利ですので、長崎で早く構築されて、多くの方にご利用いただければというふうに思っているところであります。

企画振興部長におかれましては、ＳＤＧｓの推進のお立場でありまして、今日はバッジをつけてご答弁もいただきまして、大変にありがとうございました。

私、目が悪いのか、思い入れが強いのか、その丸いバッジが自転車の車輪に見えてなりません。（笑声）どうか、このサイクルツーリズムをしっかりと推進をしていって、本当に新たなお客様がこの長崎県に来られるという意味では、自転車の魅力は知れば知るほどすごいものがありますので、ぜひ推進をお願いしたいと思います。

ＭａａＳについて、もう一つお尋ねをいたします。

先ほど申し上げましたように、非常に便利で、私も、東京都視察、出張等に行きますと、もうこれはなくてはならないようなアプリでして、しかしながら、定時性が高い電車には非常に有効かと思いますが、交通事情によって遅延などが発生するバスですね、そういったことで予定時刻だけのお知らせでは、なかなか実用に耐えられないのではないかと推測をいたします。

したがいまして、バスロケーションシステムの導入も併せて検討していただき、活発に利用いただいて、交流人口の拡大につながるよう、システムの構築を検討いただきたいと思いますが、ご見解を賜ります。

○議長（瀬川光之君）　企画振興部長。

○企画振興部長（柿本敏晶君）　今回のＭａａＳの導入指針の検討に当たりましては、本県において、今後、どのような形のＭａａＳを導入していくことが適切かということを検討したいと考えております。

その中で、バスロケーションシステムの導入につきましては、利用者の利便性の向上につながるものと考えておりますけれども、バス事業者の積極的な取組も必要不可欠となってまいりますので、関係事業者のご意見を十分に伺いながら、より利便性の高いＭａａＳの導入につなげられるように、協議を行ってまいりたいと考えております。

○議長（瀬川光之君）　川崎議員―17番。

○１７番（川崎祥司君）　ご答弁ありがとうございました。

どうせ構築するなら、どうせという言い方はちょっと失礼ですね、これまでにないような、すばらしい実用性があるものに仕上げていっていただきたい。そのためにも、地元の情報といいますか、いろいろと地元の情報もしっかりと入手できるような、そういった構築体制も整備していただいて、前に進めていただきたいと思います。

たくさん質問させていただきまして、ご答弁いただき大変にありがとうございました。

本当に、今年は、被爆75年、本年の8月9日は、東京オリンピックの閉会日、知事からも決意をいただきましたけれども、本当に、世界が日本を、そして、この長崎を注目していただいているこの8月9日に、しっかりと世界恒久平和、核廃絶の思いを世界に発信していく絶好のチャンスであると、そう考えています。

演出のことですので、事前にそれをお知らせいただくということは困難かとは思いますが、何としても、思いを届けていただいたということであれば、ぎりぎりまでお願いをし続けて、何としても、この8月9日の平和の祈りを実現していきたいと、私も頑張ってまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（瀬川光之君）　以上で、県政一般に対する質問を終了いたします。

先に上程いたしました、第1号議案ないし第71号議案及び第73号議案ないし第90号議案につきましては、お手元の議案付託表のとおり、それぞれの委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

第93号議案「長崎県監査委員の選任について議会の同意を求めることについて」は、委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、第93号議案は、委員会付託を省略いたします。

次に、第1号請願「長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例改定を求める請願書」が提出されておりますので、これを上程いたします。

ただいま上程いたしました請願につきましては、お手元の請願付託表のとおり、文教厚生委員会に付託いたします。

次に、各委員会は、お手元の日程表のとおり、それぞれ開催されますようお願いいたします。

以上で、本日の会議を終了いたします。

明日より、3月18日までは、委員会開催等のため、本会議は休会、3月19日は、定刻より本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

― 午後　３時４８分　散会 ―

第　２４　日　目

令和２年２月定例会　　令和２年３月１９日

議　　事　　日　　程

第　２４　日　目

◇　　◇

１　開　　議

２　第９４号議案上程

３　知事議案説明

４　第９４号議案　質疑・討論、採決

５　第９３号議案　質疑・討論、採決

６　委員長審査結果報告、質疑・討論、採決

７　意見書等上程、質疑・討論、採決

８　発議第１９４号乃至発議第１９６号上程、質疑・討論、採決

９　議会閉会中委員会付託事件の採決

１０　閉　　会

令和元年３月１９日（木曜日）

出　席　議　員（４６名）

１番	宮　島　大　典　君
２番	宮　本　法　広　君
３番	赤　木　幸　仁　君
４番	中　村　泰　輔　君
５番	饗　庭　敦　子　君
６番	堤　　典　子　君
７番	下　条　博　文　君
８番	山　下　博　史　君
９番	北　村　貴　寿　君
１０番	浦　川　基　継　君
１１番	久保田　将　誠　君
１２番	石　本　政　弘　君
１３番	中　村　一　三　君
１４番	大　場　博　文　君
１５番	山　口　経　正　君
１６番	麻　生　　隆　君
１７番	川　崎　祥　司　君
１８番	坂　本　　浩　君
１９番	深　堀　ひろし　君
２０番	山　口　初　實　君
２１番	近　藤　智　昭　君
２２番	宅　島　寿　一　君
２３番	松　本　洋　介　君
２４番	ごう　まなみ　君
２５番	山　本　啓　介　君
２６番	前　田　哲　也　君
２７番	山　本　由　夫　君
２８番	吉　村　　洋　君
２９番	大久保　潔　重　君
３０番	中　島　浩　介　君
３１番	浅　田　ますみ　君
３２番	山　田　博　司　君
３３番	堀　江　ひとみ　君
３４番	山　田　朋　子　君
３５番	西　川　克　己　君
３６番	外　間　雅　広　君
３７番	瀬　川　光　之　君
３８番	坂　本　智　徳　君
３９番	中　村　和　弥　君
４０番	徳　永　達　也　君
４１番	中　島　廣　義　君
４２番	溝　口　芙美雄　君
４３番	中　山　　功　君
４４番	小　林　克　敏　君
４５番	田　中　愛　国　君
４６番	八　江　利　春　君

説明のため出席した者

知　　事	中　村　法　道　君
副　知　事	上　田　裕　司　君
副　知　事	平　田　　研　君
統　轄　監	濱　田　厚　史　君
危機管理監	荒　木　　秀　君
総　務　部　長	平　田　修　三　君
企画振興部長	柿　本　敏　晶　君
文化観光国際部長	中　﨑　謙　司　君
県民生活部長	木　山　勝　己　君
環　境　部　長	宮　﨑　浩　善　君
福祉保健部こども政策局長	園　田　俊　輔　君
産業労働部長	廣　田　義　美　君
水　産　部　長	坂　本　清　一　君
農　林　部　長	中　村　　功　君
土　木　部　長	岩　見　洋　一　君
会計管理者	野　嶋　克　哉　君
交　通　局　長	太　田　彰　幸　君
企画振興部政策監	前　川　謙　介　君
文化観光国際部政策監	浦　　真　樹　君

産業労働部政策監	貞方　学　君
教育委員会教育長	池松誠二　君
選挙管理委員会委員長	葺本昭晴　君
代表監査委員	濵本磨毅穂　君
人事委員会委員	中牟田真一　君
公安委員会委員	山中勝義　君
警察本部長	迫田裕治　君
監査事務局長	下田芳之　君
人事委員会事務局長(労働委員会事務局長併任)	大﨑義郎　君
教育次長	本田道明　君
財政課長	早稲田智仁　君
秘書課長	伊達良弘　君
選挙管理委員会書記長	井手美都子　君
警察本部総務課長	多田浩之　君

議会事務局職員出席者

局長	木下　忠　君
次長兼総務課長	柴田昌造　君
議事課長	川原孝行　君
政務調査課長	太田勝也　君
議事課長補佐	永田貴紀　君
議事課係長	梶谷　利　君
議事課主任主事	天雨千代子　君

― 午前１０時　０分　開議 ―

○議長（瀬川光之君）　ただいまから、本日の会議を開きます。

この際、知事より、第94号議案の送付がありましたので、これを上程いたします。

ただいま上程いたしました議案について、知事の説明を求めます―知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕　本日提出いたしました追加議案について、ご説明いたします。

第94号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第8号）」は、国が3月10日に決定した「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（第2弾）」に対応するものであります。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施に要する経費について計上いたしました。

この特例貸付については、今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、生活に困窮された方々のセーフティネットを強化するため、休業等により収入減少があった世帯の資金需要に対応するためのものであります。

また、今回の特例措置では、新たに償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができ、生活に困窮された方々の生活に対して、きめ細かに配慮することとされております。

県としましては、本制度に基づき、適切な取り扱いを図るとともに、今回の特例措置に関し、県民の皆様への幅広い周知に努めてまいりたいと考えております。

補正予算の総額は、一般会計2億1,400万円の増額補正をしております。

これを現計予算及び既に提案しております2月補正予算と合算いたしますと、一般会計7,167億114万8,000円となります。

以上をもちまして、本日提出いたしました議案の説明を終わります。

何とぞ、適正なるご決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（瀬川光之君）　お諮りいたします。

ただいま上程いたしました第94号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第8号）」につきましては、議会運営委員会において、ご了承を得ておりますので、この際、委員会付託並び

に質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本議案は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、第94号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第93号議案「長崎県監査委員の選任について議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

お諮りいたします。

本議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

まず、砺山和仁君について、採決いたします。

原案のとおり、同意を与えることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、砺山和仁君に同意を与えることに決定されました。

次に、浅田ますみ君、ごうまなみ君について、採決いたします。

原案のとおり、同意を与えることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、浅田ますみ君、ごうまなみ君に、それぞれ同意を与えることに決定されました。

これより、さきに各委員会に付託して審査をお願いいたしておりました案件について、審議することにいたします。

まず、総務委員長の報告を求めます。

山口経正委員長―15番。

○総務委員長（山口経正君）（拍手）〔登壇〕

皆さん、おはようございます。

総務委員会の審査の結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、第17号議案「長崎県危険物等に係る事務手数料条例の一部を改正する条例」ほか18件であります。

慎重に審査いたしました結果、議案につきましては、いずれも異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議がありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、第31号議案「警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例」に関し、本年4月1日から管轄区域が見直されることとなっているが、見直される警察署の所管対象人口と職員体制はどのようになっているのか。また、関係する交番・駐在所の統廃合はあるのかとの質問に対し、新長崎署においては、管内人口16万3,000人で、職員数は約310人、浦上警察署が管内人口14万6,000人で、職員数は約195人となる予定である。

なお、今回の改正に関しては、交番・駐在所の統廃合はないとの答弁がありました。

次に、議案外の所管事務一般で論議がありました主な事項について、ご報告いたします。

危機管理監の所管事項について、県内自治体における国土強靭化地域計画の策定の進捗状況はどうなっているのかとの質問に対し、本年2月現在で、時津町と新上五島町の2町が策定済

みであり、3月中には9市町で策定する予定としている。残りの10市町のうち9市町が9月までに、1町が来年3月の策定を予定している状況であるとの答弁がありました。

これに対し、国土強靭化地域計画の地域版を明確に策定し、災害に強い長崎県づくりを目指してもらいたいとの意見がありました。

以上のほか、一、長崎県市町消防広域化推進計画の再策定について、一、長崎県自治体クラウドサービスの現況について、一、ワーケーションマッチング事業について、一、新型コロナウイルス感染症による本県観光への影響についてなど、総務行政全般にわたり活発な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、総務委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（瀬川光之君）　この際、念のため申し上げます。

本委員会と文教厚生委員会に分割して付託いたしておりました第18号議案「長崎県手数料条例の一部を改正する条例」、及び第20号議案「職員の服務の宣誓に関する条例及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」、並びに第21号議案「職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、文教厚生委員長の報告終了後に、本委員会と環境生活委員会及び農水経済委員会に分割して付託いたしておりました第19号議案「長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、農水経済委員長の報告終了後に、一括して審議することにいたします。

お諮りいたします。

各議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

まず、第23号議案「内部組織の設置に関する条例の一部を改正する条例」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬川光之君）　起立多数。

よって、第23号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第27号議案「長崎県税条例の一部を改正する条例」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬川光之君）　起立多数。

よって、第27号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第29号議案「長崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬川光之君）　起立多数。

よって、第29号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、その他の議案について、一括して採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

深堀委員長―19番。

○文教厚生委員長（深堀ひろし君）（拍手）〔**登壇**〕　文教厚生委員会の審査の結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、第18号議案「長崎県手数料条例の一部を改正する条例」のうち関係部分ほか、15件であります。

慎重に審査いたしました結果、第18号議案「長崎県手数料条例の一部を改正する条例」のうち関係部分、第32号議案「長崎県公立大学法人の役員等の損害賠償責任の一部免除の額を定める条例」、第38号議案「市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の一部を改正する条例」、第60号議案「長崎県公立大学法人が徴収する料金の上限に関する定めの変更の認可について」、第75号議案「長崎県子育て条例行動計画について」、第76号議案「第三期長崎県立高等学校改革基本方針について」につきましては、起立採決の結果、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

その他の議案については、いずれも異議なく、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

また、第1号請願「『長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例』改定を求める請願」につきましては、異議なく、採択とすべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告申し上げます。

まず、第76号議案「第三期長崎県立高等学校改革基本方針について」、この第三期の基本方針は、令和3年度から10年間にわたる計画である。現在、県立の全日制高校の約3割、15校が1学年2学級以下の小規模校となっているということであるが、今後の小規模校の統廃合をどのように考えているのかとの質問に対し、基本方針にうたっているとおり、定員を大きく下回っている1学年2学級以下の小規模校においては、地元の方々を交えた協議会を設置し、期間を定めて学校の活性化策について協議を行い、その活性化策に取り組んだうえで、成果等を踏まえながら判断していくこととなるとの答弁がありました。

これに対し、この15校は、ほぼ離島・半島の学校である。人口減少対策の視点や、国境離島新法などの趣旨を踏まえ、高校生に離島・半島に残ってもらうためにも、1学年の学級の生徒数や小・中・高校の連携などを含め、特例措置を検討する必要がある。地域の方々の意見をしっかり聞いて、議論していただきたいとの意見がありました。

次に、議案外の所管事務一般で論議がありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、教育委員会関係の新型コロナウイルスの影響による学校の臨時休業に関し、学校の臨時休業により、児童・生徒の状況把握に関しては、教職員による電話や巡回・家庭訪問などの対応が必要と思われる。

また、どうしても家庭で見ることができない児童は、国からも学校で対応できるように通知があっているが、どのように対応できているのかとの質問に対し、いずれの学校も、まずは、感染症予防として臨時休業の趣旨を踏まえたう

えでの指導を行い、さらには、家庭での学習や児童・生徒の居場所づくり、安全確保に努め、家庭訪問や電話連絡、臨時登校を設定するなど、各市町の教育委員会や学校において取り組んでいる。

また、家庭で見ることができない児童に対しては、各市町の状況に応じて、学校での受け入れを行っているとの答弁がありました。

これに対し、地域によっては、タブレットを活用し、遠隔操作により児童・生徒の状況把握や学習指導も行っている。臨時休業という不測の事態にも効果を発揮しているＩＣＴ教育のハード整備を、もう少し前倒しで進めていただきたいとの意見がありました。

次に、福祉保健部関係について、新型コロナウイルス感染症への対策に関し、本県で感染者が発生した場合の対応は具体的にどうなるのかとの質問に対し、感染者には、感染症指定医療機関に入院してもらうと同時に、濃厚接触者を特定し、医師が必要と判断した場合は、ＰＣＲ検査を実施する。その結果、陽性であれば指定医療機関へ入院してもらい、陰性であっても、保健所が14日間の健康観察を実施するとの答弁がありました。

これに関連し、県民に対する情報発信をわかりやすい内容で行うべきと考えるが、現在どのように行っているのか。また、電話相談や病院を受診する際の案内などもわかりやすくすべきであるとの質問に対し、県内での感染者発生状況や検査状況等を、毎日午前9時には発信しており、今後もわかりやすい情報発信に努めていきたいとの答弁がありました。

これに対し、県民の不安払拭のため、正確な情報発信はもちろん、感染者を生じないような予防対策、そして、万が一、発生した際の不測事態にも対応できるよう、県として万全の体制を講じていただきたいとの意見がありました。

なお、今回、本委員会において、去る2月29日の土曜日に、「新型コロナウイルス感染症の対応等」について委員会を開催し、県内学校の臨時休業に関する課題や、感染症への対応等について審査を行いました。

以上のほか、一、県立高校の志願者数について、一、医師確保計画及び外来医療計画について、一、里親・ファミリーホーム委託について、一、県立大学生や高校生の県内就職率について、一、県立学校の教職員の勤務時間の上限に関する方針について、一、鷹島神崎遺跡の保存と活用について、一、新規就業看護師の状況について、一、出産に関する経済的支援についてなど、教育及び福祉保健行政全般にわたり熱心な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、文教厚生委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、お願いいたします。（拍手）

○議長（瀬川光之君）　お諮りいたします。

本委員会と総務委員会に分割して付託いたしておりました第18号議案及び第20号議案並びに第21号議案を含め、各案件は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

まず、第18号議案「長崎県手数料条例の一部を改正する条例」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬川光之君）　起立多数。

よって、第18号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第32号議案「長崎県公立大学法人の役員等の損害賠償責任の一部免除の額を定める条例」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬川光之君）　起立多数。

よって、第32号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第38号議案「市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の一部を改正する条例」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬川光之君）　起立多数。

よって、第38号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第60号議案「長崎県公立大学法人が徴収する料金の上限に関する定めの変更の認可について」、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬川光之君）　起立多数。

よって、第60号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第75号議案「長崎県子育て条例行動計画について」、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬川光之君）　起立多数。

よって、第75号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第76号議案「第三期長崎県立高等学校改革基本方針について」、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬川光之君）　起立多数。

よって、第76号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、その他の案件について、一括して採決いたします。

各案件は、委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決され、請願は採択されました。

次に、環境生活委員長の報告を求めます。

山本由夫委員長―27番。

○環境生活委員長（山本由夫君）（拍手）**〔登壇〕**　おはようございます。

環境生活委員会の審査の結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、第19号議案「長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分、ほか19件であります。

慎重に審査いたしました結果、議案については、いずれも異議なく、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告申し上げます。

まず、第51号議案「長崎県営住宅条例の一部

を改正する条例」に関し、連帯保証人の人数を、2名から1名に緩和するとのことだが、他県では保証人を撤廃するところもある。1名とした根拠はどのようなことかとの質問に対し、平成30年に、国土交通省から、「公営住宅管理標準条例における連帯保証人の義務付けを廃止する」との通知があり、その中で、「連帯保証人制度を残す場合は、保証人がいないために入居できないということがないよう配慮すること」となっている。

そのため、長崎県営住宅条例施行規則を改正し、連帯保証人の人数を現行の2名から1名にするほか、連帯保証人の連署を免除する基準を作成し、対応するものであるとの答弁がありました。

次に、第45号議案「長崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例」に関し、研修の受講が義務付けられる浄化槽管理士は、県内に何名いるのか。また、この研修に対して、県はどのように関わっていくのかとの質問に対し、県の登録者が435名で、長崎市と佐世保市の登録者を合わせると500名程度が対象となる。

また、今回の法改正を受けた研修は、全国的な公的機関が、全国各地で統一的な研修を開催することとなっているため、県の関わりとしては、長崎県浄化槽協会と連携して周知を図ることを考えているとの答弁がありました。

次に、第42号議案「旅館業法施行条例の一部改正する条例」及び第43号議案「公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例」に関し、構造設備に関し、浴槽水循環配管へのオーバーフロー還水管の直接接続を禁止することが追加され、県内に対象施設が809施設あるとのことだが、構造設備の改修は不要との理解でよいかとの質問に対し、県内に809施設ある対象施設で、条例改正により構造設備の改修が必要となる既存の施設はないとの答弁がありました。

次に、議案外の所管事務一般で論議がありました主な事項について、ご報告いたします。

環境部関係について、地球温暖化対策の推進に関し、ＳＤＧs未来都市である壱岐市が、「気候非常事態宣言」を表明したが、県ではどのように取り組んでいくのか。

また、地球温暖化防止を進めるための取組の一つとして、レジ袋の削減に取り組むべきと考えるが、現状と今後の対応予定はどのようになっているのかとの質問に対し、来年度、「次期地球温暖化対策実行計画」を策定することとしており、明確なビジョンや今後の方向性を示しながら、温室効果ガスの削減目標を設定し、その周知の手法についても併せて検討していきたい。

また、レジ袋の削減について、イオン九州の6店舗と新上五島町の8事業者16店舗が、県と協定を締結し、レジ袋の有料化に既に取り組んでおり、7月から開始される有料化については、国と連携しながら周知に努めていくとの答弁がありました。

以上のほか、一、石木ダム建設事業について、一、九州新幹線西九州ルート事業に伴う複線化工事について、一、県が管理する道路の維持管理について、一、国立公園の活性化について、一、汚水処理施設の整備について、一、女性活躍の推進について、一、人権が尊重される社会づくりの推進について、一、公衆衛生獣医師の現状と処遇改善について、一、新型コロナウイルス感染症による影響と対策について、一、バス運転士の確保についてなど、環境生活行政全般にわたり熱心な論議が交わされましたが、そ

の詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、環境生活委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（瀬川光之君） お諮りいたします。

各議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

まず、第46号議案「長崎県立都市公園条例の一部を改正する条例」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬川光之君） 起立多数。

よって、第46号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第64号議案「契約の締結の一部変更について」、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬川光之君） 起立多数。

よって、第64号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、その他の議案について、一括して採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君） ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、農水経済委員長の報告を求めます。

近藤委員長―21番。

○農水経済委員長（近藤智昭君）（拍手）〔**登壇**〕 おはようございます。

農水経済委員会の審査の結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、第19号議案「長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」のうち関係部分、ほか8件であります。

慎重に審査いたしました結果、議案につきましては、いずれも異議なく、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議がありました主な事項について、ご報告申し上げます。

まず、第70号議案「権利の放棄」に関し、当該債権については、昭和56年に発生したものであるが、今回の手続までに長期間を要した経緯はとの質問に対し、主債務者が漁業経営の悪化により自己破産したため、連帯保証人に督促等を行ってきたところであり、少額ながらも分割返済されていたこと等により長期間にわたり債権管理を行ってきたものである。

しかしながら、連帯保証人の死亡等により回収が困難となったため、今回、権利の放棄を行うこととしたものであるとの答弁がありました。

次に、議案外の所管事務一般で論議がありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業への対策に関し、新型コロナウイルス感染症のため、本県でも様々な業種で影響が出てきており、緊急資金繰り支援資金の取り扱いを開始したところであるが、相談件数はどのような状況かとの質問に対し、相談窓口を設

置した2月7日から3月の第一週までの合計で198件となっている。宿泊業や小売業、飲食業等、幅広い業種から相談が寄せられており、日ごとに相談件数が増加しているところであるとの答弁がありました。

これに対し、先行きが不透明な状況の中、本県の事業者も不安を抱えており、今後も幅広い相談に応じるとともに、事業者に寄り添って対応していただきたいとの意見がありました。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響で全国的に行事が自粛され、花卉生産者は大きな打撃を受けているところであり、支援の必要があると考えるが、見解はとの質問に対し、花卉には、青果物の野菜価格安定対策事業のような価格補填の事業がないため、まずは農林漁業セーフティネット資金を活用して、資金面での支援をしっかり行っていく必要があると考えている。

加えて、国では、「花いっぱいプロジェクト」を実施しており、本県でもホームページ等を通じて取り組みを紹介しているところであるが、さらなる推進を図り、花卉の消費拡大に取り組んでまいりたいとの答弁がありました。

以上のほか、一、企業誘致の今後のあり方について、一、魅力的な地域ブルーツーリズムの構築について、一、株式会社エヌについて、一、長崎和牛の輸出についてなど、農水経済行政全般にわたり熱心な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、農水経済委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、お願いいたします。（拍手）

○議長（瀬川光之君）　お諮りいたします。

本委員会と総務委員会及び環境生活委員会に分割して付託いたしておりました第19号議案を含め、各議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

まず、第19号議案「長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬川光之君）　起立多数。

よって、第19号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第53号議案「長崎県魚市場条例を廃止する条例」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬川光之君）　起立多数。

よって、第53号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第54号議案「長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬川光之君）　起立多数。

よって、第54号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第56号議案「長崎県卸売市場条例及び長崎県卸売市場審議会の組織及び運営に関する条例を廃止する条例」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに

賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬川光之君）　起立多数。

よって、第56号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、その他の議案について、一括して採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、予算決算委員長の報告を求めます。

大久保委員長―29番。

○予算決算委員長（大久保潔重君）（拍手）**〔登壇〕**　おはようございます。

予算決算委員会の審査の結果並びに経過の概要について、ご報告いたします。

本委員会で審査いたしました案件は、第1号議案「令和2年度長崎県一般会計予算」ほか29件でございます。

慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第13号議案及び第77号議案につきましては、起立採決の結果、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

その他の議案につきましては、いずれも異議なく、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、3月6日に行いました総括質疑においては、令和2年度当初予算案についてをはじめ、人口減少対策について、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、ＩＲ対策について、新幹線開業対策について、society5.0戦略についてなど、多岐にわたり活発な論議が交わされました。

次に、総務分科会では、ユニバーサルツーリズム受入体制整備促進事業費に関し、ユニバーサルツーリズムセンター設置の概要はどのようなものなのかとの質問に対し、ユニバーサルツーリズムセンターについては、長崎空港内に設置する予定であり、比較的利用者が多い時間帯を中心に、常時2名体制での対応を予定しており、高齢者や障害者の方々が安心して旅行ができるよう、県内の宿泊施設や観光地を含めた様々なバリアフリー情報の提供などを行うこととしているとの答弁がありました。

次に、文教厚生分科会では、保育士人材確保等事業費について、保育所の待機児童が解消できない根本には、保育士の人材不足がある。潜在保育士数の把握はできているのか。

また、保育士人材確保対策の取り組みとして、潜在保育士と保育所とのマッチングシステム「保いっぷ」が昨年から稼働しているが、その実績はどうなっているのかとの質問に対し、潜在保育士数は、平成28年の調査時では、20代から40代において、約7,500人となっている。

なお、昨年11月に稼働した「保いっぷ」を含めた実績として、今年度は現時点で27名を再就職へマッチングすることができたとの答弁がありました。

次に、環境生活分科会では、資源循環型社会推進費に関し、政策的新規事業として、食品ロス削減推進事業費が計上されており、「長崎県食品ロス削減推進計画」を策定するとのことだが、時期はいつ頃を予定しているのか。また、関係機関と連携して策定する必要があると考えるが、どのように取り組むのかとの質問に対し、

今月中に国の基本方針が出されるので、それを踏まえたうえで令和2年度に策定する予定である

また、策定に当たっては、有識者、県食品産業協議会、県内フードバンク事業者、ながさき子ども食堂ネットワーク、県社会福祉協議会、長崎市等で構成する長崎県食品ロス削減推進協議会において協議するとともに、県庁内関係各課の意見を聞きながら策定したいとの答弁がありました。

次に、農水経済分科会では、人材確保総合支援事業費に関し、現在の「長崎県総合就業支援センター」については、新たに「長崎県人材活躍支援センター」として、産業人材の確保等にも取り組んでいくとのことだが、運営方法を業務委託から直営に変更する理由は何かとの質問に対し、産業人材の人手不足の深刻化により、企業の採用力向上支援に注力する必要があると考えており、業界団体や企業の経営者と県の幹部職員が直接話をすることが効果的であることから、直営で取り組むこととしているとの答弁がありました。

以上のほか、予算全般に関し、熱心な論議が交わされましたが、その詳細については、この際、省略させていただきます。

以上で、予算決算委員会の報告といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、お願いいたします。（拍手）

○議長（瀬川光之君）　これより、第1号議案「令和2年度長崎県一般会計予算」について、質疑・討論に入ります。

堀江議員―33番。

○３３番（堀江ひとみ君）〔登壇〕　日本共産党の堀江ひとみです。

新型コロナウイルス感染拡大予防と対応のために、日本共産党も全力を尽くします。

ただいま議題となりました第1号議案「令和2年度長崎県一般会計予算」については、乳幼児医療費助成事業など、県民の願いに応えた予算については、当然のこととして賛成です。しかし、以下の理由を申し上げ、反対いたします。

1、長崎新幹線事業関連194億5,597万円。

長崎から「特急かもめ」で乗り換えることなく博多まで行けるものを、2022年暫定開業予定の長崎新幹線は、武雄温泉で必ず乗り換えなければなりません。「特急かもめ」もなくなります。

長崎から武雄温泉間は、フル規格のため料金が上がります。必ず乗り換えなくてはならず、料金も上がる長崎だけ新幹線、県民にとっていいことはありません。

武雄温泉から新鳥栖間のフル規格化は、合意の見通しも、実現の見通しもありません。一旦、立ち止まって、県民の声をよく聞くこと、長崎新幹線計画は凍結するよう求めます。

2、石木ダム事業8億3,111万円に加え、令和3年度の年度を超えて一括契約する債務負担として1億2,250万円が計上されています。

8億3,111万円の内訳を、予算総括質疑で質問しましたが、土木部長は、「国と協議中であり、確定していない」と答弁しませんでした。

長崎県は、新年度、本体工事に着手する考えを示していますが、行政代執行が選択肢の一つになります。

「ふるさとに住み続けたいだけ」という県民の家と土地を取り上げて、ダムを造る必要はありません。石木ダム建設中止を求めます。

3、特定複合観光施設（ＩＲ）導入推進事業1億6,653万円。

長崎県庁組織を改正し、カジノ推進を重要施

策と位置づけました。

刑法が禁じた賭博を、特別に認める地域として「長崎県を認めてください」と、区域認定申請の諸準備に一層拍車をかけます。長崎県、佐世保市、ハウステンボスに賭博場をつくることは反対です。新幹線や石木ダムより、暮らしと福祉の充実を求めます。

新幹線に頼らない交通網の整備を、県内どこに住んでも確保される地域公共交通体系のさらなる充実を、高すぎる国保税を引き下げるため、長崎県独自の支援策を、乳幼児医療費助成事業は、長崎県の補助対象年齢を引き上げること等を求め、以上、反対討論といたします。

○議長（瀬川光之君）　前田議員―26番。

○２６番（前田哲也君）（拍手）〔登壇〕　自由民主党、前田哲也でございます。

会派を代表いたしまして、第1号議案「令和2年度長崎県一般会計予算」について、賛成の立場で意見を述べ、議員各位のご賛同を賜りたいと存じます。

来年度は、「長崎県総合計画 チャレンジ2020」の最終年度、さらに、「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」のスタートの年度であり、当初予算においては、地域経済の下支えと県民の安全・安心、そして、本県の未来を切り拓くべく、その目標達成に向け、若者の県内定着や力強い産業の育成、持続可能な地域づくりなどの政策群を重点的に投入し、地方創生を推進するという基本方針のもと、編成されております。

また、国の経済対策に対応した令和元年度2月補正予算と一体的な予算として編成のうえ、令和元年度から2年度にかけて、切れ目なく対策を講じられております。

県議会でも、経済対策予算については、ほかの議案に先行して可決されたところでありますので、県におかれては、早期の予算執行に努め、少しでも早く、その効果があらわれるよう取り組んでほしいと思います。

さて、当初予算の内容を見ますと、具体的な成果に直結する政策への集中化、重点化が図られる一方で、これまで順次取り組んできた財政構造計画のための総点検、並びに行財政改革推進プランの収支改善対策等により、財政健全化についても着実に推進されており、昨年度の予算編成時よりも、基金取り崩し額が圧縮されるなど、持続可能で、安定的な財政運営に向けた努力も見受けられます。

また、地方創生推進交付金や有人国境離島法関係交付金などの国庫補助制度の積極的な活用に加え、緊急自然災害防止事業債等の有利な起債の活用に努め、厳しい財政状況の中においても、必要な施策について積極的に推進する姿勢が見られます。

このほかにも、教育・医療・福祉・子ども関連施策の充実や、さらに、その推進のための人材確保・育成対策など、本県が抱える課題解決について、必要な施策が計上されるとともに、九州新幹線西九州ルートの建設工事及び新幹線開業対策をはじめ、石木ダム建設事業、特定複合観光施設（ＩＲ）区域整備の事業の推進等の重要プロジェクトについても、しっかりと予算化されているところであります。県民のご理解のもと、着実な事業の推進を図っていかなければなりません。

このように今回の当初予算は、本県県勢の発展に向け、全力を注いでいくとの知事の強い思いが込められた、積極的かつバランスの取れた予算であると評価しております。

知事におかれましては、これらの施策を一刻

も早く県民の皆様に届けていただき、県民の誰もが具体的な成果を実感できるよう、そしてまた、現在、大きな脅威となっている新型コロナウイルス感染症対策について、感染拡大防止へのご尽力を期待いたします。

以上、第1号議案について、賛成意見を申し述べ、議員各位のご賛同を賜りますよう、お願いいたしまして、賛成の討論とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（瀬川光之君）　質疑・討論をとどめて、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬川光之君）　起立多数。

よって、第1号議案は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

各議案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

まず、第13号議案「令和2年度長崎県国民健康保険特別会計予算」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬川光之君）　起立多数。

よって、第13号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第77号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第6号）」について、採決いたします。

本議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬川光之君）　起立多数。

よって、第77号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、その他の議案について、一括して採決いたします。

各議案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議会運営委員会より、「新型コロナウイルスの感染拡大防止等を求める意見書（案）」が、お手元に配付いたしておりますとおり提出されておりますので、これを議題といたします。

提出者を代表して、中島浩介委員長が朗読いたします。

中島浩介委員長―30番。

〔朗　読〕

○議会運営委員会委員長（中島浩介君）（拍手）

〔登壇〕　「新型コロナウイルスの感染拡大防止等を求める意見書案」

新型コロナウイルスによる感染は、急速な勢いで世界中に拡散し、世界保健機関（ＷＨＯ）において、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」に該当する旨の宣言が出され国際的な脅威となっている。国会においてもさらなる感染拡大に備え「緊急事態宣言」を可能にする新型インフルエンザ等対策特別措置法改正案が成立した。益々予断を許さない状況において、今後も国と地方公共団体が一体となった迅速か

つ適切な対応が強く求められる。

本県においては、早い段階より県庁内に諸対策会議が設置され、県民への感染予防に関する情報発信や電話相談窓口における相談対応、医療福祉分野での現場の状況に応じた対応、また、学校の休校措置を受けて児童・生徒の日々の生活や保護者に対しての支援等、安全で安心な県民生活を確保するために様々な対策を講じている。

政府見解によると、まだ終息の見込みが予測できない状況のなかで、国においては第二弾となる「新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急対応策」が打ち出されたが、国民の命と健康を守ることを最優先として、感染拡大の防止対策や企業の経済活動支援など、下記の事項に積極的に取り組まれるよう改めて強く要望する。

1　国外からの新型コロナウイルスの侵入を防止するため、空港や港湾等での検疫体制の強化など水際体制に引き続き万全を期すこと。

2　国内外の正確な情報を迅速に収集し国民に提供しながら、国内各地における適切な検査・治療体制を早急に整え、地域と連携して入院体制整備のための支援を行うこと。

3　簡易検査キット、ワクチン、治療薬の開発・製造を早急に行うとともに、症状に応じた治療法を速やかに確立すること。また、絶対的に不足しているマスク、防護服、消毒液等の医療物資の確保に努め、国民への円滑な供給体制を迅速に整えること。特に医療機関や高齢者施設への供給を優先すること。

4　観光業や商工業をはじめ経済的に影響を受けた地域の事業者に対して、政府が打ち出した対策の速やかな周知と実施の徹底、並びに地域の現状に応じた弾力的な運用を図るとともに、地域における消費喚起を促すための必要な支援策を講じること。また、金融機関に対して、企業活動の継続に必要な資金の円滑な融資及び既貸付金の元金返済猶予等、具体的な支援策の実行を要請するとともにそれらに要する財政支援を講じること。

5　子ども達への支援、学校施設等の衛生環境への配慮及び保護者・関係業者等の負担の軽減について、特段の措置を行うこと。また、学校の臨時休業やイベントの自粛等により、学校給食関連事業者など大幅な減収が生じる地域の事業者に加え、売上等に影響が懸念される農林水産業者等に対する支援策を講じること。

6　地方公共団体が実施する新型コロナウイルス感染症対策への財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月19日

長崎県議会

○議長（瀬川光之君）　お諮りいたします。

本動議は、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本動議は、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、本動議は、可決されました。

次に、議会運営委員会より、「新型コロナウイルスの感染拡大防止等に関する決議案」が、お手元に配付いたしておりますとおり提出されておりますので、これを議題といたします。

提出者を代表して、宅島副委員長が朗読いたします。

宅島副委員長―22番。

〔朗　読〕

○議会運営委員会副委員長（宅島寿一君）（拍手）**〔登壇〕**　「新型コロナウイルスの感染拡大防止等に関する決議案」を朗読させていただきます。

令和2年3月14日、本県1例目となる新型コロナウイルスの感染者が確認された。

県民は発生した事実を受け止めつつ、冷静に対応しているが、それぞれの暮らしには多くの不安と恐怖があることは間違いない。

中国での発生後、令和2年1月16日に我が国初の感染者が確認されると、徐々に経済や国民生活へ影響を及ぼし、それらは本県の産業や暮らしにも顕著に表れてきた。

そして今回の県内における発生は、経済、教育、福祉など更なる負担を県民に強いるとともに、広範囲そして長期的により一層の影響を生じさせることとなる。

県民の命や健康、暮らしを守る為には感染拡大を阻止し、適切な支援を講じなければならない。その為には丁寧な行政の説明と先を見据えた力強いリーダーシップが求められている。

県民に結束を呼びかけ協力を集めなければ、この危機を乗り越えることはできない。

今こそ県民に寄り添う姿勢が必要である。

本県議会は新型コロナウイルスの感染拡大防止等のため、県民と一体となって取り組む決意を表明するとともに、県におかれては以下のとおり対策を講じるよう求めるものである。

1　観光業や商工業をはじめ、経済的に影響を受けた地域の事業者及び個人・世帯に対し、きめ細かな情報把握に基づく県独自の必要かつ十分な支援策を適宜、講じること。

2　県民の安心・安全や公共衛生の保持のため、迅速かつ正確な情報収集を行うとともに、時機を逸することなく的確な情報発信に努めること。

3　保育施設、高齢者施設、障害者施設及び医療機関などの施設や、その関係者の安心・安全対策について、積極的に支援すること。

4　学校の臨時休業が長期化する中で、こどもの学習環境及び健全育成に対する十分な配慮と、保護者の負担軽減を図ること。

5　雇用維持に努める企業への支援と地域における消費喚起の施策を積極的に展開すること。

6　感染拡大防止対策や情報発信の実施に際して、市町との連携をこれまで以上に図ること。

以上、決議する。

令和2年3月19日

長崎県議会

議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。（拍手）

○議長（瀬川光之君）　お諮りいたします。

本動議は、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本動議は、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、本動議は、可決されました。

次に、議会運営委員会より、発議第194号「長崎県議会委員会条例の一部を改正する条例案」が、発議第195号「長崎県議会会議規則の一部を改正する規則案」が、発議第196号「知事の専決処分に属する軽易な事項の指定の一部改正案」が、お手元に配付いたしておりますと

おり提出されておりますので、これを一括して議題といたします。

お諮りいたします。

発議第194号、発議第195号及び発議第196号につきましては、質疑・討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

まず、発議第196号「知事の専決処分に属する軽易な事項の指定の一部改正案」について、原案のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（瀬川光之君）　起立多数。

よって、発議第196号は、原案のとおり可決されました。

次に、発議第194号「長崎県議会委員会条例の一部を改正する条例案」及び発議第195号「長崎県議会会議規則の一部を改正する規則案」は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、発議第194号及び発議第195号は、原案のとおり可決されました。

次に、各委員会から議会閉会中の付託事件として、お手元の一覧表のとおり申し出があっておりますので、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（瀬川光之君）　ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、終了いたしました。

この際、知事より、ご挨拶があります―知事。

○知事（中村法道君）〔登壇〕　2月定例県議会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

このたびの議会は、去る2月25日から本日までの24日間にわたり開かれましたが、議員の皆様方には、本会議及び委員会を通じ、終始熱心にご審議いただくとともに、それぞれ適正なご決定を賜り、厚くお礼を申し上げます。

この際、議会中の主な動きについて、ご報告申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策。

去る3月13日、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正の動きを踏まえ、県においては、「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、国の基本方針や「県新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、各種対策を実施することなどを確認いたしました。

こうした中、翌14日には県内1例目の感染者が壱岐保健所管内で確認されたことから、同本部会議を開催し、情報を共有のうえ、必要な対策について迅速に取り組むこととといたしました。

まず、感染者については、速やかに壱岐市内の感染症指定医療機関に入院していただくとともに、同行された2名についても濃厚接触者としてＰＣＲ検査を実施したところであります。

両名とも陰性の結果でありましたが、引き続き、不要不急の外出を控えることなどをお願いし、現在、経過観察を行っております。

また、行動歴等を確認する疫学調査により、感染された方は、ジェットフォイルで壱岐島内に入り、市役所や飲食店等に立ち寄られたことが判明したことから、直ちに関係先に連絡を行い、航路事業者においては、船内放送での周知や船内消毒が速やかに実施されるとともに、各立ち寄り先においても消毒等が完了したところ

であります。

さらに、同じジェットフォイル便に乗船されていた乗客については、専門家の助言に基づき、県内外の4名の方を濃厚接触者として把握のうえ、ご本人や各保健所に連絡し、健康状態の確認等を行っております。

一方、国が3月10日に決定した新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策の一環として、県では、生活に困窮される方々への個人向け緊急小口資金など、生活福祉資金の特例貸し付けを実施するとともに、介護施設や障害者施設、保育所等の消毒液及びマスクの確保並びに医療機関における人工呼吸器等の設備整備などに順次取り組んでいるところであります。

さらに、県独自の県内中小企業者への資金繰り対策として、関係事業者からの要請等を踏まえ、県の制度資金である緊急資金繰り支援資金の限度額の引き上げを行ったところであります。

今後とも、さらなる感染拡大の防止に力を注ぐとともに、県民生活や地域経済への影響を最少化できるよう、全力で取り組んでまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応に際し、県議会におかれましては、議会運営等について格別のご高配を賜り、改めて感謝申し上げます。

今後、各種対策に係る予算措置については、急を要する場合もあることから、状況に応じ、専決処分も含め、適切に対応してまいりたいと存じます。

引き続き、県議会の皆様のご意見やご協力を賜りながら、県民の安全・安心の確保に万全を期してまいりたいと考えております。

2022年度デスティネーションキャンペーンの開催。

今般、ＪＲグループによる全国的な観光キャンペーンである「デスティネーションキャンペーン」が、2022年秋に、長崎・佐賀の広域エリアにおいて実施されることが決定いたしました。

この「デスティネーションキャンペーン」は、ＪＲ6社、地元自治体、大手旅行会社等が連携して全国で集中的に宣伝・販売促進活動を行う国内最大規模の観光キャンペーンであります。

本県としては、九州新幹線西九州ルートの開業効果を県内各地に広げるため、佐賀県と連携しながら、沿線地域だけでなく、広域的な誘客につながるよう、力を注いでまいります。

スポーツの振興。

去る2月22日から3月1日の9日間、ニュージーランドで開催された「ＷＢＳＣ第13回男子ソフトボールU18ワールドカップ」において、佐世保西高校の小山竜加選手と大村工業高校の小笹慶斗選手が出場した日本代表チームが優勝を飾りました。

国際大会における本県高校生の活躍は、県民に大きな感動を与えてくれました。選手並びに関係者の皆様のご検討を心から讃えるとともに、今後とも、世界で活躍できる選手の発掘や育成・強化に努めてまいります。

このほか、会期中、皆様からお寄せいただきました数々の貴重なご意見、ご提言などについては、今後の県政に積極的に反映させてまいりたいと存じます。

さて、年度がわりの時期を迎え、皆様方には、何かとご多様なことと存じます。どうか健康には一段とご留意いただき、ますますご活躍されますことを心からお祈り申し上げます。

最後になりますが、報道関係の方々には、会期中、終始、県議会の広報についてご協力を賜り、ありがとうございました。

この機会にお礼を申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

○議長（瀬川光之君）　令和2年2月定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

去る2月25日に開会いたしました本定例会も、全ての案件の審議を終了し、本日、閉会の運びとなりました。

この定例会中は、令和2年度当初予算の審議をはじめ、新型コロナウイルス感染症対策、人口減少対策、特定複合観光施設（ＩＲ）の誘致促進、県庁舎跡地活用、九州新幹線西九州ルートの整備促進、農林水産業振興対策、観光振興対策、土木行政、教育行政、福祉行政等、当面する県政の重要課題について、終始熱心にご論議をいただきました。

この間の議員各位のご努力と、知事をはじめ、理事者の皆様並びに報道関係の皆様方のご協力に対し、心から厚くお礼を申し上げます。

さて、先ほども申し上げましたとおり、国内外において、新型コロナウイルスの感染拡大が続いており、県内では、国際定期航空路線の欠航、クルーズ船の寄港中止や国内外からの旅行キャンセルが相次いでいるほか、感染症対策をさらに進めるために示された政府の基本方針により、本県でも各種イベントが中止や開催延期となるなど、観光産業をはじめ、大きな影響も生じております。

そのような中、去る3月14日、壱岐市内において感染者が確認され、県内に大きな衝撃が走りました。

この件については、先ほど関連の補正予算に加え、国に対する「新型コロナウイルスの感染拡大防止等を求める意見書」及び「新型コロナウイルスの感染拡大防止等に関する決議」を全会一致で可決したところでありますが、県議会といたしましても、引き続き、理事者と一体となって、医療、福祉、教育、経済などの暮らしの支援はもとより、県民の皆様の日ごろの不安や恐れなどに対しても、真摯に向きあい、新型コロナウイルス対策に万全を期してまいりたいと存じます。

さて、いよいよ新年度も目前に迫り、皆様には公私ともにご多忙のことと存じますが、くれぐれも健康にご留意のうえ、県勢発展のために一層のご協力、ご支援をお願い申し上げまして、閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

これをもちまして、令和2年2月定例会を閉会いたします。

― 午前１１時１３分　閉会 ―

議　　長	瀬　川　光　之
副　議　長	西　川　克　己
署名議員	山　本　由　夫
署名議員	浦　川　基　継

（速記者）

（有）長 崎 速 記 セ ン タ ー

配　付　資　料

動議	
提出者	離島・半島地域振興特別委員会
提出年月日	令和２年２月２５日
種類	意見書
件名	離島・半島地域の振興対策について
要旨	離島・半島地域は、豊かな自然や独自の歴史・文化を有し、自然環境の保全や食料の安定的な供給などで我が国にとって重要な役割を担っており、県民のみならず国民共通の財産である。 本県の離島・半島地域では、これまで県、関係市町においても様々な振興施策を実施し、着実な振興が図られてきた。 しかし、離島地域をとりまく環境は依然として厳しく、人口の減少、少子高齢化の進行、航路・航空路の維持、医療や福祉といった生活インフラ整備や高度情報通信基盤整備の遅れなどの課題を有している。 また、半島地域においても人口減少率や高齢化率は県平均を上回っており、道路などの社会基盤整備や雇用創出・産業振興などで課題を抱えている。 そのような中、特定有人国境離島地域においては、平成２９年４月に施行された有人国境離島法が活用され、雇用機会拡充、航路・航空路の運賃低廉化や輸送コストの支援、滞在型観光の促進に取り組んだ結果、人口の社会減の抑制が図られるなど一定の効果が現れているが、これを一過性とすることなく、継続し、さらに拡充していくことが必要である。 また、半島地域においても半島振興計画などに基づき、半島地域が有する豊かな地域資源を活かしつつ、地域の創意工夫と多様な主体の連携・協力のもとで、雇用の場の創出をはじめとする総合的な対策が必要である。 よって、県に対して、下記の事項について、積極的かつ真摯に取り組まれるよう、強く要望するものである。 記 １　離島・半島地域振興対策について （１）世界遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」について、構成資産へと誘う交通アクセスについては、道路等の整備を促進すること。また、九州内からの来訪者の拡大、インバウンド対策としての受入環境の整備、構成資産の維持管理等についても対策を講じ、交流人口の拡大を図ること。 （２）ＵＩターンの促進、雇用の増加等を図るため、離島におけるケーブルインターネットへの対応や半島を含めた超高速ブロードバンドの整備を市町と連携して進め、情報インフラの格差解消に努めること。 （３）長崎市野母崎地区の振興策について、長崎市が整備する恐竜博物館（仮

議席表

| | | |

	称）等を核として、地域の交流人口の拡大が図られるよう、長崎市や地域住民等と連携し取り組むこと。 （４）対馬における韓国人観光客の減少対策として、国の予算等を活用した切れ目のない支援や両国の地域間交流を継続するとともに、国内観光客の誘客強化等を図ること。 ２　有人国境離島法対策について （１）雇用機会拡充事業については、採択事業者のフォローアップ等を十分に行うとともに、人材確保や新たな事業者の掘り起こし、関係市町との情報共有等に引き続き努めること。また、島外からの創業や事業を拡大する事業者を増やすための情報発信の強化を図るとともに、若者の島内定着を図るため新規高校卒業者の採用を促進すること。 （２）航路・航空路の運賃低廉化に関しては、準住民の適用範囲の拡大に加え、島民以外にも運賃の割引がなされるよう必要な支援制度の充実等を国へ要望すること。 ３　離島地域航路・航空路対策について （１）ジェットフォイルにおける船舶共有建造制度においては、事業者の自己負担が大きいため、新たな補助制度の創設を国に強く要望する等、ジェットフォイルの更新に必要な取組を進めること。 ４　人口減少対策について （１）若年層は、子どもの教育、医療、福祉等に対する支援を期待しており、子どもを産み育てやすい環境を整備し、女性の県内定着の促進及びＵＩターンの拡大促進に結びつけること。 （２）県立高校に配置しているキャリアサポートスタッフについては、高校生の県内就職の促進に有効なことから、現状を確認するとともに、スタッフの人数を含め改善を図ること。 （３）ＵＩターンについては、ながさき移住サポートセンターを中心にきめ細かな対応等を行った結果、一定の成果が確認されており、今後も市町と連携し、更なる移住相談体制の充実･強化を図ること。 （４）農業分野における外国人材（特定技能）の活用については、株式会社エヌを設置し、受入れを実現したものの、当初目標からの遅れがみられるため、より早期に要望に沿った受入れが行われるよう努めること。 なお、文案の作成及び提出の諸手続については、議長に一任する。
提出先	知　事

動　　議	
提　出　者	ＩＲ・観光振興対策特別委員会
提出年月日	令和２年２月２５日
種　類	意　見　書
件　名	ＩＲ推進及び観光振興について
要　旨	近年の本県における観光客数は、「明治日本の産業革命遺産　製鉄・製鋼、造船、石炭産業」と「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の２つの世界遺産登録による効果に加え、旺盛なクルーズ客船の寄港等もあり、増加傾向にある。 しかしながら、県内各地に点在する観光地への交通アクセスや、宿泊者数及び観光消費額の伸び悩みは、本県にとって長年の課題であり、未だ改善できていない。 国は観光を成長戦略の柱、地方創生の切り札との認識の下、２０３０年に訪日外国人旅行者数を６０００万人、旅行消費額を１５兆円にすることを目標に掲げ、その受入環境の整備に関する事業を展開しており、本県においてもこの機会を捉え、国の補助金を活用して様々な事業に取り組んでいるところである。 また、上記目標達成に大きな貢献が見込まれる九州・長崎ＩＲは、最大３箇所が上限とされる国の区域認定を受けるべく、民間・行政・議会が一体となった「オール九州」による誘致活動を展開しているところであるが、本年（２０２０年）は共同で区域整備計画を策定する事業者を選定するなど、認定申請に向けた諸準備を進める重要な年である。 よって、県に対して、下記の項目について真摯に取り組まれるよう、強く要望するものである。 記 １　ＩＲ対策について （１）ＩＲの整備は、観光振興や地域経済の活性化、新たな雇用の創出など、九州・長崎の地方創生の起爆剤となる千載一遇の好機である。さらには、アジアからの新たなゲートウェイとして、インバウンドを飛躍的に増加させるものであり、我が国の成長にも大きく貢献するものであることから、上限３箇所とされる区域認定の獲得に向け、庁内各部局が一丸となって諸準備を加速させ、万全を期すこと。 （２）交通アクセスの強化は区域認定の獲得に向けた重要な課題の一つであることから、国や交通事業者との連携を密にしながら、ＩＲ区域周辺の国道や県道における交通量増加を見据えた対策案を検討するとともに、ＩＲ区域への主要な交通インフラである道路や鉄道、港湾、空港の整備

	や機能拡大など、陸海空それぞれのアクセス強化を図ること。 （３）ＩＲの整備にあたっては、県民の理解促進に取り組むとともに、懸念される社会的リスクの最小化に向け、ギャンブル依存症対策や青少年の健全育成、周辺環境の保全等について、国や関係団体等と連携し、十分な対策を講じること。 ２　観光振興対策について （１）観光県長崎のさらなる魅力アップや経済振興のため、観光関連予算の拡充や国、九州各県及び県内市町との連携強化に努めること。 （２）県内各地に点在する世界遺産の効率的な周遊ルートや、世界遺産に限らず複数の観光地を巡る周遊ルートの開発、さらには朝型観光の推進など、旅行者に県内周遊や延泊を促す取組に力を入れること。 （３）国内の人口減少や高齢化が進む中、ユニバーサルツーリズム市場の対象となる高齢者や障害者等は人口の約３分の１を占めており、今後宿泊客の維持・拡大を図るためには、この方々を受け入れる窓口をはじめとした環境づくりが急務であることから、市町や観光及び福祉関係団体・事業者と連携し、ユニバーサルツーリズムの推進に引き続き取り組んでいくこと。 ３　国際戦略について （１）中国発着クルーズのビジネスモデルが確立された中にあっても、ランドオペレーターに対する周遊プランの提案や県産品販売の機会創出等により、県内経済への波及効果を最大限高めるよう努めること。 （２）韓国人観光客の減少が本県の観光にも大きく影響する中、既に様々な対策に取り組んでいるところであるが、今後とも現場の声を聴き、多面的かつ効果的な支援を続けていくこと。 （３）観光資源の多言語解説やＷｉ－Ｆｉ環境の整備、洋式トイレの増設等、インバウンド受入体制の強化に向けた取組を、国の事業も活用しながら市町や民間事業者とともに進めること。また、整備した受入体制とともに県内各地の魅力を外国人観光客に広く知ってもらい、実際に訪問してもらうため、海外へのＷＥＢ、ＳＮＳ等による積極的な情報発信を強化、継続すること。 なお、文案の作成及び提出の諸手続については、議長に一任する。
提出先	知　事

動　　議	
提　出　者	九州新幹線西九州ルート・交通対策特別委員会
提出年月日	令和２年２月２５日
種　類	意　見　書
件　名	九州新幹線西九州ルートの整備促進・交通対策について
要　旨	九州新幹線西九州ルートは、西九州地域の産業振興や交流人口の拡大等につながる重要な交通基盤であり、関西・中国圏との連携による社会経済の発展に寄与するものである。また、沿線地域では、官民が一体となって新幹線の効果を最大限に発揮できるよう、ソフト・ハード両面から新幹線を活用した魅力あるまちづくりに取り組んでいるところであり、一日も早い全線開業が期待されている。 将来の西九州地域の発展のためには、フル規格によって、新大阪への直通運行を実現し、全国の新幹線ネットワークに接続することが必要不可欠である。 また、地域二次交通は、本県の産業振興や交流人口の拡大、地域の活性化を図るため、広域的な二次交通体系を形成し、鉄道、乗合バス等の地域交通を整備・改善していくことが必要である。 しかしながら、人口減少・少子高齢化の進展により、地域交通をとりまく環境が年々厳しさを増しており、輸送人員の減少によるサービス水準の低下が懸念される。 さらに、近年、高齢者による重大交通事故が社会問題化している中、運転免許返納者が増えていることを踏まえ、返納者や公共交通空白地域の住民、高齢者等交通弱者の外出の機会を増やすため、公共交通等の移動手段の確保は重要な課題である。 一方、近年、訪日客が増加している現状において、長崎空港が担う役割は大きくなっており、交流人口拡大や地域活性化のため、過密化する福岡空港の代替空港化、航空路線の誘致等の推進が求められている。 よって、県に対して、下記の事項について、積極的かつ真摯に取り組まれるよう、強く要望するものである。 記 １　九州新幹線西九州ルート整備対策について （１）武雄温泉駅での対面乗換を早期に解消するため、一刻も早く新鳥栖・武雄温泉間のフル規格による整備を実現すること。 （２）北陸新幹線と一体的に財源確保の議論を進めるため、早期にルートを決定するとともに、地方負担、並行在来線等の課題解決に向けて、関係者間の合意形成が図られるよう、政府・与党等へ働きかけを行うこと。

	（３）令和４年度の開業について、新幹線の整備効果等に対する県民の理解促進が図られるよう努めること。また、開業効果を高め、県内各地へ波及・拡大させるため、市町等との連携を強化し、受入体制の構築を図ること。 ２　地域二次交通対策について 地域公共交通網形成計画について、快適な地域の暮らしや活性化のため、市町が速やかに計画策定に取り組めるように、総合調整の役割を果たし、市町の取組の後押しを図ること。 ３　交通弱者対策について （１）運転免許証自主返納高齢者等について、各地域の実情に応じ、公共交通利用等の支援策が講じられるよう努めること。 （２）市町と連携し、コミュニティ交通の利用促進を図ること。 ４　長崎空港対策について （１）国際線利用者の増加に向け、定期便化を見据えたチャーター便の誘致などに取り組むこと。 （２）長崎空港の２４時間化を目指す中で、一部リモート化による運用時間の延長に取り組むこと。 （３）空港活性化のために、引き続き、コンセッション方式を含めた運営手法について検討を継続すること。 なお、文案の作成及び提出の諸手続については、議長に一任する。
提出先	知　事

◎常任委員会・議会運営委員会委員選任名簿（案）

委　員　会	委員長	副委員長	委　　員
総務委員会 （１２名）	山口　経正	北村　貴寿	小林　克敏　山口　初實　前田　哲也　中島　浩介 山本　啓介　大久保潔重　吉村　　洋　麻生　　隆 堤　　典子　浦川　基継
文教厚生委員会 （１１名）	深堀ひろし	石本　政弘	中山　　功　外間　雅広　堀江ひとみ　中村　和弥 川崎　祥司　松本　洋介　大場　博文　下条　博文 赤木　幸仁
環境生活委員会 （１１名）	山本　由夫	久保田将誠	田中　愛国　溝口芙美雄　徳永　達也　山田　朋子 ごうまなみ　宅島　寿一　宮島　大典　宮本　法広 中村　泰輔
農水経済委員会 （１１名）	近藤　智昭	中村　一三	八江　利春　坂本　智徳　中島　廣義　山田　博司 浅田ますみ　西川　克己　坂本　　浩　饗庭　敦子 山下　博史
予算決算委員会 （４５名）	大久保潔重	松本　洋介	議長、正副委員長を除く全議員
議会運営委員会 （１３名）	中島　浩介	宅島　寿一	中山　　功　外間　雅広　中村　和弥　深堀ひろし 吉村　　洋　山口　経正　近藤　智昭　宮本　法広 浦川　基継　北村　貴寿　赤木　幸仁

特別委員会の付議事件等一覧表（案）

名称	付議事件	設置期限
離島・半島地域振興特別委員会	・離島・半島地域振興対策 ・有人国境離島法対策 ・離島地域航路・航空路対策	調査終了時まで
観光振興・交通対策特別委員会	・ＩＲ対策 ・新幹線対策 ・観光振興対策 ・国際戦略 ・交通対策	調査終了時まで
人口減少・雇用対策特別委員会	・社会減対策 ・人材確保対策 ・若者・女性対策	調査終了時まで

◎特別委員会委員選任名簿（案）

委員会	委員長	副委員長	委員
離島・半島地域振興特別委員会（１０名）	山下　博史	堤　典子	坂本　智徳　徳永　達也　堀江ひとみ　山田　朋子 山本　啓介　大久保潔重　大場　博文　石本　政弘
観光振興・交通対策特別委員会（１０名）	八江　利春	川崎　祥司	田中　愛国　小林　克敏　山田　博司　前田　哲也 松本　洋介　坂本　浩　久保田将誠　中村　泰輔
人口減少・雇用対策特別委員会（１０名）	山口　初實	中村　一三	溝口芙美雄　中島　廣義　西川　克己　山本　由夫 麻生　隆　宮島　大典　饗庭　敦子　下条　博文

令和２年２月定例会

上　程　議　案　件　名　表

議案番号	件名
第　1　号	令和２年度長崎県一般会計予算
第　2　号	令和２年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
第　3　号	令和２年度長崎県農業改良資金特別会計予算
第　4　号	令和２年度長崎県林業改善資金特別会計予算
第　5　号	令和2年度長崎県県営林特別会計予算
第　6　号	令和2年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算
第　7　号	令和2年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
第　8　号	令和2年度長崎県用地特別会計予算
第　9　号	令和2年度長崎県庁用管理特別会計予算
第　10　号	令和2年度長崎県長崎魚市場特別会計予算
第　11　号	令和2年度長崎県港湾施設整備特別会計予算
第　12　号	令和2年度長崎県公債管理特別会計予算
第　13　号	令和2年度長崎県国民健康保険特別会計予算
第　14　号	令和2年度長崎県港湾整備事業会計予算
第　15　号	令和2年度長崎県交通事業会計予算
第　16　号	令和2年度長崎県流域下水道事業会計予算
第　17　号	長崎県危険物等に係る事務手数料条例の一部を改正する条例
第　18　号	長崎県手数料条例の一部を改正する条例
第　19　号	長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
第　20　号	職員の服務の宣誓に関する条例及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
第　21　号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
第　22　号	知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
第　23　号	内部組織の設置に関する条例の一部を改正する条例
第　24　号	長崎県吏員恩給条例の一部を改正する条例
第　25　号	長崎県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と長崎県吏員恩給条例による恩給の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例
第　26　号	長崎県県庁舎建設整備基金条例を廃止する条例
第　27　号	長崎県税条例の一部を改正する条例
第　28　号	ふるさと長崎応援寄附金基金条例
第　29　号	長崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例
第　30　号	長崎県監査委員条例の一部を改正する条例
第　31　号	警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例
第　32　号	長崎県公立大学法人の役員等の損害賠償責任の一部免除の額を定める条例
第　33　号	長崎県無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例
第　34　号	長崎県医療施設耐震化臨時特例基金条例を廃止する条例
第　35　号	長崎県薬務関係手数料条例の一部を改正する条例
第　36　号	長崎県子育て条例の一部を改正する条例
第　37　号	長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
第　38　号	市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の一部を改正する条例
第　39　号	義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例
第　40　号	長崎県文化財保護条例等の一部を改正する条例
第　41　号	長崎県立対馬歴史民俗資料館条例を廃止する条例
第　42　号	旅館業法施行条例の一部を改正する条例
第　43　号	公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例
第　44　号	長崎県食品衛生に関する条例の一部を改正する条例
第　45　号	長崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例
第　46　号	長崎県立都市公園条例の一部を改正する条例
第　47　号	長崎県港湾整備事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
第　48　号	長崎県災害危険住宅の移転促進等の助成に関する条例の一部を改正する条例
第　49　号	長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例
第　50　号	長崎県特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例
第　51　号	長崎県営住宅条例の一部を改正する条例
第　52　号	長崎県営交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
第　53　号	長崎県魚市場条例を廃止する条例
第　54　号	長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例
第　55　号	長崎県漁港管理条例の一部を改正する条例

議案番号	件名
第　56　号	長崎県卸売市場条例及び長崎県卸売市場審議会の組織及び運営に関する条例を廃止する条例
第　57　号	財産の取得について
第　58　号	和解及び損害賠償の額の決定について
第　59　号	包括外部監査契約の締結について
第　60　号	長崎県公立大学法人が徴収する料金の上限に関する定めの変更の認可について
第　61　号	契約の締結について
第　62　号	契約の締結について
第　63　号	契約の締結について
第　64　号	契約の締結の一部変更について
第　65　号	契約の締結の一部変更について
第　66　号	財産の処分について
第　67　号	権利の放棄について
第　68　号	権利の放棄について
第　69　号	権利の放棄について
第　70　号	権利の放棄について
第　71　号	権利の放棄について
第　72　号	直轄特定漁港漁場整備事業に対する県の負担についての一部変更について
第　73　号	直轄特定漁港漁場整備事業に対する県の負担について
第　74　号	長崎県観光振興基本計画の変更について
第　75　号	長崎県子育て条例行動計画について
第　76　号	第三期長崎県立高等学校改革基本方針について
第　77　号	令和元年度長崎県一般会計補正予算（第6号）
第　78　号	令和元年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算（第1号）
第　79　号	令和元年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）
第　80　号	令和元年度長崎県県営林特別会計補正予算（第1号）
第　81　号	令和元年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）
第　82　号	令和元年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第１号）
第　83　号	令和元年度長崎県用地特別会計補正予算（第1号）
第　84　号	令和元年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第1号）

議案番号	件名
第　85　号	令和元年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第4号）
第　86　号	令和元年度長崎県流域下水道特別会計補正予算（第3号）
第　87　号	令和元年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第１号）
第　88　号	令和元年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
第　89　号	令和元年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第3号）
第　90　号	令和元年度長崎県交通事業会計補正予算（第１号）
第　91　号	令和元年度長崎県一般会計補正予算（第7号）
第　92　号	令和元年度長崎県県営林特別会計補正予算（第2号）
第　93　号	長崎県監査委員の選任について議会の同意を求めることについて
第　94　号	令和元年度長崎県一般会計補正予算（第8号）
発議第194号	長崎県議会委員会条例の一部を改正する条例
発議第195号	長崎県議会会議規則の一部を改正する規則
発議第196号	知事の専決処分に属する軽易な事項の指定の一部改正

請　願　付　託　表

委員会名	請願番号	件　名	提　出　者	紹介議員
文教厚生委員会	第１号	「長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例」改定を求める請願書	一般社団法人長崎県歯科医師会 会長　宮口　厳	浅田　ますみ ごう　まなみ

（計　１件）

委　員　会　開　催　日　程　表

月　日	曜日	開会時刻	委　員　会　名	場　所
3月6日	金	１０：００	予算決算委員会 （総括質疑）	議場
3月9日	月	１０：００	総務委員会	委員会室　1
			文教厚生委員会	委員会室　2
			環境生活委員会	委員会室　3
			農水経済委員会	委員会室　4
3月10日	火	１０：００	総務委員会	委員会室　1
			文教厚生委員会	委員会室　2
			環境生活委員会	委員会室　3
			農水経済委員会	委員会室　4
3月11日	水	１０：００	総務委員会	委員会室　1
			文教厚生委員会	委員会室　2
			環境生活委員会	委員会室　3
			農水経済委員会	委員会室　4
3月12日	木	１０：００	総務委員会	委員会室　1
			文教厚生委員会	委員会室　2
			環境生活委員会	委員会室　3
			農水経済委員会	委員会室　4
3月13日 （予備日）	金	１０：００	総務委員会	委員会室　1
			文教厚生委員会	委員会室　2
			環境生活委員会	委員会室　3
			農水経済委員会	委員会室　4
3月19日	木	１１：００	予算決算委員会 （分科会長報告、採決）	議場

令和２年２月定例会

審　査　報　告　書

総 務 委 員 会 審 査 結 果 報 告 書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和２年３月１２日

総務委員会委員長　　山口　経正

議長　　瀬川　光之　　様

記

１　議　　案

番　　号	件　　名	審査結果
第 17 号 議 案	長崎県危険物等に係る事務手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
第 18 号 議 案	長崎県手数料条例の一部を改正する条例（関係分）	原案可決
第 19 号 議 案	長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（関係分）	原案可決
第 20 号 議 案	職員の服務の宣誓に関する条例及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（関係分）	原案可決
第 21 号 議 案	職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（関係分）	原案可決
第 22 号 議 案	知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例	原案可決
第 23 号 議 案	内部組織の設置に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 24 号 議 案	長崎県吏員恩給条例の一部を改正する条例	原案可決
第 25 号 議 案	長崎県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と長崎県吏員恩給条例による恩給の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 26 号 議 案	長崎県県庁舎建設整備基金条例を廃止する条例	原案可決
第 27 号 議 案	長崎県税条例の一部を改正する条例	原案可決
第 28 号 議 案	ふるさと長崎応援寄附金基金条例	原案可決
第 29 号 議 案	長崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	原案可決
第 30 号 議 案	長崎県監査委員条例の一部を改正する条例	原案可決
第 31 号 議 案	警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 57 号 議 案	財産の取得について	原案可決
第 58 号 議 案	和解及び損害賠償の額の決定について	原案可決
第 59 号 議 案	包括外部監査契約の締結について	原案可決
第 74 号 議 案	長崎県観光振興基本計画の変更について	原案可決

計　１９件（原案可決　１９件）

文教厚生委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和２年３月１２日

文教厚生委員会委員長　　深堀　ひろし

議長　　瀬川　光之　　様

記

１　議　　案

番　　号	件　　名	審査結果
第 18 号 議 案	長崎県手数料条例の一部を改正する条例（関係分）	原案可決
第 20 号 議 案	職員の服務の宣誓に関する条例及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（関係分）	原案可決
第 21 号 議 案	職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（関係分）	原案可決
第 32 号 議 案	長崎県公立大学法人の役員等の損害賠償責任の一部免除の額を定める条例	原案可決
第 33 号 議 案	長崎県無料低額宿泊所の設置及び運営の基準に関する条例	原案可決
第 34 号 議 案	長崎県医療施設耐震化臨時特例基金条例を廃止する条例	原案可決
第 35 号 議 案	長崎県薬務関係手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
第 36 号 議 案	長崎県子育て条例の一部を改正する条例	原案可決
第 37 号 議 案	長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 38 号 議 案	市町村立学校県費負担教職員定数条例及び県立学校職員定数条例の一部を改正する条例	原案可決
第 39 号 議 案	義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 40 号 議 案	長崎県文化財保護条例等の一部を改正する条例	原案可決
第 41 号 議 案	長崎県立対馬歴史民俗資料館条例を廃止する条例	原案可決
第 60 号 議 案	長崎県公立大学法人が徴収する料金の上限に関する定めの変更の認可について	原案可決
第 75 号 議 案	長崎県子育て条例行動計画について	原案可決
第 76 号 議 案	第三期長崎県立高等学校改革基本方針について	原案可決

計　１６件（原案可決　１６件）

２　請　　願

番　　号	件　　名	審査結果
第　１　号	「長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例」改定を求める請願書	採　択

計　　１ 件（採択　　１ 件）

環境生活委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和２年３月１１日

環境生活委員会委員長　　山本　由夫

議長　　瀬川　光之　　様

記

１　議　　案

番　　号	件　　名	審査結果
第 19 号 議 案	長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（関係分）	原案可決
第 42 号 議 案	旅館業法施行条例の一部を改正する条例	原案可決
第 43 号 議 案	公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例	原案可決
第 44 号 議 案	長崎県食品衛生に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 45 号 議 案	長崎県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 46 号 議 案	長崎県立都市公園条例の一部を改正する条例	原案可決
第 47 号 議 案	長崎県港湾整備事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 48 号 議 案	長崎県災害危険住宅の移転促進等の助成に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 49 号 議 案	長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
第 50 号 議 案	長崎県特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例	原案可決
第 51 号 議 案	長崎県営住宅条例の一部を改正する条例	原案可決
第 52 号 議 案	長崎県営交通事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 61 号 議 案	契約の締結について	原案可決
第 62 号 議 案	契約の締結について	原案可決
第 63 号 議 案	契約の締結について	原案可決
第 64 号 議 案	契約の締結の一部変更について	原案可決
第 65 号 議 案	契約の締結の一部変更について	原案可決
第 66 号 議 案	財産の処分について	原案可決
第 67 号 議 案	権利の放棄について	原案可決
第 68 号 議 案	権利の放棄について	原案可決

計　　２０件（原案可決　２０件）

農水経済委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和２年３月１１日

農水経済委員会委員長　　近藤　智昭

議長　　瀬川　光之　　様

記

１　議　　案

番　　号	件　　名	審査結果
第 19 号 議 案	長崎県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（関係分）	原案可決
第 53 号 議 案	長崎県魚市場条例を廃止する条例	原案可決
第 54 号 議 案	長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例	原案可決
第 55 号 議 案	長崎県漁港管理条例の一部を改正する条例	原案可決
第 56 号 議 案	長崎県卸売市場条例及び長崎県卸売市場審議会の組織及び運営に関する条例を廃止する条例	原案可決
第 69 号 議 案	権利の放棄について	原案可決
第 70 号 議 案	権利の放棄について	原案可決
第 71 号 議 案	権利の放棄について	原案可決
第 73 号 議 案	直轄特定漁港漁場整備事業に対する県の負担について	原案可決

計　９件（原案可決　９件）

予算決算委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和２年３月１９日

予算決算委員会委員長　　大久保　潔重

議長　　瀬川　光之　　様

記

１　議　　案

番　　号	件　　名	審査結果
第 1 号 議 案	令和２年度長崎県一般会計予算	原案可決
第 2 号 議 案	令和２年度長崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	原案可決
第 3 号 議 案	令和２年度長崎県農業改良資金特別会計予算	原案可決
第 4 号 議 案	令和２年度長崎県林業改善資金特別会計予算	原案可決
第 5 号 議 案	令和２年度長崎県県営林特別会計予算	原案可決
第 6 号 議 案	令和２年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算	原案可決
第 7 号 議 案	令和２年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算	原案可決
第 8 号 議 案	令和２年度長崎県用地特別会計予算	原案可決
第 9 号 議 案	令和２年度長崎県庁用管理特別会計予算	原案可決
第 10 号 議 案	令和２年度長崎県長崎魚市場特別会計予算	原案可決
第 11 号 議 案	令和２度長崎県港湾施設整備特別会計予算	原案可決
第 12 号 議 案	令和２年度長崎県公債管理特別会計予算	原案可決
第 13 号 議 案	令和２年度長崎県国民健康保険特別会計予算	原案可決
第 14 号 議 案	令和２年度長崎県港湾整備事業会計予算	原案可決
第 15 号 議 案	令和２年度長崎県交通事業会計予算	原案可決
第 16 号 議 案	令和２年度長崎県流域下水道事業会計予算	原案可決

番　　号	件　　名	審査結果
第 77 号 議 案	令和元年度長崎県一般会計補正予算（第６号）	原案可決
第 78 号 議 案	令和元年度長崎県農業改良資金特別会計補正予算（第１号）	原案可決
第 79 号 議 案	令和元年度長崎県林業改善資金特別会計補正予算（第１号）	原案可決
第 80 号 議 案	令和元年度長崎県県営林特別会計補正予算（第１号）	原案可決
第 81 号 議 案	令和元年度長崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第１号）	原案可決
第 82 号 議 案	令和元年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第１号）	原案可決
第 83 号 議 案	令和元年度長崎県用地特別会計補正予算（第１号）	原案可決
第 84 号 議 案	令和元年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第１号）	原案可決
第 85 号 議 案	令和元年度長崎県港湾施設整備特別会計補正予算（第４号）	原案可決
第 86 号 議 案	令和元年度長崎県流域下水道特別会計補正予算（第３号）	原案可決
第 87 号 議 案	令和元年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第１号）	原案可決
第 88 号 議 案	令和元年度長崎県国民健康保険特別会計補正予算（第１号）	原案可決
第 89 号 議 案	令和元年度長崎県港湾整備事業会計補正予算（第３号）	原案可決
第 90 号 議 案	令和元年度長崎県交通事業会計補正予算（第１号）	原案可決
第 94 号 議 案	令和元年度長崎県一般会計補正予算（第８号）	原案可決

計　３１件（原案可決　３１件）

動　議　件　名　一　覧　表（結果）

１　委員会等提出

区　分	提出先	件　　名	提　出　者	可　否	掲載ページ
意見書	知　事	離島・半島地域の振興対策について	離島・半島地域振興特別委員会	可決	付録 1ページ
意見書	知　事	ＩＲ推進及び観光振興について	ＩＲ・観光振興対策特別委員会	可決	付録 2ページ
意見書	知　事	九州新幹線西九州ルートの整備促進・交通対策について	九州新幹線西九州ルート・交通対策特別委員会	可決	付録 3ページ
意見書	政　府 国　会	新型コロナウイルスの感染拡大防止等を求める意見書	議会運営委員会	可決	付録 14ページ
決　議	知　事	新型コロナウイルスの感染拡大防止等に関する決議	議会運営委員会	可決	付録 15ページ

２　その他

区　分	提出先	件　　名	提　出　者	可　否	掲載ページ
発議 第194号	－	長崎県議会委員会条例の一部を改正する条例	議会運営委員会	可決	付録 16ページ
発議 第195号	－	長崎県議会会議規則の一部を改正する規則	議会運営委員会	可決	付録 18ページ
発議 第196号	－	知事の専決処分に属する軽易な事項の指定の一部改正	議会運営委員会	可決	付録 19ページ

動　　議

新型コロナウイルスの感染拡大防止等を求める意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和２年３月１９日

議会運営委員会委員長　　中島　浩介

長崎県議会議長　　瀬川　光之　様

新型コロナウイルスの感染拡大防止等を求める意見書（案）

新型コロナウイルスによる感染は急速な勢いで世界中に拡散し、世界保健機関（WHO）において「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」に該当する旨の宣言が出され国際的な脅威となっている。国会においてもさらなる感染拡大に備え「緊急事態宣言」を可能にする新型インフルエンザ等対策特別措置法改正案が成立した。益々予断を許さない状況において、今後も国と地方公共団体が一体となった迅速かつ適切な対応が強く求められる。

本県においては、早い段階より県庁内に諸対策会議が設置され（現在は対策本部）、県民への感染予防に関する情報発信や電話相談窓口における相談対応、医療福祉分野での現場の状況に応じた対応、また、学校の休校措置を受けて児童・生徒の日々の生活や保護者に対しての支援等、安全で安心な県民生活を確保するために様々な対策を講じている。

政府見解によると、まだ終息の見込みが予測できない状況のなかで、国においては第二弾となる「新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急対応策」が打ち出されたが、国民の命と健康を守ることを最優先として、感染拡大の防止対策や企業の経済活動支援など、下記の事項に積極的に取り組まれるよう改めて強く要望する。

記

１　国外からの新型コロナウイルスの侵入を防止するため、空港や港湾等での検疫体制の強化など水際体制に引き続き万全を期すこと。

２　国内外の正確な情報を迅速に収集し国民に提供しながら、国内各地における適切な検査・治療体制を早急に整え、地域と連携して入院体制整備のための支援を行うこと。

３　簡易検査キット、ワクチン、治療薬の開発・製造を早急に行うとともに、症状に応じた治療法を速やかに確立すること。また、絶対的に不足しているマスク、防護服、消毒液等の医療物資の確保に努め、国民への円滑な供給体制を迅速に整えること。特に医療機関や高齢者施設への供給を優先すること。

４　観光業や商工業をはじめ経済的に影響を受けた地域の事業者に対して、政府が打ち出した対策の速やかな周知と実施の徹底、並びに地域の現状に応じた弾力的な運用を図るとともに、地域における消費喚起を促すための必要な支援策を講じること。また、金融機関に対して、企業活動の継続に必要な資金の円滑な融資及び既貸付金の元金返済猶予等、具体的な支援策の実行を要請するとともにそれらに要する財政支援を講じること。

5　子ども達への支援、学校施設等の衛生環境への配慮及び保護者・関係業者等の負担の軽減について、特段の措置を行うこと。また、学校の臨時休業やイベントの自粛等により、学校給食関連事業者など大幅な減収が生じる地域の事業者に加え、売上等に影響が懸念される農林水産業者等に対する支援策を講じること。

6　地方公共団体が実施する新型コロナウイルス感染症対策への財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和２年３月１９日

長 崎 県 議 会

動　　議

新型コロナウイルスの感染拡大防止等に関する決議（案）を別紙のとおり提出する。

令和２年３月１９日

議会運営委員会委員長　　中島　浩介

長崎県議会議長　　瀬川　光之　様

新型コロナウイルスの感染拡大防止等に関する決議（案）

令和２年３月１４日、本県１例目となる新型コロナウイルスの感染者が確認された。
県民は発生した事実を受け止めつつ、冷静に対応しているが、それぞれの暮らしには多くの不安と恐怖がある事は間違いない。
中国での発生後、令和２年１月１６日に我が国初の感染者が確認されると、徐々に経済や国民生活へ影響を及ぼし、それらは本県の産業や暮らしにも顕著に表れてきた。
そして今回の県内における発生は、経済、教育、福祉など更なる負担を県民に強いるとともに、広範囲そして長期的により一層の影響を生じさせることとなる。
県民の命や健康、暮らしを守る為には感染拡大を阻止し、適切な支援を講じなければならない。その為には丁寧な行政の説明と先を見据えた力強いリーダーシップが求められている。
県民に結束を呼びかけ協力を集めなければ、この危機を乗り越えることはできない。
今こそ県民に寄り添う姿勢が必要である。
本県議会は新型コロナウイルスの感染拡大防止等のため、県民と一体となって取り組む決意を表明するとともに、県におかれては以下のとおり対策を講じるよう求めるものである。

１　観光業や商工業をはじめ、経済的に影響を受けた地域の事業者及び個人・世帯に対し、きめ細かな情報把握に基づく県独自の必要かつ十分な支援策を適宜、講じること。

２　県民の安心・安全や公共衛生の保持のため、迅速かつ正確な情報収集を行うとともに、時機を逸することなく的確な情報発信に努めること。

３　保育施設、高齢者施設、障害者施設及び医療機関などの施設や、その関係者の安心・安全対策について、積極的に支援すること。

４　学校の臨時休業が長期化する中で、こどもの学習環境及び健全育成に対する十分な配慮と、保護者の負担軽減を図ること。

５　雇用維持に努める企業への支援と地域における消費喚起の施策を積極的に展開すること。

６　感染拡大防止対策や情報発信の実施に際して、市町との連携をこれまで以上に図ること。

以上、決議する。

令和２年３月１９日

長　崎　県　議　会

長崎県議会委員会条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和２年３月１９日

議会運営委員会委員長　中島　浩介

長崎県議会議長　　瀬川　光之　様

長崎県議会委員会条例の一部を改正する条例案

長崎県議会委員会条例（昭和38年長崎県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（常任委員会の設置） 第１条　議会に次の常任委員会を置く。 (1)及び(2) 略 (3) 環境生活建設委員会 (4)及び(5) 略 ２及び３ 略	（常任委員会の設置） 第１条　議会に次の常任委員会を置く。 (1)及び(2) 略 (3) 環境生活委員会 (4)及び(5) 略 ２及び３ 略
（常任委員会の委員の定数及び所管） 第２条　常任委員会の委員の定数及び所管は、次のとおりとする。ただし、議長は、臨時に設けられた事務について、特に必要と認めるときは、別にその所管を定めることができる。 (1) 総務委員会　12人以内 危機管理、防災、消防、危険物の規制等に関する事務、企画部、総務部（学事に関する事務を除く。）及び地域振興部の分掌に属する事務並びに出納局の所管に属する事務並びに人事委員会、公安委員会、労働委員会、選挙管理委員会及び監査委員の所管に属する事務並びに他の委員会の所管に属しない事務 (2) 略 (3) 環境生活建設委員会　12人以内 文化観光国際部、県民生活環境部及び土木部の分掌に属する事務並びに交通局の所管に属する事務並びに収用委員会の所管に属する事務 (4)及び(5) 略	（常任委員会の委員の定数及び所管） 第２条　常任委員会の委員の定数及び所管は、次のとおりとする。ただし、議長は、臨時に設けられた事務について、特に必要と認めるときは、別にその所管を定めることができる。 (1) 総務委員会　12人以内 危機管理、防災、消防、危険物の規制等に関する事務、総務部（学事に関する事務を除く。）、企画振興部及び文化観光国際部の分掌に属する事務並びに出納局の所管に属する事務並びに人事委員会、公安委員会、労働委員会、選挙管理委員会及び監査委員の所管に属する事務並びに他の委員会の所管に属しない事務 (2) 略 (3) 環境生活委員会　12人以内 県民生活部、環境部及び土木部の分掌に属する事務並びに交通局の所管に属する事務並びに収用委員会の所管に属する事務 (4)及び(5) 略

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の長崎県議会委員会条例（以下「旧条例」という。）の規定による常任委員会の委員で次の表の左欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長及び委員である者は、それぞれ同表の右欄に掲げるこの条例による改正後の長崎県議会委員会条例（以下「新条例」という。）の規定による常任委員会の委員長、副委員長及び委員となるものとし、その任期は、旧条例の規定による委員会の委員長、副委員長及び委員のそれぞれの残任期間とする。

総務委員会	総務委員会
環境生活委員会	環境生活建設委員会

３　この条例の施行の際、現に旧条例の規定による常任委員会において審査又は調査中の事件は、新条例の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会にそれぞれ付託されたものとみなす。

（提案理由）

令和２年４月１日付けの県の組織改正等に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。

発議第１９５号

長崎県議会会議規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

令和２年３月１９日

議会運営委員会委員長　　中島　浩介

長崎県議会議長　　瀬川　光之　様

長崎県議会会議規則の一部を改正する規則案

長崎県議会会議規則（昭和３８年長崎県議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（欠席の届出） 第２条　議員は、公務、疾病、出産、育児、家族の看護又は介護、家族の弔事、配偶者の出産補助、その他のやむを得ない事由により会議に出席できないときは、あらかじめその理由を記載した欠席届を議長に提出しなければならない。	（欠席の届出） 第２条　議員は、公務、疾病、出産その他の事故のため、会議に出席できないときは、あらかじめその理由を記載した欠席届を議長に提出しなければならない。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

（提案理由）

会議の欠席理由について、所要の改正をしようとするものである。これがこの規則案を提出する理由である。

発議第１９６号

知事の専決処分に属する軽易な事項の指定の一部改正案を別紙のとおり提出する。

令和２年３月１９日

議会運営委員会委員長　　中島　浩介

長崎県議会議長　　瀬川　光之　様

知事の専決処分に属する軽易な事項の指定の一部改正案

知事の専決処分に属する軽易な事項の指定（昭和２２年長崎県告示第４４０号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
９　債権１件につき50万円以下の権利の放棄に関すること。	

令和２年２月定例会議会閉会中 委員会付託申出一覧表

No. 1

委員会名	付託事件
総務	○委員会、現地調査及び要望活動 ・危機管理、防災、消防、危険物の規制等に関する事項について ・職員の人事、勤務条件、給与、福利厚生等に関する事項について ・行政改革、情報公開等県の行政一般に関する事項について ・県の予算、財政、県税その他の財務に関する事項について ・政策評価に関する事項について ・公有財産に関する事項について ・秘書、広報及び広聴に関する事項について ・地域・行政情報化その他他部の主管に属しない事項について ・重要施策の企画及び総合調整に関する事項について ・離島・半島及び地域の振興に関する事項について ・スポーツ振興に関する事項について ・県内市町の行政、財政、選挙に関する事項について ・土地対策に関する事項について ・交通運輸に関する事項について ・県庁舎の跡地活用に関すること ・文化振興に関する事項について ・世界遺産に関する事項について ・観光振興に関する事項について ・物産流通振興に関する事項について ・国際関連施策の推進に関する事項について ・出納及び物品調達に関する事項について ・議会事務局に関する事項について ・監査事務に関する事項について ・人事委員会に関する事項について ・労働委員会に関する事項について ・警察の組織及び運営に関する事項について ・交通安全、防犯対策の推進に関する事項について ・公安委員会に関する事項について
文教厚生	○委員会、現地調査及び要望活動 ・私立学校及び県立大学（公立大学法人）に関する事項について ・福祉保健行政の企画及び総合調整に関する事項について ・社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査に関する事項について ・医療政策に関する事項について ・医療人材の確保等に関する事項について ・薬務行政に関する事項について ・国民健康保険等に関する事項について ・高齢者施策の推進に関する事項について ・障害者施策の推進に関する事項について ・原爆被爆者対策等の推進に関する事項について ・子どもに関する総合的な施策及び調整に関する事項について ・教育委員会に関する事項について ・教職員の定数、勤務条件及び福利厚生等に関する事項について ・県立学校の施設及び設備に関する事項について ・義務教育及び高校教育に関する事項について ・特別支援教育に関する事項について ・生涯学習に関する事項について ・学芸文化に関する事項について ・保健体育に関する事項について ・競技力の向上に関すること

No. 2

委員会名	付託事件
環境生活	○委員会、現地調査及び要望活動 ・県民生活に関する施策の企画及び総合調整に関する事項について ・県民との協働推進等に関する事項について ・人権・同和問題に関する事項について ・男女共同参画に関する事項について ・交通安全の企画、交通安全運動等に関する事項について ・統計に関する事項について ・生活衛生に関する事項について ・食の安全・安心及び消費者行政に関する事項について ・環境に関する施策の企画及び総合調整に関する事項について ・環境保全等に関する事項について ・生活排水対策及び水資源政策に関する事項について ・廃棄物対策に関する事項について ・自然環境に関する事項について ・道路及び河川に関する事項について ・まちづくりに関する事項について ・土砂災害対策に関する事項について ・住宅及び建築に関する事項について ・県土地開発公社に関する事項について ・県住宅供給公社に関する事項について ・県道路公社に関する事項について ・港湾、空港その他土木に関する事項について ・県営交通事業に関する事項について
農水経済	○委員会、現地調査及び要望活動 ・産業の振興に関する事項について ・労働に関する事項について ・産業技術の振興に関する事項について ・水産業に関する事項について ・漁港漁場に関する事項について ・農業に関する事項について ・林業に関する事項について
予算決算	○委員会、要望活動 ・一般会計、特別会計及び企業会計予算等について
議会運営	○委員会、現地調査及び要望活動 ・議会の運営に関する事項について ・議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について ・議長の諮問に関する事項について
離島・半島地域振興特別	○委員会、現地調査及び要望活動 ・離島・半島地域振興対策 ・有人国境離島法対策 ・離島地域航路・航空路対策
観光振興・交通対策特別	○委員会、現地調査及び要望活動 ・ＩＲ対策 ・新幹線対策 ・観光振興対策 ・国際戦略 ・交通対策
人口減少・雇用対策特別	○委員会、現地調査及び要望活動 ・社会減対策 ・人材確保対策 ・若者・女性対策